

平成 27 年度 内閣官房委託調査

特定複合観光施設区域に関する海外事例調査
(依存症対策、区域設定等)
報告書

平成 27 年 10 月

有限責任 あずさ監査法人

本報告書の内容は、全て調査実施者の見解であり、
内閣官房の公式見解を示すものではありません。

目次

用語定義	1
報告書要旨.....	3
1. 海外における IR・カジノに関連する責任あるギャンbling対策	5
1.1 諸外国での責任あるギャンbling対策に関する制度・運用実態調査	5
(1)総論	5
① 調査目的	5
② 検討対象	5
(2)責任あるギャンbling対策（カジノに係る対策）	5
① 法令で規定されている責任あるギャンbling対策.....	5
1) シンガポール	6
2) 米国・ネバダ州	9
3) 米国・マサチューセッツ州	12
4) 豪州・ビクトリア州	14
5) 韓国	17
② プログラムにより規定している責任あるギャンbling対策	19
1) シンガポール	20
2) 米国・ネバダ州	22
3) 米国・マサチューセッツ州	26
4) 豪州・ビクトリア州	34
③ 入場制限に関する制度	42
1) シンガポール	43
2) マサチューセッツ州	47
3) ビクトリア州	49
4) 韓国	51
④ その他の国の特色ある責任あるギャンbling対策.....	53
1) 英国	53
2) オランダ	55
3) ノルウェー	56
4) フランス.....	57
5) スイス'.....	58
⑤ 各国のカジノにおける責任あるギャンbling対策の比較	59

(3)責任あるギャンプリング対策（ギャンブル全般に係る対策）	60
① シンガポール	60
1) 総論	60
2) シンガポールの政府機関.....	61
3) シンガポールの民間機関.....	67
② 米国の全国組織	69
1) 総論	69
2) 全米の民間機関	70
③ 米国・ネバダ州	73
1) 総論	73
2) ネバダ州の政府機関.....	74
3) 米国・ネバダ州の民間機関	76
④ 米国・マサチューセッツ州.....	78
1) 総論	78
2) マサチューセッツ州の政府機関	79
3) マサチューセッツ州の民間機関	82
⑤ 豪州の連邦政府の組織	84
1) 総論	84
2) 連邦政府機関.....	85
⑥ 豪州・ビクトリア州.....	86
1) 総論	86
2) ビクトリア州の政府機関.....	87
3) 豪州・ビクトリア州の民間機関	92
⑦ 韓国.....	95
1) 総論	95
2) 韓国の政府機関	96
3) 韓国の民間機関	100
⑧ カナダ・オンタリオ州.....	103
1) 総論	103
2) オンタリオ州の政府機関	104
3) オンタリオ州の民間機関	109
(4)各国の依存症データ.....	115
① シンガポール.....	115
② 米国・ネバダ州.....	116
③ 米国・マサチューセッツ州.....	116
④ 豪州・ビクトリア州.....	116

⑤ 韓国.....	117
⑥ カナダ・オンタリオ州.....	117
1.2. IR/カジノ運営に起因する正負の影響評価.....	118
(1)総論.....	118
(2)調査の進め方.....	118
① 文献の特定.....	118
② 文献の分類.....	118
1) 日本を分析対象とした文献.....	118
2) 海外を分析対象とした文献.....	123
(3)日本を分析対象とした文献に関する整理.....	128
(4)海外を分析対象とした文献に関する整理.....	144
① 目的.....	144
② 社会的コストの内容.....	145
③ 既存産業とのカニバリゼーションの考慮について.....	145
④ 各試算結果の詳細.....	145
(5)まとめ.....	165
① 経済効果の試算の前提となる投資・事業計画の合理性について.....	165
② カニバリゼーションの考慮について.....	165
③ 社会的コストの範囲及び定量化の問題.....	167
2. 海外での IR 区域設定事例における手続き・設定基準、並びに事業監督に関する規制当局と設置自治体の役割・関係に係る制度.....	171
(1)総論.....	173
① 調査目的.....	173
② 検討対象.....	173
③ IR の設置プロセスと区域選定.....	173
(2)米国・ニューヨーク州.....	175
① IR 設置の概要.....	175
1) 総論.....	175
2) 関係機関.....	177
3) 地域分割.....	177
4) 選定スケジュール.....	179
② 設置自治体(Host Community)の地方議会による事業者の承認.....	182
1) 総論.....	182
2) 合意書の内容.....	182
③ ゲーミング委員会 (Gaming Commission) による事業者選定.....	184
1) 総論.....	184

2) RFA 審査	185
3) 住民からの意見募集	187
4) 協定書の内容	189
5) 北部ニューヨークゲーミング経済開発法の内容	190
④ 周辺自治体との合意	191
⑤ 適格性審査及びライセンス交付	192
⑥ 事業者の監視・監督	192
1) 総論	192
2) ゲーミング委員会による監視・監督	192
3) 設置自治体によるモニタリング	193
⑦ 総括	193
1) 区域選定と事業者選定の関係性について	193
2) 事業者の適格性審査の実施時期について	194
3) 区域選定の観点について	194
4) 設置自治体の合意と住民の賛同について	194
(3)米国・マサチューセッツ州	195
① IR 設置の概要	195
1) 総論	195
2) 関係機関	196
3) 地域分割	197
4) 選定スケジュール	199
② 設置自治体(Host Community)との合意	200
1) 総論	200
2) スプリングフィールド市における事業者選定	201
3) HCA の合意内容	202
4) 住民投票の実施	205
③ ゲーミング委員会による事業者選定手続き	206
1) 総論	206
2) RFA-1 審査	206
3) RFA-2 審査	207
4) 協定書の内容	208
④ その他の合意	211
1) 周辺自治体(Surrounding Community)との合意	211
2) 影響を受けるエンターテイメント団体との合意	212
⑤ ライセンスの交付	213
1) 総論	213

2) ライセンス料	213
3) ライセンス料の用途	213
⑥ 事業者の監視・監督	214
1) 総論	214
2) ゲーミング委員会による監視・監督	215
3) 設置自治体によるモニタリング	216
⑦ 総括	216
1) 適格性審査の分割について	216
2) 設置自治体、周辺自治体の審査プロセスへの関与について	216
3) 区域選定と事業者選定について	217
4) 区域の地域分割とライセンス数	217
(4) 豪州・ニューサウスウェールズ州	218
① IR 設置の概要	218
1) 総論	218
2) 関係機関	219
3) 提案審査、事業者選定スケジュール	219
② 首相・内閣局による提案審査、事業者選定	221
1) 総論	221
2) プレ提出	221
3) フェーズ 1 審査	221
4) フェーズ 2 審査	222
5) フェーズ 3 審査（交渉）	223
6) Crown の提案が採用された理由	223
③ 協定書の内容	224
1) 協定書の種類	224
2) 協定書の具体的規定内容	225
3) 最低税額保証制度	227
4) BDA との協定について	228
④ 制限付きゲーミング・ライセンスの交付	229
1) 総論	229
2) ライセンス料	229
3) 制限付きゲーミング・ライセンスの内容と経緯	230
⑤ 事業者の監視・監督	230
1) 総論	230
2) 独立酒類ゲーミング機構による監視・監督	231
⑥ 総括	232

1) カジノ設置の経緯と情報公開姿勢について	232
2) 区域選定・事業者選定について	232
3) 適格性審査と事業者選定	232
(5)英国	233
① IR 設置の概要	233
1) リージョナル・カジノ設置の背景及び経緯	233
2) 法律の改正と新設カジノの内容	233
3) 新設 I R・カジノの選定基準	234
4) I R・カジノの設置プロセス	234
② カジノ設置パネル (Casino Advisory Panel、CAP)の概要	235
1) CAP の役割及び契約関係	235
2) CAP の構成メンバー	236
③ CAP の区域選定	236
1) 区域選定スケジュール	236
2) 入札募集要項と自治体の提案書	240
3) 区域選定の結果	245
④ 区域選定後の顛末	245
1) リージョナル・カジノの廃止	245
2) 英国のその後の動向	246
3) 総括	247
(6)まとめ	247
1) カジノを導入するかどうかの事前検討	247
2) 区域の地域分割とライセンス数	247
3) 区域選定と事業者選定の関係性	248
4) ライセンス審査の主体とタイミング	248
5) 区域選定・事業者選定主体	249
6) 選定基準	249
7) 区域選定・事業者選定過程の透明化・公平化	250
8) 地方における事業者選定プロセス	250
9) 地域、住民の同意	251
10) 選定業務に際しての外部リソースの活用	251
11) 優れた事業者を呼び込む仕組み	251
12) 規制機関の監視・監督	252
3. マネー・ローンダリング対策 (Anti-Money Laundering :AML)	254
(1)総論	254
(2)調査対象国におけるマネー・ローンダリング対策規制	254

① CDD 及びその他の本人確認.....	254
1) CDD 及びその他の本人確認が必要となる場合及び実施が要求される事項	254
2) EDD として追加されるもの	259
3) まとめ.....	263
② 記録の保存	264
1) 保存の対象となる情報及び保存年数.....	264
2) まとめ.....	266
③ リスク評価	266
1) リスク評価の方法	266
2) EDD のメルクマーク	269
3) まとめ.....	272
④ 報告	272
1) 疑わしい取引の報告.....	272
2) 疑わしい取引の具体例.....	274
3) 疑わしい取引の報告のまとめ	275
4) その他の報告.....	275
5) その他の報告のまとめ	277
⑤ 上記①～④を的確に行うための措置	278
1) 実施すべきプログラム.....	278
2) 実施すべきプログラムのまとめ	280
3) 当局による権限	281
4) 当局による権限のまとめ	283
(3)FATF 相互審査	283
(4)まとめ.....	285
付録.....	287

用語定義

- ・ IR: Integrated Resort の略で、一般的には「統合型リゾート」と呼称される。本報告書では、平成 27 年度の第 189 回国会（常会）に提出された「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に準拠し、「カジノ施設」及び「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」が一体となっている施設を指す。ただし、海外の国・地域では、IR の概念・定義が必ずしも明確でないところもある。
- ・ ゲーミング：カジノ施設で行われるギャンブルを指す。
- ・ カジノ施設：カジノ規制機関によって認可されたゲーミングが行われる施設。
- ・ ノンゲーミング施設：カジノ等のゲーミング要素のない施設。具体的には、ホテル、展示場、飲食店、エンターテインメント等の施設が挙げられる。
- ・ ライセンス：カジノ施設の運営やゲーミング機器の製造や供給等のために当局より付与される許認可。具体的に、ライセンスが必要となる業種・人物については、法令に規定されるため、各国・地域において異なる。
- ・ RFA: Request For Application の略で、規制機関又は議会が区域選定及び事業者選定を行うに際して申請を募集する行為を指す。本報告書では事業者が規制機関に提出する応募書類も RFA の定義に含めている。
- ・ RFP : Request For Proposal の略で、一般には規制機関又は議会が事業者選定を行うに際しての提案を募集する行為を指す。ただし、本報告書においては米国マサチューセッツ州において、設置自治体が事業者選定を行うに際しての提案を募集する行為を指す。
- ・ マネー・ローンダリング：犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為
- ・ ゲーミング税/カジノ税：カジノ施設で発生した GGR(Gross Gaming Revenue)に対して課せられる税金。なお、各国・地域の制度により、カジノ税とは別に、スロットマシンやテーブルゲーム設置数等に応じてライセンス料が課せられる場合がある。
- ・ Gross Gaming Revenue: ゲーミングの賭け金総額から支払う賞金の総額及び消費税等の税金を控除した金額。各国・地域の制度により、会計上の金額とゲーミングに関する税の算定上

の金額とで異なる場合がある。

- ・ デPOSIT: 顧客がカジノ施設でのプレイに先立って、ケージで預けられる現金

通貨は、2015年10月末時点のレートを参考に、現地通貨を以下のレートで一律に日本円に換算している。

為替レート	
1 米ドル (USD)	120 円
1 ユーロ (EUR)	132 円
1 豪ドル (AUD)	85 円
1 シンガポールドル (SGD)	85 円
1 カナダドル (CAD)	90 円
1 韓国ウォン (KRW)	0.1 円
1 ノルウェークローネ (NOK)	14 円

特定複合観光施設区域に関する海外事例調査（依存症対策、区域設定等）

報告書要旨

「統合型リゾート（IR）」導入の検討にあたっては、青少年の健全育成、依存症防止等の各種問題の発生が懸念されるため、カジノを解禁している各国では様々な措置が講じられている。また、IR 事業では関係者が官民の多岐にわたることから、海外の IR 導入国では、国、IR 設置自治体、関係事業者の役割分担や権利義務関係等に関する規定やマネー・ローンダリング対策についてそれぞれ特徴がある。そこで、これらについて、下記のように情報収集・集約・整理・分析を実施した。

まず、1.1 の諸外国での責任あるギャンブル対策に関する制度・運用実態調査では、シンガポール、米国ネバダ州、マサチューセッツ州、豪州ビクトリア州及び韓国を対象として、カジノに係る責任あるギャンブル対策に内容に関して詳述した。次に、ギャンブル全般に係る責任あるギャンブル対策について、上述の対象にカナダオンタリオ州を加え、各国・地域の政府機関及び民間機関の実施主体機関ごとに詳述した。さらに、これらの対策の結果として、各国で公表されているギャンブル依存症率のデータを整理している。

また、1.2 の IR/カジノ運営に起因する正負の影響評価では、調査対象となった文献を、日本を分析対象とした文献及び海外を分析対象とした文献とに分類し、それぞれの文献について、引用回数の多い文献の概要を紹介している。そして、日本を分析対象とした文献について、IR 導入の経済効果の試算の際に用いられた考え方の前提や数値の根拠等を整理し、また海外を分析対象とした文献については、経済効果と社会的コスト双方について、試算の際に用いられた考え方の前提や数値の根拠等を整理した。それらのまとめとして、関連文献の比較を通じて得られた事項を整理した。

次に2. の区域選定では、検討対象である区域選定・事業者選定プロセスについてその概略を説明した後、米国ニューヨーク州、マサチューセッツ州、豪州ニューサウスウェールズ州において、IR 新設に関する区域選定・事業者選定プロセスを整理した。特に、地域分割の経緯、設置自治体における協定内容、事業者選定プロセスにおける適格性審査と事業提案審査の分離、周辺自治体との合意・協定内容、地域住民の賛意確認方法、ライセンス料等の使途やゲーミング委員会、自治体による事業者の監視・監督の内容について詳述した。英国については、同国のリージョナル・カジノの区域選定プロセスについて選定主体、選定基準、選定過程、選定結果とその後の顛末について、自治体の提案内容も紹介しながら詳述した。最後にまとめとして、事例調査の結果把握された区域選定、事業者選定プロセスの特徴とポイントを整理した。

最後に、3. のマネー・ローンダリング対策では、調査対象国におけるマネー・ローンダリング対策規制において、FATF の勧告等を顧客管理措置及びその他の本人確認、記録の保存、リスク評価、報告、AML を的確に行うための措置、として分類し、各国の規制等との対比及び事業者が自主的に行っている取組の整理を行った。それらのまとめとして、各国の規制の整備状況に対する FATF の評価の状況を確認するため、FATF が実施する相互審査の指摘事項の状況及び、カジノに対する行政処分について整理を行っている。

1. 海外における IR・カジノに関連する責任あるギャンbling対策

1. 海外における IR・カジノに関連する責任あるギャンbling対策

1.1 諸外国での責任あるギャンbling対策に関する制度・運用実態調査

(1) 総論

① 調査目的

「統合リゾート（IR）」導入にあたっては様々な問題の発生が懸念されるが、特にギャンbling依存症対策への社会的関心は高く、カジノを解禁している国では様々な措置が講じられている。そこで、諸外国において実施されているギャンbling依存症対策（諸外国では「責任あるギャンbling（Responsible Gambling）」等と呼ばれる各種対策）の調査を実施する。

② 検討対象

責任あるギャンbling対策には、カジノにおける対策と、カジノを含むギャンbling全般に由来する依存症等の問題に対する対策がある。(2)では、カジノにおける責任あるギャンbling対策について各国・地域が具体的にどのような対策を実施しているかについて記載する。調査対象は、主にシンガポール、米国ネバダ州、マサチューセッツ州、豪州・ビクトリア州及び韓国とした。まず、法令上規定のある対策について、各国・地域の取組みを概括する。次に、法令上の規定による対策だけでなく、プログラムの形で対策を規定している各国・地域について、その取組みを整理する。さらに、各国・地域のカジノ施設への入場を規制する制度について記載する。

(3)では、カジノを含むギャンbling全般に由来する依存症等の問題への対策を整理する。その際には、各国・地域において、どのような機関が責任あるギャンbling対策を実施しているのが明確になるように、主な政府機関及び民間機関ごとに実施している責任あるギャンbling対策を記載する。調査対象は、主にシンガポール、米国ネバダ州、マサチューセッツ州、豪州・ビクトリア州、韓国及びカナダ・オンタリオ州とした。

(4)においては、各国・地域において公表されている依存症率に係る調査結果について記載する。

(2) 責任あるギャンbling対策（カジノに係る対策）

① 法令で規定されている責任あるギャンbling対策

諸外国では、責任あるギャンbling対策は法令によって規定されている場合がある。また、いくつかの国・地域では、法令により規定されている責任あるギャンbling対策に加えて、さらにプログラム規範やフレームワークの形で対策を補足することを法令又はカジノ事業者団体等の自主的なルールとして定めているケースがある。このような国・地域では、カジノ事業者がこれらプログラム規範・フレームワークに基づいて個別に責任あるギャンbling・プログラムを策定している。

以上を踏まえ、まずここでは、法令上、責任あるギャンブリング対策についてどのような規定があるのかを整理する。

1) シンガポール

シンガポールにおいては、1965年の建国以来カジノが禁止されていた。しかし、その後の観光産業の低迷により政府は政策を転換して2005年にIR導入を決定し¹、2010年にマリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの2か所にカジノを含むIRを開業している。

シンガポールでは、「カジノ管理法（Casino Control Act (Chapter 33A)）」(以下、カジノ管理法という)をカジノ規制関連法規の上位法としており、その他の関連法令等としては「シンガポールカジノ諸規則（Regulations）」等がある。シンガポールでは、これらの法令及び後述する「責任あるギャンブリングに係る規範（Responsible Gambling Code for Casinos）」において責任あるギャンブリング対策を詳細に規定している点が特徴的である。

シンガポールの法令上の責任あるギャンブリング対策の具体的な規定は以下のとおりである。

i) 与信等対策

原則として、カジノ事業者、免許所有国際マーケット・エージェント（Licensed International Market Agent）²等は、以下の行為が禁止されている³。

- 現金又はチップ以外の手段によって賭けを行うことを認める行為
- 現金又は何らかの価値のあるものを貸し付ける行為
- クレジットカードによる取引の一部として現金又はチップを提供する行為
- その他のクレジットと認められる行為

ただし、シンガポール国民及び永久居住者以外の者、プレミアム・プレーヤー（10万ドル以上の預金残高がカジノの口座にある者）等は除かれる⁴。

また、カジノ事業者は、カジノ施設内において現金自動預入支払機（ATM）を設置することはできない⁵。さらに、シンガポールの国民又は永久居住者に関しては、原則としてカジノ・マーケティングの実施は禁止されている⁶。

ii) 広告規制⁷

原則として、カジノ事業者、免許所有国際マーケット・エージェント等は、シンガポールにおいてカジノの

¹ 2005年4月18日のリー・シェンロン首相のIR導入を発表する演説より

一般財団法人自治体国際化協会「シンガポールにおけるIR（統合型リゾート）の導入の背景と規制」（2015年5月11日）

² 免許所有国際マーケット・エージェントとは、いわゆるカジノにおけるジャンケットと呼ばれる業者のことであり、カジノにおいて大金をかける大口の顧客を紹介したり、そうした顧客に対して宿泊先の手配や資金の融通等を行う仲介業者のことである。

³ Casino Control Act 108(1)

⁴ Casino Control Act 108(7)

⁵ Casino Control Act 109

⁶ Casino Control Act 110

⁷ Casino Control Act 170A, Casino Control (Advertising) Regulations 2010

広告を掲載・配布したり、カジノ・プロモーションを行うことは禁止されている。ただし、カジノ規制を実施する機関であるカジノ規制機構（Casio Regulatory Authority, CRA CRAについては（3）①のシンガポールの項で記載）の事前承認を得ることにより、その主要市場がシンガポールでない出版物への広告掲載であったり、観光客向けのカジノ・プロモーションの実行又は提供を実施することができる。

iii) 入場制限⁸

カジノを行うことに問題のある者のカジノ場への入場を制限する制度として、本人の申請に基づく入場制限制度（排除・回数制限）、家族の申請に基づく入場制限制度（排除・回数制限）、NCPG又は法令上の規定による入場制限制度（排除・回数制限）がある。制度の詳細は（2）③のシンガポールの項目で後述する。

iv) 入場料⁹

シンガポール国民又は永久居住者から入場料の徴収を行っている。24時間有効な入場券は100シンガポールドル（以下、SGD）（約8,500円）であり、1年間有効で回数制限のない入場券は2,000SGD（約170,000円）である。

カジノ事業者は、四半期ごとに入場料に関して監査を実施し、公認会計士である監査人は報告書において以下の事項について意見を述べるものとしている¹⁰。

- 入場料の支払いが義務づけられている者に、十分な統制が確実に行われているかどうか
- カジノ事業者によって徴収された入場料の総額が、法律に基づいて正しく徴収、記録されているかどうか
- カジノ事業者によって徴収された入場料の総額が、シンガポール・トータルイゼーター委員会（Singapore Totalisator Board）¹¹に全額支払われているかどうか

v) 青少年への対策¹²

21歳未満の者のカジノ入場及びゲーミングの参加は禁止されており、21歳未満の者のカジノ施設への入場は1,000SGD（約85,000円）以下の罰則金処分となり、カジノ事業者にも処分がなされる。また、カジノ従業員等は、21歳未満の疑いのある人物に対して身分証明書の提示を要求でき、その要求に従わない者は1,000SGD（約85,000円）以下の罰則金を負うこととなる。なお、21歳未満の者の勝金は没収される¹³。

⁸ Casino Control Act 157～168, Casino Control (Problem Gambling - Exclusion Orders And Visit Limits) Rules 2008

⁹ Casino Control Act 116, Casino Control (Entry Levy) Regulations 2010

¹⁰ S52/2010 Casino Control (Entry Levy) Regulation 2010 15

¹¹ シンガポルトータルイゼーター委員会とは、1988年1月にシンガポルトータルイゼーター委員会法（Singapore Totalisator Board Act (Chapter 305A)）に基づいて設立された財務省の（Ministry of Finance）の法定機関であり、シンガポールにおける競馬、宝くじ及びスポーツくじを運営する権利を持つ組織である。

¹² Casino Control Act 132～137

¹³ Casino Control Act 128

vi) 相談・治療¹⁴

ギャンブル依存症、及びギャンプリング行動との関係で生じる可能性のある経済的、社会的問題等に関し、治療やカウンセリングサービス又は介入サービスに関する手順及びガイドラインを、後述の「責任あるギャンブル・プログラム（Responsible Gambling Programme）」に記載する必要がある。

vii) 法令違反に関する罰則

上記の法令に違反した場合には、カジノ管理法に基づき、カジノ事業者又は顧客に罰則が科せられる。

例えば、カジノ事業者が以下の違反行為を行った場合には、行政処分（Disciplinary Action）¹⁵が科せられる。

行政処分の対象となる行為
<ul style="list-style-type: none">➤ カジノ施設内において現金自動預入支払機（ATM）を設置した場合¹⁶➤ 本人申請・家族申請・法令上の規定による自動的な入場排除の対象者の入場を許可した場合¹⁷➤ カジノ事業者が21歳未満の者の入場を排除しない、あるいは入場を防止すべき者に対して入場拒否をしない場合¹⁸➤ 21歳未満の者の入場制限を掲示しない場合¹⁹

なお、行政処分とは、カジノ事業者に関して以下に挙げるもののうち1つないし複数の行為をいう²⁰。

- カジノ免許の取り消し又は停止
- 問責状の発行
- カジノ免許の条件の変更
- 罰則金の賦課

¹⁴ Casino Control Act 200, S332/2013 Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 2013 第2編5 (2) (d)

¹⁵ Casino Control Act 54

¹⁶ Casino Control Act 109

¹⁷ Casino Control Act 127 (3)

¹⁸ Casino Control Act 133, 134

¹⁹ Casino Control Act 137 (3)

²⁰ Casino Control Act 54

また、顧客が以下の違反行為を行った場合には、罰則金が科せられる。

罰則金の対象となる行為	罰則金の内容
入場料を払わずにカジノに入場又は滞在した場合 ²¹	1,000SGD（約 85,000 円）以下の罰金に本来の入場料を合わせた金額
21 歳未満の者が入場した場合 ²²	入場した 21 歳未満の者は 1,000SGD（約 85,000 円）以下の罰則金
年齢証明の要求に応えることを怠る場合 ²³	怠った人物は 1,000SGD（約 85,000 円）以下の罰則金
21 歳未満の者による身分証明書の偽造 ²⁴	偽造した 21 歳未満の者は 1,000SGD（約 85,000 円）以下の罰則金

また、上記以外でも法令で規定されている事項に違反した場合には、下記の罰則金又は懲役が科されることになる²⁵。

- カジノ事業者の場合、10 万 SGD（約 850 万円）以下の罰則金
- その他の場合、1 万 SGD（約 85 万円）以下の罰則金、若しくは 12 か月以下の懲役又はその両方

viii) 責任あるギャンblingに係る規範（Responsible Gambling Code for Casinos）

法令により規定されている責任あるギャンbling対策を補足するため、カジノ管理法において、カジノ事業者は CRA が策定した「責任あるギャンblingに係る規範（Responsible Gambling Code for Casinos）」に定めた目的、基準及び要件を満たした「責任あるギャンbling・プログラム（Responsible Gambling Programme）」を策定し、CRA の承認を受けた後に当該プログラムを実行するよう規定されている²⁶。詳細は、(2) ②のシンガポールの項目で後述する。

2) 米国・ネバダ州

ネバダ州におけるゲーミング・カジノ制度は 1950 年代の半ばから段階的に整備されてきた。

ネバダ州では、州政府が制定する「ネバダ州法 463 章（Nevada Revised Statutes 463 Licensing and Control of Gaming）」（以下、ネバダ州法という）をカジノ規制関連法規の上位法として、その下に他の関連法令等としてネバダ州ゲーミング委員会（Nevada Gaming Commission, NGC NGC については(3) ③のネバダ州の項で記載）が制定している「ネバダ州諸規

²¹ Casino Control Act 116（6）

²² Casino Control Act 132

²³ Casino Control Act 135

²⁴ Casino Control Act 136

²⁵ Casino Control Act 200（3）

²⁶ Casino Control Act 170B—1、200

則 (Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board) 」等がある。

責任あるギャンブリング対策は、法令等で詳細なルールを規定するよりもカジノ事業者及びカジノ事業者団体による自主的な規制に委ねている傾向がある。ネバダ州の法令上の責任あるギャンブリング対策の規定は以下のとおりである。

i) 広告規制²⁷

良識、品位、品格、誠実さを備えており、人に不快感を与えない広告及び広報活動の実施を怠った場合に行政処分対象となる。これには虚偽又は重大な誤解を招くような広告等を含む。

ii) 入場料²⁸

カジノ事業者は、ゲーミング・コントロール・ボード (Gaming Control Board, GCB) (GCB については(3) ③のネバダ州の項で記載) の議長から許可を得た場合に限り、顧客から入場料を徴収することができる。GCBの議長は、ゲーミングエリアの広さ、徴収予定の入場料の価格、提供されるゲーミングの種類及び品質等を考慮して入場料の徴収の許可を与える。ただし、現時点では、実際に入場料を徴収しているカジノ事業者はない。

iii) 青少年への対策²⁹

21歳未満の者は、以下の事項が禁止される。

- 個人的又は代理人を通してギャンブリングゲーム等をプレイすること
- ギャンブリングゲーム等が行われている場所に入場すること
- カウンティングルーム以外でのゲーミング従業員としての就業

iv) 従業員教育³⁰

カジノ事業者は、ゲーミングの顧客と直接交流する全従業員に研修を実施しなければならない。この研修にはギャンブリング問題行動の種類、ギャンブル依存症に関する情報及び顧客がギャンブリング問題についての情報を取得できるための支援を盛り込む必要がある。

v) 相談・ホットライン³¹

カジノ事業者は、ゲーミングエリア又はその近辺にある現金自動預入支払機 (ATM) の近くの目立つ場所に、ギャンブリング問題の種類やギャンブル依存症に関する資料と情報、それらを提供するフリーダイヤル番号、全米問題ギャンブル協議会 (National Council on problem Gambling,

²⁷ Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board 5A 155

²⁸ Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board 5.210

²⁹ Nevada Revised Statutes 463 Licensing and Control of Gaming 463 350

³⁰ Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board 5.170.3

³¹ Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board 5.170.2

NCPG（NCPGについては（2）②の全米の組織の項で記載）のフリーダイヤル番号、又は GCB の議長から問題ある顧客に対して情報提供することを許可された同等の機関のフリーダイヤル番号を掲示しなければならない。

vi) クレジットの発行やゲームの勧誘を希望しない顧客への対応

カジノ事業者は顧客がクレジットの発行³²、小切手の換金、ダイレクトメールによるゲームの勧誘に対する申し込みを自ら制限できるような対策を実行しなければならない。当該対策には少なくとも下記の要素を盛り込む必要がある³³。

- 顧客に対策の内容を説明するための配布資料
- 顧客が対策に参加できるようにするための配布資料
- 顧客がクレジットの発行、小切手換金、ダイレクトメールによるゲームの勧誘に参加することを禁ずる基準と方法
- ゲームの勧誘に関するダイレクトメールのリストから顧客を外す基準や方法
- 顧客が金銭的優遇措置（無料プレイ券等）や資料、宣伝を受取ってから 10 日以内に、カジノ事業者のオフィスに顧客がこれらの受領を望まない旨を通知する基準と方法

vii) 法令違反に関する行政処分³⁴

GCB の議長は、カジノ事業者に対して、下記に規定される責任あるギャンリング対策の項目について審査目的で状況報告を要求することができる。これらの対策が十分ではないと判断された場合には、議長は不備を特定し当該不備を是正するための期限を指定することができる。

また、カジノ事業者が、下記に規定される対策を実施しなかった場合には不適切な運営とされ、行政処分（Disciplinary Action）の対象となる。

- ゲーミングエリア内又はゲーミングエリアにある現金自動預入支払機（ATM）近くの目立つ場所に、ギャンリング問題の種類とギャンブル依存症に関する資料と、NCPG 又は GCB の議長が承認したギャンリング問題についての情報と紹介のサービスを提供する類似の組織のフリーダイヤルを掲示すること
- ゲーミングエリアにいる顧客に直接接する全ての従業員に、顧客への対応手続に係る研修を実施すること
- クレジットの発行、小切手の換金又はダイレクトメールによるマーケティングに従事しているカジノ事業者が、顧客がそれらへの自らのアクセスを自主規制するように対策を実施すること

³² カジノ事業者が行う与信業務はネバダ州法（Nevada Revised Statutes 463 Licensing and Control of Gaming 463.368）で許可されている。

³³ Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board 5.170.4

³⁴ Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board 5.170.6

viii) 責任あるゲーミングについての行動規範 (Code of Conduct for Responsible Gaming)

ネバダ州においては、法令により規定されている責任あるギャンプリング対策を補足するための責任あるギャンプリング対策のプログラム規範・フレームワークは特に法令で規定されていない。ネバダ州のカジノ事業者は、カジノ事業者の業界団体である米国・ゲーミング協会 (American Gaming Association, AGA (AGA については (3) ②の米国の全米組織の項目で記載)) が策定している「責任あるゲーミングについての行動規範 (Code of Conduct for Responsible Gaming)」に基づいて責任あるギャンブル・プログラムを策定していることが多い。詳細は、(2) ②のネバダ州の項目で後述する。

3) 米国・マサチューセッツ州

マサチューセッツ州においては 2011 年にカジノが合法化され、2015 年 6 月にプレインリッジ・パーク・カジノ (Plainridge Park Casino) が IR とは別途認められた最初のカジノ施設 (スロットパーラー) として開業している。

カジノ規制関連法規としては「拡大ゲーミング法 (Expanded Casino Act)」(以下、拡大ゲーミング法という) が規定されている。

マサチューセッツ州の具体的な法令上の責任あるギャンプリング対策の規定は以下のとおりである。

i) 広告規制³⁵

カジノ事業者は全ての入場制限リスト掲載者に対して営業をしてはならず、またカジノ事業者は本人の申請に基づく入場排除リスト対象者に対して、無料特典、クラブプログラム、その他類似の利益となるものへのアクセスを拒否しなければならない。

また、カジノ事業者及びカジノ施設は、21 歳未満の者を直接対象とするようなゲーミングに関する広告又は宣伝等を実施してはならない。

ii) 入場制限³⁶

カジノ場への入場制限として本人の申請に基づく入場排除、家族の申請に基づく入場排除、マサチューセッツ州ゲーミング委員会 (Massachusetts Gaming Commission, MGC (MGC については (3) ④のマサチューセッツ州の項で記載)) による入場排除の 3 種類が法令で定められている。米国において家族の申請に基づく入場排除を採用している州はまだ少なく、またマサチューセッツ州の家族の申請に基づく入場排除においては裁判所がカジノ施設への入場排除の命令を行う点が特徴的である。なお、マサチューセッツ州においては、入場回数制限の規定は設けられていない。(2) ③のマサチューセッツ州の項目では、責任あるギャンプリングの観点から制度の詳細を記述する。

³⁵ Expanded Casino Act Section45(g), Section25

³⁶ Expanded Casino Act Section45

iii) 青少年への対策³⁷

21歳未満の者はギャンブル又はゲーミングエリアへの立入が禁止される。21歳未満の者のギャンブル行為によって発生した勝金はMGCに送金される。

また、カジノ施設の警備員は車の中に未成年が放置されていないかを定期的にチェックし、発見した場合には直ちにカジノ施設のある地域と州の警察に通報しなければならない³⁸。

iv) 従業員教育³⁹

カジノ事業者は、ギャンブルに従事する従業員にギャンブル依存症の兆候のある顧客の識別及びそのような顧客との接触方法に関する研修を受けさせる必要がある。また、従業員を含むカジノ事業に携わる全ての者に対して倫理規則を設けることが要求される。

v) 相談・治療

顧客に対してはギャンブルエリアにおいて、支援機関の名前と電話番号を記載したギャンブル依存支援に関する告知を目立つ場所に常に掲示することが求められる⁴⁰。

マサチューセッツ州では、カジノ事業者は、薬物乱用及びメンタルヘルスカウンセリングサービスの無料スペースとしてゲームセンス情報センター (GameSense Info Center, GSIC) をカジノ施設内に設置する必要がある⁴¹。GSICは後述の「責任あるギャンブリングのフレームワーク (Responsible Gaming Framework)」でも規定されており、MGCによって運営されている。GSICではカウンセラーが午前10時から午前2時まで勤務しており、対応にあっている。

GSICにおいて、顧客は、ギャンブルに関する迷信やゲームの勝率について学ぶことができ、休憩を取りながらカウンセラーの支援を受けることができる。カウンセラーは、顧客に対して以下のような情報を提供している。

- ギャンブルの勝率
- スロットマシンの仕組み
- プレイマネジメント制度の限度枠設定
- 本人の申請に基づく入場排除

vi) プレイマネジメント制度⁴² (Play Management)

MGCは責任あるギャンブリング対策として、プレイマネジメント制度の導入を検討している。このプレイマネジメント制度は顧客に任意の金額で使用制限をかける上限賭け金設定プログラムであり、電子ゲーム機において消費額をモニターすることにより、ギャンブルを続けるか止めるかの意思決定をサポート

³⁷ Expanded Casino Act Section25, Section54

³⁸ Expanded Casino Act Section21(25)

³⁹ Expanded Casino Act Section3 .m, Section21(16) (25)

⁴⁰ Expanded Casino Act Section21(17)

⁴¹ Expanded Casino Act Section 9(8)(ii) , Section21(16)

⁴² <http://massgaming.com/problem-gambling/>

する仕組みとなっている。現在は試行段階であるが、2015年12月に導入予定である。

vii) 法令の遵守に関する監査⁴³

カジノ事業者は、MGCによって指定されたMGCの役員もしくは従業員により、事業者の財務、事業活動及び全てのゲームライセンスについて、必要と認められた回数（ただし、年1回を下回ってはならない）監査を受けなければならない。その際には、米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountant）の作成した、一般に公正妥当と認められる基準に準拠した監査の実施が求められる。監査の結果に問題があった場合、MGCは文書にて監査結果の問題点の改善を要求することができる。各年度の4月1日以前に、MGCは上院及び下院議会に対して、実施した監査件数、発見事項及び各監査費用について報告しなければならない。

viii) 法令違反に関する罰則⁴⁴

個人的又は代理人を通して21歳未満の者に賭け事をさせたり、勝たせたりした場合には、如何なる人も1,000USD（約12万円）を超えない範囲で罰則金を科せられる。

ix) 責任あるゲーミングのフレームワーク（Responsible Gaming Framework）

マサチューセッツ州においては、法令により規定されている責任あるギャンbling対策を補足するための責任あるギャンbling対策のプログラム規範・フレームワークは特に法令で規定されていない。他方でMGCは「責任あるゲーミングのフレームワーク（Responsible Gaming Framework）」を策定しており、カジノ事業者が規範とすべきものとされている。詳細は、(2)②のマサチューセッツ州の項目で後述する。

4) 豪州・ビクトリア州

豪州では、観光振興、雇用創出、税収増加、地域再開発等を目的として、1990年代より豪州内の各州にてカジノを認める制度が規定され、現在においては全ての豪州の州においてカジノが解禁されている。ギャンbling依存症の対策は伝統的に連邦政府よりも州政府に委ねられ、州政府及び地方政府が中心となっていた。しかし、最近ではオンラインギャンblingの発展を受け、連邦政府もギャンbling依存症の対策を検討するようになってきている。

ビクトリア州では、カジノを含むゲーミング全般の規制関連法規として「ギャンbling規制法（Gambling Regulation Act 2003）」（以下、ギャンbling規制法という）を、またカジノ規制関連法規として、「カジノ管理法（Casino Control Act 1991）」（以下、カジノ管理法という）及び「カジノ（管理規約）法（Casino (Management Agreement) Act 1993）」（以下、カジノ（管理規約）法という）を規定している。

豪州では全州においてカジノが認められているが、カジノに関する規定は州ごとに異なる。ビクトリア州

⁴³ Expanded Casino Act Section65

⁴⁴ Expanded Casino Act Section43

の具体的な法令上の責任あるギャンブリング対策の規定は以下のとおりである。

i) 与信対策⁴⁵

カジノ事業者、事業者のエージェント及びカジノ従業員は、カジノ内の全てのゲーミングにおいて以下の事項をしてはならない。

- 金銭又はチップ以外の手段での賭けの受入れ
- 貸付又は価値を有するものの貸与
- クレジットカード又はデビットカードの関連取引としての金銭又はチップの供与
- 全ての信用貸
- 委員会に認可された場合を除き、完全に又は一部債務の免除又は取消

ii) 広告規制⁴⁶

カジノ事業者は、いかなる手段であっても故意にカジノ関連の広告又はプロモーション用の資料をカジノ施設から入場制限されている顧客へ送付又は案内することを禁止されており、違反した場合は罰則金の対象になる。

iii) 入場制限⁴⁷

カジノ場への入場制限として、本人の申請に基づく入場排除、ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会（Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation, VCGLR（VCGLR については (3) ⑥ ビクトリア州の項にて記載））又はカジノ事業者による入場排除、警察長官（Chief Commissioner of Police）による入場排除とがある。ビクトリア州では、入場回数制限は実施していない。(2) ③ のビクトリア州の項目では、責任あるギャンブリングの観点から制度の詳細を記述する。

iv) 青少年への対策⁴⁸

18 歳未満の者はカジノ施設内への入場が禁止されている。カジノ事業者の従業員が意図的に 18 歳未満の者を入場させた場合には罰則金が科される。また、違反した 18 歳未満の者にも罰則金が科される。加えて、18 歳未満の者が虚偽の年齢証明をした場合にも罰則金規定がある。

v) 従業員教育⁴⁹

カジノ事業者により雇用され、ゲーミング機器に関連する従業員は、業務を開始してから 6 ヶ月以内に VCGLR により認可された「責任あるゲーミングサービス（Responsible Service of Gaming）」

⁴⁵ Casino Control Act 1991 68

⁴⁶ Casino Control Act 1991 78A

⁴⁷ Casino Control Act 1991 72, 74

⁴⁸ Gambling Regulation Act 2003 Section 10.7.

⁴⁹ Casino Control Act 1991 58A

というトレーニングコースの受講が義務付けられており、その後も3年毎に更新プログラムを受講しなければならない。

vi) 法令の遵守に関する監査⁵⁰

VCGLRの検査官は、カジノ事業者がギャンブル規制法の規定及びこの法令に基づく全ての指示(directions)に準拠しているかどうかを確認する目的で、カジノにおける運営を監督し、カジノ施設内のゲーミング設備を検査する権限を有している。また、カジノ施設内の金銭の取扱及び計算の監督、この法令に違反している行動が発見された場合には必要に応じて検査する権限、カジノの顧客からカジノ内のゲーミング等の運用に関する苦情を受け調査をする権限、カジノ内の運営に関してVCGLRへ報告する権限等、この法令の下、検査官が必要と判断した全ての他の機能に関する権限を有している。

vii) 責任あるギャンブルの行動規範 (Responsible Gambling Code of Conduct)

法令により規定されている責任あるギャンブル対策を補足するため、ギャンブル規制法及びカジノ管理法において、カジノ事業者はオペレーターライセンスを得る条件として「大臣指示 (Ministerial Direction – Responsible Gambling Codes of Conduct)」に準拠した「責任あるギャンブルの行動規範 (Responsible Gambling Code of Conduct)」を策定し、VCGLRの認可を受ける必要がある⁵¹。詳細は、(2) ② のビクトリア州の項目で後述する。

viii) プレコミットメントシステム (Pre-commitment System) (参考)

プレコミットメントシステムとは、顧客が任意に1日の賭け金の上限額を設定し、その範囲内でのみプレイできるように機械に設置する仕組みである。プレコミットメントシステムに登録するとカードが配付され、そこにはゲーム履歴、制限時間や賭け金上限金額等の顧客のプレイの情報が記録される。顧客がプレイする際には、州内の中のある施設において自らが設定した上限が適用される。

豪州では、原則としてギャンブルに関しては州政府単位で規制を行っているが、カジノ施設外に置かれたスロット/ビデオマシン(電子式ゲーム機械)が豪州国内に普及しており、その依存症対策が問題となっていた。そこで、国として依存症問題に対応するため⁵²にプレコミットメントシステムの導入が合意され、2012年1月に各州合意のもとに、連邦政府としての導入計画が公表された。その後、2013年1月から12ヶ月間、首都領土州内においてプレコミットメントシステムの実証実験を行い、2014年に第三者機関である生産性委員会(Productivity Commission)⁵³がその結果を検証したが、導入費用の観点から豪州全国での強制適用は見送られている。ただし、ビクトリア州では、2015年12月より自主的に州内全域でのプレコミットメントシステムの制度の導入が予定されている。

⁵⁰ Casino Control Act 1991 106

⁵¹ Gaming Regulation Act 2003,3.4.12B

⁵²

<http://www.formerministers.dss.gov.au/13604/offer-to-clubs-act-for-trial-of-mandatory-pre-commitment/>

⁵³ 生産性委員会とは、オーストラリアの経済・社会に関するオーストラリア政府の研究・諮問機関である。

ix) 責任あるゲーミング支援センター (Responsible Gaming Support Centre) (参考)

責任あるゲーミング支援センター (Responsible Gaming Support Centre)⁵⁴は、カジノ事業者であるクラウン・メルボルン (Crown Melbourne) が自主的な取組みとしてカジノ施設内に位置している、7 日間 24 時間、顧客、その友人及び家族に対して、主として以下の責任あるゲーミングサービスを提供する施設である。

- 責任あるゲーミング情報の提供 – 責任あるゲーミングに関する一般的な情報の提供
- プレコミットメント情報の提供 – クラウン・メルボルンが実施するプレコミットメント制度、「プレイ・セーフ・リミット (Play Safe Limits)」の情報提供及び限度設定利用のためのロイヤリティークラブへの加入紹介
- カウンセリング – 心理学者による無料のカウンセリング
- 本人の申請に基づく入場排除に関する情報提供 – 責任あるゲーミング・リエゾン事務局 (Responsible Gaming Liaison Officers) による本人の申請に基づく入場排除の紹介
- 他の支援施設への紹介 – 政府支援のコミュニティ・ベース・サービスの印刷物の提供及び予約支援の実施

5) 韓国

韓国のカジノは、外国人専用カジノと韓国国民も入場可能なカジノがある。1967 年に制定された「観光振興法」は、外貨獲得を目的として民間事業者に対して設置場所ごとにカジノ営業の許可を認めており、韓国国民のカジノ施設への入場を禁止している⁵⁵。一方で、1995 年に制定された特別措置法である「廃鉱地域開発支援に関する特別法」は、国によるエネルギー政策の転換とそれに伴う石炭産業の斜陽化により荒廃した廃鉱地域の経済を蘇生・復興させることを目的としており、観光振興法における韓国国民のカジノ施設への入場禁止の規定を当該特別法に基づき設置されるカジノ施設に対しては適用除外とすることにより、韓国国民のカジノ施設への入場を認めている⁵⁶。

韓国では国内に現在 17 か所のカジノが存在するが、そのうち 16 か所が韓国国民の入場を禁止している外国人専用カジノであり、廃鉱地域開発支援に関する特別法により韓国国民が利用できるカジノはカンウォンランド (Kangwon Land Casino) 1 ヶ所のみである。以下では、カンウォンランドカジノに関して記載する。

i) 与信対策⁵⁷

カジノ事業者は顧客に資金を貸与してはならないとされている。

⁵⁴ Crown Responsible Gaming Support Centre, “Responsible Gaming Support Centre”

https://www.crownmelbourne.com.au/getmedia/23be88c2-e2a8-4d94-9870-3f062273ada6/Responsible_Gaming_Support_Centre_2010-1.pdf.aspx

⁵⁵ 観光振興法第 28 条第 4 項

⁵⁶ 廃鉱地域開発支援に関する特別法第 1 条、第 11 条第 3 項

⁵⁷ 観光振興法施行規則第 36 条別表 10 廃鉱地域カジノ事業者の営業準則

ii) 入場制限⁵⁸

法令においては、カジノ事業者はカジノ施設への入場者の身分を確認しなければならず、当事者の配偶者又は直系血族が、文書でカジノ事業者にギャンブル依存症等を理由に出入り禁止を要請した場合、その当事者の入場を制限しなければならないと規定している。

さらに、カジノ事業者であるカンウォンランドにおいては自主的な取組として、本人の申請に基づく入場制限（排除・回数制限）、家族の申請に基づく入場制限（排除・回数制限）及びカンウォンランド依存症ケアセンター（Kangwon Land Addiction Care Center, KLACC KLACC については（3）⑦の韓国の項に記載）による入場制限（排除・回数制限）が設けられている。制度の詳細については、（2）③の韓国の項目で後述する。

iii) 入場料

責任あるギャンリング対策の観点からではないが、韓国国民は入場料として税金 7,500 ウォン（以下、KRW）（約 750 円）が徴収される。その内訳は個別消費税 5,250KRW（約 525 円）、教育税 1,575KRW（約 157.5 円）及び付加価値税 682KRW（約 68.2 円）であり、7KRW（約 0.7 円）はカンウォンランドが負担している⁵⁹。なお、外国人の入場は無料である。

iv) 青少年の入場制限⁶⁰

年齢制限対象者として 19 歳未満の入場は禁止されている。

v) 営業時間⁶¹

カジノ施設は、毎日午前 6 時から午前 10 時までは営業をしてはならないとされている。

vi) 最高賭け金額の設定⁶²

テーブルゲームに賭ける金額の最高限度額は一般来場者向けカジノ施設の場合はテーブル別に定められ、1 人当たり 1 回 10 万 KRW（約 1 万円）（ただしカンウォンランドカジノは 30 万 KRW（約 3 万円））以下とされている。ただし、一般来場者向けカジノ施設のテーブル全体の 2 分の 1 の範囲で 1 人当たり 1 回 30 万 KRW（約 3 万円）と定めることができる。マシンゲームに賭ける金額の最高限度額は 1 回 2,000KRW（約 200 円）とされているが、ビデオポーカーゲームは 2,500KRW（約 250 円）となっている。マシンゲームのゲーム機全体総量のうち 2 分の 1 以上は、そのマシンゲーム機に賭ける金額の単位が 100KRW（約 10 円）以下の機器を設置し運営しなければならない。

⁵⁸ 観光振興法施行規則第 36 条別表 9 カジノ業営業準則、別表 10 廃鉱地域カジノ事業者の営業準則

⁵⁹ 一般財団法人自治体国際化協会「韓国の射幸産業について」2014 年 10 月 21 日

⁶⁰ 観光振興法第 28 条 8 項

⁶¹ 観光振興法施行規則第 36 条別表 10 廃鉱地域カジノ事業者の営業準則

⁶² 観光振興法施行規則第 36 条別表 10 廃鉱地域カジノ事業者の営業準則

vii) 電子プレイヤーズカードの導入⁶³

顧客の過度なギャンブルの防止と依存症対策を目的として、上述のように、最高賭け金額が設定されている。しかし、実際にはこの賭け金上限額を遵守しているかの監督はほとんど行われておらず、賭け金上限額は適切に守られていなかった。そこで、2008年に電子プレイヤーズカードの導入が決定された。電子プレイヤーズカードとは、予め一定の金額を入金しておき、その入金金額以上はカジノをプレイできないようにさせるためのカードである。そして、2010年から試験的に導入が開始され、2014年に発表された「第2次国家総合計画（2nd National Master Plan）」では2018年の完全実施を目指している。

viii) アルコールの提供制限

カジノ施設は会員向けカジノ施設と一般来場者向けカジノ施設に分けて運用しなければならず、一般来場者向けカジノ施設では酒類の販売や提供をしてはならないとされている。

② プログラムにより規定している責任あるギャンリング対策

①で記載したように、諸外国では法令により規定されている責任あるギャンリング対策を補足するため、法令又はカジノ事業者団体等の自主的なルールとして、責任あるギャンリング対策のプログラム規範・フレームワークを定め、カジノ事業者はこれらプログラム規範・フレームワークに基づいて個別に責任あるギャンブル・プログラムを策定しているケースがある。

シンガポール及び豪州・ビクトリア州は、カジノ事業者に対して責任あるギャンブル・プログラムの策定が法令で規定されており、当該プログラム作成にあたって依拠すべきプログラム規範・フレームワークも法令で規定されている。

これに対して、ネバダ州においては、法令により責任あるギャンブル・プログラムの策定は特に規定されておらず、責任あるギャンリング対策のプログラム規範・フレームワークも規定されていない。ネバダ州のカジノ事業者は自主的に責任あるギャンブル・プログラムを策定しているが、これらは、カジノ事業者の業界団体である米国・ゲーミング協会（American gaming Association, AGA（AGAについては(3)②の米国の全米組織の項目で記載））が策定している「責任あるゲーミングについての行動規範（Code of Conduct for Responsible Gaming）」⁶⁴に基づいていることが多い。また、同じ米国内の州であるマサチューセッツ州は、ネバダ州同様に法令において責任あるギャンブル・プログラムの策定については特に規定されていないが、法令によって設立されているマサチューセッツ州ゲーミング委員会（Massachusetts Gaming Commission, MGC MGCについては(3)④のマサチューセッツ州の項で記載）が自主的に「責任あるゲーミングのフレームワーク（Responsible Gaming Framework）」を策定しており、カジノ事業者が規範とすべきものとしている。

⁶³ <http://www.ngcc.go.kr/Eng/policy.do>

⁶⁴ アメリカでは「責任あるゲーミング（Responsible Gaming）」と記載されることが多いが、「責任あるギャンリング（Responsible Gambling）」と同義である。

以下においては、上記のような各国・地域における責任あるギャンブル・プログラムと法令との関係を整理するとともに、責任あるギャンブル・プログラムにおいてどのような規定が要求されているのかについて記載する。

1) シンガポール

i) 責任あるギャンリングに係る規範 (Responsible Gambling Code for Casinos)

カジノ管理法においては、カジノ事業者は責任あるギャンブル・プログラム (Responsible Gambling Programme) を策定し、カジノ規制を実施する機関であるところのカジノ規制機構 (Casino Regulatory Authority, CRA (CRA については(3) ① のシンガポールの項で記載)) の承認を受けた後⁶⁵、当該プログラムを実施するよう規定されている⁶⁶。また、責任あるギャンブル・プログラムの策定にあたっては、CRA が規定した規範である「責任あるギャンリングに係る規範 (Responsible Gambling Code for Casinos) 」に定めた全ての目的、基準及び要件を満たす必要がある⁶⁷。

また、シンガポールカジノ諸規則において、カジノ事業者がカジノ事業の承認を得るために CRA に提出する責任あるギャンブル・プログラムには、以下の事項を記載することが規定されている⁶⁸。

シンガポールカジノ諸規則において責任あるギャンブル・プログラムに記載が要求されている事項

記載内容	具体的記載事項
プログラムの目的等	責任あるギャンブル・プログラムのゴール、目標、パフォーマンス指標、及びカジノ運営事業者が「責任あるギャンブルに係る規範」の全ての責任あるギャンリングの要件を満たすまでの計画表
プログラムの監督者の職務及び責任	責任あるギャンブル・プログラムの設定、運営及び実行が CRA によって承認された場合、その監督のためにカジノ運営事業者によって任命された者又は委員会、並びに該当者及び該当委員会の職務及び責任の詳細
ギャンブル依存症の顧客の認識	ギャンブル依存症、又はギャンブルに関する問題があると疑われている又は知られているカジノの顧客の識別をする手順とガイドライン
情報提供	問題ギャンリング、責任あるギャンリング行動、経済的、社会的及びその他のギャンブル行動に関連して生じる問題を抱えているカジノの顧客が情報を利用できることについての手順とガイドライン
顧客への治療、カウンセリング	問題ギャンリング、責任あるギャンリング行動、経済的、社会的及びその他のギャンブル行動に関連して生じる問題に関連するカジノの顧客が情報、治療、カウンセリングサービスもしくは治療介入サービスを利用できることについて

⁶⁵ S332/2013 Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 2013 5 ,1

⁶⁶ Casino Control Act 170B1、200

⁶⁷ S332/2013 Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 2013 3

⁶⁸ S332/2013 Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 2013 5 2

記載内容	具体的記載事項
	の手順とガイドライン
金額的・時間的限度 枠 (プレコミットメント制 度)	ギャンブルでの支出額や継続的にギャンブルを行うことのできる時間の制限の 設定をカジノの顧客に可能にするシステムのカジノ運営事業者による設定、運 営及び実行の詳細
入場制限	特定の顧客を排除するシステムのカジノ運営事業者による設定、運営及び 実行の詳細
最大入場回数の設 定	顧客の毎月のカジノ施設への最大入場回数を決定して課すシステムのカジノ 運営事業者による設定、運営及び実行の詳細
従業員教育プログラ ム	定期的な再教育トレーニングの計画やカリキュラムの詳細を含む、カジノ内 でのギャンブルを運営に際して、責任あるギャンリング施策を進める又は採用す るためのカジノ施設の従業員へのトレーニングプログラムの詳細
記録の保持	責任あるギャンブル・プログラムの下で採用される責任あるギャンリング活動に 関連する記録を保持するための手順及びガイドライン
プログラムの比較、改 善目的で比較対象と して選定した区域等	カジノのためにカジノ事業者によって採用された責任あるギャンリング対策の 品質や標準的なメニューと比較して、改善する目的で、カジノ運営事業者に よって選定された責任ある区域、カジノ又はギャンリング組織の詳細
責任あるギャンリング の要件を満たしている ことの宣誓	カジノの責任あるギャンブル・プログラムを監督するためにカジノ事業者によって 任命された者又は委員会による、実行された責任あるギャンブル・プログラムが 責任あるギャンリングの要件を適切に満たしていることに対する意見
その他	責任あるギャンブル・プログラムがプログラムの目的に適合するための要件を満 たしていることを CRA が判断するために要求するその他の詳細

ii) 責任あるギャンリング施策の年次検証と特別監査人による監査

責任あるギャンブル・プログラムは法令により策定が義務付けられていることから、責任あるギャンブル・プログラムの実効性を担保するため、カジノ事業者による年次検証（Annual Review）及び特別監査人による監査の規定を法令において定めている。

ア. 責任あるギャンブル・プログラムの遵守に関する年次検証⁶⁹

カジノ事業者は、責任あるギャンリング対策の品質や基準を満たしていることを確認するために責任あるギャンリング対策について年次検証を実施しなければならない。カジノ事業者は、年次検証完了後、3か月以内に CRA に検証報告を提出し承認を得る必要がある。検証報告には、カジノ事業者による客観的評価を記載する必要があり、必要に応じて採用している責任あるギャンリング対策の改正の申し出を記載する。

⁶⁹ Casino Control Act 170C, S332/2013 Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 8

イ. 責任あるギャンブル・プログラムの遵守に関する特別監査⁷⁰

CRA は、カジノ事業者が承認を受けた責任あるギャンブル・プログラムを遵守しているかを確認するための監査を実施する特別監査官を随時任命することができる。また、CRA は、特別監査官を任命する代わりにカジノ事業者へ通知を出すことによって、カジノ事業者が雇用している人物を CRA が承認する特別監査官とすることができる。この特別監査の監査費用はカジノ事業者が負担する。カジノ事業者は特別監査官に対して必要な支援を提供しなければならず、特別監査人は監査終了後から 60 日以内又は CRA が定めた期間内に CRA に対して結果報告を行わなければならない。

iii) 責任あるギャンブル・プログラムの遵守違反に関する行政処分⁷¹

カジノ事業者は、責任あるギャンブル・プログラムの承認通知を受領してから 2 か月以内に、承認を受けた責任あるギャンブル・プログラムを実行しなければならない。これに違反した場合には、カジノ免許の条件の変更やカジノ免許の取り消しあるいは停止といった行政処分（Disciplinary Action）を受けることになる。また、責任あるギャンブル・プログラムが実施されたものの、適用された責任あるギャンプリングの要件を満たしていない場合もしくは満たすことができない場合は、CRA は書面による改善指示をカジノ事業者に対して出すことができる。

2) 米国・ネバダ州

i) ネバダ州の法令と責任あるギャンブル・プログラムの関係

州法ではカジノ事業者による責任あるギャンブル・プログラムの策定が求められていないため、法令に基づく責任あるギャンブル・プログラムは存在しない。一方で、多くのカジノ事業者は、米国のカジノ事業者の団体である AGA が策定している「責任あるゲーミングについての行動規範（Code of Conduct for Responsible Gaming）」に基づき、自主的に責任あるギャンブル・プログラムを策定している。

そこで、以下では AGA の「責任あるゲーミングについての行動規範」について説明する。

ii) 責任あるゲーミングについての行動規範（Code of Conduct for Responsible Gaming）⁷²

AGA が策定している「責任あるゲーミングについての行動規範」は、AGA のメンバーであるカジノ事業者が遵守すべき誓約（pledge）であり、あくまで AGA の自主的理念であるため法的拘束力・罰則はない。「責任あるゲーミングについての行動規範」は 2003 年に策定され、その後 2013 年に改訂されている。

AGA 及びそのメンバーは、米国でのゲーミングの運営において責任あるゲーミングの遵守を、顧客、従業員及び公共に対し誓約している。当該誓約には、従業員の支援及び研修、アルコールサービス、カジノゲームに関する規定、カジノギャンブル広告及びマーケティングを含んでおり、責任あるゲーミング及び

⁷⁰ Casino Control Act 170C, S332/2013 Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 12

⁷¹ S332/2013 Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 15、カジノ管理法 54 条

⁷² 「責任あるゲーミングについての行動規範」については、2015 年 2 月時点で AGA のホームページにおいて公表されていた資料を元に記載している。なお、2015 年 10 月末時点では当該資料はホームページにおいて公表されていない。

法定年齢以下の者によるギャンブルに関する研究及び周知活動についても記載されている。当行動規範は、以下のように、顧客、従業員及び公共に対する誓約という3つのパートから構成されている。

- 顧客に対する誓約
 - 責任あるゲーミングの奨励
 - 法定年齢以下の者がギャンブルすること及びカジノ内に同伴者のいない未成年が放置されることの防止
 - 責任あるアルコールの提供
 - 責任ある広告の実施
- 従業員に対する誓約
- 公共への誓約
 - 責任あるゲーミングに関する研究を基礎とした政策の奨励及び支援
 - 監視及びレビューの提供

「責任あるゲーミングの行動規範」に記載されている責任あるギャンリング対策の主な内容は以下のとおりである。

「責任あるゲーミングの行動規範」の主な内容

項目	内容
情報提供	【顧客に対する誓約】 <ul style="list-style-type: none"> ・ AGA メンバーのカジノ事業者は、責任あるゲーミングを奨励し、無料ヘルプラインの電話番号を含む支援提供元の情報を公開しなければならない。当情報は、カジノ施設及び現金取扱設備において、明瞭に掲示されなければならない。 ・ AGA メンバーのカジノ事業者は、自社のゲーミング関連ウェブサイトにおいて、責任あるゲーミング、責任あるゲーミングに係る政策及びその政策の実践の支援を受けられる場所について情報公開する。 ・ AGA メンバーのカジノ事業者は、法令で許容される範囲内で、カジノにおける種々のギャンブルゲームに関する勝率を一般的に説明した情報を顧客及び従業員に公開する。
	【従業員に対する誓約】 <ul style="list-style-type: none"> ・ AGA メンバーのカジノ事業者は、新規及び既存の従業員に対して責任あるゲーミング、関連する責任あるゲーミングに係る自社の政策及び実践及び支援が受けられる場所について情報提供をする。 ・ AGA メンバーのカジノ事業者は、従業員が集まる様々な場所に、無料ヘルプライン番号を含む、責任あるゲーミングに関する情報を掲示する。
年齢制限	【顧客に対する誓約】

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ AGAメンバーのカジノ事業者は、年齢制限以下の者が、カジノ内で行われるギャンブルに参加すること、カジノ内のゲーミングエリアにおける宝くじ、及び携帯電話からのギャンブルへのアクセス又は施設内でギャンブルを行うことを防止するために鋭意努力する。 ・ AGAメンバーのカジノ事業者は、施設内、カジノオンラインサイト及びギャンブル宣伝の中で、適時にギャンブルが可能な法定年齢のメッセージを発信する。 ・ 保護者等のいない子供が条例等で規定されている時間よりも遅い時間にカジノ施設に滞在している、又は、他の法令に違反している等が発見された場合、警備員又は適切な者により、保護者又は監督責任がある大人と対面又は電話にて対応するための合理的手続きを実施する。
広告規制	<p>【顧客に対する誓約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この規範は、AGAメンバーのカジノ事業者がカジノについて広告及び宣伝するに際して適用される。カジノと共に運営又は宣伝される機会の多いホテル、レストラン及びエンターテイメントに係る広告及びマーケティングには適用しない。この規範の目的において、広告及びマーケティングは、他のメディア、ラジオ、テレビ広告紙、ダイレクトメール、社会メディア、掲示板及びインターネット宣伝を含む。 ・ カジノ広告及びマーケティングは、以下のようにする必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> - 実用的な場所に責任あるゲーミングメッセージ及び（又は）無料ヘルプライン番号を記載している - 一般的に現代において受容される基準を反映する - 不正又は誤解を招く事のないように、全州及び連邦政府の基準等を厳格に遵守する ・ カジノ広告及びマーケティングは、以下であってはならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 子供や未成年をターゲットにしたような、イメージ、シンボル、有名人による推奨及び（又は）文言を含む - 年齢制限対象者又はそのように推測される者に、ギャンブルに参加している役を演じさせる - ギャンブルが、個人の社会的、経済的又は個人的成功を保証するような主張や描写を含む - 観衆の大半が、年齢制限対象者と通常予想される場所でギャンブルへの参加を掲示する - あらゆる違法行為の暗示又は提案
アルコール規制	<p>【顧客に対する誓約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AGAメンバーのカジノ事業者は、以下を含めた責任ある飲料提供に関する方針を監視する。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> - カジノ事業者は、故意に、未成年に対してアルコールを提供してはならない - カジノ事業者は、故意に、明らかに泥酔状態にある顧客に対してアルコールを提供してはならない - カジノ事業者は、明らかに泥酔状態にある顧客がカジノ内でギャンブルすることを防止するために鋭意努力する <p>・ AGAメンバーのカジノ事業者は、自社の責任あるアルコールサービス政策に関する研修を適時実施し、定期的に更新研修を行う。</p>
入場制限	<p>【顧客に対する誓約】</p> <p>・ AGAメンバーのカジノ事業者は、顧客の意思と関係なく、ギャンブルから顧客を排除する権利を有している。</p>
従業員教育プログラム	<p>【顧客に対する誓約】</p> <p>・ 同伴者のいない子供、年齢制限対象者によるギャンブル及び未成年によるアルコール及びタバコの購入及び消費に対応する手順についての研修を、関連するエリアで働く従業員は受講する。</p> <p>【従業員に対する誓約】</p> <p>・ AGAメンバーのカジノ事業者は、新規従業員に対して、責任あるゲーミング教育を実施する。</p> <p>・ AGAメンバーのカジノ事業者は、ゲームフロアにいる従業員に対して、責任あるゲーミングについて研修し、定期的な更新研修を実施する。</p> <p>・ AGAメンバーのカジノ事業者は、責任あるゲーミング、関連政策及び手順について理解を深めるために、従業員に対してコミュニケーションプログラムを導入する。</p>
その他	<p>【顧客に対する誓約】</p> <p>・ AGAメンバーのカジノ事業者は、顧客の要請により文書で、以下の様な特別サービスに係る権利の取消を申請する機会を提供することに関する方針を有していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - プレイヤーカード又はクラブに係る特典 - 小切手現金化 - 無料特典 - ギャンブルプロモーション <p>【公共への誓約】</p> <p>・ AGAメンバーのカジノ事業者は、ギャンブル及び健康に関する科学的根拠に基づく研究及び情報を提供している責任あるゲーミング全国センター（National Center for Responsible Gaming, NCRG）への継続的支援を実施する。</p> <p>・ AGAメンバーのカジノ事業者は、NCRGの研究によるカジノに関するベストプラクティスを利用し、責任あるゲーミングを奨励する。</p>

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ AGA メンバーのカジノ事業者は、顧客、従業員及び政策策定者と対話、教育するために、ギャンブル及び健康に係る科学的研究関連の対話を継続する。 ・ AGA メンバーのカジノ事業者は、規範の遵守に関して、行動規範の年次レビューを実施する。

3) 米国・マサチューセッツ州

i) マサチューセッツ州の法令と責任あるギャンブル・プログラムの関係

拡大ゲーミング法においては、カジノ事業者が責任あるギャンブル・プログラムを策定することは要求されていない。他方で、米国の多くの州のカジノ事業者が AGA が策定したフレームワークに基づいた責任あるギャンブル・プログラムを策定している中で、マサチューセッツ州では拡大ゲーミング法に基づいて設立されたマサチューセッツ州ゲーミング委員会（Massachusetts Gaming Commission⁷³、MGC（MGC については (3) ④のマサチューセッツ州の項で記載））が、「責任あるゲーミングのフレームワーク（Responsible Gaming Framework）」を策定及び公表している点に特徴がある。

ii) 責任あるゲーミングのフレームワーク（Responsible Gaming Framework）⁷⁴

上述のように「責任あるゲーミングのフレームワーク」は法令で定められたものではないが、マサチューセッツ州のカジノ事業者が実際にカジノ営業を行うにあたり、MGC は当該フレームワークに従った責任あるギャンブル・プログラムを策定することを求めている。

「責任あるゲーミングのフレームワーク」を策定するにあたって、MGC は豪州のクイーンズランド州、カナダ、スウェーデンのフレームワークを参考にしており、AGAの「責任あるゲーミングについての行動規範」よりも多くの事項を規定している。

「責任あるゲーミングのフレームワーク」は、以下 6 つの戦略及び 3 つの付録により構成されている。

1. 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility, CSR）へのコミット
2. 十分な情報に基づく顧客の選択への支援
3. 物理的環境における保護の提供
4. 責任あるマーケティングの保証
 - カジノライセンス所有者は、広告及び宣伝が責任ある態度で実施され、カジノマーケティング資料に責任あるゲーミングメッセージが適切に組み込まれ、さらには若者への配慮がなされた広告となるような戦略を策定し、実践することとしている。
 - カジノの広告及びマーケティングに関する最低限の基準として、AGA の行動規範を適用したガイドラインに従う必要があるとしている。

⁷³ HP : <http://massgaming.com/>

⁷⁴ MGC, “Responsible Gaming Framework”, <http://massgaming.com/wp-content/uploads/Responsible-Gaming-Framework-v1-10-31-14.pdf>

5. 高リスク財務取引の管理

6. 地域社会との関わり

- ライセンス保有者は、問題の定義及び地域社会との関係強化に関し、幅広い市民の参加を奨励するために地域社会と積極的に関わるべきであるとしている。

付録 A：十分な情報に基づく意思決定（Informed Decision Making）

付録 B：責任あるゲーミング資料ガイドラインの掲示

- 責任あるゲーミングに係る標識及び情報は各ギャンブルが実施される場所において入手可能であり、マサチューセッツ州問題あるギャンブリングヘルプライン（Massachusetts Problem Gambling Helpline）を掲示し、ギャンブル依存症治療サービスを奨励しなければならない。言語的に多様な文化背景の人に向けたメッセージであることを考慮にいれなければならないとしている。

付録 C：若年者保護のための広告及びマーケティングガイドライン

「責任あるゲーミングのフレームワーク」の主な内容は以下のとおりである。

「責任あるゲーミングのフレームワーク」の主な内容

項目	内容
情報提供	<p>2.1 顧客が、ギャンブルに係る決断をする際、十分な情報に基づく意思決定（Informed Decision Making, IDM）を行うために必要な情報を入手できる必要がある。ライセンス所有者は、ゲーミング施設を通じて情報が入手可能となるように保証する役割を果たす。</p> <p>IDM フレームワークは、3段階のギャンブラーに対応する3つの情報戦略により構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通の（Casual）ギャンブラー：ギャンブルに係る知見の向上プログラム ・ 頻繁な（Frequent）ギャンブラー：ギャンブルの仕組みの深い理解及びギャンブルに関する迷信を一掃する情報 ・ 集中的（Intensive）ギャンブラー：自らのギャンブルに関する情報、自己評価ツール情報、入手可能な支援手段に係る情報 <p>フレームワークに係る情報は、種々の実践を通じて、また、ゲーミング施設、プレイ情報管理制度（Play Information Management System）及び責任あるゲーミング情報センター（Responsible Gaming Information Centre, RGIC）内で入手可能とすべきである。</p>
	<p>付録 B</p> <p>【情報提供の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MGC に許可された責任あるゲーミングポスターは、顧客及びスタッフが閲覧できる場所に掲示しなければならない。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルプラインを含む関連情報について定期的にビデオで放映しなければならない。 ・ 顧客の部屋、ラウンジ及び他の公共の場所において、責任あるゲーミング及びギャンブル依存症治療に関する情報が入手できる必要がある。 ・ ギャンブル売上が計上される場所、例えば、換金所（Cashier Cages）、テーブルカジノ及びパリ・ミューチュアル方式（Parimutuel Betting）⁷⁵の窓口において責任あるゲーミング及びギャンブル依存症治療に関する情報が入手できる必要がある。 ・ スロットを含む全てのギャンブル機器にシール又はスクリーンへの直接掲示の形でヘルプラインの詳細が掲示されるべきである。 ・ 全ての現金取扱デスク（Cash Desks）、クラブデスク及びギャンブルエリアの近くに位置する訪問回数が多い場所には、責任あるゲーミング及びギャンブル依存症治療に関する情報が入手できる必要がある。 ・ ゲーミングエリアの近くにある自動預入支払機（ATM）にヘルプラインの標識が添付され、定期的に画面に責任あるゲーミングのメッセージが記載され、各取引領収書には、問題あるギャンリング支援情報が印字されていなければならない。
問題あるギャンリングのサポート全般	<p>3.5 必要な顧客に対する支援</p> <p>ライセンス所有者は、支援を求めている顧客、迷惑行為をしている顧客、悲観的的症状を示している顧客、及び疲労又は医療的処置が必要な症状を示している顧客に適切に対応するための政策及び実践を作成する必要がある。顧客支援プログラムは、要請のある全ての顧客に対して支援を提供できるよう、ギャンブル依存症の疑いのある顧客支援のための研修、手順、評価方法に重点をおいてデザインされるべきである。</p> <p>3.6 プレイ中の中断の奨励</p> <p>ライセンス所有者は、プレイの中断を奨励するために以下の手段をとる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブルが提供される場所において、ゲーミング以外のエンターテイメント及びホスピタリティサービスを含むアメニティーの提供をする。 ・ 顧客が経過時間を追跡するために、ゲーミングエリアの目立つ場所に時計を掲示する。
年齢制限対象者	<p>3.1 年齢制限対象者に対する入場制限</p> <p>ライセンス所有者は、年齢制限対象者がギャンブルに参加すること及びギャンブル指定エリアへ入場することを防止するための政策及び実践を導入しなければならない。</p> <p>ライセンス所有者は、年齢制限対象者のギャンブル行為を防止する責任を従業員に理解させる合理的な手順を踏まなければならない。</p> <p>年齢制限対象者によるギャンブルによる勝金は、MGC へ譲渡される。</p> <p>3.2 施設内で同伴者のいない子供に対する監視</p> <p>ライセンス所有者は、敷地内に顧客が連れてきた子供が放置又は遺棄されないための保</p>

⁷⁵ 投票券の総売上から興行主が一定の割合を差し引き、残りの金額を勝券に分配する方式

項目	内容
	<p>護政策及び実践（施設内及び施設保有者の土地での駐車場の監視を含む）を設けなければならない。</p>
<p>カジノ場の環境</p>	<p>1.2 ライセンス所有者特有の義務として以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題あるギャンブル行為に悪影響を受けている本人及びその家族を含む、幅広い顧客の必要性に対応する環境整備支援 <p>3.3 タバコ規制</p> <p>全従業員及び顧客の安全及び健康な職場環境維持のために、ライセンス所有者は全てのゲーミングエリアを禁煙とし、各地方の規制に基づき電子タバコの利用を禁止する。</p>
<p>広告規制</p>	<p>4.1 カジノに関するギャンブル広告及びマーケティングについては、最低限以下を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任あるゲーミングメッセージ及び（又は）無料ヘルプライン番号は、他のメッセージのフォントと同様の大きさで表示される。 ・ 州及び連邦政府の基準等を遵守し、不正又は誤解を招くようなものであってはならない。 <p>4.2 カジノにおけるギャンブル及び広告に係る実践は、一般的に以下であってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供や未成年をターゲットにしたような、イメージ、シンボル、有名人による推奨及び（又は）文言の掲示 ・ 法定年齢以下又は法定年齢制限以下と推測される者にギャンブルに参加している役を演じさせること ・ ギャンブルが、個人の社会的、経済的又は個人的成功を保証するという主張や描写 ・ 聴衆の大半が法定年齢以下の者と通常予想される場所で、ギャンブルへの参加の掲示 ・ あらゆる違法活動の暗示又は提案 ・ 個人の限度を超えるようなギャンブルの奨励 ・ 賞金の確実性の暗示 ・ 勝率の誇張 ・ 度の過ぎた又は無責任なプレイの奨励 <p>付録 C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定年齢以下の者に、直接又は意図的に、ギャンブル広告及びマーケティング資料を発信してはならない。 ・ ギャンブル広告及びマーケティング資料は、漫画、シンボル、有名人による推奨及び子供や未成年を対象とした文言を含めてはならない。 ・ 法定年齢制限以下の者又は法定年齢制限以下と推測される者により、ギャンブルへの参加広告等がなされるべきではない。 ・ 聴衆の大半が法定年齢制限以下と合理的に推測されるメディアにおいて、ギャンブルへ

項目	内容
	<p>の参加を促すカジノの広告及びマーケティングがなされるべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的に可能な場合には、カジノの広告及びマーケティングはコミック又は他の若者が閲覧する記事に掲載するべきではない。 ・ 聴衆が法定年齢制限以下と推測される場所（venue）において、ギャンブルに係る参加広告等がなされるべきではない。 ・ 慈善活動以外で、主として法定年齢制限以下を対象としたイベント等で洋服、玩具、ゲーム又は、子供又は未成年向けのものを配布すべきでない。 ・ 大学等のキャンパス又は発行物において、ギャンブルへの参加を宣伝すべきでない。又、学校又は他の若者が集う場所の近くの掲示板等において広告又は宣伝がなされるべきではない。
アルコール規制	<p>3.4 アルコール乱用の最小化</p> <p>アルコールは、ギャンブルに対する抑制を解放する働きがある。ライセンス所有者は、明らかな泥酔状態となっている者がギャンブルに参加することを防止するための政策及び実践について、以下を含めて制定するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明らかに泥酔状態の者をゲーミングエリアから立ち退かせる。 ・ 酒類提供者、セキュリティー、ボーイ等に対して、MGC が認可した教育プログラムを利用し、泥酔顧客により引き起こされる潜在的な悪影響を削減する。 ・ 明らかに泥酔状態の者に対して、アルコールの提供を禁止する。 ・ 午前 2 時から午前 8 時までの間、全顧客に対してアルコールの提供を禁止する。
顧客への治療、カウンセリング	<p>2.3 責任あるゲーミング情報センター（Responsible Gaming Information Center, RGIC）</p> <p>法令により、各ゲーミング施設は、MGC を通して契約した第三者により提供される顧客教育施設を施設内に提供しなければならない。RGIC は、利用者が発見しやすいように、カジノ施設のゲーミングエリアの近くに設置されるべきである。</p> <p>RGIC は、①顧客の自発的責任あるゲーミングプログラム及びサービス（本人の申請に基づく入場排除を含む）に係る相談及び登録、②プレイマネジメントツール（Play Management Tools）及びプレイ情報ツール（Play Information Tools）の提供、③プレイに係るリスクを評価する教育的ツールの提供（責任あるゲーミングに関する資料を提供し、ギャンブルに係る迷信を一掃する一方で、ギャンブルに関する知識を増強する）に関する主要拠点である。</p> <p>顧客は、プライバシー管理された環境の下、RGIC 内の責任あるギャンブル口座及びコンピュータ支援情報及びサービスにログインできる。責任あるゲーミングの専門家は、営業時間のピーク時には常駐している。また、顧客は、マサチューセッツ州のヘルプラインに 24 時間電話でアクセス可能である。</p>
金銭的・時間	2.2 十分な情報に基づく顧客の選択は、自発的プレイ情報及び管理システムの利用を通

項目	内容
<p>的限度枠</p>	<p>して実施される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレイマネジメントツール（Play Management Tools） <p>顧客が自発的に時間制限、損失及び（又は）勝利限度額を選択し、事前に決めた限度の中でプレイできるように、ポップアップリマインダーを受ける制度である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレイ情報ツール（Play Information Tools） <p>プレイにかかった費用に関するメッセージ及び顧客の合計賭け金額、勝金及び損失金額を含む月次計算書、プレイを継続的に実施する秘訣、教育的クイズ及び支援へのアクセス手段に係る情報について、顧客に提供する。</p>
<p>入場制限</p>	<p>2.4 本人の申請に基づく入場排除</p> <p>本人の申請に基づく入場排除は、ギャンブルで自制が効かなくなったと認識し、外部の規制を希望する顧客に対して、法令に基づき利用可能である。ライセンス保有者は、顧客に本人の申請に基づく入場制限の方法を公示し、入手可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティングリストからの除外 ・ハウスクレジット（House Credit）の受領、小切手現金化権利の両方又は一方の禁止 ・州全土の MGC ライセンス所有のギャンブル施設からの自発的排除 <p>本人の申請に基づく入場排除は、支援が必要な顧客が、丁寧、適時、かつ思慮深い態度で支援を受けていると感じるものでなければならない。</p> <p>ライセンス所有者は、本人の申請に基づく入場排除の申請及び取消の仕組み及び手順を設定する。</p> <p>プレイ等を禁止された者による勝金は MGC へ譲渡される。</p> <p>本人の申請に基づく入場排除を利用する者は、最短の自己排除期間を選択する。選択した自己排除期間の経過後は、申請者は、取消嘆願書の提出及び MGC が決めたエージェントの教育セッションへの参加により、本人の申請に基づく入場制限対象者リストからの除外を申請できる。</p> <p>3.7 本人以外の申請に基づく入場排除</p> <p>深刻なギャンブル障害を有しているが、自身を MGC ライセンスのゲーミング施設から排除不可能又は排除希望していない者を保護するために、本人以外の申請に基づく入場排除が設定される。ライセンス所有者は、本人以外の者による入場排除を規定する。</p>
<p>従業員教育プログラム</p>	<p>1.2 ライセンス所有者特有の義務として以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任あるゲーミングについて従業員に教育し、全従業員が MGC の認可した責任あるゲーミングについての従業員研修プログラムに参加することを含んだ責任あるゲーミング環境を奨励するにあたり、従業員の果たすべき役割について教育する。 ・支援の必要な従業員に対する教育的プログラム及び資料を含めた政策及び実践を通して、従業員に係るギャンブル問題のリスクを削減する。

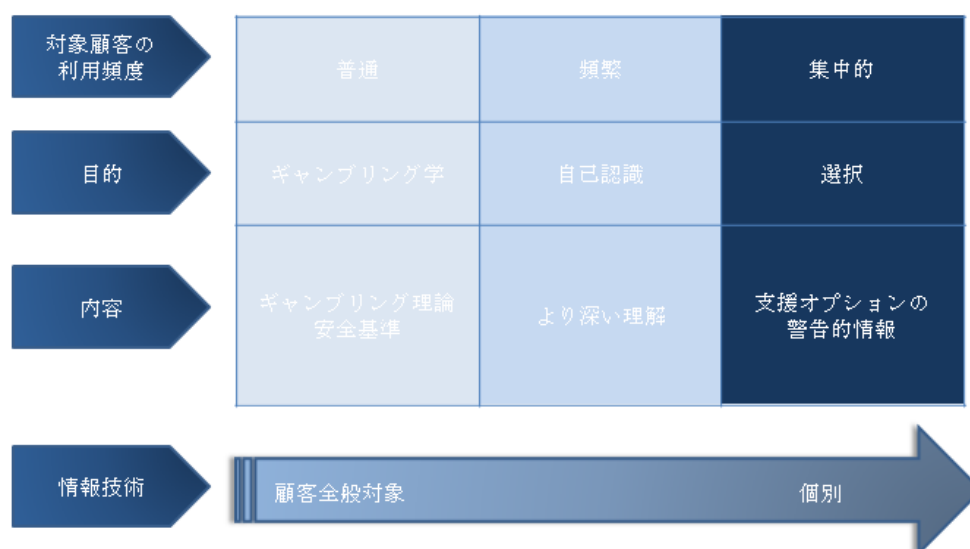
項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対して、明示的に文章で責任あるゲーミングの奨励及び健全なゲーミング環境を整備することの重要性を含む従業員の責務について提示する。 ・ シニア管理者及び他のリーダーシップを有するポストの者に対して、責任あるゲーミングに係る義務を課す。
記録の保持	<p>1.2 責任あるゲーミング及び問題あるゲーミングに対する責務を果たす上で、MGC ライセンス保有者が、行動規範の中で、責任あるゲーミング政策を含め、責任あるゲーミング計画を導入することは重要である。各ライセンス所有者は、「責任あるゲーミングフレームワーク」に記載された政策及び実践を記録・保持すべきである。</p>
その他	<p>1.1 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility, CSR）の目的は、環境及び社会的負の影響を最小化し、正の影響を最大化することにある。社会的責任、持続可能性、消費者保護及び製品安全性は、社会的信頼の中心をなしており、トップによる強固なリーダーシップの下、コアビジネスアプローチが作られ、ビジネス目的及び戦略の策定及び組織文化の構築へと織り込まれる。</p> <p>1.2 ライセンス所有者特有の義務として以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンス所有組織及び主たる契約者が、責任あるゲーミングに関連する周知レベルを適切に維持する必要がある、責任あるゲーミングが日次のオペレーションの中で不可欠でなければならない。 ・ 全ての地理的・文化的問題について、ローカルコミュニティの必要性を考慮する。 ・ 責任あるゲーミング委員会による定期的な内部監査、従業員調査及び関連データのレビュー、さらには効果的な政策及び実践の導入を保証する。 ・ ライセンス所有者は委員会に対して、詳細なアプローチの評価及び報告を実施する。 <p>5.1 財務取引</p> <p>ライセンス所有者は小切手の現金化、勝金の支払及び財務取引に関連し、法令又は規制等の要請を保証する政策を作成する。</p> <p>5.2 ハウス・クレジット（House Credit）</p> <p>借金によるギャンブルは、ハイリスク行為として消費者保護が必要である。以下の規定は、ハウス・クレジットの発行に関連するリスクの軽減を目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MGC の認可した手順を利用することにより、申請者のクレジットの価値を判断する。 ・ ハウス・クレジットは、最小閾値において適格とされた顧客に対してのみ実行され、顧客が希望した金額を超過してはならない。 ・ クレジット申請書には、MGC の認可した問題あるギャンリング自己評価が含まれる。 ・ クレジット事務局は、希望した金額について失っても経済的に問題ないことを申請者から口頭で承認を得る。 ・ 頻度及び金額によりクレジット枠の増加は制限されることがある。 ・ 明らかに泥酔状態にある又は精神的能力を欠いた様子の顧客に対して、クレジット枠の

項目	内容
	<p>増大等を認めないことがある。</p> <p>5.3 銀行カード取引 クレジットカード会社が、ギャンブルの資金のためにクレジットカードを使用するに際して、高い手数料及び利率を貸すことにより、重大な債務問題を引き起こすことがある。そのため、銀行カード取引は、ゲーミングエリアにおいて利用できるべきではない。ATM サービスは、ゲーミングエリアから 15 フィート以内に設置されるべきではない。</p> <p>5.4 小切手の現金化 ライセンス保有者は、ゲーミング目的で顧客により提示された小切手の受領に関連して、内部統制制度を作成し、導入しなければならない。当該統制は、銀行発行の小切手又はトラベラーズチェックを除く、第三者発行のチェックの現金化を禁止すべきである。</p> <p>6.1 顧客コメントを収集し、顧客の苦情へ対応するための政策及び実践を設定する。</p> <p>6.2 問題を抱える本人及び家族に対して支援及び情報提供をするコミュニティ組織との関係強化を図る。</p> <p>6.3 公式及び非公式にギャンブル依存症及び責任あるゲーミング問題に関心のある団体と定期的に関わりをもち、MGC に定期的な活動報告をする。</p> <p>6.4 関心のある団体に対して、関連する問題等を提議すること。また、戦略的意思決定プロセス及びコミュニティとの緩和プロセスにおいて、適切に情報を統合する。</p> <p>6.5 カジノ施設内における RGIC 用のスペースは容易にアクセス可能であること。ライセンス保有者は、RGIC 内に、ギャンブルに関する問題について、カウンセリング又は危機対応、メンタルヘルスの緊急性（Mental Health Triage）及び本人の申請に基づく入場排除の手続きに関する訓練を受けた従業員と顧客が、ミーティングするための部屋を設置する。</p>

(参考1) 十分な情報に基づく意思決定 (Informed Decision Making, IDM) ⁷⁶

2010年にオンタリオ州責任あるギャンブル協議会 (Ontario Responsible Gambling Council, ORGC (ORGCについては(3)⑧のカナダ・オンタリオ州の項目で記載))により発表されたプロジェクトのデータ及び分析を利用し、顧客への情報公開を奨励し、ギャンブルに関連して発生する問題に係るリスクを削減するために作成された。

【IDMに係るマトリックス】



(出典：MGC, Responsible Gaming Framework 付録 A : IDM)

顧客の利用頻度が、普通 (Casual)、頻繁 (Frequent)、集中的 (Intensive) へと行動変化することに伴い、ライセンス所有者の提供する情報の目的、内容等に重要な影響を与えることが示されている。各段階において、提供する情報の目的はもちろん、情報の提供方法も変更する。また、リスクレベルが引き上がるにつれて、顧客全般を対象とした幅広いメッセージ情報を提供する戦略から個別のコミュニケーションを利用したより個人に特化した方法へと変化することも示されている。

4) 豪州・ビクトリア州

i) 責任あるギャンブルの行動規範 (Responsible Gambling Code of Conduct)

ギャンブル規制法及びカジノ管理法において、カジノ事業者はオペレーターライセンスを得る条件として「責任あるギャンブルの行動規範 (Responsible Gambling Code of Conduct) 」⁷⁷を整備するよう規定されている。「責任あるギャンブルの行動規範」の策定にあたっては、カジノ事業者は

⁷⁶ MGC, "Responsible Gaming Framework", Appendix A, p.15

⁷⁷ 名称「code (規範) 」となっているが、内容は個々のカジノ運営事業者に作成が求められるプログラムである。

「大臣指示（Ministerial Direction- Responsible Gambling Codes of Conduct）」に準拠することが求められ^{78,79}、またビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会（The Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation, VCGLR（VCGLRについては（3）⑥ビクトリア州の項にて記載））の認可を受ける必要がある⁸⁰。

ライセンスを取得・維持するためにカジノ事業者が作成する「責任あるギャンブリングの行動規範」は、顧客により理解しやすいように記載されていなければならない、平易な英語で記載され、文化的及び言語的に多様な背景を持つ顧客が確認できるように表示される必要がある⁸¹。

カジノ事業者が「責任あるギャンブリングの行動規範」の作成にあたり準拠する大臣指示の主な内容は、以下のとおりである。

大臣指示の主な内容

記載内容	記載事項 ⁸²
情報提供	<p>第5条 責任あるギャンブリング情報</p> <p>カジノ事業者は、顧客に対し、責任あるギャンブリングに関する以下の情報を明示しなければならない。</p> <p>(a) いかに関心を持ってギャンブルを実施するか</p> <p>(b) いかに関与の決定を策定し、継続していくか</p> <p>(c) ギャンブル支援サービスの入手可能性</p> <p>(d) チェックによる賞金の支払制限及びギャンブルに関する信用貸又は貸付に係る規定</p> <p>(e) 本人の申請に基づく入場排除</p> <p>また、(a)- (e)の情報の入手手段を明示しなければならない。</p>
	<p>第6条 ギャンブル製品情報</p> <p>ギャンブルに関連する全ての規則に係る情報の入手方法を明示しなければならない。施設事業者又はカジノ事業者である場合には、ギャンブル製品において製品情報の入手方法を明示しなければならない。</p>
	<p>第7条 顧客ロイヤリティースキーム情報</p> <p>顧客ロイヤリティースキームが顧客に提示されている場合、以下を明示しなければならない。</p> <p>(a) 参加者がロイヤリティースキームに関する適切な情報について、入手可能であれば</p>

⁷⁸ Gambling Regulation Act 2003, 3.4.12B : Responsible Gambling Code of Conduct is a condition of licence, Casino Control Act 69

⁷⁹ Gambling Regulation Act 2003, 10.6.6 : Ministerial Direction as to requirements of Responsible Gambling Codes of Conduct

⁸⁰ Gambling Regulation Act 2003, 3.4.12B

⁸¹ Ministerial Direction- Responsible Gambling Codes of Conduct 2

⁸² Ministerial Direction- Responsible Gambling Codes of Conduct

記載内容	記載事項 ⁸²
	<p>ならない。</p> <p>(b) 顧客にロイヤリティースキームの一部として発生する全ての利益に関する入手手段及び時期を明示しなければならない。</p>
<p>問題あるギャンブル行為のサポート全般</p>	<p>第 4 条 責任あるギャンブルに係るメッセージ</p> <p>(a) 責任あるギャンブルに対する責務を明示する為に、責任あるギャンブルに対するメッセージを含むこと</p> <p>(b) 顧客に明確に目視可能となるように、賭博が実施される全ての場所において責任あるギャンブルのメッセージの掲示を要求すること</p> <hr/> <p>第 9 条 顧客との交流</p> <p>責任あるギャンブルを促進するために顧客と交流し、どのように実行するかについて記載しなければならない。</p> <p>特に、以下の顧客との接触に関するプロセスを特定しなければならない。</p> <p>(a) 問題あるギャンブル又は本人の申請に基づく入場排除に関する情報又は支援を要求している顧客</p> <p>(b) 問題あるギャンブルの兆候のある顧客との交流において顧客のプライバシーの権利を尊重することを記載しなければならない。</p> <hr/> <p>第 10 条 従業員の取扱</p> <p>従業員がギャンブルに参加することを認めているかどうかについて、さらに認めている場合にはその時間について記載しなければならない。</p> <p>問題あるギャンブルの兆候のある従業員に対する情報提供及び支援プロセスを明記しなければならない。</p> <p>以上は、従業員のプライバシーの権利の下、行われることを記載しなければならない。</p>
<p>未成年</p>	<p>第 13 条 未成年のギャンブル禁止に関する法令遵守</p> <p>以下の禁止規定を遵守するための方策について明記しなければならない。</p> <p>(a) 未成年に対するギャンブル製品及びサービスの販売</p> <p>(b) ギャンブルが実施されている区域への未成年の入場</p>
<p>カジノ場の環境</p>	<p>第 14 条 ギャンブル環境</p> <p>以下に関して、実施内容を記載しなければならない。</p> <p>(a) 顧客がギャンブルにのめりこむのを抑制する</p> <p>(b) 必要な場合に顧客に経過時間を周知する</p>
<p>広告規制</p>	<p>第 16 条 責任ある広告及び宣伝</p> <p>ギャンブルに関連する広告及び宣伝について明記しなければならない。</p> <p>(a) 豪州広告協会（Australian Association of National Advertisers）の広告倫理規定に準拠すること</p> <p>(b) オッズ、賞金、又は勝率に関する虚偽、誤解又は欺瞞でないこと</p>

記載内容	記載事項 ⁸²
	(c) 賞金獲得者を公表するに際して、公表前に本人から同意を得ること (d) 違反又は不当でないこと (e) ギャンブルが財務的改善のための合理的手段という印象を喧伝しない (f) ギャンブルを行っている際に、アルコールの消費を喚起しないこと 広告及び宣伝が(a)-(f)に準拠していることを確約するための方策を明示すること。
金额的・時間 的限度枠	第 8 条 プレコミットメント戦略 「責任あるギャンブルの行動規範」以外に対策担当者（Commercial Raffle Organiser）を利用している場合には、以下を実施するための方策を明示しなければ ならない。 (a) 顧客がプレコミットメントの判断をするために支援する (b) プレコミットメントを利用すると決めた顧客を支援する
その他	第 3 条 行動規範の入手可能性 (a) 顧客が行動規範を入手できること（及び入手方法を明記しなくてはならない） (b) ウェブサイトを有している場合には、ウェブサイト上に掲載すること 第 12 条 顧客の苦情 「責任あるギャンブルの行動規範」に係る法令遵守及びその実施について顧客から の苦情を解決するプロセスを導入し、準拠することを含めなければならない。 苦情処理プロセスは以下でなければならない。 (a) 苦情の発信方法の明記 (b) 苦情解決プロセスの明記 (c) 顧客の苦情に対して事業者が第三者の視点に立って対応を検討すること (d) 苦情に関する情報の収集及び保存方法を明記すること (e) VCGLR が苦情プロセスの法令遵守を監督できること 第 15 条 財務取引 以下を明記しなければならない。 (a) 小切手を現金化する顧客に対する規定 (b) 規定に関して顧客に助言する手段及び時期 (c) 現金化された後の小切手の記録 賞金の支払に関して小切手による支払を含む顧客の選択可能な方法を明記しなけ ればならない。

ii) 「責任あるギャンブルの管理規範」の遵守に関する監査⁸³

VCGLR の検査官は、カジノ事業者が法令等に準拠しているかどうかを確認する目的で、カジノにお

⁸³ Casino Control Act 1991 106

ける運営を監督し、カジノ内のゲーミング設備を検査する機能を有している。検査官は、監視、監督目的で必要な場合にはいつでもカジノ内に入場し、滞在することができる。ただし、カジノ事業者又は従業員が要請したにもかかわらず検査官が身分証明書を提示できない場合には、カジノ内の滞在は許可されない。

(参考 2) ECA メンバーのための行動規範 (Code of Conduct of ECA Members) 、責任あるギャンブリングフレームワーク提案ガイド (Responsible Gambling Framework Submission Guide)

今回検証対象とした国、地域以外においても、それぞれの国・地域の当局・関係団体が責任あるギャンブリング対策のためのプログラム規範・フレームワークを策定している。その事例として、ここでは、ヨーロッパカジノ協会 (European Casino Association, ECA) ⁸⁴の「ECA メンバーのための行動規範 (Code of Conduct of ECA Members) 」と、世界宝くじ協会 (World Lottery Association, WLA) ⁸⁵の「責任あるギャンブリングフレームワーク提案ガイド (Responsible Gambling Framework Submission Guide) 」を紹介する。

① ECA メンバーのための行動規範 (Code of Conduct of ECA Members) ⁸⁶

ECA は、欧州における政府機関及び個別のライセンス所有カジノ事業者 (オンラインを除く) の代表組織である。現在、欧州 24 か国における約 900 のカジノ施設及び 7 万人の従業員が関与している。1990 年代初頭にヨーロッパカジノフォーラム (European Casino Forum) として設立され、安定的な発展を遂げながら、現在ではほぼ全 EU メンバー及びスイス、セルビアが加盟している⁸⁷。

「ECA メンバーのための行動規範」を遵守することは ECA メンバーの会員条件であり、法的拘束力・罰則はない。

「ECA メンバーのための行動規範」の主な内容は以下のとおりである。

1. コーポレートガバナンスを維持する中で、社会的意識を持って行動し、共通の倫理基準を推奨することで、ギャンブルに係る要望に応える努力をする。
2. 公平、透明かつ利害関係者との有効な対話を基礎に持続可能なビジネスを探求する。上述の目標を掲げ、福祉や利益等の保護といった共通の関心事項に対して効率的に運

⁸⁴ HP : <http://www.europecasinoassociation.org/>

⁸⁵ HP : <http://www.world-lotteries.org/cms/>

⁸⁶ ECA, “Code of Conduct of ECA Members”,
http://www.europecasinoassociation.org/fileadmin/user_upload/pdf/ECA_code_of_conduct_lowres_FINAL.pdf

⁸⁷ ECA, “European Casino Association”, <http://www.europecasinoassociation.org/3.0.html>

営する。

3. 安全で、有資格かつ責任あるギャンブルサービスを提供し、社会的弱者及び年齢制限対象者に対する脅威又は違法なギャンブルを最小化するためのアプローチを助長する。
4. 消費者に対して、誠実で適切な態度でのサービスを奨励する合法的で責任ある広告を提供しなければならない。
5. 効果的なマネー・ローンダリング対策を実施し、犯罪又は不正な活動に対する統制及び抑制方法を適用する。
6. メンバーに対して、適用される全ての法律、政策及び規制に対する遵守を厳格に要求すると同時に、全ての新たな法律を周知し、いかなる時も信頼を保持し、社会に対して誠実性を示す。
7. 継続的に経済、技術及び人材管理に関連したギャンブル産業に特有の知識を蓄積することを保証する。
8. 環境課題への予防的アプローチ及びヨーロッパ等の法令要求事項よりもさらに環境に配慮したイニシアティブを主導的に発揮する。
9. 人権を尊重し、いかなる人権侵害にも関与しない。差別のない仕事環境及び従業員の個性、尊厳、多様性を尊重し、平等の機会を提供する。
10. 従業員に対して、定期的訓練及びガイダンスを提供することにより、専門性のある品行、ホスピタリティー及び顧客ケアについて教育する。
11. 高度な設備を利用した信頼できるゲーム（Games of Chances）を提供することにより、安全で専門的に監視されたゲーミング環境を提供する。
12. 顧客のプライバシーを第一に考え、最高のデータ保護基準を整備することにより情報の取扱い及び保存について責務を負う。
13. 産業における主たる法令決定主体として、公正かつ客観的な法令の探求のために専門性及び適格性を発揮する。
14. カジノ産業及びその顧客の利益保護に資するメンバーを有する ECA の確固たる地位を確立する。

② 責任あるギャンブリングフレームワーク提案ガイド（Responsible Gambling Framework Submission Guide）⁸⁸

WLA は 5 大陸の 82 か国の 151 の宝くじ組織が参加し、所在地レベルで認可された宝くじによる利益を保持・拡大することを目的とする協会である。宝くじビジネスや関連事業に関する情報を収集・宣伝し、実務・倫理規則を創設する活動を行っている。「責任あるギャンブリングフレームワークの提案ガイ

⁸⁸ WLR, “Responsible Gambling Framework Submission Guide”,
http://www.world-lotteries.org/cms/images/pdf_member/rfg-14/submission-guide/WLA-Submission-Guide_En.pdf

ド)は WLA のメンバーが遵守すべき自主規制であり、法的拘束力・罰則はない。

「責任あるギャンブリングフレームワーク提案ガイド」が規定している責任あるギャンブリング対策は、7 つの責任あるギャンブル原則 (Responsible Gaming Principles, RG Principles) 、10 のプログラム要素及び4段階の証明書 (Certification) により構成されている。

主な内容は以下のとおりである。

責任あるギャンブル7原則

責任あるギャンブル7原則には、WLA メンバーが各管轄地域下における公的命令を準拠し、各政府が定めた違法ギャンブルに対抗するために統合された背景がある。

1. メンバーは、顧客及び弱者の利益保護をしつつ、自らの目的達成のための合理的かつバランスのとれた行動をとる。同時に、管轄下における公的命令を遵守する。
2. メンバーは、政府による規制、運営者の自主規制及び個別の責務を反映した対策及び手順を確保する。
3. メンバーは、連情報及び文献を分析の上、責任あるゲーミングに関連する問題についての対策を作成する。
4. メンバーは、利害関係者 (政府、非政府組織、規制当局、研究者、公衆衛生の専門家 (Public Health Professional) 及び国民) と情報を共有し、研究を実施し、責任あるゲーミングを可能な限り奨励し、ゲーミングに係る社会的理解を深める努力をする。
5. メンバーは、開発、売上及び製品及び活動のマーケティングを含む全行動において、法令及び責任あるゲーミングのみを奨励し、エージェントも同様の行動をとるように合理的努力をする。
6. メンバーは、個人が公開情報に基づき、宝くじに係るゲーミング活動について意思決定可能となるように、正確性及びバランスを持って情報を提供する。この情報提供は以下のように実施されなければならない。
 - a. 宝くじ活動及び製品のマーケティングは、運営者の自主規制の対象となり、合理的ゲーミング対策及び公開情報に基づく意思決定を推奨する。
 - b. 個人はゲーミング及び関連するリスクについて正確な情報提供を受ける。例えば、教育プログラムの提供を受ける。
7. メンバーは、責任あるゲーミングに関連する活動及び対策について、適時に監視、テスト及び修正するための合理的な努力をする。また、発見事項については公開する。

10のプログラム要素

当該部分については、メンバーが何らかの活動をしなければならない部分を規定している。独立した評価パネル (Independent Assessment Panel, IAP) により各10のプログラム要素は評価され、IAP の発見事項に応じて WLA が認可を与えることとなる。以下、10のプログラム要素の主な内容である。

1. 研究

責任あるゲーミングに関連する研究を支援、実施、統合及び（又は）普及するための計画的アプローチ

2. 従業員プログラム

関連する全従業員に対する効率的かつ効果的な責任あるギャンブル原則の適用支援及び保証に係る計画的アプローチ

3. 小売業者プログラム

小売業者及びその前線の従業員に対する効率的かつ効果的な責任あるギャンブル原則の適用支援及び保証に係る計画的アプローチ

4. ゲームのデザイン

新規くじ及びゲーミング製品の選択及び導入に際し、証拠に基づく合理的なゲーミングを適用するための計画的アプローチ

5. 遠隔ゲームチャンネル

双方向、遠隔ゲーミングプラットフォームが顧客保護のためのセーフガードを有していることを保証するための計画的アプローチ

6. コミュニケーションに係る広告及びマーケティング

責任あるマーケティング及びコミュニケーションの対策の継続的改善等を保証するための政策及びプログラムの適用

7. 顧客教育

責任あるプレイ（公開された情報に基づくプレイヤーの選択）及び参照治療施設の情報に関する支援、統合及び普及するための計画的アプローチ

8. 治療施設の参照

必要な場合に、潜在的及び現在のギャンブル依存症問題の支援、ガイダンス及び専門的サービスの照会を顧客に提示するための計画的アプローチ

9. 利害関係者の関与

主たる責任あるギャンプリング関連ビジネスを決定及び責任あるギャンブル・プログラム開発に関する意思決定者、決定に影響を与える者、他の社会メンバーの関心を発見、理解及び統合するための計画的アプローチ

10. 報告及び評価

関連する内外の利害関係者に対して、RG に係る義務、活動及び進展についての評価、報告を行うための計画的アプローチ

4 段階の証明書

WLA が発行する証明書には、4 段階あり、全ての証明書の有効期間は 3 年間である。期間経過後には、再申請又は上位の証明書の申請が可能である。

レベル 1 義務

当レベルの証明書を取得するためには、WLA のメンバーとなり、責任あるギャンブル原則を遵守することに合意することにより発行される。

レベル 2 自己評価及び差異分析

当レベルの証明書を取得するには、自己評価を実施し、CEO（又は同等の者）により署名・承認されることが必要であり、自己評価に基づき差異分析した結果を下に優先順位をつけることが求められている。しかし、全 10 のプログラム要素に対する完全な分析は要求されていない。

レベル 3 計画及び導入

当レベルの証明書を取得するためには、特定の責任あるギャンブル・プログラム及びイニシアティブの導入支援に係る十分な資源配置が求められる。また、関連する利害関係者に対する内外のコミュニケーション活動を開始し、さらには責任あるギャンブル・プログラムの開発支援プロセスの導入を開始することが必要である。

レベル 4 継続的改善

当レベルの証明書を取得するためには、特定の責任あるギャンブル・プログラムを日次の運営及び意思決定において導入し、利害関係者に対しフィードバックを実施するとともに、彼らの責任あるギャンブル・プログラム開発に係る期待を考慮する。さらに、外部独立評価者による保証された正確かつ信頼性の高い提案に加え、責任あるギャンブルコミットメント、活動及び進展に係る公式な内部及び外部の報告メカニズムを樹立することが求められる。

③ 入場制限に関する制度

責任あるギャンブル対策として、多くの国・地域で採用されている制度として入場制限に関する責任あるギャンブル対策が挙げられる。この入場制限に関する責任あるギャンブル対策には、特定の人物のカジノ施設への入場を禁止するもの（排除）と、一定の期間における最大入場回数を決定することによる入場回数の制限とがある。そこで、各国の入場制限に関する制度に関して、種類、申請方法、申請先、適用期間、解除方法、罰則等の詳細を記載する。米国・ネバダ州では責任あるギャンブル目的の入場制限に関する制度は採用していないため、対象国は、シンガポール、米国・マサチューセッツ州、豪州・ビクトリア州及び韓国（カンウンランド）とする。

なお、入場制限については、以下に記述する責任あるギャンブル対策の観点からの制限のほか、年齢制限対象者、警察等当局が指定する者、秩序維持等の観点から事業者が指定する者などについての制度が各国において規定されている。

1) シンガポール⁸⁹

カジノ管理法及びシンガポールカジノ諸規則において、カジノ施設への入場を排除する制度と入場回数を制限する制度が規定されている。カジノ施設への入場を排除する制度として、本人の申請に基づく排除、家族の申請に基づく排除及び法令上の規定による排除が規定されている。また、入場回数を制限する制度としても、本人の申請に基づく入場回数制限、家族の申請に基づく入場回数制限及び法令上の規定による入場回数制限が規定されている。以下、詳細を記載する。

i) カジノ施設への入場を排除する制度

ア. 本人の申請に基づく入場排除

本人がカジノ施設への入場制限を希望する場合には、問題ギャンブル国家評議会（National Council on Problem Gambling, NCPG（NCPGについては(3)①のシンガポールの項で記載））に対して、カジノ施設への入場の排除を申請することができる⁹⁰。

申請方法は郵送かオンラインによる。郵送による申請の場合は、申請書に必要事項を記載しNCPGに送付する。申請の処理には10営業日程かかる場合がある。他方、オンラインによる申請の場合には、Sing Pass（Singapore Personal Access）⁹¹が必要であり、申請するとすぐに有効となる。NCPGは被排除者のリストを作成・保管し、定期的に更新する必要がある⁹²。また、申請後に入場制限者がカジノ施設に入場した場合には、その勝金は没収される⁹³。

入場制限を取り消すにあたっては、最低でも申請から1年を経過している必要がある。取り消しを希望する場合は、取り消しの申請者はNCPGのホームページから紹介状をダウンロードし、国家依存症管理機構（National Addictions Management Services, NAMS（NAMSについては(3)①のシンガポールの項で記載））等の指定されたクリニックにて評価（Assessment）を受ける。そして必要に応じて医師の診察やカウンセリングを受診し、完了後にその医師からNCPGにレポートが送られる。NCPGはレポートを受領した後、取り消し申請者に取り消し申請完了の連絡をする。

イ. 家族の申請に基づく入場排除

ギャンブル問題をかかえる者の家族は、家族の申請によって当該者のカジノ場への入場排除をNCPGに申請することができる。家族の範囲は、以下のとおりである。

- 配偶者
- 養子及び継子を含む子供
- 養子関係の親と義理の親を含む親
- 養子関係の兄弟姉妹、血縁のない兄弟姉妹を含む兄弟姉妹

家族の申請に基づく入場排除の申請を希望する家族は、NCPG ヘルプラインに電話をする。ヘルプ

⁸⁹ <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/DealWithProblemGambling.aspx?category=2>

⁹⁰ Casino Control Act 165A

⁹¹ Sing Passとは、シンガポール政府のウェブサイトにおいて政府の電子サービスにアクセスするための認証パスワードである。

⁹² Casino Control Act 168

⁹³ Casino Control Act 128

ラインはタイ・ファン・カン・ギャンブル依存症回復センター（Thye Hua Kwan Problem Gambling Recovery Centre, THKPGRC（THKPGRCの詳細については(3)①のシンガポールの項で記載））もしくはレイクサイド・ファミリー・サービス（Lakeside Family Services, LKS（LKSの詳細については(3)①のシンガポールの項で記載））を紹介する。THKPGRC及びLKSは家族の申請に基づく入場排除の申請先となる。これら機関のカウンセラーは申請書を作成し、申請書に関する審査を受ける公聴会の日程を決める。公聴会は、査定団（Committee of Assessors）によって行われる⁹⁴。査定団は、家族による入場排除の命令を下すための意思決定を査定委員会が行うことを可能とするために、NCPGにより任命される査定官により構成される組織である。申請者及び入場排除対象者は査定団からヒアリングを受け⁹⁵、公聴会から3日以内にヒアリング結果を書面で受け取る。申請のプロセスは通常約3週間程度かかる。

家族の申請に基づく入場排除の解除は、NCPGの許可によってのみ行われる。許可にあたっては、入場排除されている者およびその家族はNCPGのヒアリングを受けなければならない、状況に大きな変化が生じたときNCPGが確信する場合にのみなされる⁹⁶。

家族の申請に基づく入場排除の申請に際して、査定委員会が当該対象者はその家族に対して深刻な影響を及ぼしており、さらに悪影響を及ぼす状況にあると判断する場合には、家族の申請に基づく入場排除の申請に対するヒアリング等の手続きを経ずに、査定委員会は暫定的な家族の申請に基づく入場排除命令（Provisional Family Exclusion Order）を行うことが可能である⁹⁷。

ウ. NCPGによる入場排除及び法令上の規定による入場排除

査定委員会は、下記のような状況の人物には文書の命令により、入場排除の命令を下すことができる⁹⁸。

- その人物の過去の信用情報に問題があると査定委員会が認める場合
- ギャンブルによってその人物が経済的に劣悪な状況にさらされていると査定委員会が判断する場合

このうち、経済的に劣悪な状況にさらされていると判断するためには、例えば以下のような項目が考慮される。

- その人物の経済状況
- その人物の負債もしくは期限内の債務不履行の状況
- カジノの訪問頻度もしくはギャンブルの状況

査定委員会が入場排除の命令を下すか判断するために、NCPGは書面による通知により、該当する人物やその家族、場合によってはカジノ事業者に対して情報の提供を求めることができる。査定委員

⁹⁴ Casino Control Act 157

⁹⁵ Casino Control Act 158

⁹⁶ Casino Control Act 166

NCPG HP: <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/DealWithProblemGambling.aspx?category=2>

⁹⁷ Casino Control Act 164

⁹⁸ Casino Control Act 165

会は、入場排除を決定する前に、書面の通知により、該当する人物に入場排除の命令に反論する機会を与えるものとする。

排除命令が下された者は、状況が改善されるまでもしくは指定された期間カジノ施設に入場することが禁止される。また、委員会は、入場排除の命令を下す場合、入場が排除された人物をカウンセリング、リハビリ、特別教育もしくはそれらを組み合わせたプログラムに参加させることもできる。排除命令に不服がある者は、通知を受けてから 30 日以内に NCPG に取り消しの訴えをすることができる。

入場排除の解除は、NCPG の許可によってのみ行われる。許可にあたっては、入場排除されている者およびその家族は NCPG のヒアリングを受けなければならない、状況に大きな変化が生じたこと NCPG が確信する場合にのみなされる⁹⁹。

また、以下の人物は、法令上の規定により自動的にカジノ施設への入場が制限されることとなる¹⁰⁰。その状況が継続している期間はカジノ施設から排除されることになる。

- 政府からの経済的援助を受けている者
- 補助金を受けて賃貸住宅に住んでいる者
- 公団住宅¹⁰¹の支払いを 6 ヶ月以上滞納している者
- 法的支援を受けている者
- 破産者

ii) 入場回数制限制度

シンガポールにおいては、入場回数制限制度にも、①本人の申請に基づく入場回数制限¹⁰²、②家族の申請に基づく入場回数制限¹⁰³及び③NCPGによる入場回数制限¹⁰⁴の3種類が規定されている。シンガポールの入場回数制限制度は、毎月のカジノ施設への最大入場回数を定めるものであり、最大入場回数に達した場合にはその月の残りの日数はカジノ施設への入場、滞在及びゲーミングの参加から排除される¹⁰⁵。当該入場制限は、翌月の 1 日に解除される。

ア. 本人の申請に基づく入場回数制限

本人がカジノ施設への入場回数制限を希望する場合には、NCPG に対して、カジノ施設への入場回数の制限を申請することができる。

申請方法は郵送かオンラインによる。郵送による申請の場合は、申請書に必要事項を記載し

⁹⁹ Casino Control Act 166

¹⁰⁰ Casino Control Act 165A

¹⁰¹ HDB と呼ばれ、住宅開発庁 (Housing Development Board) が建設したシンガポールの国民の多くが住む住宅である。

¹⁰² Casino Control Act 165B

NCPG HP: <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/DealWithProblemGambling.aspx?category=2>

¹⁰³ Casino Control Act 163A

¹⁰⁴ Casino Control Act 165 -1

¹⁰⁵ Casino Control Act 165D

NCPGに送付する。申請の処理には10営業日程かかる場合がある。他方、オンラインによる申請の場合には、Sing Passが必要であり、申請するとすぐに有効となる¹⁰⁶。制限回数は、1月あたり8,6,4,2,1日から選択することとなる。

入場回数が制限される期間は、本人がNCPGに対して入場回数制限の取り消しを行うまでである。取り消しにあたっては、最低でも申請から1年を経過している必要がある。取り消しを希望する場合は、取り消しの申請者はNCPGのホームページから紹介状をダウンロードし、NAMS等が指定したクリニックにて評価（Assessment）を受ける。そして必要に応じて医師の診察やカウンセリングを受診し、完了後に医師からNCPGにレポートが送られる。NCPGはレポートを受領した後、取り消し申請者に取り消し申請完了の連絡をする。

イ. 家族の申請に基づく入場回数制限

ギャンブル問題を抱える者の家族は、家族の申請によってカジノ場への入場回数の制限をNCPGに申請することができる。家族の範囲は、以下のとおりである。

- 配偶者
- 養子及び継子を含む子供
- 養子関係の親と義理の親を含む親
- 養子関係の兄弟姉妹、血縁のない兄弟姉妹を含む兄弟姉妹

家族の申請に基づく入場回数制限の申請プロセスは以下のとおりである。まず、申請を希望する家族は、NCPGヘルプラインに電話をする。ヘルプラインはTHKPGRC又はLKSを紹介する。THKPGRC及びLKSは家族の申請に基づく入場回数制限の申請先となる。これらの機関のカウンセラーは申請書を作成し、申請書に関する審査を受ける公聴会の日程を決める。公聴会は、査定団（Committee of Assessors）によって行われる¹⁰⁷。査定団は、家族による入場制限の命令を下すための意思決定を査定委員会が行うことを可能とするために、NCPGにより任命される査定官により構成される組織である。申請者及び入場制限対象者は査定団からヒアリングを受け¹⁰⁸、公聴会から3日以内にヒアリング結果を書面で受け取る。申請のプロセスは通常約3週間程度かかる。

家族の申請に基づく回数制限の解除は、NCPGの許可によってのみ行われる。許可にあたっては、入場回数が制限されている者およびその家族申請者はNCPGのヒアリングを受けなければならない、状況に大きな変化が生じたときNCPGが確信する場合にのみなされる¹⁰⁹。

ウ. 法令上の規定による入場回数制限

査定委員会は、下記のような状況の人物には文書の命令により、入場回数の制限命令を下すこと

¹⁰⁶ NCPG HP: <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/DealWithProblemGambling.aspx?category=2>

¹⁰⁷ Casino Control Act 157

¹⁰⁸ Casino Control Act 158

¹⁰⁹ Casino Control Act 166

NCPG HP: <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/DealWithProblemGambling.aspx?category=3>

ができる¹¹⁰。

- その人物の過去の信用情報に問題があると査定委員会が認める場合
- ギャンブルによってその人物が経済的に劣悪な状況にさらされていると査定委員会が判断する場合

このうち、経済的に劣悪な状況にさらされていると判断するためには、例えば以下のような項目が考慮される。

- その人物の経済状況
- その人物の負債もしくは期限内の債務不履行の状況
- カジノの訪問頻度もしくはギャンブルの状況

査定委員会が入場回数の制限命令を下すか判断するために、NCPG は書面による通知により、該当する人物やその家族、場合によってはカジノ事業者に対して情報の提供を求めることができる。査定委員会は、入場回数の制限命令を決定する前に、書面の通知により、該当する人物に入場回数の制限命令に反論する機会を与えるものとする。

入場回数の制限命令が下された者は、状況が改善されるまでもしくは指定された期間カジノ施設への入場回数が制限される。また、委員会は、入場回数の制限命令を下す場合、入場回数が制限された人物をカウンセリング、リハビリ、特別教育もしくはそれらを組み合わせたプログラムに参加させることもできる。入場回数制限命令に不服がある者は、通知を受けてから30日以内にNCPGに取り消しの訴えをすることができる。

入場回数の制限の解除は、NCPGの許可によってのみ行われる。許可にあたっては、入場回数が制限されている者およびその家族はNCPGのヒアリングを受けなければならず、状況に大きな変化が生じたときNCPGが確信する場合にのみなされる¹¹¹。

2) マサチューセッツ州

マサチューセッツ州の法令で規定する入場制限に関する制度は、本人の申請に基づく入場排除制度、家族の申請に基づく入場排除制度がある。当該入場制限制度では、MGCの作成した排除対象者リストが事業者に配布される。なお、入場回数の制限は規定されていない。以下、それぞれの詳細な内容を記載する。

	本人の申請に基づく入場排除 ^{112,113}	家族の申請に基づく入場排除 ¹¹⁴
内容	自らの希望により、事前に決めた期間、州内の全てのゲーミング施設からの排除	ごく近い家族（配偶者・両親・子供・兄弟）や保護者は本人をカジノ施設から

¹¹⁰ Casino Control Act 165

¹¹¹ Casino Control Act 166

¹¹² Expanded Casino Act Section 45 (c), (f), (g), (h), (j)

¹¹³ MGC, "Voluntary Self-Exclusion- Massachusetts Gaming Commission", <http://massgaming.com/about/voluntary-self-exclusion/>

¹¹⁴ Expanded Casino Act Section 45 (b), (c), (e), (g), (i), (j)

	本人の申請に基づく入場排除 ^{112,113}	家族の申請に基づく入場排除 ¹¹⁴
	を依頼できる。	排除することを依頼できる。
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、本人による入場制限用紙（Voluntary Self-Exclusion Form、VSE）に記入し、専門家と面接を予約する。 面接に際し、写真及び署名が掲載されている政府発行の身分証明書（例：運転免許証、パスポート）を提示する。 VSE 合意に署名し、写真撮影が実施される。 VSE 合意者は、入場制限対象者リストに掲載される。 	<ul style="list-style-type: none"> ごく近い家族（配偶者・両親・子供・兄弟）や保護者は、文書により、問題あるギャンブラー（Problem Gambler）と合理的に考えられる場合に、地方裁判所に対して、当該人物をカジノ施設からの排除する命令を下すように嘆願できる。 地方裁判所は、申請後すぐに、ヒアリングの日程を設定する。判断に際しては、公認の心理学者の分析を利用することもある。 地方裁判所の結果は、MGC に通知され、入場制限対象者リストに掲載される。
申請先	<ul style="list-style-type: none"> ゲームセンス情報センター（Game Sense Info Center） マサチューセッツゲーミング委員会（Massachusetts Gaming Commission, MGC MGC については（3）③ のマサチューセッツ州の項で記載） マサチューセッツ州強迫性ギャンブル協議会（Massachusetts Council on Compulsive Gambling, MCCG MCCG については（3）③ のマサチューセッツ州の項で記載） 	地方裁判所
排除持続期間	6 か月、1、3、5 年、又は生涯と個人の好きな期間を選択できる。ただし一度選択した期間は短縮できない。延長や更新は可能。	記載なし
排除解除方法	入場排除の解除を申請するには、専門家による短時間の情報提供セッションに参加することが義務付けられている。	<ul style="list-style-type: none"> 入場制限対象者リストへ掲載された旨のメールを受信してから 30 日以内又は公示されてから 60 日以内に、

	本人の申請に基づく入場排除 ^{112,113}	家族の申請に基づく入場排除 ¹¹⁴
	当該セッションでは、ギャンブルに係るリスク、利用可能な支援手段等について情報提供がなされる。	指定された人物はヒアリングの申し出と入場制限対象者リストから名前の削除を要請できる。 <ul style="list-style-type: none"> 申請を受けた場合、委員会は30日以内にヒアリングの時間を設定する。 結果、リストからの削除が決定した場合には委員会は当該名前の削除とともに全てのカジノ事業者はその旨を通知する。
禁止事項	事業者は入場制限対象者リスト掲載者に対して、マーケティング活動をしてはならない。また、事業者は入場制限対象者リスト掲載者に対して、無料特典、小切手現金化の特権等その他の利益となるものを提供してはならない。	事業者は入場制限対象者リスト掲載者に対して、マーケティング活動をしてはならない。また、事業者は入場制限対象者リスト掲載者に対して、無料特典、小切手現金化の特権等その他の利益となるものを提供してはならない。
罰則	委員会は事業者が故意あるいは無責任に入場制限対象者を入場させた場合には事業者に対し、免許の取消、停止、制限、罰金等を科すことができる。	委員会は事業者が故意あるいは無責任に入場制限対象者を入場させた場合には事業者に対し、免許の取消、停止、制限、罰金等を科すことができる。
その他	入場制限対象者リストは公の閲覧に供されない。 但し、必要な場合は提携するカジノ事業者へ個人情報の開示を行わなければならない。	入場制限対象者リストは差別なく公正に作成されなければならない。

3) ビクトリア州¹¹⁵

ビクトリア州の入場制限制度は、本人の申請に基づく入場排除¹¹⁶及び事業者又はビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会（Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation, VCGLR（VCGLR については (3) ⑥ のビクトリア州の項に記載））による入場排除（Exclusion Orders）¹¹⁷である。ただし、VCGLR による入場排除は、現実にはほとんど発生事例は存在していない。

以下、それぞれの詳細を記載する。本人の申請に基づく入場排除は、カジノ事業者が、ライセンスの

¹¹⁵ VCGLR, "Fifth Review of the Casino Operator and Licence", p.102-105

¹¹⁶ Ministerial Direction- Self-Exclusion Program

¹¹⁷ Casino Control Act 1991、72

取得にあたり、大臣指示に準拠した本人による入場制限制度を作成し、VCGLR の認可を受ける必要がある¹¹⁸。本人の申請に基づく入場排除に係る大臣指示には、申請手順、排除期間、顧客への情報提供、入場の際しての排除対象者の確認方法、従業員教育、支援サービスへの紹介、データ管理、入場排除の効果に係るレビュー、苦情処理プロセスについて記載されており、これに準拠した本人の申請に基づく入場排除をカジノ事業者が作成している。

	本人の申請に基づく入場排除	カジノ事業者又は VCGLR による入場排除
内容	顧客が、自らの意思で、カジノ施設への入場を制限する制度である。	VCGLR、カジノ事業者又はカジノの責任者は、口頭又は文書による命令により、カジノ内への入場又は滞在を禁止できる。
申請方法	申請者は、文書により VCGLR が認可した担当者の目前で署名しなければならない。 申請後、カジノ事業者は文書命令を出すとともに、VCGLR に命令文書の複製を提出しなければならない。	—
申請先	カジノ事業者	—
排除持続時間	排除命令権者により取消されるまで効力を有する ¹¹⁹ 。	排除命令権者により取消されるまで効力を有する ¹¹⁹ 。
排除解除方法	申請者がギャンブル活動に際して、自己管理が可能であること等の基準を充たす必要がある。	—
カジノ事業者への罰則	カジノ事業者は、文書による排除指示をした場合、VCGLR への報告義務があり、違反した場合には、カジノ事業者には罰金が科される。 罰金：刑罰単位 ¹²⁰ 50	カジノ事業者は、文書による排除指示をした場合、VCGLR への報告義務があり、違反した場合には、カジノ事業者には罰金が科される。 罰金：刑罰単位 50
その他	特になし	口頭による命令の場合には、14 日後に効力を失う。 口頭による命令を受けた者が文書による命令を要求した場合、文書が作成さ

¹¹⁸ Gambling Regulation Act 2003, 3.4.12A, 10.6.1, 10.6.3

¹¹⁹ Casino Cotrol Act 1991, 75

¹²⁰ 罰金を科す際の単位。ユニット当たりの単価が決められている。

	本人の申請に基づく入場排除	カジノ事業者又は VCGLR による入場排除
		れるまでの間、口頭による命令は保留 となる。(文書を受領する為、本人が カジノ内にとどまることが出来た場合に 限る)

4) 韓国

韓国においては、カジノ施設への入場を排除する制度と入場回数を制限する制度が規定されている。以下、それぞれの詳細を記載する。

i) カジノ施設への入場を制限する制度¹²¹

カジノ施設への入場を制限する制度は、カジノ事業者であるカンウォンランドカジノの「カジノ出入り管理指針」により自主的に規定されたものであり、本人の申請に基づく入場制限、家族の申請に基づく入場制限及びカンウォンランド依存症ケアセンター（Kangwon Land Addiction Care Center, KLACC KLACC については (3) ⑦ の韓国の項に記載）による入場制限が設けられている、以下、それぞれの内容を整理する。

なお、下記の表にある審議委員会とは、カジノ出入り管理指針の適用において顧客の異議申し立てがあり、又はカジノの秩序維持のために不可避と判断された場合に、関連する内容を再審議及び決定する機関である¹²²。

	本人の申請に基づく入場 排除	家族の申請に基づく入場 排除	KLACC による入場排除
内容	自らの希望によりカジノ施設に入場できないように依頼する。	家族（祖父母・両親・成年した子供）は本人をカジノ施設に入場できないように依頼できる。	KLACC の専門委員または関連部署が必要と判断した場合、カジノ施設への入場を制限できる。KLACC の専門委員に要する入場排除に該当する者は、以下のとおりである。 ・ギャンブル依存症治療のために病院費の支援を KLACC から受けた者 ・社会復帰商業訓練の支援を KLACC から受け

¹²¹ カジノ出入り管理指針 第 6 条の 2

¹²² カジノ出入り管理指針 第 3 条 12 号

	本人の申請に基づく入場 排除	家族の申請に基づく入場 排除	KLACC による入場排除
			た者 ・個人再生手続きの支援 を受けている者
申請方法	直接訪問又は郵送	直接訪問又は郵送	申請は不要。KLACC に おいて専門委員または関 連部署が判断して申請文 書を作成する。
申請先	カンウォンランドの安全状 況チーム	カンウォンランドの安全状 況チーム	KLACC
排除持続時間	相談による（帰郷旅費支 給者は最低 3 年）	相談による	KLACC の専門委員また は関連部署の判断による
排除解除方法	入場制限解除の要請は、 1 回目の要請は入場制限 日から 1 年以上、2 回目 は 3 年以上、3 回目は入 場禁止となり解除不可と なる。 2 回目以内の場合には、 制限の解除にあたっては、 審議委員会の審議を経る 必要がある。 また申請者の訪問と KLACC の相談確認証、 身分証明証、入場制限 解除申請証、身分証明 証が必要。	入場制限解除の要請は、 1 回目の要請は入場制限 日から 1 年以上、2 回目 は 3 年以上、3 回目は入 場禁止となり解除不可と なる。 2 回目以内の場合には、 制限の解除にあたっては、 審議委員会の審議を経る 必要がある。 また申請者の訪問と KLACC の相談確認証、 身分証明証、入場制限 解除申請証、身分証明 証が必要。	KLACC の専門委員また は関連部署の判断によ り、出入り解除の要件が 満たされ入場制限解除申 請証または協力文書が提 出しされた場合、入場制 限は解除される。
その他	排除を確実にするため、入 場時に顔写真付きの身分 証明書の提示を求める。	排除を確実にするため、入 場時に顔写真付きの身分 証明書の提示を求める。	排除を確実にするため、入 場時に顔写真付きの身分 証明書の提示を求める。

ii) 入場回数制限制度

カジノ施設の入場者は、入場の際に必ず身分証明書（韓国国民は住民登録証）を提示しなければならず、その身分証明書による確認によって 1 か月の入場回数が 15 日を超えると、その月は月 15 日の入場超過日から月末までカジノ施設への入場禁止措置が取られる。翌月の月初からは入場が許

容される。さらに、2 か月連続で入場回数が 15 日となると、ギャンブル依存症対策として KLACC でカウンセリングを受けなければならない。ただし、地域住民に関しては、毎月の入場可能回数は 1 回とされている¹²³。

④ その他の国の特色ある責任あるギャンブリング対策

上記の対象国以外の国・地域において、採用されている特色ある責任あるギャンブリング対策について記載する。対象国は英国、オランダ、ノルウェー、フランス及びスイスである。

1) 英国

i) 英国のカジノの状況

英国におけるカジノ施設は現在 144 施設あり、2005 年のギャンブル規制法で規定するラージ・カジノは、ロンドンとミルトン・キーンズにおいて各 1 施設ずつ営業している¹²⁴。責任あるギャンブル政策は、ギャンブル委員会が作成する「ライセンス条件及び行動規範（Licence Conditions and Codes of Practice, LCCP）」及び「大臣指示（Ministerial Direction）」を通じて実施されている。以下、英国での特色ある責任あるギャンブリング対策について記載する。

ii) SENSE (Self-Enrolment National Self-Exclusion) ¹²⁵

ア. SENSE の概要

英国では、現在、入場制限に関する制度として「ギャンブル委員会（Gambling Commission, GC）」が作成する「ライセンス条件及び行動規範（Licence Conditions and Codes of Practice, LCCP）」において、カジノ事業者が本人の申請に基づく入場排除（Self-Exclusion）を作成することが規定されている¹²⁶。他方で、英国では現在 SENSE の導入が進められている。SENSE とは、Self-Enrolment National Self-Exclusion の略称であり、英国のカジノ業界団体ナショナル・カジノ・フォーラム（National Casino Forum, NCF）が英国のシステム会社であるソフトウェア・フォー・データ・アナリシス（Software for Data Analysis, SDA）と契約し開発した全国統一の自己申請型入場排除システムである。SENSE は、ギャンブル依存症の問題を抱える人が自発的にシステムに登録することにより、顧客の入場制限要求が中央統一のシステムにより情報共有され、本人による入場制限の合意に違反した者を自動的に検索し、英国全土のカジノ施設への入場を制限するシステムである。SENSE のシステムでは、人物（Biographical Data）、写真、ロイヤリティーカード情報及び他のマーケティングツール等が登録され、本人による入場制限登録対象者が合意に違反した場合に、自動

¹²³ カジノ出入り管理指針第 5 条 3 項

¹²⁴ ECA, “ECA’s European Casino Industry Report 2014”, p.121

¹²⁵ NCF, “National Casino Forum launches Self-Exclusion Enrolment System Across UK Casinos”, <http://www.nationalcasinoforum.co.uk/playingsafe/sense/>

¹²⁶ GC, “Conditions and codes of practice applicable to Non-remote casino licences”, PartIII, 3.5 Self-exclusion

的に検索可能となる¹²⁷。

2016年4月より、LCCP3.5.6において、複数事業者自己排除スキーム（Multi-Operator Self-Exclusion Scheme）¹²⁸に登録することにより、自己排除申請したものが、他の施設においても自己排除可能となるようにしなければならないという規定が適用予定であるが、これに先立ちカジノ事業者に対して SENSE が発表された。

イ. SENSE の導入背景

従来より英国では LCCP により本人の申請に基づく入場排除の導入が義務化されており、ギャンブル事業者に対して自己申請することでその申請者のギャンブル施設への入場を制限することが可能であった。NCF は SENSE 導入以前の 2013 年にプレイング・セーフ（Playing Safe）¹²⁹というシステムを発表しており、その中で、本人の申請に基づく入場排除スキーム（Voluntary Self-Exclusion Scheme: VSE）¹³⁰という対策が講じられたものの、全国統一のプログラムではなく事業者ごとにスキームが異なり、仮にあるカジノ施設で入場排除申請した場合でも、他のカジノ施設で顧客情報は共有されることはなく、結果として、入場が可能となるという批判があった。この要請に応える形で、新たなシステムとして SENSE が開発された。

ウ. SENSE の利用手順

手順としては、カジノ事業者が顧客に対して、SENSE の条件を読み上げ、登録簿への電子署名を依頼する。カジノ事業者は顧客の写真を撮影し、SENSE システムに登録簿とともに写真をアップロードする。顧客が SENSE に登録すると、管理者は警告を受け、該当顧客に対する全てのマーケティング資料及びメンバーシップは取消となる。本人の申請に基づく入場排除の対象者がカジノへの入場を試みた場合、管理者はシステムに入力することで、該当者がアクセスしようとしていることを周りのカジノ施設へ警告することとなる。顧客の SENSE からの取り下げ要求は、6 か月以降かつ要請に基づく場合にのみ可能である。なお、顧客は、SENSE に関する情報及び自己排除様式をウェブサイトからいつでもダウンロード可能である。

iii) シンク 21 ポリシー（Think21 Policy）¹³¹

英国では、18 歳未満の者のカジノの入場が禁止されており、LCCP3.2.1.9 において、ライセンス保有者は、年齢制限対象者がギャンブルを行うことを防止するための効果的政策及び手順を有していることを合理的に証明するため、自己検査を実施しなければならず、その結果について GC に提出すること

¹²⁷ NCF, "Playing Safe One Year On", p.5

¹²⁸ 申請したカジノ施設でのみ本人の申請に基づく入場制限をする制度の場合、顧客は他のカジノ施設でギャンブルできるという批判を受けて開発されたスキームである。顧客は、一つのカジノ施設で本人の申請に基づく入場制限を申請することにより、一度に複数のカジノ事業者において入場制限が可能となる。

¹²⁹ NCF, "Playing Safe", <http://www.nationalcasinoforum.co.uk/playing-safe/>

¹³⁰ NCF, "VSE", <http://www.nationalcasinoforum.co.uk/voluntary-self-exclusion-vse/>

¹³¹ NCF, "Playing Safe One Year On", 2. Protecting Children and Young People, p9

が規定されている。

NCF は、実際に 18 歳未満の青少年の入場制限が適切になされているかを確認するために、プレイング・セーフの一環として、シンク 21 ポリシー (Think 21 policy)¹³²の下、ミステリー・ショッパー (Mystery Shopper) を毎年実施している。ミステリー・ショッパーの内容は以下のとおりである。

NCF は、専門的な市場調査組織と契約し、18 歳超ではあるが若く見える人物を雇い、入場の際に実際に年齢を確認されるかどうかをテストする。全ての状況は隠しカメラを使用して録画され、録画画像とともにフィードバックがなされる。仮に年齢を確認されずに入場できてしまった場合には、NCF は事業者に対してどのように入場プロセスを改訂するかについて確認する¹³³。

NCF は、2014 年に市場調査グループ (Market Force) を雇用し、NCF メンバーのカジノ施設においてシンク 21 ポリシーを実施した。テストの第一フェーズでは 91.5%の合格率となり、追加的な従業員研修及び特訓が必要となったが、続く再テストでは、100%が合格している¹³⁴。

2) オランダ

i) オランダのカジノの状況^{135,136}

オランダにおけるカジノ施設は 2017 年に民営化の予定¹³⁷があるが、現在は国営企業のオランダ・カジノ (Holland Casino) が独占的に運営している。1976 年に最初のカジノ施設を建設して以来、現在では国内に 14 施設のカジノが存在している。1990 年には「責任あるギャンブラー政策 (Responsible Gambling Policy)」が導入され、オランダカジノの全施設では、「共通の防止的政策 (prevention policy)」が実施されている。この政策においては、①認証 (Identification) ②情報 (Information) ③監視 (Monitoring) 及び④介入 (Intervention) の 4 つの柱を基礎として、事業者が責任あるギャンブラー問題 (潜在的問題を含む) に対処するとされている。以下、オランダカジノの特色ある責任あるギャンブラー対策を記載する。

ii) 中央登録管理制度 (Centraal Register Uitsluiting Kansspelen : CRUKS)¹³⁸

オランダカジノの入場には中央登録管理制度が適用される。中央登録管理制度では、カジノ施設が来訪者の身分証明書 (ID : 例えば、運転免許証又はパスポート) をシステムによって登録・管理しており、全カジノ施設が共通のシステムを利用している。このシステムによって訪問回数を管理し、入場頻度が高い訪問者は、従業員との面談が実施されることとなる。

¹³² プログラムの名前が 21 となっている理由は、LCCP3.2.2.4 において、従業員が詰問しなければならない対象者が、21 歳未満と推測される者であるためである。

¹³³ Think21, "Think 21! for the Licensed Trade" <http://www.think21.co.uk/operations.html>

¹³⁴ ECA, "ECA's European Casino Industry Report 2014", p.123

¹³⁵ Jellinek, "Ten years of Responsible Gambling Policy at Holland Casino-RGP Preventive & protective measures"

¹³⁶ Holland Casino, "Towards a level playing field in responsible gambling", 11 Sep, 2014

¹³⁷ Government of Netherland, "Government to modernize gambling policy", <https://www.government.nl/latest/news/2014/07/21/government-to-modernise-gambling-policy>

¹³⁸ Holland Casino, "Towards a level playing field in responsible gambling", 11 Sep, 2014

また、青少年に対してはさらに高い頻度での面接を実施している。オランダでは法令により18歳未満の者は入場禁止となっており、18-23歳の若者による月6回の入場が記録された場合には、月7度目の訪問時に面接が実施されることとなっている。なお、24歳以上の者に対しては、10回目の訪問時に面接がなされる。

iii) 本人の申請に基づく入場回数制限 (Visit Restrictions) ¹³⁹

顧客は、本人の申請に基づいてオランダカジノへの月間の入場回数を制限することができる。訪問回数制限の設定は月間最大8回¹⁴⁰となっており、この制度の実行期間を最低6か月から最大1年の間で選択することが可能である。

2012-2013年には、3,539名が本人の申請に基づく入場回数制限を利用している¹⁴¹。

iv) 本人の申請に基づく入場排除 (Admission Bans) ¹⁴²

顧客は、本人の申請に基づいて最低6か月から最大1年の期間でオランダカジノへの入場を禁止することができる。入場禁止となった場合には、解禁後、最初の訪問日に顧客は従業員と面談を実施する。入場禁止であった顧客に対して、面接では利用回数制限の利用が推奨される。

2012-2013年には、3,963名が本人の申請に基づく入場排除制度を利用している¹⁴³。

3) ノルウェー

i) ノルウェーのギャンブルの状況

ノルウェーにおいては原則としてギャンブルは法令で禁止されており、ノルスク・ティッピング (Norsk Tipping) とノルスク・リクスト (Norsk Rikstoto) という2社の国営企業のみがギャンブル関連事業を運営する権利を有している。ノルスク・ティッピングは宝くじ (Lotteries)、スポーツ・ベッティング (Sports Betting) 及びケンコー (Kenko) 等のゲームを運営する権利を有しており、ノルスク・リクストは競馬を独占的に運営する権利を有している。ギャンブル産業を管轄する政府機関は、文化関連省 (Ministry of Culture and Church Affairs) であるが、現在もテーブルカジノを禁止している。

以下、ノルウェーで実施されている責任あるギャンブル対策について記載する。

ii) マルティックス (Multix) ¹⁴⁴

¹³⁹ Holland Casino, "HouseRules for the Casinos", Section11, 1.e, 2

¹⁴⁰ Jellinek, "Ten years of Responsible Gambling Policy at Holland Casino-RGP Preventive & protective measures"

¹⁴¹ Holland Casino, "Towards a level playing field in responsible gambling", 11 Sep, 2014

¹⁴² Holland Casino, "HouseRules for the Casinos", Section11, 1.d, 2.

¹⁴³ Holland Casino, "Towards a level playing field in responsible gambling", 11 Sep, 2014

¹⁴⁴ Norsk Tipping, "The Norwegian story- with a happy ending?", <http://www.responsiblegambling.org/docs/discovery-2012/the-norwegian-story---with-a-happy-ending-.pdf?sfvrsn=12>

ノルウェーでは、ギャンブル機器本体に各種の規制を加えることにより、責任あるギャンプリング対策を実施している。

ノルウェーでは、2007年における法令によるスロットマシンの禁止を受け、2009年にノルスク・ティッピングが開発した双方向映像端末（Interactive Video Terminal：IVT）のマルチックス（Multix）が導入されている。また、2011年にはマルチックスの新機種であるベラゴ（Belago）も導入されている。マルチックスには、以下のような規制が設定されている。

マルチックスは18歳未満の者の利用が禁止されている。また、現金の利用はできず、顧客はプレイヤーカードを使ってプレイする。一日当たり400クローネ（以下、NOK）（約5,600円）、一月当たり2,200NOK（約30,800円）の金額的な利用制限が設定されており、プレイ開始1時間後の強制休憩が機器本体に設定されている。

すべての機器はバーチャル・プライベート・ネットワーク（Virtual Private Network, VPN）を通じて中央サーバーへ繋がっており、ゲーミング委員会（Gaming Board）もVPNへのアクセスが可能となっている。

プレイヤーカードにはプレイヤーの個人情報及び口座が付帯しており、携帯、パソコン及び小売業者の端末、IVTとのマルチ接続が可能となっている。プレイヤーカードにおいて顧客データが管理されており、管理データの例としては、年齢、性別、住所、電話番号といった個人情報、個人の全ゲーム履歴（頻度、種類、回数、賭け金、勝敗等）のデータがある。

さらに、個人のプレイ時間及び賭け金額に対する利用制限をかけることも可能となっている。個人の時間制限設定は、日次、週次、月次単位であり、永久に利用できないという設定も可能である。個人的な金額制限設定は、最大賭け金50NOK（約700円）、最短ゲーム時間3秒、1ゲームごとの最大賞金1,500NOK（約21,000円）の設定が可能となっている。

iii) 政府のゲーム及びギャンブル依存対策に関するアクションプラン¹⁴⁵

上述のように、2007年7月にスロットマシンは法令によって禁止されたが、研究によれば、2003年から2007年の間においてスロットマシンによる依存症問題に苦しむ人々は5～7万人であったと推計されている。スロットマシンの禁止によりスロットマシン関連の依存症は極端に減少したが、依存症者は結果として他のギャンブル行為にシフトすることになり、新たな問題としてオンラインギャンブルによるギャンブル依存症問題が浮上した。そのため政府は、定期的研究、情報及び他の手段によるプレイヤー及び社会の保護を目標としたアクションプランを作成している。当該アクションプランは、ノルスク・ティッピングによる経済的支援により成り立っている。

4) フランス

i) フランスのカジノの状況

フランスにおけるカジノ施設は、欧州最大の市場規模を誇っており、2012年において、カジノ施設は

¹⁴⁵ Norwegian Ministry of Culture and Church Affairs, "Action plan to prevent problem gaming and problem gambling{2009-2011}"

195ヶ所、カジノ収入は23億300万EUR(約3,000億円)である¹⁴⁶。フランスでは、2002年に責任あるギャンブリング対策のために政府及び業界の代表者によりワーキンググループが結成され、2005年には責任あるギャンブリングの奨励プロトコール（Protocole Sur La Promotion Du Jeu Responsable）が提出されている。責任あるギャンブリング対策として2006年には法令により身分証明書提示が義務化された。以下、フランスの責任あるギャンブル対策の特徴的な政策を記載する。

ii) 本人の申請に基づく入場排除¹⁴⁷

フランスでは入場制限として本人の申請に基づく入場排除が導入されている。入場排除を希望する者は排除申請を内務省に提出する必要がある、内務省は入場制限者リストを作成し、入場排除申請者に対して、カジノ又はギャンブル施設（Gaming Hall）への入場及び認可ウェブサイトへのプレイヤー口座の開設を禁止している。また、当該制度では、一度入場制限者リストに名前が載ると3年間は入場が禁止され、特段の手続きなしに3年経過後も自動更新がなされる。入場制限者リストから名前を削除するためには、内務省（Ministry of Interior）への申請が必要となる。

iii) 身分証明書の提示¹⁴⁸

カジノ施設への入場には、1959年から1日10フラン（通貨変更により10ユーロ（約1,300円））の入場料が必要であったが、責任あるギャンブリングの観点から、青少年の入場規制の強化、取引状況の監視の強化、さらには、本人の申請に基づく入場排除を促進することを目的として、身分証明書の提示の義務化を求める代わりに2006年に入場料の徴収が廃止された。これにより、全てのカジノ利用者は、入場の際に身分証明書の提示が必要となった。

5) スイス^{149,150}

i) スイスにおけるカジノの状況

スイスには、21のカジノライセンス保有事業者がいる。2000年に「カジノ法（Casino Act）」により、カジノ施設は社会的コンセプトとして、①ギャンブル依存症防止策及びリスクを抱えているギャンブラーの早期発見、②従業員への研修及び③ギャンブル依存症関連のデータを記録することが義務付けられている。また、全てのカジノ施設は、責任あるギャンブリング対策について年次報告の義務がある。

スイスの入場制限制度には本人の申請に基づく入場排除とカジノ事業者による入場排除とがある。これらは全て電子的に管理されており、制限対象者はスイス全土のカジノ施設の利用が制限される。ま

¹⁴⁶ ECA, “Data 2012”,

http://www.europecasinoassociation.org/fileadmin/user_upload/Facts_and_figures/Europe_ECA_reviews_2012_final_public_data.pdf

¹⁴⁷ ECA, “ECA’s European Casino Industry Report 2014”, p.45

¹⁴⁸ “Protocole sur la Promotion du Jeu Responsable”,

<http://ch.gasp.pagesperso-orange.fr/casino/textes/protocol-avis.htm>

¹⁴⁹ Gerhard Meyer, Tobias Hayer, Mark Giffiths, “Problem Gambling in Europe”, 2009, p.323

¹⁵⁰ ECA, “ECA’s European Casino Industry Report 2014”, p.117-120

た、制限期間は原則永久であり、最短でも取り消し申請ができるのは 1 年後からである。

以下、スイスにおける入場制限について特徴的な点を記載する。

ii) 本人の申請に基づく入場排除

顧客はいつでも本人の申請に基づいて入場排除とすることが可能であり、申請した場合には、スイス全土のカジノ施設の利用が禁止される。入場排除対象者は、スイス全土のカジノ施設がアクセス可能なリストに掲載される。年齢確認及び入場排除対象者かどうかを確認するために、顧客はカジノに入場するにあたり適切な身分証明書の提示が求められ、これにより入場排除対象者のカジノ施設への入場を規制している。

iii) カジノ事業者による入場排除

カジノ法 (Casino Act) により、カジノ事業者は、重度の債務を抱えていること、又は収入や生活に不釣り合いなギャンブルをしていることが判明した又は想定される顧客に対しては、カジノ施設への入場を排除しなければならない。各カジノ事業者は、顧客の財務状況を判断するために、常連の顧客に対して、財務状況が分かる文書の提出を求める必要があり、文書が提出されない場合、又は、提出文書により顧客が資金確保手段以上に賭けていることが判明した場合には、カジノ事業者は、顧客の入場を排除しなくてはならない。

当入場排除は、カジノ事業者が、電子的に身分証明書をチェックすることにより実施している。原則として、排除期間は無制限であるが、顧客は排除後最低 1 年経過後に取消申請ができる。ただし、取消申請のためには、顧客は自らの支払能力を証明しなければならない¹⁵¹。

⑤ 各国のカジノにおける責任あるギャンリング対策の比較

カジノにおける責任あるギャンリング対策のうち、多くの国・地域で採用されている制度とその採用状況は、以下のとおりである。

各国の責任あるギャンリング対策の制度

	シンガポール	米国 ネバダ州	米国 マサチューセッツ州	豪州 ビクトリア州	韓国
与信対策	○	—	○	○	○
広告規制	○	○	○	○	○
入場制限	○	—	○	○	○
入場料	○	△	—	—	△
青少年への対策	○	○	○	○	○
従業員教育	○	○	○	○	○

¹⁵¹ Jörg Häfeli, "The current state of Gambling in Switzerland", p.317-326

	シンガポール	米国 ネバダ州	米国 マサチューセッツ州	豪州 ビクトリア州	韓国
プレコミットメント	○	—	○	○	○

(出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成)

シンガポールは、上記の責任あるギャンブリング対策に関してはすべて法令による規定が定められている。

ネバダ州は、多くの国・地域で採用されている入場制限制度が法令で規定されていない点に特徴がある。また、入場料に関しては、法令上徴収できる旨の規定はあるが、現在は入場料の徴収が行われていないため、便宜上「△」としている。

マサチューセッツ州は、与信対策に関して法令上の規定はないが、「責任あるゲーミングのフレームワーク」の中で規定がある。入場料に関する規定は存在しない。また、カジノ施設内にゲームセンス情報センターを設置し、相談等の責任あるギャンブリングのサービスを提供している。

ビクトリア州にも入場料に関する規定は存在しない。また、ビクトリア州のプレコミットメントは 2015 年 12 月より導入される。

韓国では入場料を徴収しているが、その内容は国税であり、責任あるギャンブリング対策としての徴収ではないため、便宜上「△」としている。

(3)責任あるギャンブリング対策（ギャンブル全般に係る対策）

本項では、カジノを含むギャンブル全般に由来する依存症等の問題に対する対策を整理する。(2)では、カジノ施設の実際の顧客に対して直接作用する責任あるギャンブリング対策が多かったが、本項の責任あるギャンブリング対策は、カジノ施設の実際の顧客に加えて、潜在的にギャンブルを実施する可能性がある者も対象とした責任あるギャンブリング対策が中心となる。以下では、各国・地域において、どのような機関が責任あるギャンブリング対策を実施しているのかが明確になるように、政府機関及び民間機関ごとに各機関が実施している責任あるギャンブリング対策を整理する。対象国・地域は、シンガポール、米国・ネバダ州、マサチューセッツ州、豪州・ビクトリア州、韓国及びカナダ・オンタリオ州である。

④ シンガポール

1) 総論

シンガポールにおける責任あるギャンブリングに関する主な政府機関は、以下のとおりである。

- カジノ規制機構 (Casino Regulatory Authority, CRA)
- 社会家庭振興省 (Ministry of Social and Family Development, MSF)
- 問題ギャンブル国家評議会 (National Council on Problem Gambling, NCPG)
- 国家依存症管理機構 (National Addictions Management Service, NAMS)

他方、主な民間機関は、以下のとおりである。

- タイ・ファン・カン慈善団体 (Thye Hua Kwan Moral Charities)
- タイ・ファン・カン・ギャンブル依存症回復センター (Thye Hua Kwan Problem Gambling Recovery Centre, THKPRGC)
- レイクサイド・ファミリー・サービス (Lakeside Family Services, LFS)
- ワン・ホープ・センター (One Hope Centre, OHC)
- シンガポール・ギャンブラーズ・アノニマス (Singapore Gamblers Anonymous, SGA)

それぞれの機関の実施している主な責任あるギャンリング対策の内容は、以下のとおりである。

シンガポールの各機関が実施している主な責任あるギャンリング対策

	政府機関				民間機関			
	CRA	MSF	NCPG	NAMS	THK PRGC	LFS	OHC	SGA
広報啓発		○	○	○	○			
青少年教育			○					
相談業務	(○)		○	○			○	
治療業務				○	○		○	○
調査・研究			○					
与信対策	(○)							
入場制限	(○)		○	○	○	○		
入場料	(○)							
青少年の入場制限	(○)							
従業員教育	(○)							

(出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成)

CRA は、法令に基づき、諸規制の実施や「責任あるギャンブル・プログラム」の承認、監査等を通じて責任あるギャンリング対策を実施しているので、(○)と記載している。シンガポールにおけるヘルプラインは政府機関である NCPG が運営しており、そのオペレーターは NAMS が務めている¹⁵²。

各機関が具体的に実施している責任あるギャンリング対策は以下のとおりである。

2) シンガポールの政府機関

i) カジノ規制機構 (Casino Regulatory Authority, CRA)¹⁵³

ア. 組織の概要

¹⁵² List of Helplines (National Council of Social Service),P6

¹⁵³ HP : <http://www.cra.gov.sg/>

2008年4月2日に創設された内務省（Ministry of Home Affairs）の法定機関である。カジノ管理法及び関連規則に基づき、カジノに関連する諸制度の制定、ライセンスの発行に係る調査、カジノ運営のモニタリング等を実施するカジノ規制機関である。

カジノ規制機構には議決機関として理事会があり、内務省、社会家庭振興省などの関連省庁の人間や弁護士などからなる11名で構成されている。また、個別事項に対応するため、

- 執行委員会（Executive Committee）
- 監査委員会（Audit Committee）
- 予算委員会（Budget Review Committee）
- 行政処分委員会（Disciplinary Committee）
- 人事及び報酬委員会（Human Resource and Remuneration Committee）
- 法規則委員会（Legal and Regulatory Committee）
- 技術委員会（Technology Advisory Committee）

の7つの委員会が設置されている。

さらに、実際の業務遂行にあたっては、

- ゲーミング技術局（Gaming Technology Division）
- 査察・コンプライアンス局（Inspection & Compliance Division）
- 調査局（Investigations Division）
- ライセンス局（Licinsing Division）
- 人事局（Human Resource Division）
- 情報通信技術局（Infocomm Technology Division）
- 組織開発局（Coporate Development Division）
- 法務局（Legal Division）
- 政策及び広報局（Policy & Communication Division）

の9つの内部部局が設置されている。

イ. 組織の活動内容

責任あるギャンブル・プログラムの承認や評価（(2) ②参照）、広告規制等カジノの運営に関連する諸制度の制定（(2) ①参照）やカジノ事業者の管理・監督等を通じて責任あるギャンプリング対策を実施している。

ii) 社会家庭振興省（Ministry of Social and Family Development, MSF）¹⁵⁴

ア. 組織の概要

2012年11月に社会開発・青年・スポーツ省（Ministry of Community Development, Youth and Sports）から分割再編されて発足した中央政府の省庁である¹⁵⁵。問題ギャンブル国家

¹⁵⁴ HP : <http://app.msf.gov.sg/>

¹⁵⁵ <http://app.msf.gov.sg/About-MSF>

評議会その他のパートナーと連携して、シンガポールにおける問題あるギャンブリングの社会的影響の最小化に取り組んでいる。

イ. 組織の活動内容¹⁵⁶

a. 広報啓発

地域社会とカジノ事業者との間で情報や意見を交換し責任あるギャンブリングへの理解を促進させるために、問題ギャンブル国家評議会（National Council on Problem Gambling, NCPG）とともに 2013 年より 3 か月ごとに「責任あるギャンブリングに関するフォーラム（Responsible Gambling Forum）」¹⁵⁷を開催している。「責任あるギャンブリングに関するフォーラム」は、ギャンブル産業と地域の間で責任あるギャンブリングや問題ギャンブリングに関する社会的懸念の理解を共有するために情報や見解の交換を促進し、シンガポールにおける責任あるギャンブリング対策の効果をモニター、評価し、改善することを目的としている。

また、カジノのための社会的セーフガード（Casino Social Safeguards）としてカジノ入場料の徴収、21 歳未満の年齢制限対象者のカジノ施設への入場禁止、自国民のための信用規制、入場制限制度、カジノに関する広告規制、責任あるギャンブリングに対する規制等をホームページにて説明している。

さらに、問題あるギャンブリングの認知と問題あるギャンブリングに関する援助を求めるギャンブラーや家族のための NCPG の国民への教育キャンペーンをホームページにて紹介している。

b. 相談業務

NCPG と国家依存症管理機構（National Addictive Management Services, NAMS）とが共に運営するヘルプライン（National Problem Gambling Helpline）をホームページにて紹介している。ヘルプラインの詳細に関しては、次節 iii）NCPG を参照のこと。

c. 治療業務

NCPG 及び NAMS の実施する治療・カウンセリングサービスをホームページにて紹介している。治療業務の詳細については、iv）NAMS を参照のこと。

iii) 問題ギャンブル国家評議会（National Council on Problem Gambling, NCPG）¹⁵⁸

ア. 組織の概要

社会開発省及び青年・スポーツ省（現 社会家庭振興省）下の法定機関¹⁵⁹として 2005 年 8 月に設置された。ギャンブル依存症などギャンブルに起因する負の社会的影響を低減するための規制・

¹⁵⁶ <http://app.msf.gov.sg/Policies/Gambling-Social-Safeguards>

¹⁵⁷ プレスリリース (<http://app.msf.gov.sg/Press-Room/Industry-Community-Forum-to-Enhance-Responsible>)

¹⁵⁸ HP : <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/Home.aspx>

¹⁵⁹ Casino Control Act 154

対応を所管しており、主な役割は以下のとおりである¹⁶⁰。

- MSF へのギャンブルに関する社会的懸念についてのアドバイス
- カジノ管理法に基づく入場制限制度の実施
- ギャンブルに関する公的教育、利害関係者との相談、ギャンブルに起因する問題からの本人及び家族の保護
- 依存症治療機関への支援
- カジノ事業者による責任あるギャンブル・プログラムの実施
- 問題ギャンブリングの研究

問題ギャンブル国家評議会は精神科、カウンセリング、法律、リハビリ、ソーシャルサービス等を専門とするメンバー 15 名で構成されている。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発¹⁶¹

2014 年 5 月 5 日から 10 日にかけて、責任あるギャンブリングの認識を促進することを目的として、「責任あるギャンブリングフォーラム」と共同で「責任あるギャンブリング認識週間（Responsible Gambling Awareness Week）」を開催した。また、2014 年度においては、中国の春節やワールドカップといったイベントに合わせて、過度のギャンブルを防止するためにテレビコマーシャルを放送し、またシンガポール・クルーズ・センター（Singapore Cruise Centre）に広告を掲示するメディアキャンペーンを実施した。さらに、多くの地域で行われているイベントにおいて支援活動を実施し、寸劇、ゲーム及びグッズ等を用いて責任あるギャンブリングの啓発活動を実施している。

b. 相談業務¹⁶²

ギャンブルに関するヘルプラインを設置しており、NAMS に属する訓練されたカウンセラーが週 7 日 24 時間に対応を行っている。ヘルプラインではギャンブル依存症などギャンブルに起因する問題に関する電話相談や、カジノ入場排除・回数制限の申請を行うことができ、タイ・ファン・カン・ギャンブル依存症回復センター（Thye Hua Kwan Problem Gambling Centre, THKPRGC）又はレイクサイド・ファミリー・サービス（Lakeside Family Services, LFS）を紹介する。THKPRGC は、医療サービス及び地域の問題あるギャンブラー及びその家族のためのサポートを提供しており、また THKPRGC と LFS は、家族の申請による入場排除及び家族の申請による回数制限の申請を受け付けている¹⁶³。

オンラインでのウェブチャットによるヘルプラインも週 7 日 24 時間利用可能である¹⁶⁴。

¹⁶⁰ NCPG Annual Report 2013/2014

¹⁶¹ NCPG Annual Report 2013/2014

¹⁶² NCPG Annual Report 2013/2014

¹⁶³ NCPG HP: <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/DealWithProblemGambling.aspx>

¹⁶⁴ NCPG HP: <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/DealWithProblemGambling.aspx>

c. 青少年教育¹⁶⁵

2013 年より中学校の教育のプログラムの一環として、新しい青少年向けのプロジェクトに着手している。具体的には、ギャンブルのリスクや問題あるギャンリングからの保護を教育するための「青少年向けギャンブル経験のワークショップ (Youth Gambling Experiential Workshop) 」を 2014 年に中学 3 年生向けに試験的に実施しており、2015 年には改良してより多くの中学校にて試験実施を行っている。また、NCPG は、タッチ・サイバー・ウェルネス (TOUCH Cyber Wellness) と共に中学生向けの「青少年ギャンブル予防プログラム (Youth Gambling Prevention Programme) 」や、フェイ・ユエ・コミュニティ・サービス (Fei Yue Community Services) と共にギャンブル予防プログラムを作成している。さらに、2014 年に NCPG は 17 歳から 30 歳の若者を対象とした金融教育プログラムである「Citi-SMU 金融能力プログラム (Citi-SMU Financial Literacy Programme) 」をシンガポールマネージメント大学 (Singapore Management University) と共同で開発し、ワークショップを開催している。

d. 入場制限制度¹⁶⁶

本人の申請に基づく入場制限 (排除・回数制限)、家族の申請に基づく入場制限 (排除・回数制限)、NCPG による入場制限 (排除・回数制限) 及び法令上の規定による自動的な排除があり、申請に基づく入場制限については、排除の申請手続きも定められている¹⁶⁷。各制度における NCPG の具体的な役割は以下のとおりである。まず、本人の申請に基づく入場制限においては、NCPG は本人による登録申請先であり、解除申請時においても手続実行者となっている。また、家族の申請に基づく入場制限においても NCPG が登録申請先になるが、この場合には入場制限の申請時及び解除の申請時に申請者は NCPG により任命される査定団のヒアリングを受ける必要があることとされている。さらに、破産等の一定の状況にある者は、状況の変化が証明されない限り法令上の規定による自動的な排除命令が下される。また、頻繁にカジノに訪れる顧客や経済的に脆弱な顧客に対しては入場回数制限を下すことができる。詳細については、(2) ③を参照。

なお、入場制限制度の適用実績は 3 か月ごとに「カジノの入場制限制度の統計の更新 (Update on Casino Exclusions and Visit Limit Statistics) 」としてホームページにて公表されている。

e. ギャンブル依存症の実態調査・研究¹⁶⁸

シンガポール居住者のギャンブルの参加程度とパターンを評価し、またギャンブル依存症の比率の統計データの把握を目的として、2005 年、2008 年、2011 年及び 2014 年に病的ギャンリング (Probable Pathological Gambling) 及び問題ギャンブラー (Probable Problem gambler) の割合、性別、年齢、収入、月次の賭け金額、ギャンブルの頻度を調査し、「シンガポール国民のギヤ

¹⁶⁵ NCPG Annual Report 2013/2014

¹⁶⁶ Casino Control Act 157~168, Casino Control (Problem Gambling - Exclusion Orders And Visit Limits) Rules 2008

¹⁶⁷ Casino Control Act 165, 165A, 165B

¹⁶⁸ Survey on participation in Gambling Activities among Singapore Residents 2005, 2008, 2011, 2014

ンプリング活動への参加に関する調査（Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residents）』として公表している。

iv) 国家依存症管理機構（National Addictions Management Service, MAMS）¹⁶⁹

ア. 組織の概要

2008年に依存症に苦しむ人々の治療のために保健省（Ministry of Health）のサポートによって設立された中央政府の公的機関である。治療を実施する対象は、ドラッグ、アルコール、ギャンブル、インターネットその他の依存症である。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発

ギャンブル依存症の治療サービスの紹介、ギャンブル依存症への理解、ヘルプラインの紹介といったパンフレットを作成し、公開している。

b. 相談業務

NCPGと共に専門家によるギャンブル依存症に関するヘルプラインを設置しており、NAMSに所属するカウンセラーが担当している。

c. 治療

ギャンブル依存症者に対して、以下の医学的治療及びカウンセリングサービスを提供している。

- 治療やリハビリを必要とする患者向けの入院施設（セレニティセンター）を運営
- 精神科医、心理学者、カウンセラー、ソーシャルワーカー、看護師等の専門家による治療サービスの提供
- 依存症者及びその家族を含む家族療法の提供
- 公開セミナーの開催
- ヘルスケアやソーシャルサービスの専門家に対する教育

上記の依存症及びその家族を含む家族療法の提供のうち、ギャンブル依存症に苦しむ家族のためのプログラムである「問題ギャンプリングにおける教育と啓発を通じた家族関係の修復（Families in Recovery through Education and Empowerment on Problem Gambling（FREE-PG））」、ギャンブル依存症者及びその家族がカウンセリングやグループセラピーと通じてギャンブル依存症について理解し、ギャンブル依存症を克服するプログラムである「教育によるギャンブル依存症管理（Gambling Addiction Management through Education（GAME））」及び「家族への教育によるギャンブル依存症管理（Gambling Addiction Management through Education（GAME）- Family）」については無償で提供されている¹⁷⁰。

¹⁶⁹ HP:<http://www.nams.sg/Pages/index.aspx>

¹⁷⁰ <http://www.nams.sg/programmes/Pages/FREE.aspx>

d. 入場制限制度

NCPG において実施されている入場制限制度の本人の申請に基づく入場制限（排除・回数制限）において、本人が取り消しを申請する場合には、当該申請者は NCPG のホームページから紹介状をダウンロードし指定されたクリニックにて評価を受ける必要があるが、NAMS はこの指定されたクリニックの 1 つとされている。

3) シンガポールの民間機関

i) タイ・ファン・カン慈善団体 (Thye Hua Kwan Moral Charities)¹⁷¹

タイ・ファン・カン・ギャンブル依存症回復センター (Thye Hua Kwan Problem Gambling Recovery Centre, THKPGRC)¹⁷²

ア. 組織の概要

タイ・ファン・カン慈善団体は 2011 年 10 月に社会・福祉サービスを提供することを目的として、チャリティーにより設立された。理事会は 11 名のメンバーによって構成される。また、THKPGRC は、問題あるギャンblingに関する公認カウンセラーの専門チームとして 2013 年 4 月に設立されたタイ・ファン・カン慈善団体の中の一組織である。

前述のように NCPG は、THKPGRC を医療サービス、また地域の問題あるギャンbler 及びその家族のためのサポートを提供する機関として指名しており、問題あるギャンbler に対してカウンセリングサービスや経済的問題のガイダンスを実施している。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発

専門的サービスとして、問題あるギャンbling 及び責任あるギャンbling のトレーニングの実施、問題あるギャンbling に関する公的教育と支援活動の実施を行っている。

b. 治療

ギャンbling に関する医療サービスの提供として以下のカウンセリングを実施している。

- 問題あるギャンbling のカウンセリング
- 家族支援のカウンセリング
- 負債に関するカウンセリング

c. 入場制限

問題ギャンbling 国家評議会により、家族からの申請に基づく排除・入場制限の申請先として指名されている。

¹⁷¹ HP : <http://www.thkmc.org.sg/>

¹⁷² HP: <http://www.thkmc.org.sg/?products=product-name-9-2-2-3>

ii) レイクサイド・ファミリー・サービス (Lakeside Family Services, LFS) ¹⁷³

ア. 組織の概要

1993 年に設立された、人種、言語及び宗教に関係なく個人及びその家族に必要なサービスを提供し地域社会に貢献することを目的としたキリスト教系の組織である。

イ. 組織の活動内容

a. 入場制限

問題ギャンブル国家評議会により、家族からの申請に基づく排除・入場制限の申請先として指名されている。

iii) ワン・ホープ・センター (One Hope Centre, OHC) ¹⁷⁴

ア. 組織の概要

ギャンブルに関連する問題からの克服の支援を目的として 2004 年に設立された民間団体である。理事会のメンバーは 11 名で構成されている。

イ. 組織の活動内容

a. 相談業務 ¹⁷⁵

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時の時間帯でヘルプラインを運営している。

b. 治療業務 ¹⁷⁶

ギャンブル依存症者及びその家族のために、サポートグループセッション (Support Group Session) やギャンブル依存症回復プログラム (Gambling Addiction Recovery Program) といったグループセラピーを実施している。

iv) シンガポール・ギャンブラーズ・アノニマス (Singapore Gamblers Anonymous, SGA) ¹⁷⁷

ア. 組織の概要

ギャンブル問題に苦しむ本人及びその家族によって運営され、全世界で活動している自助団体である。経験、希望等をお互いに共有することにより、共通問題の解決及びギャンブル問題からの回復を目指すことを目的としている。参加者の唯一の条件は、ギャンブルをやめることを希望していることであり、会員になることにより義務や会費は発生しない。また、ギャンブル問題に苦しむ配偶者、親戚、友人等を対象としたギャマノン (Gam-Anon) 活動も主催している。

¹⁷³ HP: <http://www.lakeside.org.sg/>

¹⁷⁴ HP : <http://onehopecentre.org/>

¹⁷⁵ <http://onehopecentre.org/>

¹⁷⁶ <http://onehopecentre.org/news-events/>

¹⁷⁷ HP : <https://www.gamblingtherapy.org/singapore-gamblers-anonymous>

イ. 組織の活動内容

a. 治療

治療の一環として、グループミーティングを毎週金曜日の午後 7 時 30 分から午後 8 時 30 分の時間帯で実施している。

② 米国の全国組織

1) 総論

米国の民間機関には、全米を活動地域としている機関と各州を活動地域としている機関がある。そこで、まずは、全米を活動地域としている民間機関について記載する。全米を活動地域としている責任あるギャンプリング対策に関する主な民間機関は以下のとおりである。

- 米国ゲーミング協会 (American Gaming Association, AGA)
- 責任あるゲーミング全国センター (National Center for Responsible Gaming, NCRG)
- 全米問題ギャンブル協議会 (National Council on Problem Gambling, NCPG)

それぞれの機関の実施している責任あるギャンプリング対策の内容は、以下のとおりである。

米国の全国組織の各機関が実施している主な責任あるギャンプリング対策

	民間機関(全国)		
	AGA	NCRG	NCPG
広報啓発	○	○	○
青少年教育			
相談業務	(○)		○
治療業務			
調査・研究	○		
与信対策			
入場制限			
入場料			
青少年の入場制限	(○)		
従業員教育	(○)		

(出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成)

AGA は、「責任あるゲーミングについての行動規範 (Code of Conduct for Responsible Gaming)」を通じて責任あるギャンプリング対策を実施しているものについては、(○) と記載している。NCRG はギャンブル依存症の効果的な治療の研究に資金を提供することを専門とする唯一の全国組織である。また、NCPG は主に広報啓発やヘルプラインの運営を主とする組織である。

2) 全米の民間機関

i) 米国ゲーミング協会 (American Gaming Association, AGA)¹⁷⁸

ア. 組織の概要

ゲーミング業界の発展、公序良俗の維持を目的として設立された事業者団体であり、カジノ事業者やカジノ機器製造業者等、ゲーミング業界に関連する企業が会員となり運営されている。社会に対してゲーミング産業に対する理解を促進させることを目的としており、ギャンブル依存症に関係する民間団体に対しても活動資金を提供している。AGA の財源は加盟事業者からの寄付であり、各社の支払う会費は各事業者の利益¹⁷⁹に基づいて決定される。

イ. 組織の活動内容

a. 「責任あるゲーミングについての行動規範」の策定

AGA のメンバーであるカジノ事業者が遵守すべき誓約として、「責任あるゲーミングについての行動規範」を策定している。詳細については、前述の (2) ②を参照のこと。

b. 広報啓発¹⁸⁰

責任あるゲーミング全国センター (National Center for Responsible Gaming, NCRG) と共同で、従業員や顧客に問題あるギャンブルの認識が浸透されるように、1998 年から毎年 8 月の第 1 週を「責任あるゲーミングの教育週間 (Responsible Gaming Education Week (RGEW)) 」と定めている。RGEW は年度ごとにテーマがあり、2013 年は「あなたにとっての責任あるギャンブルとは何か? (How Do You Say Responsible Gambling?) 」であった。RGEW に合わせて、AGA は「確率とは何か? (What Are The Odds?) 」というタイトルのビデオを、また NCRG は「ギャンブル障害とは何か? (What Is A Gambling Disorder?) 」というタイトルのビデオをそれぞれ発表している。

c. 調査・研究

米国のゲーミング産業について広く社会を啓発する目的で、ゲーミング産業の調査・研究を行い、各種データや専門家の見解を公表している。それらの内容は、ゲーミングの社会的経済的影響、従業員満足度、カジノ機器の工業技術等多岐にわたるが、その一環として責任あるギャンブルに関するレポートも公表しており、最近では 2008 年に米国国内の 20 州のカジノの責任あるギャンブル対策に関する法規則をまとめたレポートである「責任あるゲーミングの法規と規則 (Responsible Gaming Statutes and Regulations) 」を公表している。

¹⁷⁸ HP : <https://www.americangaming.org/>

¹⁷⁹ 会費の割当に際しては、EBITDA (Earning Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) が用いられる。EBITDA とは、当期純利益に金利、税、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費を加えたもの。各国・地域の会計ルールや税制に左右されにくいため、国際企業間の比較をする際に用いられることが多い指標である。

¹⁸⁰ <http://www.ncrg.org/public-education-and-outreach/events/rgew>

ii) 責任あるゲーミング全国センター (National Center for Responsible Gaming, NCRG)¹⁸¹

ア. 組織の概要

AGAに属する非営利組織であり、ギャンブル依存症の治療方法の発見と責任あるギャンプリングへの理解の促進のための研究への資金提供を専門として1996年に設立された全国的組織である。カジノ事業者やゲーム機器製造事業者等によって構成され、ギャンブル依存症や青少年によるギャンブルに対する理解の促進、効果的な治療法開発の調査を目的として、大学等に研究資金を提供している。大学等に提供する研究資金は、カジノ事業者やゲーム機器製造事業者等からの提供によって確保している。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発¹⁸²

AGAと共同で1998年から毎年8月の第1週を「責任あるゲーミングの教育週間 (Responsible Gaming Education Week (RGEW))」と定めている。NCRGは最新の情報や問題ギャンプリングや責任あるギャンプリングの情報を提供することにより、このプロジェクトに参加している。

b. カウンセラー向けの研修

カウンセラー向けに精神衛生と依存症治療を行う者がギャンブル依存症に関する最新の研究を理解し、それらを臨床診療に適用するための研修を主催している。

c. 依存症の実態調査・研究のための補助金支給¹⁸³

ギャンブル依存症の研究を行っている組織に補助金の支給を行っている。資金の大半は、責任あるギャンプリングに関する数名の専門家によって構成されている独立した科学的アドバイザー委員会 (Scientific Advisory Board) の評価 (peer-review panels) に基づく指示によって、研究プロジェクトに分配される。2014年には大学生のギャンブルに関する調査と教育ツールの作成等のギャンブル依存症の予防と治療の研究プロジェクトに約100万米ドル (以下、USD) (約1億2,000万円) の資金を提供している。

iii) 全米問題ギャンブル協議会 (National Council on Problem Gambling, NCPG)¹⁸⁴

ア. 組織の概要

ギャンブル依存症に対する社会の理解の促進、ギャンブル依存症者やその家族が利用可能な治療、啓発及びギャンブル依存症予防や教育のための調査やプログラムを促進することを目的とする全国組織である。カジノ事業者、宝くじ事業者や各地域のギャンブル依存症対策機関等の会員によって構成

¹⁸¹ HP : <http://www.ncrg.org/>

¹⁸²NCRG HP : <http://www.ncrg.org/public-education-and-outreach/events/rgew>

¹⁸³ NCRG 2014 Annual Report

¹⁸⁴ HP : <http://www.ncpgambling.org/>

されており、個人及び団体会員からの会費によって運営されている。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発¹⁸⁵

毎年 3 月を問題あるギャンブリングの認識を促進させることを目的として、「問題ギャンブリングの認識月間 (Problem Gambling Awareness Month)」と定めている。このキャンペーンの目的は、社会一般やヘルスケア専門家に対して問題あるギャンブリングについて啓発し、全国や地域社会において責任あるギャンブリングの理解を促進させることである。

b. 相談業務

相談活動としては全国共通のホットラインを設けており、NCPG が受付した後、発信地に最も近いコールセンターに転送するようになっている。また、チャットによる相談も受け付けている。

c. 青少年教育

NCPG はネバダ州ラスベガス、ニュージャージー州アトランティックシティ、ミシシッピ州ビクロシーを含め米国でカジノが合法化されている主要都市の中学校、高等学校向けに青少年ギャンブルに関する教育資料を配布している。教育資料は教師や生徒の親を対象に配布されるもので、生徒に対し未成年ギャンブルのリスクについて教育する内容となっている。また、教室内に提示するポスターや生徒に配布するパンフレット等も含まれており、全て無料で提供している。

d. カウンセラーの育成

ギャンブル依存症患者及びその家族のために治療を行うプロフェッショナルに対して能力面の証明プログラムとして、「全米認定ギャンブルカウンセラー (National Certified Gambling Counselor, NCGC)」¹⁸⁶を開発した。このプログラムの証明は、「国際ギャンブルカウンセラー認定委員会 (International Gambling Counselor Certification Board, IGCCB)」が行っている。当該証明書は、ギャンブリング治療を実施しているカウンセラーの最低適格条件として利用され、各州において、必要な地方の基準を追加することが奨励されている。例えば、州内の治療施設が多い場所では、より多くの治療経験時間を要求するなど柔軟な運用が望まれている¹⁸⁷。証明完了基準として、認可されたギャンブリング研修の受講及び認可されたコンサルタントの監視下におけるギャンブラー及び（又は）家族の治療経験が要求される。NCGC のレベル 1 では、30 時間の研修及び 100 時間の実務経験が要求され、レベル 2 では、60 時間の研修及び 2,000 時間の実務経験が要求される¹⁸⁸。

¹⁸⁵ <http://www.ncpgambling.org/programs-resources/programs/awareness-month/>

¹⁸⁶ <http://www.ncpgambling.org/training-certification/ncgc-certification/>

¹⁸⁷ IGCCB, "About Certification", <http://www.igccb.org/Reciprocity.html>

¹⁸⁸ IGCCB, "Certification Criteria", <http://www.igccb.org/criteria.html>

③ 米国・ネバダ州

1) 総論

米国・ネバダ州における責任あるギャンリング対策に関する主な政府機関は以下のとおりである。

- ネバダ州ゲーミング委員会 (Gaming Commission, NGC)
- ゲーミング・コントロール・ボード (Gaming Control Board, GCB)
- 保健福祉省 (The Nevada Department of Health and Human Service, NDHH)
- 問題賭博諮問委員会 (Advisory Committee on Problem Gambling, ACPG)

他方、主な民間機関は以下のとおりである。

- ネバダ州問題ギャンブル協議会 (Nevada Council on Problem Gambling, NeCPG)
- 民間運営のギャンブル依存症治療提供機関
- ネバダ州ギャンブラーズ・アノニマス (Nevada Gamblers Anonymous & Gam-anon, NGA)

民間運営のギャンブル依存症治療提供機関は、例示としてニュー・フロンティア・トリートメント・センター (New Frontier Treatment Center, NFTC) を取り上げる。

それぞれの機関の実施している責任あるギャンリング対策の内容は、以下のとおりである。

ネバダ州の各機関が実施している主な責任あるギャンリング対策

	政府機関				民間機関		
	NGC	GCB	NDHH	ACPG	NeCPG	NFTC	NGA
広報啓発					○		
青少年教育					○		
相談業務					○		
治療業務						○	○
調査・研究							
与信対策							
入場制限							
入場料		△					
青少年の入場制限							
従業員教育					○		

(出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成)

ネバダ州においては、政府機関は監督機能や NGC への助言機能をもつ機関が多く、実際の責任あるギャンリング対策は民間機関、特に全米問題ギャンブル協議会 (National Council on Problem Gambling, NCPG) と NeCPG が中心となって行っている。その他の民間機関は、相談業

務及び治療業務を中心に活動を行っている。

GCBの入場料は、法令上徴収できる旨の規定はあるが、現在は入場料の徴収が行われていないため、便宜上「△」としている。

2) ネバダ州の政府機関

i) ネバダ州ゲーミング委員会 (Gaming Commission, NGC)¹⁸⁹

ア. 組織の概要

1959年に創設された立法府及び行政府から独立した州政府の行政委員会である。ネバダ州法において、カジノ産業の規制当局として設置を規定されている。カジノライセンスの許可、制限、不許可、取消し等について最終的な権限を有しており、カジノライセンスに関するゲーミング・コントロール・ボード (Gaming Control Board, GCB) の提案に対する決定等を行う。法の執行を担うGCBの上位に位置し、これと拮抗しながら、規制と法の執行の役割分担をしている。

5名の有識者委員により構成され、そのうちの1名が議長を務める。委員は任期4年の非常勤であり、州知事による指名により議会の承認を得て任命される。委員は、弁護士、会計士、医者等から構成される。カジノ産業の整合性と安定性を保護するためあらゆる機関や団体と協力体制を取っている。

イ. 組織の活動内容

カジノの規制を実施・監督する機関であり、規制の実施・監督を通じて責任あるギャンプリング対策を実施している。

ii) ゲーミング・コントロール・ボード (Gaming Control Board, GCB)¹⁹⁰

ア. 組織の概要

1955年に創設された法の執行機関である。ネバダ州法において、カジノ産業の規制当局として設置されている。調査、カジノライセンスの許可及び法執行を通じたゲーミング産業の安定性の確保、州の重要な財源であるゲーミング税・手数料の確実な徴収、ゲーミングに対する公衆の信頼の維持を理念に掲げ、組織活動としてライセンス等の承認、否認について、GCB事務局作成原案の妥当性を判断し、NGCに提案する役割を担っている。3名の有識者委員により構成され、そのうちの1名が議長を務める¹⁹¹。委員は任期4年である。構成委員の経歴は、弁護士、GCB事務局出身者等である。

GCBの下に、実務を担当する事務局として、総務局 (Administration Division)、監査局 (Audit Division)、法執行局 (Enforcement Division)、調査局 (Investigation Division)、税・ライセンス局 (Tax and License Division) 及び技術局 (Technology Division) が置かれている。

NGC及びGCBの運営財源は、一般財源 (General Fund)及び従業員登録料 (Employee

¹⁸⁹ HP : <http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=3>

¹⁹⁰ HP : <http://gaming.nv.gov/>

¹⁹¹ <http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=210>

Registration Fees) 、出版物売上(Publication Sales)等のその他の財源であり¹⁹²、NGC 及び GCB を合わせた 2015 年度の年間予算は 4,352 万 USD (52 億 2,240 万円) ¹⁹³である。

また、NGC 及び GCB は、ネバダ州法に加えてカジノに関する細則としてネバダ州諸規則 (Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board) を設けている。

イ. 組織の活動内容

ホームページにおいて、ヘルプラインのフリーダイヤルやギャンブラーズ・アノニマス (Gamblers Anonymous) 、NCPG 及びネバダ州問題ギャンブル協議会 (Nevada Council on Problem Gambling, NeCPG) 等の他の機関の紹介を行っている¹⁹⁴。また、カジノの規制を実施・監督する機関であり、これらの規制の実施・監督を通じて責任あるギャンリング対策を実施している。

法令上では、カジノ事業者は、GCB の代表者から許可を得た場合に限り顧客から入場料を徴収することができる¹⁹⁵。GCB の代表者 (Chair of Board)は、ゲーミングエリアの広さ、徴収予定の入場料の価格、提供されるゲーミングの種類及び品質等を考慮して入場料金の徴収の許可を与えることができる。ただし、現時点では実際に入場料を徴しているカジノ事業者は存在しない。

iii) 保健福祉省 (The Nevada Department of Health and Human Service, NDHH)¹⁹⁶

ア. 組織の概要

州内の健康増進に関する事務を所管する州政府内の公約機関であり、ギャンブル依存症に対する予防及び治療のための予算権限を有している。

イ. 組織の活動内容

ギャンブル依存症に対する予防及び治療のための予算権限を持つ機関であり、予算措置を講じている。

iv) 問題賭博諮問委員会 (Advisory Committee on Problem Gambling, ACPG) ¹⁹⁷

ア. 組織の概要

ネバダ州法¹⁹⁸に基づき NDHH 配下に設置された州政府の公的機関であり、9 名の委員により構成されている。ギャンブル依存症の予防及び治療のため、民間医療機関の活動状況を評価し、補助金

¹⁹² Nevada Revised Statutes 463 Licensing and Control of Gaming NRS463,.027 Board to furnish administrative and clerical services and equipment to Commission ; administrative costs.

¹⁹³ <http://www.gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=10267>

¹⁹⁴ <http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=111>

¹⁹⁵ Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board5.210

¹⁹⁶ HP : <http://dhhs.nv.gov/>

¹⁹⁷ HP : http://dhhs.nv.gov/Programs/Grants/Advisory_Committees/ACPG/

¹⁹⁸ Nevada Revised Statutes 463 Licensing and Control of Gaming 458A

割当ての原案を策定した上で、原案を保健福祉省に提案している。2016 年度の補助金の予算は 130 万 USD (約 1 億 5,600 万円)¹⁹⁹を予定している。

イ. 組織の活動内容

ギャンブル依存症の予防及び治療のための補助金割当ての原案を NDHH に提案する機関である。

3) 米国・ネバダ州の民間機関

i) ネバダ州問題ギャンブル協議会 (Nevada Council on Problem Gambling, NeCPG)²⁰⁰

ア. 組織の概要

1984 年に設立された全米問題ギャンブル協議会 (National Council on Problem Gambling, NCPG) のネバダ州提携機関である NPO 法人である。ギャンブル依存症に対する社会の理解の促進、ギャンブル依存症者やその家族が利用可能な治療、啓発及びギャンブル依存症予防・教育のための調査やプログラムを促進することを目的としている。

シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーション、MGM リゾート・インターナショナル・コーポレーション、トロピカーナエンターテイメント等のカジノ事業者が創設に携わっている。2014 年度の人員はオフィサー 4 名、ディレクター 7 名、アドバイザー 10 名である。

2013 年度予算は 36 万 USD (約 4,320 万円) であり、そのうちカジノ運営業者からの寄付や売上高は 26 万 USD (約 3,120 万円) であった。予算は、主にヘルプライン、社会認識、カウンセラー トレーニング、予防サービスに使用される²⁰¹。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発

ネバダ州問題ギャンブル協議会は、主に一般の人々向けに以下のような広報啓発活動を実施している。

- 問題ギャンブルの理解、啓発、病的ギャンブルの診断
- 問題ギャンブルの意識を高めるための社会活動の実施 (従業員の健康フェア、人事スタッフミーティング、経営説明会、コミュニティウェルネスイベント等)
- 国家の問題ギャンブル啓発週間の運営
- 「楽しみが止まる時 (When The Fun Stops)」²⁰²という啓発のためのパンフレットの配布

b. 青少年教育²⁰³

州内の中学校、高等学校に対し、未成年によるギャンブルのリスク等に関する 45 分の教育プログラ

¹⁹⁹ ACPG Draft Meeting Minutes June 11, 2015

²⁰⁰ HP : <http://www.nevadacouncil.org/>

²⁰¹ 2013 National Survey of Problem Gambling Services (NCPG, APGSA)

²⁰² <http://www.nevadacouncil.org/responsible-gaming/public-awareness-brochures/>

²⁰³ <http://www.nevadacouncil.org/programs-resources/public-awareness-prevention/>

ムを無償で提供している。

c. 相談業務

ホームページにて、24 時間対応可能な NCPG のヘルプラインの紹介を行っている。なお、ネバダ州諸規則では、NCPG（又は GCB 管理局长）が承認した、ギャンブル問題に関する資料とフリーダイヤル番号をカジノのゲーミングエリアにおいて掲示することが規定されている。

d. カウンセラーの育成

直接の治療は行っていないが、治療機関の紹介を行い、教育訓練プログラム（認定問題ギャンブルカウンセラー（Nevada Certified Problem Gambling Counselors））の育成の実施をしている。

e. 従業員教育

ギャンブル経験から問題ギャンブルの影響、解決までを示した「楽しみが止まる時（When The Fun Stops）」という 1 時間のカジノ従業員向けのトレーニングプログラムを提供している。主なトピックは以下のとおりである。

- ギャンブル経験（The Gamble Experience）
- 楽しみが止まる時（When The Fun Stops）
- 問題ギャンブルの影響（Impact of Problem Gambling）
- 問題ギャンブルの解決（Solutions to Problem Gambling）

なお、ネバダ州諸規則では、ゲーミングエリアで顧客と直接交流する全ての従業員に研修を実施することを規定しているが、その研修は NeCPG が実施又は認定するものである。

ii) ニュー・フロンティア・トリートメント・センター（New Frontier Treatment Center, NFTC）²⁰⁴ ア. 組織の概要

NeCPG のホームページではネバダ州の 10 か所の治療提供機関を紹介しており、NFTC はそのうちの 1 つである。1974 年に設立された NPO 法人であり、役員会は 7 名で構成されている。なお、役員の任期は特に定められていない。ギャンブル依存症以外にもアルコール、ドラッグ、たばこ、家庭問題の治療プログラムを実施している。

イ. 組織の活動内容

a. 治療

以下の治療プログラムを用意している。

- 問題あるギャンブルに対する治療プログラム
- 喫煙、飲酒、麻薬、暴力に対する治療プログラム
- 青少年の喫煙、飲酒、麻薬に対する治療プログラム

²⁰⁴ HP : <http://www.newfrontiernv.us/>

iii) ネバダ州ギャンブラーズ・アノニマス (Nevada Gamblers Anonymous & Gam-anon, NGA)
205

ア. 組織の概要

ギャンブル問題に苦しむ本人及びその家族によって運営され、全世界で活動している自助団体である。経験、希望等をお互いに共有することにより、共通問題の解決及びギャンブル問題からの回復を目指すことを目的としている。参加者の唯一の条件は、ギャンブルをやめることを希望していることであり、会員になることにより義務や会費は発生しない。また、ギャンブル問題に苦しむ配偶者、親戚、友人等を対象としたギャマノン (Gam-Anon) 活動も主催している。

イ. 組織の活動内容

a. 相談

ネバダ州の北部エリアと南部エリアの2か所にホットラインの設置をしている。

b. 治療

ギャンリング依存症の治療のためのミーティングには、以下の3種類が存在する。

- 非公開ミーティング (Closed Meeting) : 問題ギャンリングに該当する人、あるいは問題ギャンリングの可能性のある人でギャンブルをやめたいと考えている人のみが参加するもの
- 限定公開ミーティング (Modified Closed Meeting) : メンバーは非公開ミーティングと同様であるが、メンバーの多数決により、医療関係の専門家、メンバーが招待したゲストや他の依存症者をメンバーに加えることができるもの
- 公開ミーティング (Open Meeting) : ギャンブラーの配偶者、家族や友人も参加することが可能であるもの。

④ 米国・マサチューセッツ州

1) 総論

米国・マサチューセッツ州におけるカジノに関する主な政府機関は、以下のとおりである。

- マサチューセッツ州ゲーミング委員会 (Massachusetts Gaming Commission, MGC)
- マサチューセッツ州保健省 (Massachusetts Department of Public Health, DPH)
- 薬物等 (物質) 依存サービス局 (Bureau of Substance Abuse Services, BSAS)

他方、民間機関は以下のとおりである。

- マサチューセッツ州強迫性ギャンブル協議会 (Massachusetts Council on Compulsive Gambling, MCCG)
- マサチューセッツ州ギャンブラーズ・アノニマス (Massachusetts Gamblers Anonymous &

²⁰⁵ HP : <http://www.gamblersanonymous.org/ga/>

Gam-anon, MGA)

それぞれの機関の実施している責任あるギャンブリング対策の内容は、以下のとおりである。

マサチューセッツ州の各機関が実施している主な責任あるギャンブリング対策

	政府機関		民間機関	
	MGC	DPH,BSAS	MCCG	MGA
広報啓発	○			
青少年教育			○	
相談業務	(○)		○	○
治療業務			○	○
調査・研究	○		○	
与信対策	(○)			
入場制限	(○)			
入場料				
青少年の入場制限	(○)			
従業員教育	(○)			

(出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成)

MGC は、「責任あるゲーミングのフレームワーク (Responsible Gaming Framework) 」の策定・監督を通じて責任あるギャンブリング対策を実施しているので、「責任あるゲーミングのフレームワーク」にて規定しているものは (○) と記載している。また、DPH 及び BSAS は、問題ギャンブリングサービスのための基金 (Problem Gambling Service Fund) の割り当てを行うことにより責任あるギャンブリング対策を実施している。他方、民間機関の MCCG の主な責任あるギャンブリング対策はヘルプラインの運営や治療の専門家の資格の認証業務である。

2) マサチューセッツ州の政府機関

i) マサチューセッツ州ゲーミング委員会 (Massachusetts Gaming Commission, MGC) ²⁰⁶

ア) 組織の概要

マサチューセッツ州法の拡大ゲーミング法によって 2011 年 11 月に設立された行政委員会である。主な役割は、拡大ゲーミング法の執行、カジノ事業者・従業員のライセンス付与、カジノに関する諸規則の作成・実行等である。

5 名の常勤の委員によって構成されている。その下に上級スタッフが 8 名在籍している。また部門としては、ライセンス部門 (Division of Licensing)、競馬部門 (Division of Racing)、調査・実行部

²⁰⁶ HP : <http://massgaming.com/>

門（Investigations and Enforcement Bureau）、オンブズマン（Office of the Ombudsman）、ゲーミングポリシーアドバイザ部門（Gaming Policy Advisory Committee）及び広報（Office of Communications and Outreach）がある。

設立時に1,500万USD（約18億円）の資金が投入されている。現在は、カジノ事業者からカジノマシン1台につき年間600USD（約7万2,000円）を徴収している。また、ライセンス料はカジノ部門（ライセンス1）では年間8,500万USD（約102億円）、スロット部門（ライセンス2）では年間2,500万USD（約30億円）を徴収しており、さらにカジノ税の徴収額は年間およそ3億USD（約360億円）である²⁰⁷。

イ) 組織の活動内容

「責任あるギャンblingフレームワーク（Responsible Gaming Framework）」を公表し、カジノ事業者にこれに基づいた責任あるギャンbling・プログラムを策定することを求めることによって責任あるギャンbling対策を実施している。詳細については（2）②のマサチューセッツ州の項を参照。

a. 広報啓発

ゲーミング産業について市民から理解を得るため、調査事項や会議、ニュース等の情報を発信している。また、ホームページにて「責任あるギャンblingフレームワーク」を開示し、ライセンス所有者に対して責任あるギャンblingの実践フレームワークを提示し、倫理観及び行動規範を提示している。

b. 相談業務

拡大ゲーミング法及び「責任あるゲーミングのフレームワーク」に基づき、事業者からスペースの提供を受け、責任あるギャンblingのサービスを提供する施設であるゲームセンス情報（GameSense Info Center, GSIC）を設置している。GSICの詳細に関しては、（2）①3）マサチューセッツ州の項目を参照のこと。

現在はマサチューセッツ州内において営業されているカジノが1ヶ所であるため、GSICの年間の運営費用は40万USD（約4,800万円）程であり、その主な内容はカウンセラーの人件費である。

c. 入場制限²⁰⁸

マサチューセッツ州では、責任あるギャンbling対策目的の入場制限の制度として本人の申請に基づく入場制限及び家族による入場制限の2つが規定されている。このうち、本人の申請に基づく入場制限においては、自らの入場制限を希望する者はGSIC、MGC及びマサチューセッツ州強迫性ギャンbling協議会（Massachusetts Council on Compulsive Gambling）のいずれかにおいて、登録申請を行う必要がある。本人による入場制限制度の有効期間は、申請者次第であり、6ヵ月、1年、3年、5年又は一生涯のいずれでも選択することができる。期間の更新、延長は可能であるが、短縮はで

²⁰⁷ <http://massgaming.com/the-commission/budget/>

²⁰⁸ <http://massgaming.com/about/voluntary-self-exclusion/>

きない。

d. 調査・研究²⁰⁹

拡大ゲーミング法において、MGC はギャンブルが社会や経済に与える影響を理解し、ギャンブルに関する情報を収集するために毎年の研究課題（Annual Reserch Agenda）を定めるように規定されている²¹⁰。この研究課題の中には問題ギャンブルの健康への影響や治療方法も含まれる。そのため、問題あるギャンブルが健康に及ぼす影響と治療を研究するため、MGCは問題ギャンブル健康に及ぼす影響と現在マサチューセッツ州内で利用可能な治療法について科学者や心理学者と研究を行っている。

実際に委員会は The University of Massachusetts Amherst School of Public Health & Health Sciences (SPHHS)を設立し、その中で SEIGMA（Social and Economic Impacts of Gambling in Massachusetts）と MAGIC（Massachusetts Gambling Impact Cohort）という指標を利用して、問題ギャンブルが引き起こす社会への影響等について分析研究を実施し、レポートを公表している。SEIGMA はマサチューセッツ州において現在ギャンブル依存症者がどの程度存在するかという有病率（Prevalence）に関する分析研究であり、他方 MAGIC は、マサチューセッツ州において今後新たにギャンブル依存症者がどの程度発生するかという発生率（Incidence）に関する分析研究である。

e. 公衆衛生基金（Public Heallth Trust Fund）²¹¹

拡大ゲーミング法に基づいて、公衆衛生基金（Public Heallth Trust Fund）としてカジノ事業者のゲーミング収益の5%を徴収しており、年間の金額は1,500～2,000万USD（約18～24億円）である。このうち、4分の3ほどは研究に関する支出として使われ、残りは問題あるギャンブルの予防や治療の資金として使われる。基金であるため毎年使い切る必要はなく、次年度に繰り越すことが可能である。基金で使用した費用は公共に開示されることになっている。

ii) マサチューセッツ州保健省（Massachusetts Department of Public Health, DPH）²¹²、
薬物（物質）依存サービス局（Bureau of Substance Abuse Services, BSAS）²¹³

ア. 組織の概要

DPH 及び BSAS はマサチューセッツ州の省庁である。「問題ギャンブルサービスのための基金（カジノ以外も含む）（Problem Gambling Service Fund）」を責任あるギャンブルの対策を行っている機関へ割り当てている。2013年度の基金の予算は136万USD（約1億6,320万円）であり、そのうちの大半をマサチューセッツ州強迫性ギャンブル協議会（Massachusetts Council on

²⁰⁹ <http://massgaming.com/about/research-agenda/>

²¹⁰ Expanded Casino Act Section 71

²¹¹ <http://massgaming.com/problem-gambling/>

²¹² HP : <http://www.mass.gov/eohhs/gov/departments/dph/>

²¹³ HP : <http://www.mass.gov/eohhs/gov/departments/dph/programs/substance-abuse/>

Compulsive Gambling, MCCG) に割り当てている²¹⁴。

イ. 組織の活動内容

DPH 及び BSAS は問題ギャンブルサービスのための基金の割り当てを行うことにより責任あるギャンブル対策を実施している。

3) マサチューセッツ州の民間機関

i) マサチューセッツ州強迫性ギャンブル協議会 (Massachusetts Council on Compulsive Gambling, MCCG)²¹⁵

ア. 組織の概要

1983年に設立された問題あるギャンブルのためのNPO法人であり、NCPGの提携機関でもある。問題ギャンブルの社会的、経済的、情緒的コストを低減させるためのリーダーシップを発揮するための団体であり、情報提供、社会認識、地域教育、専門家訓練、問題あるギャンブラーへのサービスの支持と紹介を行う。協議会メンバー10名、スタッフ13名から構成される²¹⁶。

2013年度予算は148万USD(約1億7,760万円)であり、主にヘルプライン、研究、評価、社会認識、カウンセラートレーニング、認証、予防サービスに使用されている²¹⁷。

イ. 組織の活動内容

a. 青少年教育²¹⁸

青少年がギャンブルのリスク要因を理解し、十分な情報に基づいて意思決定ができるように支援するために、青少年専用のウェブサイト「10代が限度を知る (Teens Nnow Your Limits)」を提供している。当ウェブサイトは、10代の若者が、ギャンブル依存症問題に興味がある10代の若者に向けて作成したものであり、ゲームやクイズを通じてギャンブル依存症問題を学ぶことができる。

また、「可能性と統計のための創造的な活動 (Creative Activities for Probability and Statistics, CAPS)」という無料の12セッションの教育カリキュラムを開発している。当該カリキュラムの内容は、創造的なゲームや活動を通じて数学の概念を学ぶことと、統計学や確率論の知識を学び、学校、放課後の活動及び家庭での結束を高めることを通じて10代のギャンブルの保を防止し、リスク要因を減少させることである。

b. 相談業務²¹⁹

1987年より週7日間24時間無休のヘルプラインを運営しており、ギャンブルによる問題を抱えてい

²¹⁴ 2013 National Survey of Problem Gambling Services (NCPG, APGSA)

²¹⁵ HP: <http://www.masscompulsivegambling.org/>

²¹⁶ <http://www.masscompulsivegambling.org/about-us/staff-and-board/>

²¹⁷ 2013 National Survey of Problem Gambling Services (NCPG, APGSA)

²¹⁸ <http://www.teensknowyourlimits.org/>

²¹⁹ <http://www.masscompulsivegambling.org/get-help/helpline/>

る人に、必要な情報や、ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous）といった自助グループや治療グループの紹介等を行っている。また、2014 年よりオンライン・チャットサービスも開始している。このオンライン・チャットサービスも週 7 日間 24 時間無休であり、ヘルプラインにおいて対応している専門カウンセラーとオンライン通話が可能である。MCCG のヘルプラインは、NCPG のヘルプラインとは別のマサチューセッツ州独自のヘルプラインで NCPG のヘルプラインより歴史が長い。

c. 治療業務²²⁰

相談者にサポートグループ及び治療機関の紹介を行っている。また、「マサチューセッツ州問題ギャンリング専門家（Massachusetts Problem Gambling Specialist）」の資格認証を実施している。認証するための条件は以下のとおりである。

- 3 年以上の依存症に関する臨床経験を伴う修士資格又は博士資格、4 年以上の依存症に関する臨床経験を伴う学士資格、5 年以上の臨床経験を伴う高校卒業資格
- MCCG の認証を受けたギャンリング関連の研修を 30 時間受講すること
- 臨床を行っていること
- 継続的な研修を 15 時間受講していること
- 倫理行動規範の遵守

d. 調査・研究活動²²¹

2014 年 1 月に「マサチューセッツ州のギャンブル行為、見解及び需要の評価（Massachusetts Gambling Behaviors, Opinion and Needs Assessment）」という報告書を公表している。この報告書では、2013 年夏時点のギャンブル依存者の割合を性別、年齢別、人種別等で分析するとともに、どの機関がギャンブルをする人々の間で知られており、また彼らの間でどのような治療方法が有効であると考えられているかの調査を実施している。

ii) マサチューセッツ州ギャンブラーズ・アノニマス（Massachusetts Gamblers Anonymous & Gam-anon, MGA）²²²

ア. 組織の概要

ギャンブル問題に苦しむ本人及びその家族によって運営され、全世界で活動している自助団体である。経験、希望等をお互いに共有することにより、共通問題の解決及びギャンブル問題からの回復を目指すことを目的としている。参加するための唯一の条件は、ギャンブルを止めることを希望していることであり、会員になることにより義務や会費は発生しない。また、ギャンブル問題に苦しむ配偶者、親戚、友人等を対象としたギャマノン（Gam-Anon）活動も主催している。

²²⁰ <http://www.masscompulsivegambling.org/services/education-awareness/>

²²¹ <http://www.masscompulsivegambling.org/massachusetts-gambling-behaviors-opinions-and-needs-assessment/>

²²² HP : <http://www.gamblersanonymous.org/ga/>

イ. 組織の活動内容

a. 相談業務

ホットラインの設置はマサチューセッツ州で 1 ヶ所である。

b. 治療業務

ギャンリング依存症の治療のためのミーティングには、以下の 3 種類が存在する。

- 非公開ミーティング（Closed Meeting）：問題ギャンリングに該当する人、あるいは問題ギャンリングの可能性のある人でギャンブルを止めたいと考えている人のみが参加するもの
- 限定公開ミーティング（Modified Closed Meeting）：メンバーは非公開ミーティングと同様であるが、メンバーの多数決により、医療関係の専門家、メンバーが招待したゲストや他の依存症者をメンバーに加えることができるもの
- 公開ミーティング（Open Meeting）：ギャンブラーの配偶者、家族や友人も参加することが可能であるもの。

⑤ 豪州の連邦政府の組織

1) 総論

豪州の責任あるギャンリングに関する主な連邦政府の機関は以下のとおりである。

- 社会サービス省（Department of Social Services, DSS）
- ギャンリング・リサーチ・オーストラリア（Gambling Research Australia, GRA）

それぞれの機関の実施している責任あるギャンリング対策の内容は、以下のとおりである。

豪州の連邦政府の各機関が実施している主な責任あるギャンリング対策

	政府機関（連邦）	
	DSS	GRA
広報啓発	○	
青少年教育		
相談業務		
治療業務		
調査・研究		○
与信対策		
入場制限		
入場料		
青少年の入場制限		
従業員教育		

(出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成)

2) 連邦政府機関

i) 社会サービス省 (Department of Social Services, DSS) ²²³

ア. 組織の概要

社会政策の策定と実行を行う豪州の連邦政府機関である。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発

豪州の人々の暮らしをより良くすることを目標として活動を行っており、豪州国民の健康についても管轄している。その中で、責任あるギャンbling対策に関するウェブサイト「問題ギャンbling (Problem Gambling)」を立ち上げ情報を提供しており、ギャンblingの与える影響、豪州におけるギャンblingの実態、家族や友人を支援するための資料、研究データ等の情報を出版物、ビデオ等の形で開示している²²⁴。このように、DSS は主に広報啓発活動を通じて責任あるギャンbling対策を実施している。また、DSS が作成した「家族及び友人のための問題あるギャンbling支援 (Problem Gambling Help for Family and Friends)」の中では、各州の支援サイトを紹介している²²⁵。

ii) ギャンbling・リサーチ・オーストラリア (Gambling Research Australia, GRA) ²²⁶

ア. 組織の概要

ギャンblingと社会の関係性や現在及び未来に与える影響などの分析及び研究のために連邦政府及び州政府が共同で設立した機関である。政府機関に対して研究の結果報告がなされ、ギャンblingが社会に与える影響や社会をより良くするためのデータとして利用される。設立時には、連邦政府、州政府から運営資金として合計 500 万豪ドル (以下、AUD) (4 億 2,500 万円) が拠出された。

イ. 組織の活動内容²²⁷

豪州全域の公務員により構成され、研究プログラムを監督しており、GRA の調査・研究報告書はホームページにて公開している。以下、具体的な活動内容について記載する。

a. 依存症の実態調査・研究²²⁸

以下の 5 つの研究優先事項の下、豪州におけるギャンbling研究アジェンダを導入、実施する責任を

²²³ DSS HP : <https://www.dss.gov.au/>

²²⁴ 連邦政府, "Problem Gambling", <http://www.problemgambling.gov.au/>

²²⁵ DSS, "Problem Gambling Help for Family and Friends", p.18

²²⁶ GRA HP : <http://www.gamblingresearch.org.au/>

²²⁷ GRA, "GRA Research Reports",
<http://www.gamblingresearch.org.au/home/research/gra+research+reports/>

²²⁸ GRA, "GRA Research Reports",
<http://www.gamblingresearch.org.au/home/research/gra+research+reports/>

有している²²⁹。

- プレコミットメントの利用等、顧客が限度を設定するための支援
- 責任あるギャンリング環境
- ゲーミング機器基準 — より良い消費者保護規定の開発
- ギャンブル依存症リスクがある者に対する防止的、早期介入戦略
- 双方向ギャンブル（Interactive Gambling）²³⁰による悪影響の最小化手段の開発

最近公開した報告書には、2014 年発表の「カジノにおける問題あるギャンブラー指標の有効性調査（Validation Study of In-venue Problem Gambler Indicators）」、2015 年発表の「ギャンブルにおけるソーシャルメディアの利用（The use of social media in gambling）」「ギャンブラーの自己支援戦略（Gambler Self-Help Strategies）」等がある。

⑥ 豪州・ビクトリア州

1) 総論

豪州・ビクトリア州の責任あるギャンリングに関する主な政府機関は以下のとおりである。

- 法務省（Department of Justice and Regulation, DJR）
- ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会（Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation, VCGLR）
- ビクトリア州責任あるギャンリング財団（Victorian Responsible Gambling Foundation, VRGF）

他方、主な民間機関は以下のとおりである。

- 豪州・カジノ及びリゾート協会（Casinos and Resorts Australia, CRA）
- 豪州・ホテル協会（Australian Hotels Association(Victoria), AHA）
- 救世軍（The Salvation Army, SA）
- ビクトリア州ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous, GA）

²²⁹ GRA, “Research”, <http://www.gamblingresearch.org.au/home/research/>

²³⁰ 双方向ギャンブルは、インターネット、遠隔及びオンラインギャンブルのことを指す。コンピューター、携帯電話、スマートフォン、タブレット及びデジタルテレビといった、双方向型のメディアを通じて行うギャンブルの総称である。

ビクトリア州のそれぞれの機関の実施している責任あるギャンbling対策の内容は、以下のとおりである。

豪州・ビクトリア州の各機関が実施している主な責任あるギャンbling対策

	政府機関（州）			民間機関			
	DJR	VCGLR	VRGF	CRA	AHA	SA	GA
広報啓発		○	○			○	
青少年教育	○		○	○			
相談業務			○				
治療業務			○	○		○	○
調査・研究			○				
与信対策		(○)					
入場制限		(○)			○		
入場料							
青少年の入場制限		(○)					
従業員教育							

（出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成）

VCGLR は、法定に基づき、諸規制の実施や「責任あるギャンblingの行動規範（Responsible Gambling Code of Conduct）」の認可、監督等を通じて責任あるギャンbling対策を実施しているので、(○)と記載している。

2) ビクトリア州の政府機関

i) 法務省（Department of Justice and Regulation, DJR）²³¹

ア. 組織の概要

ビクトリア州の州政府における機関であり、省内のアルコール・ギャンbling局²³²（Office of Liquor, Gambling and Racing）がギャンbling産業を管轄している。また、DJR 内のビクトリア消費関連部署（Consumer Affairs Victoria, CAV）は、消費関連全般を扱う規制部署であり、ギャンbling産業に関しては青少年対策を実施している。

法務省全体の人員は約 7,000 名である。法務省には、3 名の大臣がおり、ギャンbling産業関連の担当大臣は、Minister for Consumer Affairs, Gaming and Liquor Regulation である。

²³¹ HP : <http://www.justice.vic.gov.au/>

²³² <http://www.justice.vic.gov.au/utility/contact+us/office+of+liquor+gaming+and+racing.shtml>

イ. 組織の活動内容

a. アルコール・ギャンブル局 (Office of Liquor, Gambling and Racing, OLGR) ²³³

担当大臣及び省の長官 (Secretary) に対して、ギャンブル等の法令及び規制の導入・改正、ギャンブル等に関して生じた問題、ギャンブルに関する研究に係る支援等について戦略的政策アドバイス及び支援を実施している。また、ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会 (Victorian Commission for Gambling and Regulation, VCGLR) やビクトリア州責任あるギャンブル財団 (Victorian Responsible Gambling Foundation, VRGF) に対しても政策助言を実施している。このように、OLGR は、政策助言の提供等を通じて責任あるギャンブル対策を実施している。

b. ビクトリア消費者担当部署 (Consumer Affairs Victoria, CAV)

ビクトリア州の州政府における消費関連全般を扱う規制当局であり、ギャンブル産業に関しては、青少年教育を実施している。

2004年に「学校における消費者教育 (Consumer Education in School : CEIS) 」プログラムを発表している。このプログラムは、青少年が消費に関する問題に直面した時に決断するための知識、技術及び行動を育成することを目的としている。この「学校における消費者教育」プログラムは、8つの教材を含んでおり、その一つに責任あるギャンブルに係る教材がある。また、「Beat the game」というDVDも公表しており、このDVDは若年者に対してギャンブル対策や責任ある行動及び態度を学習する目的で、ゲーミング及びレーシング局 (Office of Gaming and Racing) と連携して開発されたものである²³⁴。

ii) ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会 (Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation, VCGLR) ²³⁵

ア. 組織の概要

従来複数の省庁に分かれていた社会的規制の分野であるカジノ・クラブバー、電子式ゲーム機械、酒類販売の認可・規制免許・監視などを包括的に規制する目的で 2012年に設立された法定の独立機関であり、責任あるギャンブル対策実現のために多数の機関と連携して活動している。委員会は5名により構成されており²³⁶、委員は議長により任命される。

イ. 組織の活動内容

カジノ事業者はオペレーターライセンスを得るために「責任あるギャンブルの行動規範 (Responsible Gambling Code of Conduct) 」を整備し VCGLR の認可を受ける必要があり ((2) ②参照)、VCGLR はゲーミング産業に関する法令、規則等の施行やカジノ事業者の管理・

²³³ DJR, OLGR HP

<http://www.justice.vic.gov.au/utility/contact+us/office+of+liquor+gaming+and+racing.shtml>

²³⁴ CAV, Responsible gambling – Building resilience for young learners, p.5

²³⁵ VCGLRHP: <http://www.vcglr.vic.gov.au/>

²³⁶ VCGLR, “Commissioners” <http://www.vcglr.vic.gov.au/utility/about+us/about+the+vcglr/commissioners>

監督等を通じて責任あるギャンブル対策を実施している。また VCGLR による入場排除を実施する権限 ((2) ③参照) も有している。

さらに、「責任あるギャンブル認識週間 (Responsible Gambling Awareness Week) 」等のイベントの紹介や、責任あるギャンブルに関して研修を提供している機関の公開等を実施することによって責任あるギャンブル対策の啓発活動を実施している。

iii) ビクトリア州責任あるギャンブル財団 (Victorian Responsible Gambling Foundation, VRGF)²³⁷

ア. 組織の概要

「ビクトリア州責任あるギャンブル財団法 2011 (Victorian Responsible Gambling Foundation Act 2011) 」の下、2012 年に独立した法定機関として設立されている。

設立の目的は、ギャンブル依存症に苦しむ人、その家族及び友人を支援し、責任あるギャンブルの知識と理解を広めることである²³⁸。VRGF の現在の構成人数は、役員 (Board) 9 名を含む 52 名²³⁹である。運営資金はコミュニティー支援ファンド (Community Support Fund) を通じた寄付に基づいており、2014 年度総収入 3,900 万 AUD (約 33 億 1,500 万円) であった。これらは、ギャンブル依存症対策に対して 1,700 万 AUD (約 14 億 4,500 万円)、研究活動への寄付として 150 万 AUD (約 1 億 2,750 万円) 及びコミュニティーに対する予防のための教育活動に対して 60 万 AUD (約 5,100 万円) 等に使用されている。なお、ギャンブル依存症対策に対する 1,700 万 AUD (約 14 億 4,500 万円) のうち、1,400 万 AUD (約 11 億 9,000 万円) はギャンブル依存症者支援サービス (Gambler's Help Service) に対する支出である²⁴⁰。

イ. 組織の活動内容

活動内容は多岐に渡るが、ギャンブルに問題を抱える人へのカウンセリングや治療支援サービス、地域社会へのギャンブル対策教育及び予防プログラムの実施、責任あるギャンブルに関する研究及び実態調査及び専門家に対する教育研修、情報提供に力を入れている。以下、具体的な活動内容について記載する。

a. 広報啓発活動

コミュニティーに対して、日常的な啓蒙活動、「責任あるギャンブル認識週間²⁴¹ (Responsible

²³⁷ VRGF HP : <http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/>

²³⁸ Victorian Responsible Gambling Foundation Act 2011, 1. 目的

²³⁹ VRGF, Annual Report 2013-2014, P.10, 11, 46

²⁴⁰ VRGF, Annual Report 2013-2014, P.10, 11, 30-34

²⁴¹ VRGF, "Responsible gambling Awareness Week"

<http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/awareness-and-prevention/responsible-gambling-awareness-week>

Gambling Awareness Week, RGAW) 」の開催、本人による入場制限²⁴²の紹介、サッカーチームや公衆衛生機関²⁴³等の他の機関と連携した活動等を実施している。

日常的な啓蒙活動の例として、「賭けて後悔 (Bet Regret) 」や若者向けの「ギャンブルはゲームではない (Gambling's Not a Game) 」といったウェブサイトの公開、「あなたの為に闘う (Fight for You) 」、「子供の賭け (Kid Bet) 」及び「多種の支援策 (Many Ways to Get Help) 」といったキャンペーンを実施し²⁴⁴、ギャンブルのリスクに関する地域の認識を向上させ、安全なギャンブルのための知識を人々に身に付けさせる活動を行っている。RGAW は 2006 年から毎年実施されており、地方議会、ギャンブル依存症者支援施設、スポーツクラブ及び事業者等、多数の機関がイベントを開催することにより、責任あるギャンプリングの重要性を啓蒙している²⁴⁵。

b. 青少年教育

青少年教育として、州内の学校においてギャンブル問題及びギャンブルに係るリスクの認識等について教育活動を実施しており、これまで州内の 89 の学校を訪問した実績がある²⁴⁶。VRGF の開発した学校教育向けの「ギャンブルはゲームではない (Gambling's Not a Game) 」プログラムは、生徒、保護者及び先生を対象とした、最新の研究に基づく、双方向型・無料の予防プログラムである。推奨される対象生徒は Year10 (義務教育 10 年目で、通常では 14 歳にあたる。) の第二期、Year11 及び 12 (義務教育 11 年目及び 12 年目で、通常では 15~16 歳にあたる。) で、約 1 時間のセッションであり、同時に保護者及び先生に対しても、若者のギャンブル関連問題の認識向上及びギャンブルに関連する問題を避けるために子供に対していかなる支援ができるかといった内容のセッションが実施される²⁴⁷。

c. 相談業務・治療業務

ギャンブルに問題を抱える本人、家族及びコミュニティに対してギャンブル問題に係る治療及び支援サービスを実施している。このサービスはギャンブル依存症者支援サービス (Gambler's Help Service) ²⁴⁸と呼ばれる無料サービスであり、電話によるヘルプライン (Gambler's Help Line) 、対面、オンラインによるヘルプライン (Gambling Help Online) 及び経済的問題を抱える人へのカウン

²⁴² Gambler's Help, "Self-Exclusion", <http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/getting-help/ways-to-get-help/help-yourself/self-exclusion>

²⁴³ VRGF, "Partnership", <http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/awareness-and-prevention/partnerships>

²⁴⁴ VRGF, "Awareness Campaigns", <http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/awareness-and-prevention/awareness-campaigns>

²⁴⁵ VRGF, "Responsible Gambling Awareness Week", <http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/awareness-and-prevention/responsible-gambling-awareness-week>

²⁴⁶ KidBet, "School", <http://kidbet.com.au/schools/>

²⁴⁷ KidBet, "About the Schools Program", <http://kidbet.com.au/schools/about-the-schools-program/>

²⁴⁸ VRGF, kidbet.com.au/schools/about-the-schools-program/-prevention/responsible-gambling-awareness-w

セリング、助言及び情報提供が含まれている。

電話によるヘルプラインは、ギャンブル問題に苦しむ本人、家族、友人、同僚及びコミュニティを対象に、7 日間 24 時間無料で有資格のカウンセラーが危機カウンセリング、支援、情報提供及び他施設の紹介等について対応する電話サービスである。

また、オンラインによるヘルプラインは、7 日間 24 時間対応している、チャット及びメールにより、オンラインカウンセリングを提供するサービスである。また、問題を抱える本人、家族及び友人に対して、自己支援情報の提供も実施している。

なお、オンラインによる支援制度は、連邦、地区（Territories）及び州政府が合同で立ち上げた制度であり、ターニングポイント（Turning Point Alcohol and Drug Centre）²⁴⁹に運営を委託している。ターニングポイントは、1994 年にビクトリア州における薬物及びアルコール分野における支援を目的として設立された会社であり、国際連合薬物犯罪事務所（United Nations Office of Drugs and Crime, UNODC）の国際薬物治療及びリハビリセンター（International Network of Drug Treatment & Rehabilitation Centres）の一翼を担っており、国際危害削減協会（International Harm Reduction Association）のメンバーにもなっている。

対面によるカウンセリングは、ビクトリア州に所在するコミュニティヘルスサービス及び子供・家族に対する福祉施設等により実施される。無料のカウンセリングサービスであり、ギャンブル問題に係るカウンセリング、財務カウンセリング及び中国語を話す人向けのカウンセリングも実施している。VRGF の治療活動についてはビクトリア州の治療施設に委託しており、財政的支援をする形で貢献している。

d. 専門家による教育・研修活動

VGRF 内の専門家開発センター（Professional Development Centre）は、ギャンブルに関するカウンセラー及びギャンブル問題を抱える人と接する機会のある者に対して、継続的、専門的研修を提供している。当該センターは、ギャンブル依存症者支援サービスの臨床医及び専門家とともに、研究で発見されたことを臨床で実践するなど、研究及び臨床において相互に改善を加える努力をしている機関である²⁵⁰。

また、VGRF は、従業員向けに問題あるギャンブラーの見分け方の情報を提供している²⁵¹。

e. 調査・研究活動

VGRF 内の「ギャンブル情報局（Gambling Information Resource Office, GIRO）」は、ギャンブルや規制の実態を調査し、その結果や情報を公開している。GIRO は、主に下記のような調査・研究を実施している。

²⁴⁹ Turning Point, “About Us”, <http://www.turningpoint.org.au/About-Us.aspx>

²⁵⁰ VRGF, “Professional Development Centre”, <http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/for-professionals/professionals-development-centre>

²⁵¹ VRGF, “Information for Staff”, <http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/awareness-and-prevention/gambling-and-the-workplace/information-for-staff>

- ビクトリア州のギャンブル研究
- ビクトリア州のギャンブルと健康に関する研究
- ギャンブルに関連する害にかかる調査
- ギャンブル依存症と精神的病気
- ギャンブル依存症の試験的治療

3) 豪州・ビクトリア州の民間機関

i) 豪州・カジノ及びリゾート協会 (Casinos and Resorts Australia, CRA) ²⁵²

ア. 組織の概要

ニュージーランドを含む豪州のカジノ産業を代表する団体として 1992 年に設立され、豪州の 13 のカジノ施設及びニュージーランドの 6 つのカジノ施設が会員となっている。各カジノ施設の代表による会合が年に 4 回開催される。

イ. 組織の活動内容

主として、政府に対して税金、規制、観光等のカジノ産業に影響を与える法令、規制等に関連する問題提議、地域と連携し問題の解決策を提供、ゲーミングを取り巻く経済や社会問題に関する研究に着手する等の活動を行っている。

また、責任あるギャンリング対策については、豪州のカジノにおける責任あるギャンリング対策の現状について情報を提供するとともに、カウンセリングサービス、現金自動預入支払機 (ATM) 及び子供への対応に関するポジションペーパーを発表し、具体的に支援する内容を公開している。以下、具体的な支援内容について記載する。

a. 青少年教育²⁵³

ホテル、カジノ及びその駐車場やエンターテイメント開催場所における全顧客の安全を最優先事項とし、施設内の子供の安全に関する法令、規則及び行動規範を厳格に遵守することを求めている。また、ポジションペーパーの中で、青少年教育に関して、具体的に支援すると掲げている主な内容は以下のとおりである。

- 同伴者のいない子供に遭遇した場合の対処方法に係る従業員研修及び事業者としての対処手順
- 同伴者がいないと推測される子供を発見した場合、適切な機関への通報
- 施設内において、故意に子供を放置している保護者等を即座に施設から退出させる

²⁵² CRA, "About US", <http://www.auscasinos.com/about-us.html>

²⁵³ CRA, "Unattended Children in Australian Casino",

b. 治療業務²⁵⁴

ポジションペーパーの中で、カウンセリングサービスに関して、具体的に支援すると掲げている主な内容は以下のとおりである。

- 7日間 24時間対応を基礎とした広範なカウンセリングサービス
- カウンセリング提供者の連邦単位での公認制度
- 連邦単位のデータが蓄積され、ギャンブル問題対策サービス提供者がツールとして利用
- 定期的に、上記ツールがカウンセリングサービス、産業及びコミュニティにフィードバックされる

c. 現金自動預入支払機（ATM）に関する規定²⁵⁵

ポジションペーパーの中で、ATM に関して、具体的に支援すると掲げている主な内容は以下のとおりである。

- ATM は、顧客が安全な環境下で利用できる場所で、連邦及び州政府の法令等に準拠したカジノ施設内のゲーミングエリアの外に設置される。
- ATM はゲーミングエリアの近くに設置されるべきではなく、設置の際には、カジノ入口からの距離、構造物のデザイン、年数等も考慮に入れる。
- ATM には責任あるギャンブルに係るメッセージが掲示され、適切な参照施設情報が掲載される。
- 個人の引き出し金額及び頻度に関する限度枠設定については、個人とサービス提供銀行の問題とする。

ii) 豪州・ホテル協会（Australian Hotels Association (Victoria), AHA (Vi)）²⁵⁶

ア. 組織の概要

豪州・ホテル協会（Australian Hotels Association, AHA）は、1839年に創設された観光業に貢献すべくホテル業界を牽引するためのホテル事業者による団体であり、現在、豪州全土のパブ、宿泊ホテル施設を中心に 5,000 以上の組織が会員となっている。また、運営資金は、加入しているホテル事業者が拠出している。AHA は、ビクトリア州を含む各州に支部を有している。AHA (Vi) は、ビクトリア州において 150 年以上の間、ホテル業界を牽引し、ホテル経営においてベストプラクティスの奨励を行い、観光関連業の発展と成長に尽力している団体である。

イ. 組織の活動内容

AHA (Vi) は、責任あるギャンリング対策に関して他の機関と共同で、ギャンブル活動により問題を抱える個人を対象とした本人の申請に基づく入場排除（Self Excluded Gambler on Line、SEGO）を開発している。この入場排除は、カジノを併設するものではないがスロットマシン等の機器

²⁵⁴ CRA, "Counseling Services", p.,1, 2

²⁵⁵ CRA, "Automatic Teller Machines & Casinos", p.2

²⁵⁶ AHA, ホームページ, <http://aha.org.au/>

によるゲーミングを提供するホテル施設において利用されており、クラウン・メルボルン・カジノが実施している入場制度とは異なるものである。以下、具体的な活動内容を記載する。

a. 入場制限²⁵⁷

AHA の SEGO プログラムは、個人が本人の申請に基づいて自発的に参加するプログラムであり、電子ゲーミング機器（Electronic Gaming Machine、EGM）の事業者等からの資金で運営している。

申請手順は、次のとおりとなっている。ゲーミング提供施設において、顧客から従業員に本人の申請に基づく入場排除に関する問い合わせがあった場合に、AHA(Vi)の本人の申請に基づく入場排除の担当部署（S-E Officer）を紹介する。申請希望者は、当該部署と面談の予約をとり、面談を実施する。面談に際し、カウンセリングを受けていない場合には、担当者から Gamblers Help においてカウンセリングを受けることを推奨される。なお、申請者が希望した場合には、クラウン・メルボルン・カジノ等、他の本人の申請に基づく入場排除の実施者を紹介している。担当者から本人の申請に基づく入場排除に係る一連の説明を受けた上で、本人の申請に基づく入場排除に関するホームページ²⁵⁸に登録し、登録により発行される入場制限合意書（Deed of Self-Exclusion）に担当者の目前で署名する。入場排除期間は、最小 6 か月、最大 24 か月となっている。

iii) 救世軍（Salvation Army、SA）²⁵⁹

ア. 組織の概要

ビクトリア州において「ギャンブル依存症者支援サービス（Gambler's Help Service）」を提供している施設の 1 つであり、ギャンブル依存症者に対する相談、治療支援を行っている。SA は、VRGF から Gambler's Help サービスに係る運営資金として 162 万 AUD（約 1 億 4,740 万円）の寄付²⁶⁰を受けている。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発

ナショナルヘルプラインの番号掲示、「ギャンブル依存症者支援サービス」に関する刊行物等の作成や、問題ギャンブルの兆候の例示の公開等の啓発活動を実施している。

b. 治療業務

カウンセラーによるカウンセリングを実施している。実施しているカウンセリングは以下のとおり。

- 一般的カウンセリング（General Counselling）

²⁵⁷ AHA(Vi), "Self-Exclusion", <http://www.ahavic.com.au/self-exclusion/self-exclusion>

²⁵⁸ AHA(Vi), "SEGO- Self-Excluded Gamblers Online", <http://www.ahha.com.au/jack/deed/index.php>

²⁵⁹ SA, "Problem Gambling", <http://www.salvationarmy.org.au/find-help/Problem-Gambling/>

²⁶⁰ VGRF, "Annual Report 2013-2014", p. 31

- Gambler's Help サービスにおけるカウンセリングの治療機関としての専門家による問題あるギャンblingに関する無料カウンセリング
- 責任あるギャンblingに関する経済的なカウンセリング (Financial Counselling (General and Problem Gambling))

iv) ビクトリア州ギャンブラーズ・アノニマス (Gamblers Anonymous, GA)

ア. 組織の概要

経験、希望等をお互いに共有することにより、共通問題の解決及びギャンbling問題からの回復を目指すことを目的として、ギャンbling問題に苦しむ本人及びその家族によってビクトリア州において運営されている民間の自助団体である。参加者の唯一の条件は、ギャンblingをやめることを希望していることであり、会員になることにより義務や会費は発生しない²⁶¹。また、ギャンbling問題に苦しむ配偶者、親戚、友人等を対象としたギャンanon (Gam-Anon) 活動も主催している²⁶²。

イ. 組織の活動内容

a. 相談・治療活動²⁶³

各州において、ギャンブラーズ・アノニマス会合 (GA Meeting) 及びギャンanon会合²⁶⁴を開催している。また、ヘルプラインを設置するとともに、ギャンbling依存症からの回復プログラム (Recovery Program) 及びユニティープログラム (Unity Program) ²⁶⁵についてウェブサイトに掲載している。さらに、ギャンbling依存症から脱出するための参考文献を掲載及び販売している。

⑦ 韓国

1) 総論

韓国における責任あるギャンblingに関する主な政府機関は、以下のとおりである。

- 産業通商資源部 (Ministry of trade, Industry and Energy, MOTIE)、文化体育観光部 (Ministry of Culture, Sports and Tourism, MCST)
- 射幸産業統合監督委員会 (National Gambling Control Commission, NGCC)
- 韓国賭博問題管理センター (Korean Center on Gambling Problem, KCGP)

他方、主な民間機関は以下のとおりである。

- 韓国ギャンブラーズ・アノニマス (Korea Gamblers Anonymous, KGA)
- カンウォンランド依存症ケアセンター (Kangwon Land Addiction Care Center, KLACC)

²⁶¹ GA, "About Us", <http://www.gansw.org.au/About.htm>

²⁶² GA, "About Gam-Anon", <http://www.gansw.org.au/GamAnon.htm>

²⁶³ GA, "The Recovery Program", <http://www.gansw.org.au/Recovery.htm>

²⁶⁴ GA, "About Gam-Anon", <http://www.gansw.org.au/GamAnon.htm>

²⁶⁵ ユニティープログラムとは、ギャンbling依存症からの脱却を目的として、参加者全員の団結を維持するために遵守すべき内容を記載したものである。

ただし、KLACCはカンウォンランドカジノ所属の機関であるが、法令によりカンウォンランドカジノは設立にあたり地方自治体等の公共部門（Public Sector）が総出資金額の51%を出資している²⁶⁶。また、2013年12月末時点においても公共部門の持株比率は51.01%であり、カンウォンランドカジノ及びKLACCは民間機関であるが、他方で公共機関的な側面も持ち合わせていると言える。カンウォンランドカジノの主な公共部門の株主については、後述のKLACCの項目を参照。

それぞれの機関が実施している責任あるギャンbling対策の内容は、以下のとおりである。

韓国の各機関が実施している主な責任あるギャンbling対策

	政府機関			民間機関	
	MOC, MCST	NGCC	KCGP	KLACC	KGA
広報啓発			○	○	○
青少年教育			○		
相談業務			○	○	○
治療業務			○	○	○
調査・研究		○	○	○	
与信対策	(○)				
入場制限	(○)			(○)	
入場料	(○)				
青少年の入場制限	(○)				
従業員教育	(○)			○	

（出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成）

韓国の責任あるギャンbling対策は、政府機関主導で進められている。民間機関は、主に相談や治療が中心である。また、上記は、他の国と比較するために、一般的に他国でも採用されている責任あるギャンbling対策の項目を記載しているが、韓国においては、射幸産業の総量規制等といった他の国や地域では見られない韓国独自の責任あるギャンbling対策も実施している。

MOC及びMCSTに関しては、観光振興法及び廃鉱地域支援に関する特別法を通じてカジノ事業者を監督する等により責任あるギャンbling対策を実施しているので、(○)と記載している。

2) 韓国の政府機関

- i) 産業通商資源部（Ministry of Trade, Industry and Energy, MOTIE）、文化体育観光部（Sports and Tourism, MCST）²⁶⁷

²⁶⁶ 廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令第13条

²⁶⁷ HP：<http://www.mcst.go.kr/japanese/index.jsp>

ア. 組織の概要

MOTIE は、その母体となった省庁である通商産業省（Ministry of Trade and Industry）が 1948 年に設立されており、2013 年に MOTIE に改編されている。国によるエネルギー政策の転換とそれに伴う石炭産業の斜陽化により荒廃した廃鉱地域の経済を蘇生・復興させることを目的として廃鉱地域支援に関する特別法を制定し、政策的にカジノを導入している。

また、MCST は、その母体となった省庁である公報処は 1948 年に設立されており、2008 年に MCST に改編されている。観光振興法に基づき、カジノ関連規制に係る許認可、その後の指導・監督を行うとともに、行政処分を行う権限も有している。また競輪、競艇等のカジノ以外の他の射幸産業についても、当該産業の関係法令に基づき許認可権を有している。

このように、MOTIE は廃鉱地域支援に関する特別法を所管しており、また MCST は観光振興法を所管しているため、カンウォンランドカジノは、施設全体としては MOTIE が監督しており、またカジノの運営に関しては MCST が監督するという二重監督構造となっている。

MCST では、体育観光政策室観光産業課内の観光振興チームに所属する 5 名が済州島にあるカジノを除く国内 9 つのカジノのライセンス付与、監督等を担当している。観光産業課全体では 17 名が所属している。

MCST の主な業務は制度の維持運営であることから、予算は必要最低限のみを確保することとし、予め具体的な金額を定めていない。但し多額の予算を必要とする場合には、その都度申請して確保している。

イ. 組織の活動内容

観光振興法により、19 歳未満の入場禁止、入場制限制度、入場料の徴収、与信対策、アルコールの提供制限、営業時間及び最高賭け金額の設定が規定されている。制度の詳細については、(2) ①参照。

a. 従業員への依存症教育²⁶⁸

韓国カジノ業観光協会等は観光振興法及び文化体育観光部令が定めるところにより、カジノ従業員に対し教育を実施しなければならない。また、カジノ事業者は従業員が当該教育を受けられるように協力しなければならない。

ii) 射幸産業統合監督委員会（National Gambling Control Commission, NGCC）²⁶⁹

ア. 組織の概要

2007 年に国家賭博管理委員会法に基づき、国務総理の直轄機関として設立された。競馬、競輪、競艇、宝くじ、カジノ等、韓国国内のギャンブル業界全体の健全化の推進を目的としており、カジノを含む射幸産業の監督業務、違法なギャンブルに関する監視業務等を効率的に遂行するための組織

²⁶⁸ カジノ営業準則 第 61 条

²⁶⁹ HP : <http://www.ngcc.go.kr/Eng/MAIN.do>

である。射幸産業の管理監督、各射幸産業における売上高の総量規制、ギャンブル依存症の実態調査等を実施している。

委員会は委員長 1 名を含む 15 人以内の委員で構成され²⁷⁰、委員会の委員は、企画財政部・安全行政部・文化体育観光部・農林畜産食品部の各次官や、判事・検事・弁護士又は公認会計士の資格を有する者、大学や公認された研究機関で准教授以上として射幸産業の関連分野を専攻した者、射幸産業関連の学識及び経験が豊富な者等が任命される。委員は非常勤である。現在は 11 名の委員を含め、約 60 名²⁷¹で構成されている。また、責任あるギャンプリングの政策に関する年間の予算額は 29 億 KRW(約 2 億 9,000 万円)である。

イ. 組織の活動内容

a. 依存症の実態調査・研究²⁷²

射幸産業を健全なレジャー産業として発展させ、不法射幸産業を根絶するために必要な調査・研究を実施している。不法ギャンブルに関する調査を 4 年に 1 回実施しており、過去には 2008 年、2012 年の 2 回実施している。次の調査は 2016 年の予定である。射幸産業の副作用の予防及び治療等のための現場実態調査及び研究活動を行わなければならない、必要な場合には、その結果を発表することができることとされている。

b. 関係機関、事業者との連携²⁷³

射幸産業統合監督委員会は、射幸産業や不法射幸産業に関する依存症及びギャンブル問題の予防・治療とセンターの運営のために射幸産業事業者に年間総粗収益（Gross Gaming Yield, (GGY)）²⁷⁴の 1,000 分の 5 以下の範囲で定める比率の負担金を賦課・徴収できる。この負担金によって、ギャンブル依存症及び問題ギャンプリングの予防・治療やセンターの運営を行っている。

c. カジノ事業者の監督²⁷⁵

射幸産業の過度な射幸心誘発を防止するため、次の各号に掲げる事項について、現場を確認し、指導・監督する。

- 過度な射幸心を誘発する広告又は宣伝行為
- 射幸産業の営業場内又は周辺で行われる過度に射幸心を煽る金融取引行為
- 射幸産業事業者の遵守事項履行の有無
- その他過度な射幸心を誘発する営業行為であって、大統領令で定める事項

上記のうち、広告については自由広告審議委員会を設置し、審査基準に従って事前に広告の審査

²⁷⁰ 射幸産業統合監督委員会法第 6 条

²⁷¹ 2015 年 10 月末時点 HP 掲載人数 (<http://www.ngcc.go.kr/Eng/introduction.do>)

²⁷² 射幸産業統合監督委員会法第 5 条 7 項、第 19 条

²⁷³ 射幸産業統合監督委員会法第 14 条の 2

²⁷⁴ カジノの賭け金総額から顧客に支払う勝金総額を差し引いた金額

²⁷⁵ 射幸産業統合監督委員会法第 5 条 3 項、18 条

を行っているが、カンウォンランドカジノの広告はリゾートに関するものだけでカジノに関するものではなく、また外国人専用カジノの広告は審査対象外なので、カジノに関する広告は審査対象外となっている。

また、金融取引行為に関連して、カンウォンランドカジノ周辺において多くみられる質屋等の営業については、それらの業種に関する法令が適用されるため、NGCC が営業規制等を実施することは原則としてない。

さらに、NGCC は職員 2 名をカンウォンランドカジノに常駐させており、適切に法令を遵守しているかの監督を行っている。また、NGCC はカンウォンランドカジノの運営を 1 年に 1 回評価しているが、点数を付けるだけで、特に改善のアドバイスは行っていない。

d. 射幸産業の総量規制²⁷⁶

ギャンブル産業の過度な拡大の防止を目的として、各射幸産業ごとに売上の総量を毎年定める射幸産業総量制を設けている。カジノを含む射幸産業全体の売上高は、毎年の GDP の一定の割合以内とすることが要求され、2008 年は GDP の 0.64% であったが、2011 年には GDP の 0.62% とされ、現在は 0.58% 以内とすることが要求されている。定められた額を超えないようにするため、射幸産業事業者が自ら営業時間・日数・競争回数・入場人員等の制限を実施することもある。

iii) 韓国賭博問題管理センター (Korean Center on Gambling Problem, KCGP) ²⁷⁷

ア. 組織の概要

ギャンブル依存症及びギャンブルに関連する問題に対応することを目的として、2013 年に設立された機関である²⁷⁸。

NGCC は主にギャンブル規制に関する法令を策定する組織であるのに対して、その策定された法令を執行する機関として KCGP が設立されている。KCGP は、主にギャンブル依存症の治療や予防を目的とした各種活動やギャンブル依存症に関する調査研究を行っている。

ソウル特別市、グァンジュ広域市、プサン広域市、ギョンギ道、カンウォン道等 11 か所の支部センターが設置されており、各センター及び理事等の本部を含めた全体の構成人数は約 60 名である。

射幸産業統合監督委員会法に基づき、カジノを含む 7 つのギャンブル産業から総粗収益の 0.35% である約 180 億 KRW (18 億円) を依存症予防治療負担金として徴収して運営している。

イ. 組織の活動内容

法令により予防・治療のための相談・教育・広報及びその関連プログラムの開発・普及を実施する機関であると定められている²⁷⁹。

²⁷⁶ 射幸産業統合監督委員会法第 5 条

²⁷⁷ HP : <https://www.kcgp.or.kr/eng/center/Greeting.aspx>

²⁷⁸ 射幸産業統合監督委員会法第 14 条

²⁷⁹ 射幸産業統合監督委員会法第 14 条

a. 広報啓発

責任あるギャンブルに関する専門家と連携して 1 年に 1 回シンポジウムを実施している。2014 年のシンポジウムのテーマはギャンブル依存症治療であり、2015 年のテーマは青少年対策であった。

b. 青少年教育

学校からの要請を受けた場合に青少年向けの教育を実施している。教育の対象は生徒の場合もあれば、教師の場合もある。教育の主な内容は、ギャンブルではお金を得ることはできないのでやってはいけないという内容である。教材は教育の対象によって人形劇や動画等を用意している。

c. 相談業務

2013 年 9 月より 24 時間 365 日対応の電話ヘルプラインを設置している。また、電話以外にインターネットによる相談も受け付けている。2013 年 8 月から 2014 年 8 月までの期間の電話及びインターネットによるヘルプラインの実績は約 25,000 件である。

d. 治療業務

KCGP にはカウンセラーや心理士が所属しており、ギャンブル依存症者及びその家族の治療を実施している。医師は所属しておらず、重度のギャンブル依存症者に対しては KCGP と連携している医師を紹介している。また、地域にある民間の治療団体とも連携しており、相談者を地域の民間治療団体に紹介したりもしている。

また、予防・治療のための専門家の育成や教育にも取り組んでおり、民間の治療資格を持っているカウンセラーに対して教育プログラムを提供している。プログラムの期間は 6 ヶ月で、時間数は 200 時間である。

e. 依存症の実態調査・研究

韓国賭博問題管理センターは、ギャンブル依存症に関する調査・研究・分析及び評価を実施している。今までに実施してきた調査内容は、青少年対策、ギャンブルの社会的・経済的弊害、治療プログラム、依存症治療後のリハビリ等である。

3) 韓国の民間機関

i) カンウォンランド依存症ケアセンター (Kangwon Land Addiction Care Center, KLACC)²⁸⁰

ア. 組織の概要

2001 年にカジノ事業者によりカンウォンランドに併設され、運営されているギャンブル依存症の予防教育、治療プログラム、調査研究事業を行う機関である。

人員は、センター長を含め 21 名であり、そのうちカウンセラーは 9 名である。また、予算は年間 40 億 KRW (約 4 億円) 程である。

²⁸⁰ HP : <http://kangwonland.high1.com/eng/gamblerClinic/html.high1>

また、上述のように、法令によりカンウォンランドカジノは株主の過半数が地方自治体等の公共部門である。2013年12月末時点のカンウォンランドカジノにおける主な公共部門の株主は以下のとおりである。

カンウォンランドにおける主な公共部門の株主

株主名称	持株比率
韓国鉱害管理公団 ²⁸¹ (Korea Mine Reclamation Corporation)	36.27%
カンウォン道開発公社 (Gangwon-Do Development Corporation)	6.11%
旌善郡 (Jeongseon-Gun (Local Government))	4.90%
太白市 (City of Taebaek (Local Government))	1.25%
三陟市 (City of Samcheock (Local Government))	1.25%
寧越郡 (Yeongwoi-Gun (Local Government))	1.00%
カンウォン道 (Gangwon-Do Provincial Office)	0.23%
合計	51.01%

(出典：カンウォンランドのホームページを基にあずさ監査法人作成)

イ. 組織の活動内容

ギャンブル依存症の予防及び治療の専門機関であり、ギャンブル依存症の予防広報及び教育、治療プログラム及び専門病院との連携を通じて治療支援、職業復帰支援、ギャンブル依存症予防等を目的としている。

a. 相談業務

顧客からの相談を無料で24時間対応している。2014年度の相談件数は延べ11,720件であった。家族からの相談が最も多く、その次は当事者からの自発的な相談である。

また、カジノ事業の従業員向けのヘルプラインも別途整備している。

²⁸¹ 韓国鉱害管理公団は、「鉱山被害の防止及び復旧に関する法律」により設立された公共法人である。主な機能としては、鉱害の防止及び毀損地の復旧事業の施行、鉱害防止のための研究調査及び技術開発、廃鉱地域の振興及び地域経済の活性化のための投資事業等である。

b. 治療業務

無料でカウンセリング及びギャンブル依存症者の治療プログラムを実施している。また、カンウォンランドカジノ内の顧客の相談には対応できるが、カンウォンランドカジノから帰宅したギャンブル依存症者の治療は困難であることから、そういった依存症者に対しては、宗教団体や民間団体と連携して対応に当たっている。

また、依存症者への支援制度として、自宅までの交通費の支給、病院の入院治療費の全額負担、就職のための経済的支援といった施策を実施している。自宅までの交通費の支給条件は、今後 3 年間はカンウォンランドカジノに入場しないことであり、また、病院の入院治療費の全額負担、就職のための経済的支援の支給条件は、今後はカンウォンランドカジノに入場しないことである。

c. 依存症の実態調査・研究

カンウォンランドカジノの入場客を延べ人数、実質人数の両方で把握しており、年間の入場回数ごとの人数の統計を取っている。また、同様にヘルプライン等の相談に関しても、延べ件数と実質人数を把握している。このような統計が取れる理由は、韓国では住民登録番号制度が導入されており、カジノに入場するためには住民番号の登録が必要であるためである。

d. 入場制限

カジノ事業者であるカンウォンランドにおいては、「カジノ出入り管理指針」により、本人の申請に基づく入場排除、家族の申請に基づく入場排除及び KLACC による入場排除に制度を設けている。また、カンウォンランドは入場回数をチェックしており、1 か月の入場が計 15 日を超えるとその月は入場禁止措置が取られる入場回数制限がある。これらの詳細については、(2) ③を参照のこと。

e. 従業員教育

カンウォンランドカジノの従業員は、1 年に 6 時間以上の教育を受けなければならない。教育内容は、主に顧客保護と従業員本人がギャンブル依存症とならないための教育である。教育手法としては、ロールプレイや 1 対 1 での対面方式等が行われている。また、幹部クラスには、ギャンブル依存症全般の知識取得のための教育も実施している。

ii) 韓国ギャンブラーズ・アノニマス (Korea Gamblers Anonymous, KGA) ²⁸²

ア. 組織の概要

ギャンブル問題に苦しむ本人及びその家族によって運営され、全世界で活動している自助団体である。経験、希望等をお互いに共有することにより、共通問題の解決及びギャンブル問題からの回復を目指すことを目的としている。参加者の唯一の条件は、ギャンブルをやめることを希望していることであり、会員になることにより義務や会費は発生しない。また、ギャンブル問題に苦しむ配偶者、親戚、友人等を

²⁸² HP: <https://www.gamblingtherapy.org/korea-gamblers-anonymous>

対象としたギャンノン（Gam-Anon）活動も主催している。

イ. 組織の活動内容

a. 相談

サポートヘルプラインを設置している。電子メールによる相談にも対応している。

b. 治療

グループセラピーサポートを設置しており、ギャンブル依存症者、その友人及び家族の範囲でグループ治療を実施している。

⑧ カナダ・オンタリオ州

1) 総論

オンタリオ州では、カジノ関連の規制法として、「ゲーミング規制法（Gaming Control Act, 1992）」、「アルコール及びゲーミングの規制と市民保護の法律（Alcohol and Gaming Regulation and Public Protection Act, 1996）」、及び「レーシング委員会に係る法律（Racing Commission Act, 2000）」等を規定している。

オンタリオ州で最初のカジノは1994年に設立された。それ以前は、ギャンブルができる場所は競走場、公営くじ及び州主催のイベントのみであり、カジノやスロットは認められていなかった。

オンタリオ州における責任あるギャンブリングに関する主な政府機関は以下のとおりである。

- 保健及び介護省（Ministry of Health and Long-Term Care, MOHLTC）
- オンタリオ州アルコール及びギャンブル委員会（Alcohol and Gaming Commission of Ontario, AGCO）
- オンタリオ州カジノ及び宝くじ公社（Ontario Lottery and Gaming Corporation, OLG）

他方、主な民間機関は以下のとおりである。

- オンタリオ州責任あるギャンブリング協議会（Ontario Responsible Gambling Council, ORGC）
- 依存症及び精神保健センター（Centre for Addiction and Mental Health, CAMH）
- オンタリオ州ギャンブリング研究交流局（Gambling Research Exchange Ontario, GREO）
- コネックスオンタリオ・ヘルスサービス情報（Connex Ontario Health Services Information, CO）
- 責任あるギャンブリングに関するカナダパートナーシップ（Canadian Partnership for Responsible Gambling, CPRG）

それぞれの機関が実施している責任あるギャンブル対策の内容は、以下のとおりである。

オンタリオ州の各機関が実施している主な責任あるギャンブル対策

	政府機関			民間機関				
	MOHLTC	AGCO	OLG	ORGC	CAMH	GREO	CO	CPRG
広報啓発			○	○	○	○	○	
青少年教育								
相談業務					○		○	○
治療業務					○		○	
調査・研究			○	○	○	○		○
与信対策								
入場制限			○					
入場料								
青少年の入場制限			○					
従業員教育			○		○			

(出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成)

オンタリオ州の責任あるギャンブル対策は、政府機関のオンタリオカジノ及び宝くじ公社が中心となって実施しており、民間機関は相談、治療、調査・研究を中心に実施している。

2) オンタリオ州の政府機関

i) 保健及び介護省 (Ministry of Health and Long-Term Care, MOHLTC) ²⁸³

ア. 組織の概要²⁸⁴

オンタリオ州の人々の健康を維持し、必要に応じて良好なサービスが受診でき、次世代のヘルスケア制度を保全する、持続可能なヘルスケア制度の構築を目的とした州政府の省庁である。

イ. 組織の活動内容

ギャンブル依存症に係る概括的治療、防止及び研究 (Comprehensive Strategy for Treatment, Prevention and Research) の導入に責務を有する州政府の省庁である。州の問題あるギャンブル戦略は 1996 年に端をなし、①治療、②防止又は周知、③研究の 3 つの分野に焦点がおかれている。1999 年以降、OLG のカジノ及びスロット施設におけるスロット総収入の 2%が

²⁸³ MOHLTC HP : <http://www.health.gov.on.ca/en/>

²⁸⁴ MOHLTC, "Ministry Reports-Review of the Problem-Gambling and Responsible-Gaming Strategy of the Government of Ontario "
http://www.health.gov.on.ca/en/common/ministry/publications/reports/gambling_05/sadinsky.aspx

MOHLTC を通じてギャンブル依存症の研究、治療、防止策等に拠出されている²⁸⁵。2013 年度の州全体の問題あるギャンプリング戦略への支出額は、3,900 万カナダドル（以下、CAD）（約 35 億 1,000 万円）であり、研究、治療及び予防プログラムを支援するために使用されている²⁸⁶。

ii) オンタリオ州アルコール及びギャンブル委員会（Alcohol and Gaming Commission of Ontario, AGCO）²⁸⁷

ア. 組織の概要

1998 年に「アルコール及びゲーミング規制及び一般市民保護に関する法 1996（Alcohol and Gaming Regulation and Public Protection Act, 1996）」に基づき設立された州政府機関である。議長及び理事会、最高経営責任者の下に 6 部門が配置されており、役員は 5 名である。

イ. 組織の活動内容²⁸⁸

カジノに関する法令に基づく規制当局であり、司法長官（Ministry of Attorney General）へ報告義務を有している。また、カジノ及びスロットマシン設備の検査及び監督、チャリティーイベント及びオンタリオ州カジノ及び宝くじ公社（Ontario Lottery and Gaming Corporation, OLG）の宝くじ製品を販売している小売店の検査及び監督、さらには、宝くじに係る係争の調停を実施している。

カジノ、インターネットゲーミング事業者等を対象に、「ゲーミングのための登録者基準（Registrar's Standards for Gaming）」を公表しており、責任あるギャンブル対策規定として、広告、マーケティング活動、顧客への情報提供、全般的顧客支援、本人申請による入場制限制度、ゲーム機器の管理等について最低条件を規定している。また、カジノ事業者に対しては、追加の責任あるギャンプリング対策として、テーブルゲームについては、最小及び最大賭け金の明示及び信用規制を付記している。

ii) オンタリオ州宝くじ及びカジノ公社（Ontario Lottery and Gaming Corporation, OLG）²⁸⁹

ア. 組織の概要

「オンタリオ州宝くじ及びゲーミング会社に係る法律（Ontario Lottery and Gaming Corporation Act, 1999）」に基づき 2000 年に設立された州政府による公社（Operational Enterprise Agency）であり、宝くじゲーム（Lottery Games）、チャリティーゲーミング（Charitable Gaming）、5 つのカジノ、カジノにあるスロットマシン設備、14 つのスロット施設及び 4 つのリゾートカジノ等を管理、運営している²⁹⁰。

²⁸⁵ OLG, "Responsible Gaming- Policies and Programs", p.6

²⁸⁶ OLG, "Responsible Gambling Scorecard"

²⁸⁷ AGCO, "About", <http://www.agco.on.ca/en/about/index.aspx>

²⁸⁸ AGCO, "Key Activities", <http://www.agco.on.ca/en/about/keyactivities.aspx>

²⁸⁹ HP : <http://www.olg.ca/index.jsp?lang=en>

²⁹⁰ OLG, "Annual Report 2013-2014", p.55

OLGの取締役会は10名²⁹¹の非常勤取締役で構成されおり、州の副知事が、州内の様々なコミュニティから取締役会のメンバー及び議長を任命する。責任あるギャンブル対策を実施するチームは、マーケティング、コミュニケーション及び利害関係者に関する部署（Division of Marketing, Communications and Stakeholder Relations, MCSR）に所属し、戦略及び方向性を決定する責務を負っている²⁹²。

州の全ての責任あるギャンプリング及びギャンブル依存症防止対策資金は、OLGの運営資金を資源としている。2013年度の州のギャンブル依存症対策費としてMOHLTCに拠出した金額は3,900万CAD（約35億1,000万円）である。これとは別にOLGが、企業内部の責任あるギャンプリング対策に講じた費用は、1,340万CAD（約12億600万円）であり、広報啓発活動、従業員研修、研究活動等に使用されている^{293,294}。

イ. 組織の活動内容

防止策によりギャンブル依存症率を低下させ、既存のギャンブル問題を抱える人の問題を減らすことを目的としており、十分な情報に基づく意思決定をし、責任あるギャンブルに基づきプレイする習慣を身につけるために、教育し、支援を必要とする者に対して支援している。以下、具体的な活動内容について記載する。

a. 広報啓発²⁹⁵

広報啓発活動の一環として、ギャンブルの原理、OLGの提供するゲームの原理、ギャンブルに係る誤解を解くこと、責任あるプレイに関する情報及びギャンブル依存症対策を講じている治療施設等の照会を目的として顧客教育を実施している。

主として、以下のような情報提供ツールを提供している。

- Know Your Limit.ca
対話式ウェブサイトで、ギャンブルの原理、ギャンブルの勝率、ギャンブルに係る実態等を説明している。
- RGRC
ゲーミング実施場所において、顧客に対してRG、ギャンブル依存症及びその治療施設に関する情報を提供する。
- POS and On-site Customer Resources
全てのゲーミング場所及び宝くじ小売業者において、オンタリオ州のギャンブル依存症対策に関するヘルプライン番号を掲示し、責任あるギャンプリングに関する資料等を提供する。
- Targeted Messaging

²⁹¹ OLG, "Annual Report 2013-2014", p.6, 8

²⁹² OLG, "Responsible Gaming- Policies and Programs", p.2, 4

²⁹³ OLG, "Business Plan 2014-2015", p.8

²⁹⁴ OLG, "Responsible Gambling Scorecard"

²⁹⁵ OLG, "Responsible Gaming- Policies and Programs", p.38

顧客ロイヤリティークラブ、関連メールアドレス、宝くじ小売業者の発行物等において、責任あるギャンブルメッセージを掲載する。

➤ Leverage Partnerships

OLG の責任あるギャンブル・プログラム及び自己支援ツールの周知活動ができる専門家と連携して、情報提供している。

b. 青少年の入場制限²⁹⁶

ゲーミング規制法 2. (3) により、ゲーミングエリアへの入場は 19 歳以上に許可されている。OLG では年齢制限対象者の入場を規制するために、施設への入場の際に、30 歳以下に見える者に対して、証明書の提示を要請している。また、19 歳から 21 歳の顧客に対しては、さらに他の証明書の提示（証明書の複数提示）を要求している。従業員は、証明書が偽造されていないかどうかを判断する研修を受講しており、証明書記載の年齢をシステムに基づき確認する方法を有している。

c. 調査・研究²⁹⁷

研究部（Corporate Research Department）では、外部研究者と連携をしながら、内部利害関係者に対する分析及び助言を実施する。OLG の研究対象は、責任あるギャンブル議会（Responsible Gambling Council、RGC）及びオンタリオ州責任あるギャンブル研究センター（Ontario Problem Gambling Research Centre、OPGRC）が、「覚書（Memorandum of Understanding、MOU）」で提示した内容である。RGC 及び OPGRC は、州政府の財政的支援に基づきギャンブル依存症に関する理解を高め、治療の範囲及び効果を改善すること等を目的としている。

また、毎年責任あるギャンブルチーム（RG Team）及び研究部は、プレイヤー及び市民の周知度及び責任あるギャンブル・プログラムの認知度等について責任あるギャンブル周知調査（RG Awareness Survey）を実施している。調査は、年度末に電話により約 900 名のオンタリオ市民を対象として実施される。

この他にも、プレイヤーが入手可能なコミュニケーションツールの効果に関する研究、プレイヤーの責任あるギャンブル及び行動にかかる現地調査及びプレイヤーカードに係る調査等を実施している。さらに、従業員に対する責任あるギャンブル調査は、2005 年以来、約 1,300 名を対象としてオンラインにより毎年実施している。

d. 入場制限²⁹⁸

本人の申請に基づく入場排除（Self-Exclusion、SE Program）を整備している。当該 SE プログラムは、文書により合意することで、自らの意思でギャンブルを制限又は禁止することになり、カジノ、ス

²⁹⁶ OLG, “We ID 30 and Under”, http://www.olg.ca/about/responsible_gaming/age_controls.jsp

²⁹⁷ OLG, Program Element 1- Research”, p.7-15

²⁹⁸ OLG, “We ID 30 and Under”, http://www.olg.ca/about/responsible_gaming/age_controls.jsp

ロット設置場所及び Play OLG（Play OLG とは、オンタリオ州におけるオンラインのカジノ、くじ、ブラックジャック、ルーレット及びスロットのことである）²⁹⁹にて適用される。最初の SE プログラムは 1994 年に適用され、導入当初は申請したカジノ施設でのみ適用される形で運用されていたが、1999 年以降は、この SE プログラムが全ゲーミング施設で適用されることとなり、一つの合意書に署名するとオンタリオ州全土のゲーミング施設に適用されることとなった。なお、2013 年度の登録者数は 2,983 名である³⁰⁰。

e. 従業員への依存症教育³⁰¹

2005 年以降、全てのゲーミング従業員に対して責任あるギャンリング研修を実施している。従来は、ギャンリングの習性、ギャンブル依存症及び潜在的な危険サインの認識に関する教育が中心であったが、研修を受けた従業員からのフィードバックに基づき、2008 年に新しい責任あるギャンリング研修プログラムが開発された。この新しい責任あるギャンリング研修プログラムでは、3 つの R、すなわち認識、対応及び報告（Recognizing, Responding, Reporting）をキーワードとして、ギャンブル依存症の可能性を示すサインを認識すること、適時に対応すること及び OLG の顧客サービスデータベースに報告することに焦点をあてている。

責任あるギャンリング研修には、全従業員に対する一般的研修及び上級職員のための研修の 2 種類の研修がある。一般研修は、スロット及びカジノの全ゲーミング従業員、約 6,800 名が受講する約 1 時間のプログラムである。一方、上級職員のための研修は、ゲーミング管理職員、約 550 名が受講する約 3 時間のプログラムである。

また、OLG は、ミステリーショップ・プログラム（Mystery Shop Program）により、ゲーミング従業員が、顧客へのサービスを適切に実施しているかどうかを評価している。当該プログラムでは、顧客を装った担当者が、例えば「今日は何の台が当たりがやすいか。」、「ここで時間を費やし過ぎてしまったのだが、ここから出ていくために私ができることは何かありますか。」といった質問への応対を検査する。

f. 広告規制³⁰²

2005 年にゲーミング規制法（Gaming Control Act, 1992）及び責任あるギャンリング行動規範に記載されている全ての規制を反映した広告及びマーケティングガイドラインを適用している。その中で、年齢制限対象者に対して広告及びマーケティングをしてはならないとして、主に以下の内容が規定されている。

- 年齢制限対象者又は年齢制限対象者と推測される人物がゲーミングを宣伝する主要人物となっている
- 年齢制限対象者を対象に作られたメディア又は観衆の大半が合理的に未成年と推測される場所

²⁹⁹ OLG, Play OLG Online Casino and Lottery, <https://www.playolg.ca/>

³⁰⁰ OLG, “Responsible Gambling Scorecard”

³⁰¹ OLG, “Program Element 2”, p.16-21

³⁰² OLG, “Responsible Gaming”, p. 35-37

- 学校又は他の若者が集まる場所の近くの掲示版
- 年齢制限対象者をターゲットとするようなテーマや言語を使用
- 年齢制限対象者をターゲットとした画像、シンボル、モデル及び（又は）有名人による推奨を含める

また、責任ある中立的なプレイを奨励し、勝利できるというような過大広告はしてはならないとして、主に以下の内容が規定されている。

- 広告又はマーケティング資料が、無責任なプレイや経済的に可能な範囲を超えるプレイを奨励してはならない。
- 広告又はマーケティング資料が、勝金又は個人の負債を軽減するといった内容であってはならない
- 広告又はゲームデザインにおいて、ゲームが自身の成功につながったと有名人が推奨しているような内容であってはならない
- 泥酔状態に見受けられる人物を広告に含めてはならない

3) オンタリオ州の民間機関

- i) オンタリオ州責任あるギャンブリング協議会（Ontario Responsible Gambling Council, ORGC）³⁰³

ア. 組織の概要

ギャンブルに関する情報提供を通じてギャンブルに係るリスクを低減することを目的とした非営利組織である。また、責任あるギャンブリングに関するカナダパートナーシップの資金援助を行っている組織である。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発

責任あるギャンブリング協議会は、広報啓発として、主に以下の活動を実施している。

- 社会市場キャンペーン
- ギャンブル依存症防止週間
- Know the Score2 (kts2) プログラム：大学の学生を対象に、オンライン及びキャンパスでギャンブル問題について周知活動をクイズ形式で実施するプログラム
- BetCheck：自分のギャンブル習慣を典型的なギャンブラーと比較可能なオンラインのセーフティーチェックツール
- M.A.R.G.I：カジノ内及びオンラインキオスクによる無料の情報提供
- Cost2Play Calculator：ギャンブル消費額を計算するオンラインでダウンロード可能なアプリケーション

³⁰³ RGC, "About RGC", <http://www.responsiblegambling.org/about-rgc>

- 若者向け責任あるギャンブリングツアー：州内の中学校を対象に実施。2014 年には双方型教育ゲーム、ゲームブレイン (Game Brain) を開発

b. 依存症の実態調査・研究

ギャンブル依存症の実態調査・研究を行い、調査結果を公表している。

「責任あるギャンブリングにおける、顧客のインセンティブのベストプラクティス (Insight 2013-Responsible Gambling Best Practices for Player Incentives: Land-based Venues)」(2013 年) 報告書では、プレイヤーインセンティブやロイヤリティープログラムが、情報提供やセーフガードの提供に寄与する一方、ギャンブル依存リスクの高い人や既にギャンブル依存症の人にとっては魅力的で、問題を増幅すると報告されている。

「実施から支援まで：本人の申請に基づく入場制限の進化するベストプラクティス (From Enforcement to Assistance: Evolving Best Practices in Self-Exclusion)」(2008 年) 報告書において、自己排除プログラムの"ベストプラクティス"について記載されており、"ベストプラクティス"とは、カジノへの入場を制限をした者の成功に寄与した政策及び実践であると報告されている。

ii) 依存症及び精神保健センター (Centre for Addiction and Mental Health, CAMH) ³⁰⁴

ア. 組織の概要

1998 年にクラーク心理学協会 (Clarke Institute of Psychiatry)、依存症研究基金 (Addiction Research Foundation)、ドンウッド研究所 (Donwood Institute) 及びクイーンストリートメンタルヘルス施設 (Queen Street Mental Health Centre) が統合されて誕生した公立病院施設である。CAMH の研究施設内にギャンブル依存問題を取り扱うオンタリオ州問題ギャンブリング研究所 (Problem Gambling Institute of Ontario、PGIO) がある。PGIO の人員は、13 名であり、その内 4 名が依存症セラピスト (Addiction Therapist) である。³⁰⁵

イ. 組織の活動内容³⁰⁶

責任あるギャンブリングに係るカウンセリングを提供するとともに、臨床医、財務カウンセラー、依存症及びメンタルヘルス専門家等への研修、コンサルの提供及び資料提供、カジノ施設に対して責任あるギャンブル研修の実施、CAMH による研究活動、業界誌の発刊等を実施している。

a. 広報啓発

業界誌「ギャンブリング問題 (Journal of Gambling Issues)」、ハンドブック「ギャンブル依存症：問題とオプション (Problem Gambling: The Issues, the Options)」及び「ギャンブル依存症：家族のためのガイド (Problem Gambling: A Guide for Families)」を発行している。

³⁰⁴ HP: <http://www.camh.ca/en/hospital/Pages/home.aspx>

³⁰⁵ PGIO, "PGIO Education and Community Resources- Staff", <https://www.problemgambling.ca/EN/AboutUs/Pages/StaffBios.aspx>

³⁰⁶ PGIO, "About Us", <https://www.problemgambling.ca/EN/AboutUs/Pages/default.aspx>

また、自己支援ギャンブルツールの紹介ビデオ、ギャンリング依存診断クイズ、ギャンブル履歴保存ツール、掲示板等のオンラインツールを提供している³⁰⁷。さらに、コミュニティー施設、家族への情報提供及び支援先の紹介等を実施し、責任あるギャンリングに関する情報提供をすることで、啓発活動に取り組んでいる。

b. 相談・治療³⁰⁸

PGIO は、オンタリオ州における最大のギャンリング治療プログラムを有している。トロント地域のギャンブル依存問題に苦しむ本人又は家族が参加できるプログラムであり、女性、若者、大人及び多文化コミュニティーを対象としたサービスである。

PGIO の提供する問題ギャンリングサービスは、無料のサービスであり、グループもしくは個別カウンセリング、家族に対するカウンセリング、カップルへのカウンセリング、電話でのカウンセリング及び相談を 6 言語での提供しており、個々の患者の目的にあったサービスを提供している。月曜、火曜及び金曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで、水曜及び木曜日は、午前 9 時から午後 8 時まで営業している。

c. 依存症の実態調査・研究

100 名の常勤科学者及び 300 名の研究スタッフを有するカナダ最大のメンタルヘルス及び物質依存症研究施設として、メンタルヘルス及び物質依存症問題を理解し、症状を緩和、防止するために研究活動を実施している。オンタリオ州ギャンブル研究交流局（Gambling Research Exchange Ontario、GREO）からの支援資金の内、約半分がギャンブル依存症の研究に充てられている³⁰⁹。

また、CAMH は、ギャンブル依存症の実態調査・研究を行い、以下のような報告書を公表している。

「ギャンリング政策フレームワーク（Gambling Policy Framework）」（2011 年）では、市民の健康を考え、ギャンブルは規制されるべきであるが、ギャンブルに対するオンタリオ州のアプローチとして、7 つの考え方を提言している。提言を適用することにより、ギャンブルが社会的責任を果たしたうえで、地方の目的も達成することができるとして州政府へ提案している。また、「AGCO の自己排除プログラムに係るコンサルテーションへの対応（CAMH Response to AGCO Consultation on Self-Exclusion）」（2010 年）では、本人による入場制限制度に対する AGCO の質問について一問一答形式で回答している。

d. 従業員教育³¹⁰

PGIO は、問題あるギャンブルに関連した悪影響を減らすために、証拠に基づく効果的アプローチを実施する責務を負っており、2005 年以來、カジノ施設及び他の産業界グループに対して、責任あるギャンリング研修を実施している。加えて、オンラインによる責任あるギャンブル研修コース（初級編から上

³⁰⁷ PGIO, “Online Tools”, <https://www.problemgambling.ca/gambling-help/online-tools/default.aspx>

³⁰⁸ PGIO, “In the Toronto Area- Problem Gambling Treatment Service”, <https://www.problemgambling.ca/gambling-help/getting-help/toronto-treatment-service.aspx>

³⁰⁹ PGIO, “About Us”, <https://www.problemgambling.ca/EN/AboutUs/Pages/default.aspx>

³¹⁰ PGIO, “About Us”, <https://www.problemgambling.ca/EN/AboutUs/Pages/default.aspx>

級編)、教室での責任あるギャンブル研修を開発・導入、責任あるギャンブルに関するベストプラクティス、政策、ツール等に関するカウンセリング及び問題があると判断する基準の作成等を実施し、情報提供している。

iii) オンタリオ州ギャンリング研究交流局 (Gambling Research Exchange Ontario, GREO)
311

ア. 組織の概要³¹²

非営利の独立した知識共有組織 (Knowledge Translation and Exchange, KTE) である。オンタリオ州ギャンリング依存症研究センター (Ontario Problem Gambling Research Centre, OPGRC) が前身の組織であり、2015年に、組織を刷新し現在に至る。

組織の役割としてギャンブルから害を取り除くことを目的として掲げ、ギャンブルにおいて潜在的害も含めた公開された情報に基づいて決断することを支援している。また、以下の4つに焦点を当てて活動を行っている。

- オンタリオ州におけるギャンブルに係る情報源となること
- ギャンブル対策に必要な知識に対応すること
- ギャンブル対策の利害関係者に関わること
- オンタリオ州においてギャンブル研究をし情報共有すること

GREOの人員は、取締役7名、CEO及びスタッフ7名である。MOHLTCが運営資金の9割以上を拠出しており、その拠出額は2014年度は243万CAD(約2億1,870万円)である³¹³。また、2015年度は247万CAD(約2億2,230万円)が拠出されている。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発³¹⁴

ギャンリング及びギャンブル依存症問題に関し、35のデータベース、1,210の灰色文献 (Grey Literature)³¹⁵、180の研究レポート及び1,079の記事等についてオンラインで公開している。2014年度に新たにオープンアクセスファンド (Open Access Fund) を発表し、研究者が無制限にオンラインで公表された報告書等を閲覧できるシステムが運用されている。

また、インナーシティーヘルス研究センター (Centre for Research on Inner City Health, CRICH) 及びグッドシェパードセンター (Good Shepherd Centre, GSC) とともに、2014年に、ギャンブル依存症に関する実体験、治療及び社会的サービス提供者等について参加者が議論し、学ぶ「ワールドカフェ (World Café) 」イベントを共同開催している。

³¹¹ HP: <http://greo.ca/>

³¹² GREO, "What We Do", <http://greo.ca/about-us/what-we-do>

³¹³ GREO, "Annual Report 2014-2015", p.17

³¹⁴ GREO, "Annual Report 2014-2015", p.7, 8, 16

³¹⁵ 一般の出版市場には流通しない、政府や学術機関等により発行される紙あるいは電子媒体の出版物

b. 依存症の実態調査・研究

2014年に開始したGREOの証拠に基づく情報交換プログラム（Evidence Exchange Program）では、利害関係者からの質問に対して直接、信頼性のある研究成果、知識に基づいて回答している。現在、OLG、AGCO及びコミュニティの治療サービス提供施設等からの依頼を8件受けたが、その内、ギャンブル依存症に関する報告書として、ピール依存症評価及び参照センター（Peel Addiction Assessment and Referral Centre, PAARC）からの要請に回答した「自分より年上のギャンブラーの家族をもつ人に対する治療支援の効果（The Effects of Treatment Support for Family Members on Older Adult Gamblers: A Rapid Evidence Assessment for Peel Addiction Assessment and Referral Centre, PAARC）」が発表されている。

iv) コネックスオンタリオ・ヘルスサービス情報（Connex Ontario Health Services Information, CO）

ア. 組織の概要

アルコール、薬物及びギャンブル等に問題を抱える人に対して無料でヘルスサービスを提供する組織である。アルコール、薬物及びメンタルヘルスに関する2つヘルプラインの他、オンタリオ州のギャンブル依存症問題ヘルプライン（Ontario Problem Gambling Helpline, OPGH）を提供しており、市民が適切な場所にアクセスできるための支援を実施している。

COの人員は、取締役12名であり、複数の基金を通して州政府から合計で376万CAD（約3億3,840万円）の寄付を受けている。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発³¹⁶

オンタリオ州の支援グループ、危機対応番号（Crisis Lines）治療施設等のヘルスサービスに関するデータベースを提供している。州及び連邦政府、サービス提供施設、専門家及び研究者等に対して、政策及び戦略的計画の策定に必要な統計的データの提供をし、責任あるギャンブル対策に係る啓発活動を実施している。

b. 相談業務・治療業務³¹⁷

週7日24時間対応の無料の電話、メール、ウェブチャットによるカウンセリングサービスである。この相談窓口では、170か国以上の言語での対応が可能である。カウンセリングの中で提供できるサービスは以下である。

- カウンセリングサービス及び支援に関する情報提供
- 治療施設等に対して、最初のカウンセリング予約を代理する
- 抱えている問題を聞き、求めている目標に合致した解決策を提供する

³¹⁶ Connex Ontario, “Services”, <http://www.connexontario.ca/Home/Services>

³¹⁷ OPGH, “About Us”, <http://www.problemgamblinghelpline.ca/Home/About>

- ギャンブル依存症に関する基本的知識を提供する

c. 青少年対策³¹⁸

キッズヘルプ電話 (Kids Help Phone)、オンタリオ 211 (Ontario 211) 及びオンタリオ子供と若者に対するメンタルヘルスセンター (Ontario Centre of Excellence for Child and Youth Mental Health) と共同で、“話すことは良いこと (Good2Talk)” という無料のヘルプラインを提供している。Good2Talk は、英語とフランス語で週 7 日間 24 時間、生徒に対するカウンセリング、メンタルヘルス及び依存症情報等を提供するサービスで、運営資金は、オンタリオ州研修及び大学等に関する省 (Ontario Ministry of Training, Colleges and Universities) が拠出している。

v) 責任あるギャンブリングに関するカナダパートナーシップ (Canadian Partnership for Responsible Gambling, CPRG) ³¹⁹

ア. 組織の概要³²⁰

ギャンブル依存症リスクを削減する効果的方法を探求している非営利組織であり、ゲーミング提供者、研究者及び規制当局と共同で運営している。2001 年、責任あるギャンブリング協議会 (Responsible Gambling Council, RGC) がカナダの責任あるギャンブリングに係る問題を発見し、対応するために開催したナショナルフォーラムに際して、各州の多様な団体の代表者により、国主導で責任あるギャンブリング研究、教育及び政策開発するために発足した委員会が、その後、公式化され CPRG となった。

イ. 組織の活動内容

a. 広報啓発

各州でのギャンブル依存症サービスについて、各州のウェブサイトへリンクするページを掲載するとともに、カナダ、豪州、ニュージーランド、南アフリカ、英国及び米国のヘルプラインの電話番号、営業時間やカナダ及び諸外国 (豪州、ドイツ、イタリア、ニュージーランド、南アフリカ、スイス、英国、米国等) の責任あるギャンブルに関連する組織名を掲載している。

b. 依存症の調査・研究

「カナダのギャンブリング概説 (Canadian Gambling Digest 2012-2013)」報告書³²¹において、政府運営ゲーミング収入、チャリティーのためのゲーミング、ライセンス等の数、ギャンブル依存症の普及率、ヘルプライン及びカウンセリング件数等の産業データについて、州ごとに、図表形式で記載している。

³¹⁸ CO, “Initiatives”, <http://www.connexontario.ca/PostSecondary/Initiatives>

³¹⁹ HP: <http://www.cprg.ca/index.cfm>

³²⁰ CPRG, “About Us”, http://www.cprg.ca/about_us.cfm

³²¹ CPRG, “Reports”, <http://www.cprg.ca/reports.cfm>

(4)各国の依存症データ

① シンガポール

問題ギャンブル国家評議会（National Council on Problem Gambling, NCPG）は2005年より3年毎に「シンガポール居住者の中でのギャンブル活動への参加に関する調査報告書（Report of Survey on participation in Gambling Activities among Singapore Residents）」³²²を開示しており、ギャンブル依存症（Probable Pathological Gambling）、問題ギャンブリング（Probable Problem Gambling）の比率を公表している（直近は2014年）。調査結果では、下記のように、ギャンブル依存症及び問題ギャンブルともに減少傾向にある。

	2005年	2008年	2011年	2014年
病的ギャンブリング Probable Pathological Gambling	2.1%	1.2%	1.4%	0.2%
問題ギャンブリング Probable Problem Gambling	2.0%	1.7%	1.2%	0.5%
合計 Total	4.1%	2.9%	2.6%	0.7%

（出典：Survey on participation in Gambling Activities among Singapore Residentsを基にあずさ監査法人にて作成）

また、NCPGは2010年より「カジノの入場制限及び回数制限に関する統計（Casino Exclusion and Visit Limit Statistics）」を公表しており、本人の申請に基づく入場排除、家族の申請に基づく入場排除及び法令上の規定による入場排除の実績を公表している。2013年以降は四半期毎に公表しており、直近は2015年6月である。本人の申請に基づく入場排除、家族の申請に基づく入場排除及び法令上の規定による入場排除の実績は全て増加傾向にある。

	2013年 3月	2013年 9月	2014年 3月	2014年 9月	2015年 3月	2015年 6月
入場排除対象者総数 Total number of active exclusions	148,141名	175,680名	200,542名	228,183名	250,497名	262,546名
本人の申請に基づく入場排除	103,223名	130,556名	153,030名	179,599名	200,785名	212,022名

³²² <http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/Publication.aspx>

	2013年 3月	2013年 9月	2014年 3月	2014年 9月	2015年 3月	2015年 6月
Self-Exclusion						
家族の申請に基づく 入場排除 Family Exclusion Orders:	1,399名	1,559名	1,720名	1,837名	1,932名	1,989名
法令上の規定による 入場排除 Automatic Exclusions	43,519名	43,565名	45,792名	46,747名	47,780名	48,535名

(出典 : Survey on participation in Gambling Activities among Singapore Residents
を基にあずさ監査法人にて作成)

② 米国・ネバダ州

ネバダ州の依存症調査のレポートで公表されている直近のものは、ネバダ州政府の人材局 (Nevada Department of Human Resources) が2002年3月に公表している「ネバダ州におけるギャンブリングと問題あるギャンブリング (Gambling and Problem Gambling in Nevada)」³²³である。当レポートによれば、2000年の調査において病的ギャンブリング (Probable Pathological Gambling) は3.5%、問題ギャンブリング (Problem Gambling) は2.9%という結果であった。

③ 米国・マサチューセッツ州

マサチューセッツ州の依存症調査のレポートで公表されている直近のものは、SEIGMAが2015年5月に公表している「マサチューセッツ州におけるギャンブリングと問題あるギャンブリング (Gambling and Problem Gambling in Massachusetts : Results of a Baseline Population Survey)」³²⁴である。当レポートによれば、問題ギャンブリング (Problem Gambling) は1.7%という結果であった。

④ 豪州・ビクトリア州

ビクトリア州の依存症調査のレポートで公表されている直近のものは、生産性委員会 (Productivity Commission) が2010年2月に公表している「生産性委員会調査レポート (Productivity Commission Inquiry Report)」³²⁵である。当レポートでは、評価指標として「カ

³²³<http://www.nevadacouncil.org/wp-content/uploads/2014/08/NV-Prevalence-Study-Adults-2002.pdf>

³²⁴http://www.umass.edu/seigma/sites/default/files/SEIGMA%20Baseline%20Survey%20Report_Final.pdf

³²⁵http://www.pc.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/137280/infrastructure-volume1.pdf

ナダの問題あるギャンブリングのインデックス（Canadian Problem Gambling Index, CPGI）」を使用しており、問題あるギャンブルと認定される8点以上の割合は、2003年は1.25%であったのに対して、2008年には0.96%と減少傾向にある。

⑤ **韓国**

射幸産業統合監督委員会のホームページにおいて公表されている問題あるギャンブルと認定されている割合は7.2%（時点は不明）であり、他の国々と比較して高い数値となっている³²⁶。

⑥ **カナダ・オンタリオ州**

オンタリオ州の依存症調査のレポートで公表されている直近のものは、責任あるギャンブリング協議会（Responsible Gambling Council）が2004年11月に公表している「オンタリオ州における成人のギャンブリングと問題あるギャンブリング（Gambling and Problem Gambling among Older Adults in Ontario）」³²⁷である。当レポートでは、評価指標としてCPGIを使用しており、問題あるギャンブルと認定される%は2.1%であった。

³²⁶ <http://www.ngcc.go.kr/Eng/plan.do>

³²⁷ <http://www.responsiblegambling.org/docs/research-reports/gambling-and-problem-gambling-among-older-adults-in-ontario.pdf?sfvrsn=10>

1.2. IR/カジノ運営に起因する正負の影響評価

(1) 総論

近年、IR 導入を巡っては賛否を含めて様々な意見が出されているが、IR/カジノ開発・運営による経済効果のみでなく、ギャンブル依存症や社会環境への影響等の社会的コストも含め、両者を総合的に考慮した上で、導入の是非を検討するケースが見受けられる。本調査では、(2)調査の進め方において、IR/カジノ導入に係る経済効果・社会的コスト等を検討した国内外の文献を分類し、その概要について整理を行った。

文献調査に当たっては、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、シンクタンク、証券会社及び各地方自治体等が算定している、IR 導入の経済効果の試算の際に用いられた考え方の前提や数値の根拠等を整理した。(4)海外を分析対象とした文献に関する整理において、経済効果と社会的コスト（社会的コストについては定量化を行っている文献を主な対象とした）双方について、試算の際に用いられた考え方の前提や数値の根拠等を整理した。(5)まとめにおいて、同種のテーマに関する関連文献の比較を通じて得られた事項を整理した。

(2) 調査の進め方

① 文献の特定

これまでも我が国における IR 導入を巡る議論は行われてきたが、最近の国内外の状況を踏まえた議論を重点的に調査することが特に有用と考えられる。そのため、原則として調査時点から約 5 年前の 2010 年以降に国内で出版された IR 又はカジノに関する書籍において引用されている文献のうち、経済効果、社会的影響等に係る記載内容や引用状況において、著者の主張の裏付けとなっているもの、主張の信頼性や客観性を付加していると考えられるものを調査対象として特定した。さらに、2010 年以前に発行された書籍についても、引用の多い文献を調査対象として追加した。

② 文献の分類

特定した文献は、その内容に基づき、日本を分析対象とした文献及び海外を分析対象とした文献として分類し、その概要について以下のように整理した。

1) 日本を分析対象とした文献

外資系の証券会社や国内のシンクタンクが IR/カジノ導入による国内の経済効果に係る試算を行っている文献及び、IR の誘致を検討している自治体や経済団体、NPO 等が IR 導入の目的や効果について検討を行っている文献を、「日本を分析対象とした文献」として整理した。

特に、「It's raining Yen! Japan could be another Macau」、「日本のカジノは、最大 2.2 兆円産業になる-カジノは圧倒的な競争力を持つギャンブル-」「リサーチ TODAY：カジノ開設の経済効果は 3.7 兆円と大きい」については、比較的新しい経済効果の試算として複数の文献において引用されている。

なお、日本を分析対象とした文献における経済効果の試算については、(3)日本を分析対象とした

文献に関する整理において、各文献で行われている計算過程を整理した。

今回検討した文献の主な内容については以下のとおりである。

図表 1-2-1 日本を分析対象とした文献の概要

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-1	カジノ解禁はいつか…巨大プロジェクト「IR」始動、経済効果は計り知れず	産経ニュース ³²⁸	日本	2015/01
概要	<p>日本へのIR導入の効果についての具体的な経済効果を、みずほ総研は約 3.7 兆円、香港の投資銀行（CLSA）は約 4.8 兆円、佐和良教授（大阪商業大）は最大 7.7 兆円に及ぶとの試算を紹介している。</p> <p>なお、上記の金額の出典は 1-2「リサーチ TODAY：カジノ開設の経済効果は 3.7 兆円と大きい」、1-6「It's raining Yen! Japan could be another Macau」、1-10「カジノ開設の経済効果」におけるものと同様である。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-2	リサーチ TODAY：カジノ開設の経済効果は 3.7 兆円と大きい	みずほ総合研究所 常務執行役員チーフエコノミスト 高田創 ³²⁹	日本	2014/10
概要	<p>オリンピックの経済効果の議論の一環として、カジノ開設による経済効果を検討している。東京地区においてシンガポールの2つのIRと同規模のIRを1か所導入した場合には、建設による経済効果を0.8兆円、運営による経済効果を2.9兆円の計3.7兆円との試算を紹介している。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-3	統合型リゾート（IR）開設の経済波及効果	大和総研 (コンサルティング・ソリューション第三部 主任コンサルタント 米川 誠、コンサルティング・ソリューション第一部 主任コンサルタント 原田 英始) ³³⁰	日本	2014/10

³²⁸ <http://www.sankei.com/premium/news/150101/prm1501010002-n1.html>

³²⁹ <http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/today/rt141014.pdf>

³³⁰ http://www.dir.co.jp/consulting/theme_rpt/public_rpt/local-rev/20141003_009009.pdf

概要	<p>IR を横浜、大阪、沖縄の 3 箇所に開設し、それぞれシンガポールと同規模のものを建設し、同程度の収益を上げると仮定した場合には、建設による経済効果を約 5.6 兆円、運営による経済効果を年間約 2.1 兆円との試算を紹介している。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-4	日本のカジノは、最大 2.2 兆円産業になる-カジノは圧倒的な競争力を持つギャンブル-	東洋経済オンライン (小池 隆由：キャピタル & イノベーション代表取締役) ³³¹	日本	2014/08
概要	<p>既存のギャンブル市場を考慮しつつ、GDP、個人金融資産量に対する比率により、日本におけるカジノの市場規模を、施設数が 3~4 か所の場合には 1.2 兆円、10 か所の場合には 2.2 兆円とし、カジノ出現後の総ギャンブル市場の GDP 対比は、既存のギャンブル市場からカジノ市場へのシフト分を控除する前で、1.35~1.55%との試算を紹介している。この数値は総ギャンブル市場の GDP 対比を決定する重要な要素であるギャンブルの「品ぞろえ」、「アクセスの容易さ」についてアジアの先進国で水準が高い豪州、韓国の総ギャンブル市場の GDP 対比である 1.3~1.5%と比較しても合理的な水準であるとしている。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-5	ジャパン・カジノ・ビッグバン	UBS 証券株式会社	日本	2014/04
概要	<p>カジノ解禁初年度(2020年)に3施設(東京、大阪、有力観光都市)が稼働、その後も2030年までに2施設増加すると想定し、解禁初年度の市場規模(カジノ売上と非カジノ売上の合計)を9,430億円、2030年の市場規模を1兆8,390億円との試算を紹介している。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-6	It's raining Yen! Japan could be another Macau	CLSA Capital Partners ³³²	日本	2014/02
概要	<p>2021年に東京と大阪に2つの大規模なカジノ、2025年までに10カ所の小規模なカジノが建設された場合には日本の市場規模は年間約400億USD(約4.8兆円)との試算を紹介している。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			

³³¹ <http://toyokeizai.net/articles/-/45779>

³³² [https://www.clsa.com/assets/files/reports/Its-Raining-Yen!-\(Japan-could-be-another-Macau\)-20140224.pdf](https://www.clsa.com/assets/files/reports/Its-Raining-Yen!-(Japan-could-be-another-Macau)-20140224.pdf)

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-7	東京/大阪の大都市 IR は世界最大のカジノ施設へ。セガサミー/GENS/LVS/WYNN 買い	Goldman Sachs	日本	2013/11
概要	<p>アジア最大級の人口と経済規模を誇る東京と大阪に建設される統合型リゾートは世界最大級になる(東京台場の 1IR 施設の GGR(Gross Gaming Revenue)³³³は 7,000 億円、大阪は大小 2IR 施設でそれぞれ 3,900 億円、2,700 億円と想定)可能性が高いとの試算を紹介している。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-8	Global Gaming Rising Sun to outshine Vegas: Japan Set to Launch Casinos	Citi Research Gaming(Citi) Pan Asia ³³⁴	日本	2013/08
概要	<p>東京、大阪、沖縄 3 か所にカジノを導入した場合には、日本におけるカジノ市場規模は 134～150 億 USD(1.3 兆円～1.5 兆円)になると見込まれ、マカオの市場規模(2020 年には 769 億 USD(7.7 兆円)と見込まれる)には至らないものの、シンガポールやラスベガス等で活動している米国のオペレーターの売上を上回りアジアで 2 番目の市場規模になるとの試算を紹介している。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-9	新たな成長を実現する大規模 MICE 施設開発に向けて～国際競争力と情報発信力の強化、観光立国の実現のために～	一般社団法人 日本経済団体連合会 ³³⁵	日本	2013/06
概要	<p>土地の面積、設備の規模、交通アクセスなどの細かな立地条件を仮定し(具体的な場所については記載なし)、フラッグシップ型大規模 MICE 施設の経済効果について、建設による経済効果は 9,300 億円、運営による経済効果は年間 5,800 億円との試算を</p>			

³³³ ゲーミングの賭け金総額から支払う賞金の総額及び消費税等の税金を控除した金額

³³⁴ <https://ir.citi.com/nH%2bjeOG8eAc2LiE17z0x4gdRvtn7w%2bHOTY2c6mXV3FZoe26r3kOI3DPvcPmf0%2bWckNUh2%2fvTc8%3d>

³³⁵ http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/060_honbun.html

	紹介している。 計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-10	カジノ開設の経済効果	大阪商業大学論集 (第5巻第1号) 佐和良作、田口順等 ³³⁶	日本	2009/05
概要	米国の統計データを用いて地域人口・観光客とカジノの収入を計測し、その関係式を用いて日本の地域毎の市場規模を測定し、その市場規模から産業連関表を用いて、市場規模は2.2～3.5兆円、経済波及効果（第一次間接効果と第二次間接効果の合計）は4.8～7.7兆円との試算を紹介している。 計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-11	北海道型IR検討調査報告書	北海道 ³³⁷	日本	2015/03
概要	北海道において海外市場からの誘客促進等を目標にIR誘致を検討し、その経済効果を建設による経済効果866～1,725億円、運営による経済効果398～834億円との試算を紹介している。 計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-12	千葉県 カジノ・MICE 機能を含む複合施設の導入検討調査 報告書 概要版	千葉県 ³³⁸	日本	2015/03
概要	千葉において空港隣接型という好条件を活かした中国・東南アジアの富裕層をターゲットとした観光客の獲得やMICE機能の強化を目標としてIR誘致を検討し、その経済効果を3,717～5,404億円との試算を紹介している文献である。 計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-13	横浜市 IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり	横浜市 ³³⁹	日本	2015/03

³³⁶ http://ouc.daishodai.ac.jp/profile/outline/shokei/past_review.html

³³⁷ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/IR_report_abstract2.pdf

³³⁸ http://www.pref.chiba.lg.jp/kuushin/ir/documents/ir_chousa_gaiyou.pdf

³³⁹ <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/irhoukoku.pdf>

概要	<p>横浜において国際的な観光、MICE 都市としての機能拡充を目標として IR 誘致を検討し、その経済効果を、建設による経済効果 3,247～4,560 億円、運営による経済効果 2,693～6,932 億円との試算を紹介している。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。なお、横浜は投資規模などに応じて、複数のケースを試算しているが、本報告書では標準的なケースを対象としている。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-14	平成 24 年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書	沖縄県 ³⁴⁰	日本	2013/03
概要	<p>沖縄において外国人観光客の増加などを目標に IR 誘致を検討し、その経済効果を建設による経済効果 1,721～2,863 億円、運営による経済効果 1,295～2,334 億円との試算を紹介している。</p> <p>計算過程については、(3)日本を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			

(出典：調査対象とした文献を基にあずさ監査法人作成)

2) 海外を分析対象とした文献

IR/カジノ導入が地域社会に及ぼす影響について、正の影響としての経済効果だけでなく、ギャンブル依存症、犯罪等が及ぼす負の影響を定量的に把握し、正負の影響双方の総合的な評価を行っており、かつ、日本を分析対象とした文献は今回の調査では発見できなかった。これに対して、海外を分析対象とした文献においては、経済効果に加えて、カジノを含むギャンブルが地域経済等に及ぼす依存症等の社会的影響を検討した文献が存在している。このような文献を「海外を分析対象とした文献」として整理した。

なお、(4)海外を分析対象とした文献に関する整理において、各文献で行われている計算過程を整理した。

今回検討した文献の主な内容については以下のとおりである。

図表 1-2-2 調査対象とした海外を分析対象とした文献の概要

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-1	The social, economic, and environmental impacts of casino gambling on the	Shou-Tsung Wu, Yeong-Shyang Chen ³⁴¹	シンガポール/マカオ	2014/11

³⁴⁰ <http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/kikaku/report/casino/documents/chapter1-1.pdf>

³⁴¹ <http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0261517714002441>

	residents of Macau and Singapore			
概要	<p>米国等における研究結果をもとに、カジノ新設が周辺での違法行為の増加につながっていること、観光客が増加しても雇用やカジノ周辺にある既存事業に対してプラスとなっていないことなど、カジノ新設による否定的な影響を紹介している。また、マカオにおいても治療、予防、規制、家族や友人が被る精神的肉体的コスト、研修や広告に係る公的なコスト、法的なコスト、レントシーキングコスト³⁴²などの社会的コストは 2003 年から 2007 年の間に約 163%増加していることを紹介している。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-2	Impacts of Wilmot Casino on Primary Impact Area - Emphasis on Socioeconomic & Public Safety	Center for Gaming Research ³⁴³	米国	2014/06
概要	<p>米国ニューヨーク州におけるカジノ事業者の選定プロセス(Request for Applications to Develop and Operate a Gaming Facility in New York State)において、事業者から自治体に提出された提案書を検討するために、Center for Gaming Research が自治体に依頼され、カジノの導入による影響を検討している。後述するニューハンプシャー州における報告書（2-7）と異なり、包括的に定量化した経済効果と社会コストの比較を行ってはいないが、既存地元ベンダーからの調達など、経済効果を既存の産業に波及するような施策についても触れている。</p>			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-3	Why Casinos Matter - Thirty-One Evidence-Based Propositions from the Health and Social Sciences	Institute for American Values ³⁴⁴	米国	2013/12
概要	<p>学者などから構成される独立した組織である THE COUNCIL ON CASINOS が米国におけるカジノの役割を調査し、社会政策としてのギャンブルに関して住民が討論できるように 31 の視点から情報を提供した文献である。</p>			

³⁴² 企業が利益を追求するために行うロビー活動に関する支出

³⁴³ <http://gaming.ny.gov/pdf/Redacted%20RFA%20Applications/Lago%20Resort%20&%20Casino/Revised%20Redacted%20102014/Lago%20Resort%20&%20Casino%20SubBinder%201%20REDACTED%2010.23.14.PDF>

³⁴⁴ <http://www.americanvalues.org/gambling/>

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-4	GAMBLING IMPACT STUDY	SPECTRUM GAMING GROUP ³⁴⁵	米国	2013/10
概要	フロリダ州においてギャンブルの合法化を検討する際に、合法化による経済効果や社会的コストの影響について検討した文献である。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-5	ギャンブルによる社会問題に関する研究結果	射幸産業統合監視委員会 ³⁴⁶	韓国	2010/12
概要	韓国におけるカジノ産業の経済効果(売上高)16.5兆 KRW (約 1.65兆円) に対して、社会的コストは 78兆 KRW (約 7.8兆円) に上るとし、純額の効果は差し引き 60兆 KRW (約 6兆円) のマイナスであるとした文献である。 計算過程については、(4)海外を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-6	Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission	Australian Government Productivity Commission ³⁴⁷	豪州	2010/06
概要	豪州連邦財務省下の独立機関 Productivity Commission (生産性委員会) ³⁴⁸ によって取りまとめられた調査報告書。1999年に同委員会によりギャンブルの影響について全国的な調査が行われており、今回の調査でのその後の環境変化に対する調査に加え、ギャンブル依存症の被害を最小化するための施策について追加調査を行っている。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-7	NEW HAMPSHIRE Gaming Study Commission Final Report	NEW HAMPSHIRE GAMING STUDY COMMISSION ³⁴⁹	米国	2010/05
概要	米国ニューハンプシャー州において、カジノ新設の検討に際し、カジノを新設した場合と新設しなかった場合の比較を行っている。カジノの導入は、施設周辺の既存の商業施設の需要を奪うのみで経済効果がないという主張も見られる中で、州外からの利用者(他州でカジノを使用していた人物等)を顧客として獲得できれば、大きな州内経済効果を			

³⁴⁵ http://www.leg.state.fl.us/GamingStudy/docs/FGIS_Spectrum_28Oct2013.pdf

³⁴⁶ <http://www.ngcc.go.kr/NGCC.do>

³⁴⁷ <http://www.pc.gov.au/inquiries/completed/gambling-2009/report>

³⁴⁸ 1998年生産性委員会法に基づき、オーストラリア連邦財務省傘下の独立の調査・助言機関として設置され、経済、社会及び環境に関する問題を扱う。

³⁴⁹ <http://www.nh.gov/gsc/>

	見込めるものとして試算が行われ、網羅的な検討が行われている文献である。 計算過程については、(4)海外を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-8	Gambling in America: Costs and Benefits	Earl L. Grinols	米国	2009/12
概要	<p>ギャンブルの拡大に対して批判的な見解が数多く記載されており、引用回数も多い文献である。ギャンブルとの関連性があるとされている項目を社会的コストとして、その内容について、それぞれ以下のように説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪：犯罪により発生する、金銭的な被害のみでなく、被害者が精神的に受ける苦痛を含んだコスト。 ・事業と雇用上のコスト：ギャンブルに起因する集中力の欠如や、欠勤などから引き起こされる生産性の低下によりもたらされるコスト。 ・自己破産：社会の資源が裁判や資金の回収などに向けられることや、債権者が債権回収できないことなどから生じるコスト。 ・病気：うつ病などのギャンブルを原因とする病気のケアに係るコスト。 ・社会的サービス：失業者や破産者への、食事の援助やその他のカウンセリングコストなどの治療費を含むコスト。 ・規制コスト：ギャンブル産業の拡大に伴い、そこから引き起こされる問題の予防も必要になるため、それらを抑えるための規制コスト。 ・家族のコスト：離婚や家庭内暴力などの増加により家族が精神的に受ける苦痛や、離婚に係る諸コスト。 ・不正資金：ギャンブルにより失った資金を家族や友人等から不正に奪った資金により取り戻そうとすることにより発生するコスト ・自殺：自殺者に関する統計によると、一般的な人間の自殺率より、ギャンブル依存症に関する治療を受けている人間の自殺率は高くなっており、ギャンブルと自殺の間には明らかな相関性がある。その範囲と影響については引き続き調査が必要であるとしている。 			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-9	Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts	SPECTRUM GAMING GROUP ³⁵⁰	米国	2008/08

³⁵⁰ <http://www.mass.gov/hed/docs/eohed/ma-gaming-analysis-final.pdf>

概要	マサチューセッツ州が、州内を3つに区分し、カジノ新設による効果を最大限引き出し、質の高い事業者からの応募を喚起するための入札制度の制定や開業後の方針を可能にするため、新設による経済効果や社会的コストの影響について、検討した文献である。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-10	Social Costs Of Gambling: A Comparative Study Of Nutmeg And Cheese State Gamblers	William N.Thompson Ricardo Gazel Dan Rickman ³⁵¹	米国	2000/12
概要	ギャンブルを原因とする社会的コスト（失業、借金、窃盗などの犯罪、犯罪の取り締まりに係るコスト、社会保障）を、米国ウィスコンシン州（依存症者一人当たり8,681USD(約104万円))とコネチカット州（依存症者一人当たり15,994USD(約192万円))における調査結果を用いて分析している文献である。 計算過程については、(4)海外を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-11	National Gambling Impact Study Commission - Final Report	NATIONAL GAMBLING IMPACT STUDY COMMISSION ³⁵²	米国	1999/06
概要	米国の NGISC（National Gambling Impact Study Commission:国家ギャンブル影響度調査委員会） ³⁵³ が、ギャンブルが与える社会的、経済的影響について調査を行い、結果とそれに対する解決策などを提案した文献である。文献 INDEX2-12 でも紹介する NORC（National Opinion Research Center: 全国世論調査センター）の調査結果から、ギャンブル依存症者がギャンブルを行わない人物と比較して健康、躁病やうつ病などの精神的問題、ギャンブルに関する家族との争い、アルコール、薬物、失業、破産、逮捕といった事項に関する問題を抱えがちであることについて紹介している。また、このような問題に対する提言として、ギャンブルを行える場所の近くで、クレジットカードの使用を行えないようにすることや、未成年者がギャンブルを行えないよう方針を明確にすること、生徒等に大学生になるまでギャンブルの怖さを警告することなどの提言を行っている。			
INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月

³⁵¹ <http://digitalscholarship.unlv.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1209&context=grrj>

³⁵² <http://govinfo.library.unt.edu/ngisc/reports/finrpt.html>

³⁵³ クリントン政権下で、米国における賭博行為の包括的な法的検討や事実の検証を行うことを目的として、2年間の時限つきで設立された。9名の委員から構成され、3名は大統領、3名は上院院内総務、3名は下院与党代表が指名し、2年間にわたる様々な調査を経て、1999年にその報告書が取りまとめられ、公表されている。

2-12	GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY	National Opinion Research Center ³⁵⁴	米国	1999/01
概要	<p>NGISC がギャンブルの影響を研究する目的で、NORC に調査研究の実施を依頼した。NORC は 2,417 人の成人、534 人の青少年に電話インタビューを行い、さらに 530 人の成人にギャンブル施設内で実地インタビューを行い、それを通じて合衆国人口におけるギャンブル行動の全国調査を行った。また、全国にわたる 100 の地域コミュニティを選んでギャンブリングの影響を詳細に検討し、そのうちの 10 か所についてケーススタディを行っている。</p> <p>また、ギャンブルが引き起こす社会的コストについて定量化をおこなっており、その結果や考え方は 2-2「Impacts of Wilmot Casino on Primary Impact Area - Emphasis on Socioeconomic & Public Safety」、2-6「Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission」、2-7「NEW HAMPSHIRE Gaming Study Commission Final Report」においても引用されている。</p> <p>計算過程については、(4)海外を分析対象とした文献に関する整理において、詳述する。</p>			

(出典：調査対象とした文献を基にあずさ監査法人作成)

(3)日本を分析対象とした文献に関する整理

本節では、これまで日本において行われた IR 導入に関する経済効果の試算につき、そこでの投資規模などの前提や経済効果の指標等について、試算方法の整理を行った。

経済効果の試算方法は文献ごとに異なるが、IR の建設段階及び IR 開業後の運営段階に分けて、開業の際に要する初期投資や I R 内で発生する消費等の直接効果に加え、そこから発生する波及効果も含めて、経済効果を試算する方法が多く見られた。また、自治体等が行っている経済効果の試算においては、上記に加えて税収に与える影響についても考慮されている。

各試算結果の詳細は以下のとおりである。

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-2	リサーチ TODAY：カジノ開設の経済効果は 3.7 兆円と大きい	みずほ総合研究所 常務執行役員チーフエコノミスト 高田創	日本	2014/10
前提	東京都において、シンガポールの 2 か所の IR の合計と同規模（約 1 兆円）の IR 投資が行われた場合を仮定			

³⁵⁴ <http://www.norc.org/PDFs/publications/GIBSFinalReportApril1999.pdf>

経済効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済効果：3.7兆円 ● 建設による経済効果：0.8兆円 上記の投資金額（約1兆円）のうち、土地取得費を控除したもの。 なお、投資額の2割を土地の取得費用と仮定している。 ● 運営による経済効果：2.9兆円 1-10「カジノ開設の経済効果」で試算された、関東地区における粗付加価値金額³⁵⁵。
-------------	--

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-3	統合型リゾート（IR）開設の経済波及効果	大和総研 (コンサルティング・ソリューション第三部 主任 コンサルタント 米川 誠、コンサルティング・ソリューション第一部 主任 コンサルタント 原田 英 始)	日本	2014/10
前提	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜、大阪、沖縄の3か所にIRを設置 ・ 横浜、大阪における投資額はマリーナ・ベイ・サンズの建設コストの25%増し³⁵⁶（それぞれ7,100億円） ・ 沖縄における投資額はリゾート・ワールド・セントーサの建設コストの25%増し（6,500億円） ・ 横浜、大阪におけるIRの収益はマリーナ・ベイ・サンズの収益と同程度（それぞれ3,140億円） ・ 沖縄におけるIRの収益はリゾート・ワールド・セントーサと同程度 ・ IRの収益は、ラスベガスサンズの収益構造を参考に、カジノからの収益は全体の75%、ホテル、国際会議場、ショッピングセンターなどカジノ以外からの収益は25%と仮定 			

³⁵⁵ 生産誘発額から中間投入分を差し引いたものとする。

³⁵⁶ 日本における建設コストがシンガポールよりも20%以上高いとされていることや、昨今の建設コストの高騰を反映しシンガポールの投資金額と比較して25%程度割高になると仮定。

経済効果	<p>● 経済効果：建設による経済効果 5.6 兆円、運営による経済効果 2.1 兆円（※これは生産誘発額³⁵⁷）</p> <p>● 建設による経済効果：5.6 兆円 上記 3 拠点の投資合計金額である 2.1 兆円及び波及して発生する間接的な経済効果の合計</p> <p>● 運営による経済効果：2.1 兆円 上記 3 拠点の IR の収益合計金額である 9,160 億円及び波及して発生する間接的な経済効果の合計</p>
-------------	---

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-4	日本のカジノは、最大 2.2 兆円産業になる-カジノは圧倒的な競争力を持つギャンブル-	東洋経済オンライン (小池 隆由：キャピタル & イノベーション代表取締役)	日本	2014/08
前提	日本におけるカジノの施設数を 3~4 か所又は 10 か所と仮定			
経済効果	<p>● 経済効果：市場規模 1.2~2.2 兆円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ施設数が 3~4 か所の場合：1.2 兆円 ・カジノ施設数が 10 か所の場合：2.2 兆円 ・既存ギャンブル市場（5.3 兆円）とカジノ市場予想（1.2~2.2 兆円）の合計、すなわち総ギャンブル市場は 6.5~7.5 兆円であり、GDP 対比 1.35~1.55% ・この数値は総ギャンブル市場の GDP 対比を決定する重要な要素であるギャンブルの「品ぞろえ」、「アクセスの容易さ」についてアジアの先進国で水準が高い豪州、韓国の総ギャンブル市場の GDP 対比である 1.3~1.5%と比較しても合理的な水準 ・また、日本、世界のカジノゲーミング市場規模と、それらの GDP 対比、個人富裕層のネット金融資産の対比をみても、日本のカジノ市場予想（1.2 兆~2.2 兆円）の GDP 対比は 0.25~0.45%、個人富裕層のネット金融資産の対比は 0.3~0.5%となり、他の先進国と比較しても合理的な範囲内 			

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-5	ジャパン・カジノ・ビッグバン	UBS 証券株式会社	日本	2014/04
前提	2020 年までに東京都及び大阪府に、有力観光都市(沖縄県や北海道)の 3 か所でカジノ・IR 施設が新設され、2025 年に東京都に都市型カジノ・IR 施設 1 か所、2027 年			

³⁵⁷ 最終需要を賄うために直接・間接に必要となる国内生産額である。一般的に直接効果（新たに発生した消費や投資によって、その需要を満たすべく誘発された生産額）と第一次間接効果（直接効果の需要増加により生じた原材料等の投入によって各産業部門で誘発された生産額）、第二次間接効果（直接効果及び第一次間接効果に伴って発生した雇用者所得が新たな消費需要に周り、それにより誘発された生産額）の合計を指す。以下、特段断りがなければ、経済効果の額は生産誘発額のことを指すこととする。

	にリゾート型カジノ・IR 施設 1 か所が追加で建設された場合を仮定																																												
経済効果	<p>●経済効果(2020年)：市場規模 9,430 億円(カジノ・IR 施設数が 3 か所、ネットカジノ売上 71%、宿泊施設収入 7%、飲食業収入 10%、小売り・その他収入 12%)</p> <p>●建設による経済効果：建設による経済効果に関する記載なし</p> <p>●運営による経済効果：運営による経済効果を以下に 2 つの方法により試算</p> <p>○ボトムアップ型のアプローチ</p> <p>市場規模 = 総売上 ((a)カジノ純売上 + (b)宿泊施設収入 + (c)飲食業収入 + (d)小売り・その他収入) - (e)販売促進費 (コンプ等)</p> <p>(a)カジノ純売上：7,058 億円 (なお、カジノ純売上の試算にあたって、使用したカジノ・IR 施設ごとのゲームテーブル及びスロット台数、単価は以下のとおりである)</p> <p>ゲームテーブル及びスロット台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都</th> <th>大阪府</th> <th>有力観光都市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テーブル(VIP 用)</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>テーブル(マス用)</td> <td>600</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>スロット</td> <td>4,000</td> <td>3,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>単価 (一人当たり売上/台)</td> <td>テーブル：約 140 万円 スロット：6 万円</td> <td>記載なし</td> <td>記載なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b)宿泊施設収入：646 億円 (なお、宿泊施設収入の試算にあたって、使用したカジノ・IR 施設ごとの部屋数及び稼働率、単価は以下のとおりである)</p> <p>部屋数及び稼働率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都</th> <th>大阪府</th> <th>有力観光都市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部屋数</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>稼働率³⁵⁸</td> <td>90%</td> <td>90%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>単価</td> <td>33,000 円³⁵⁹</td> <td>記載なし</td> <td>記載なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c)飲食業収入：1,001 億円 (なお、地域ごとの内訳は以下のとおりである)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都</th> <th>大阪府</th> <th>有力観光都市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食業収入³⁶⁰</td> <td>630 億円</td> <td>280 億円</td> <td>90 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(d)小売り・その他収入³⁶¹：1,222 億円</p> <p>(e)販売促進費：▲497 億円</p>		東京都	大阪府	有力観光都市	テーブル(VIP 用)	150	100	100	テーブル(マス用)	600	500	400	スロット	4,000	3,000	1,000	単価 (一人当たり売上/台)	テーブル：約 140 万円 スロット：6 万円	記載なし	記載なし		東京都	大阪府	有力観光都市	部屋数	3,000	2,500	1,000	稼働率 ³⁵⁸	90%	90%	80%	単価	33,000 円 ³⁵⁹	記載なし	記載なし		東京都	大阪府	有力観光都市	飲食業収入 ³⁶⁰	630 億円	280 億円	90 億円
	東京都	大阪府	有力観光都市																																										
テーブル(VIP 用)	150	100	100																																										
テーブル(マス用)	600	500	400																																										
スロット	4,000	3,000	1,000																																										
単価 (一人当たり売上/台)	テーブル：約 140 万円 スロット：6 万円	記載なし	記載なし																																										
	東京都	大阪府	有力観光都市																																										
部屋数	3,000	2,500	1,000																																										
稼働率 ³⁵⁸	90%	90%	80%																																										
単価	33,000 円 ³⁵⁹	記載なし	記載なし																																										
	東京都	大阪府	有力観光都市																																										
飲食業収入 ³⁶⁰	630 億円	280 億円	90 億円																																										

³⁵⁸ コンプの影響があるため、カジノに付随する宿泊施設の稼働率を一般の国内宿泊施設の稼働率よりも高く設定している。

³⁵⁹ ハイエンド向け 50,000 円×1,000 室、一般層向け 30,000 円×1,000 室、20,000 円×1,000 室の加重平均

³⁶⁰ 大型の娯楽施設における客単価を日常的に利用する飲食店よりも高いと仮定している

³⁶¹ ショッピングモール施設のテナント企業からの賃借料収入や大型イベント施設における興業収入が想定される。なお、東京や大阪での既存・新規の近隣施設を考慮し、カジノ収入に対するその他収入の比率は海外の事例に比して高い水準と仮定している。

○トップダウン型のアプローチ

①以下により国内及び海外のカジノ来場者数を試算

- ・国内来場者数：2020年の地域別推計人口動態³⁶²をベースに地域ごとの参加比率、参加回数を推定して試算
- ・海外来場者数：国内からの来場者数を元にカジノ来場者数全体の10%～20%及び宿泊日数を6～7泊と推定して試算
(試算にあたって、使用した数値は以下のとおりである)

年間来場者数

	東京都	大阪府	有力観光都市
参加比率	15%	6%	5%
年間参加回数	1.5回	1回	1回
国内年間来場者数	約1,200万人	約900万人	約530万人
海外年間来場者数	約300万人	約100万人	約60万人

②カジノ来場者数のうち自国民、外国人のそれぞれ一定程度をVIPとみなして、マス(VIP以外の来場者数)及びVIP賭け金総額をそれぞれの来場者数で除して、一人当たりの賭け金総額を算出

③ボトムアップ型のアプローチにより試算したカジノ収益を来場者数で除し、顧客一人当たりのオペレーター売上、控除率(顧客の賭け金に対するオペレーターの取り分比率)を算出

●経済効果(2030年)：市場規模1兆8,390億円(カジノ・IR施設数が5か所、ネットカジノ売上63%、宿泊施設収入5%、飲食業収入15%、小売り・その他収入17%)

●建設による経済効果：建設による経済効果に関する記載なし

●運営による経済効果：運営による経済効果について以下のように仮定

・都市型カジノ・IR施設が建設されることにより、既存施設における再訪回数成長率の鈍化や客単価の減少を想定している。一方で、米国のようにカジノ・IR施設数の増加、規模の拡大に伴い、カジノ以外の飲食や大型イベント等を目的とした来場者の増加が見込まれるとして、市場全体としてはカジノ・IR施設来場者数の増加と顧客数の拡大が期待できるとしている。

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-6	It's raining Yen! Japan could be another Macau	CLSA Capital Partners	日本	2014/02

³⁶² 国勢調査の人口等基本集計結果を元に作成した将来の人口推計

前提	第 1 フェーズとして 2021 年までに東京と大阪に 2 つの大規模カジノ、第 2 フェーズと 2025 年までに 10 カ所の小規模カジノを新設（人口 500 万人以上の 9 都道府県（東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉、兵庫、北海道、福岡）であれば、12 の IR 施設を受入れるだけの十分な人口があると分析）																																				
経済効果	<p>●経済効果：市場規模 404 億 USD(約 4.8 兆円)(収入規模及びゲーミングテーブルやスロットマシン数のいずれによる分類で計算しても同金額)</p> <p>●建設による経済効果：建設による経済効果に関する記載なし</p> <p>●運営による経済効果：運営による経済効果を以下の 2 つの方法により試算</p> <p>○類似規模のカジノ実績額より試算</p> <p>① 大規模カジノについては、2014 年のシンガポールマーケットの収入規模と同程度として 82 億 USD(約 1 兆円)と見込んでいる。</p> <p>② 小規模カジノについては、2014 年の Genting Highlands³⁶³の収入平均と同程度として 24 億 USD(約 0.3 兆円)と見込んでいる。</p> <p>③ ①×2 施設+②×10 施設=404 億 USD(約 4.8 兆円)</p> <p>○設置するゲームテーブル及びスロットテーブルから収入金額を試算</p> <p>① 大規模カジノ</p> <table border="1" data-bbox="432 1079 1294 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>台数</th> <th>1台・1日当たり収入</th> <th>収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テーブル(VIP用)</td> <td>300</td> <td>4.5万 USD (約 540 万円)</td> <td>49 億 USD (約 0.6 兆円)</td> </tr> <tr> <td>テーブル(マス用)</td> <td>600</td> <td>1.2万 USD (約 140 万円)</td> <td>26 億 USD (約 0.3 兆円)</td> </tr> <tr> <td>スロット</td> <td>3,000</td> <td>500-600USD (約 60-70 万円)</td> <td>7 億 USD (約 0.1 兆円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>82 億 USD (約 1 兆円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 小規模カジノ</p> <table border="1" data-bbox="432 1568 1294 1906"> <thead> <tr> <th></th> <th>台数</th> <th>1台・1日当たり収入</th> <th>収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テーブル(VIP用)</td> <td>85</td> <td>4.5万 USD (約 540 万円)</td> <td>14 億 USD (約 1,680 億円)</td> </tr> <tr> <td>テーブル(マス用)</td> <td>215</td> <td>1.2万 USD (約 140 万円)</td> <td>8 億 USD (約 960 億円)</td> </tr> <tr> <td>スロット</td> <td>1,000</td> <td>500-600USD (約 60-70 万円)</td> <td>2 億 USD (約 240 億円)</td> </tr> </tbody> </table>		台数	1台・1日当たり収入	収入	テーブル(VIP用)	300	4.5万 USD (約 540 万円)	49 億 USD (約 0.6 兆円)	テーブル(マス用)	600	1.2万 USD (約 140 万円)	26 億 USD (約 0.3 兆円)	スロット	3,000	500-600USD (約 60-70 万円)	7 億 USD (約 0.1 兆円)	計	—	—	82 億 USD (約 1 兆円)		台数	1台・1日当たり収入	収入	テーブル(VIP用)	85	4.5万 USD (約 540 万円)	14 億 USD (約 1,680 億円)	テーブル(マス用)	215	1.2万 USD (約 140 万円)	8 億 USD (約 960 億円)	スロット	1,000	500-600USD (約 60-70 万円)	2 億 USD (約 240 億円)
	台数	1台・1日当たり収入	収入																																		
テーブル(VIP用)	300	4.5万 USD (約 540 万円)	49 億 USD (約 0.6 兆円)																																		
テーブル(マス用)	600	1.2万 USD (約 140 万円)	26 億 USD (約 0.3 兆円)																																		
スロット	3,000	500-600USD (約 60-70 万円)	7 億 USD (約 0.1 兆円)																																		
計	—	—	82 億 USD (約 1 兆円)																																		
	台数	1台・1日当たり収入	収入																																		
テーブル(VIP用)	85	4.5万 USD (約 540 万円)	14 億 USD (約 1,680 億円)																																		
テーブル(マス用)	215	1.2万 USD (約 140 万円)	8 億 USD (約 960 億円)																																		
スロット	1,000	500-600USD (約 60-70 万円)	2 億 USD (約 240 億円)																																		

³⁶³ マレーシアのリゾート施設であり、その中に政府公認の唯一のカジノが含まれている。

	計	—	—	24 億 USD (約 2,880 億円)
<p>③ ①×2 施設+②×10 施設=404 億 USD(約 4.8 兆円)</p> <p>○なお、以下の方法によって試算結果が妥当であることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他国（マレーシア、フィリピン、中国広東省）のカジノ消費が GDP に占める割合と GDP 金額から、日本の市場規模は平均で 370 億 USD(約 4.4 兆円)と試算。 ・他国（豪州、USA、シンガポール）の成人人口のカジノ消費から、日本の市場規模は平均で 430 億 USD(約 5.2 兆円)と試算。 ・他国について多様な消費者を定量化し、日本の市場規模は平均で 350 億 USD(約 4.2 兆円)と試算。 				

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-7	東京/大阪の大都市 IR は世界最大のカジノ施設へ。セガサミー/GENS/LVS/WYNN 買い	Goldman Sachs	日本	2013/11
前提	<ul style="list-style-type: none"> ・東京に一か所、大阪に二か所、沖縄に一か所の計 4 ヶ所に以下の IR が建設されると仮定 ・臨海副都心地区において、東京都が MICE/IR 施設を建設・・・投資額 8,000 億円（カジノフロア面積 5 万㎡、宿泊施設の部屋数 3,000） ・夢州地区において、大阪市が IR を建設・・・投資額 6,823 億円（カジノフロア面積 3 万㎡、宿泊施設の部屋数 3,000、関西空港の近くでありアジアの VIP を取り込む可能性が高い） ・此花区にあるユニバーサルスタジオ・ジャパンの隣接地において大阪市が IR を建設・・・投資額 2,917 億円（カジノフロア面積 3 万㎡、宿泊施設の部屋数 2,000、テーマパーク隣接地でありマス中心の集客となる可能性が高い） ・沖縄に関する前提については記載なし。 			
経済効果	<p>●<u>経済効果：市場規模 1.51 兆円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設による経済効果：建設による経済効果に関する記載なし ●運営による経済効果：運営による経済効果を以下の方法により試算 市場規模 = (a)国内一般客によるゲーミング総収入 + (b) 外国人訪問者一般客によるゲーミング総収入 + (c) 日本人 VIP によるゲーミング総収入 + (d)海外 VIP によるゲーミング総収入 			

(a)国内一般客によるゲーミング総収入

①日本の人口(2011年)	128.06 百万人
②20歳以上の割合	81.4%
③カジノに行く割合	15.0%
④一年間にカジノを訪れる日数	1.0days
⑤カジノ訪問客の滞在日数 (①×②×③×④)	15.63 百万日
⑥一人当たり一日平均カジノ利用額	40,000 円
⑦国内一般客ゲーミング総収入 (⑤×⑥)	625,284 百万円 (内訳) 東京：281,378 百万円 大阪：281,378 百万円 沖縄：62,528 百万円

(b)外国人訪問者一般客によるゲーミング総収入

①2020年の外国人訪問客目標	25.0 百万人
②2012年の外国人訪問客数実績 20歳以上の割合	8.30 百万人
③東京都内での延べ宿泊数	8.29 百万泊
④大阪府/兵庫県/京都府での宿泊数	5.72 百万泊
⑤沖縄県での延べ宿泊数	0.78 百万泊
⑥3地域における延べ宿泊数 (③+④+⑤)	14.8 百万泊
⑦シンガポールにおける外国人訪問客当 たりの一般客 GGR	8,748 円
⑧外国人訪問者一般客によるゲーミング 総収入 (①×⑦)	218,712 百万円 (内訳) 東京：122,614 百万円 大阪：84,562 百万円 沖縄：11,535 百万円

(c)日本人VIPによるゲーミング総収入

①日本の富裕層の持つ金融資産 (2012年)	4,452 十億 USD (約 534 兆円)
②リスク資産に投資されている割合	30%

③日本の富裕層の持つリスク金融資産 (2012年) (①×②)	1,318十億USD (約158兆円)
④VIPゲーミング総収入への転換率	0.4%
⑤日本のVIPゲーミング総収入 (③×④)	52億USD (約0.6兆円)
⑥国内VIPゲーミング (⑤を円換算 ³⁶⁴)	417,775百万円 (内訳) 東京：208,887百万円 大阪：146,221百万円 沖縄：62,666百万円

(d)海外VIPによるゲーミング総収入

①中国本土のGDPに占めるマカオのVIP収入の比率	0.19%
②日本がターゲット市場とする省/直轄市における①の比率	0.07%
③②の比率が①の中国全土の比率まで到達すると仮定した場合の増加余地 (①-②)	0.12%
④新規に開拓される(③で求めた増加余地)ゲーミング総収入のうち、日本のシェア	60%
⑤上記からの算出される日本の海外VIPゲーミング総収入	252,857百万円 (内訳) 東京：88,500百万円 大阪：151,714百万円 沖縄：12,643百万円

(参考)市場規模の内訳(沖縄については記載なし)

	東京	大阪(夢州)	大阪(此花)
①VIPテーブル数	300	250	110
②一般客テーブル数	500	300	300
③スロットマシン数	5,000	2,000	2,000
④スロットあたり/一日	88,546円	87,725円	87,725円

³⁶⁴ 本文献における⑥の金額は⑤の金額を1ドル80円で換算したと思われる円換算金額が記載されている。

	⑤テーブルあたり/一日	1,328,192 円	1,086,124 円	1,086,124 円
	⑥VIP テーブルあたり/一日	2,715,867 円	2,285,533 円	2,226,168 円
	⑦スロット収入 ③×④×365 日	161,597 百万円	64,040 百万円	64,040 百万円
	⑧テーブル収入 ②×⑤×365 日	242,295 百万円	118,931 百万円	118,931 百万円
	⑨VIP 収入 ①×⑥×365 日	297,387 百万円	208,555 百万円	89,381 百万円
	⑩総収入 ⑦+⑧+⑨	701,379 百万円	391,525 百万円	272,351 百万円

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-8	Global Gaming Rising Sun to outshine Vegas: Japan Set to Launch Casinos	Citi Research Gaming(Citi) Pan Asia	日本	2013/08
前提	東京、大阪、沖縄の 3 か所にカジノを新設			
経済効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済効果：市場規模 134 億 USD～150 億 USD(約 1.3 兆円～約 1.5 兆円³⁶⁵) ● 建設による経済効果：建設による経済効果に関する記載なし ● 運営による経済効果：運営による経済効果を以下の 3 つの方法により試算 <ul style="list-style-type: none"> ○ シンガポールでの訪問頻度・金額の実績を日本に当てはめて試算 下記 3 つに区分して、それぞれ、(a)訪問者数、(b)1 年当たりの訪問回数、及び (c)1 回の訪問あたりに費やす金額によって市場規模を試算。 ① 東京・大阪・沖縄の住民：(a)2,300 万人(全住民) ×(b)年 2 回 × (c)175USD(約 1 万 7 千円) ② それ以外の地域の住民：(a)10,400 万人×(b)年 0.25 回 (4 人に 1 人) ×(c)175USD(約 1 万 7 千円) ③ 海外からの旅行者：(a)1,300 万人 (全旅行者) ×(b)年 1 回 × (c)175USD(約 1 万 7 千円) ④ ①+②+③=149 億 USD(約 1.5 兆円) ○ 国内住民と海外旅行者数からそれぞれ潜在的な市場規模を試算 ① 国内住民 			

³⁶⁵ 本文献において、1 ドル 100 円で換算したと思われる円換算金額が記載されているため、本文献のみ 1 ドル 100 円として計算した。

	<p>(a) 日本国内の住民のうち 10%がパチンコ人口とした上で、そのうち、東京・大阪・沖縄の住民については 30%、それ以外の地域の住民については 18%がカジノ人口となることを想定。</p> <p>(b) 労働者のうち 15%が 700 万以上の所得者とした上で、そのうち、1/3 がカジノ人口となることを想定。</p> <p>(c) 65 歳以上のうち 80%が退職しているとした上で、そのうち、5%がカジノ人口となることを見込む。</p> <p>(d) {(a)+(b)+(c)}×1 人当たり年間カジノ予算 1,691USD(約 17 万円)</p> <p>②海外旅行者</p> <p>(a) 東京、大阪、沖縄への潜在的な海外旅行者数のうち、50%がカジノへ訪問</p> <p>(b) 470 万人増加 (シンガポールでの実績を当てはめ)</p> <p>(c) {(a)+(b)}×一人当たりカジノ予算 400USD(約 4 万円) (シンガポールを参考)</p> <p>③ ①+②=150 億 USD(約 1.5 兆円)</p> <p>○アジアの類似規模のカジノの見込額から市場規模を試算</p> <p>① 東京、大阪 Galaxy Macau の 2015 年売上見込額を適用 : 59 億 USD(約 5,900 億円)×2 か所</p> <p>② 沖縄 Altira Macau の 2015 年売上見込額を適用 : 16 億 USD(約 1,600 億円)</p> <p>③ ①+②=134 億 USD(約 1.3 兆円)</p>
--	--

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-9	新たな成長を実現する大規模 MICE 施設開発に向けて ～国際競争力と情報発信力の強化、観光立国の実現のために～	一般社団法人 日本経済団体連合会	日本	2013/06
前提	投資合計金額 5,576 億円で IR を新設 (うち土地取得費 1,350 億円、土地造成費 90 億円、外構整備費 27 億円、施設整備費 3,100 億円等) ³⁶⁶			
経済効果	<ul style="list-style-type: none"> ●経済効果：建設による経済効果 9,300 億円、運営による経済効果 5,800 億円 ●建設による経済効果：9,300 億円 			

³⁶⁶ IR 設置数及び設置場所に関する記載は確認できなかった。

	<p>上記の投資合計金額から土地取得費を控除した金額である 4,226 億円及び波及して発生する間接的な経済効果の合計</p> <p>●運営による経済効果：5,800 億円</p> <p>IR の年間収益である 2,687 億円及び波及して発生する間接的な経済効果の合計</p>
--	---

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月																				
1-10	カジノ開設の経済効果	大阪商業大学論集 (第5巻第1号) 佐和良作、田口順等	日本	2009/05																				
前提	北海道、東北、関東など日本各地でカジノを新設																							
経済効果	<p>●経済効果：生産誘発額 6.9～11.1 兆円、粗付加価値金額 2.7～4.3 兆円(当該金額は全国合計での経済効果であり、なお文献 INDEX1-2「リサーチ TODAY：カジノ開設の経済効果は 3.7 兆円と大きい」で用いられている 2.9 兆円はこのうち関東の金額を抜粋したものである。)</p> <p>●建設による経済効果：建設による経済効果に関する記載なし</p> <p>●運営による経済効果：生産誘発額 6.9～11.1 兆円、粗付加価値金額 2.7～4.3 兆円</p> <p>① 米国のゲーミング収入について、説明変数を以下の3つの場合に分けて回帰³⁶⁷。 推計(a) 外国人観光客数、人口 推計(b) 人口 推計(c) 人口、個人所得</p> <p>② ①の回帰式に外国人観光客数、人口、個人所得に該当する日本の統計データを入力し、地域別・日本全体のカジノの市場規模を推計。</p> <p>③ ②で推計した市場規模及び産業連関表を用いて、以下のとおり、経済波及効果を試算。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>直接効果</th> <th>経済波及効果³⁶⁸</th> <th>生産誘発額</th> <th>粗付加価値額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計(a)</td> <td>3.4 兆円</td> <td>7.7 兆円</td> <td>11.1 兆円</td> <td>4.3 兆円</td> </tr> <tr> <td>推計(b)</td> <td>3.0 兆円</td> <td>6.5 兆円</td> <td>9.6 兆円</td> <td>3.7 兆円</td> </tr> <tr> <td>推計(c)</td> <td>2.2 兆円</td> <td>4.8 兆円</td> <td>6.9 兆円</td> <td>2.7 兆円</td> </tr> </tbody> </table>					直接効果	経済波及効果 ³⁶⁸	生産誘発額	粗付加価値額	推計(a)	3.4 兆円	7.7 兆円	11.1 兆円	4.3 兆円	推計(b)	3.0 兆円	6.5 兆円	9.6 兆円	3.7 兆円	推計(c)	2.2 兆円	4.8 兆円	6.9 兆円	2.7 兆円
	直接効果	経済波及効果 ³⁶⁸	生産誘発額	粗付加価値額																				
推計(a)	3.4 兆円	7.7 兆円	11.1 兆円	4.3 兆円																				
推計(b)	3.0 兆円	6.5 兆円	9.6 兆円	3.7 兆円																				
推計(c)	2.2 兆円	4.8 兆円	6.9 兆円	2.7 兆円																				

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-11	北海道型 IR 検討調査報告書	北海道	日本	2015/03

³⁶⁷ 回帰式の精度、回帰係数の検定ともに最も当てはまりがよいのは推計結果(a)

³⁶⁸ ここでは第一次間接効果と第二次間接効果の合計を意味する。

前提	北海道内において以下の3パターンのIR新設を仮定 <ul style="list-style-type: none"> ・国内拠点空港に隣接し広大な用地を活かしたIR・・・投資額1,042億円（宿泊施設の部屋数1,000、3パターンの中で投資規模が最も大きい） ・雄大な自然と通年型の多彩なアクティビティを活かしたIR・・・投資額696億円（宿泊施設の部屋数は800、IR目当ての観光客だけでなく近隣観光地訪問客を見込みアミューズメント機能の規模が3パターンの中で最も大きい） ・北海道固有の先住民の文化を活かしたIR・・・投資額521億円（宿泊施設の部屋数は600、3パターンの中で投資規模が最も小さい）
経済効果	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>経済効果：建設における経済効果 866～1,725 億円、運営における経済効果 398～834 億円、県税市町村税収入年間 12～23 億円、カジノ関連納付金年間 15～30 億円</u> ● 建設による経済効果：866～1,725 億円 494 億円～909 億円（上記の投資金額から土工費を除いた金額）及び波及して発生する間接的な経済効果の合計 ● 運営による経済効果：398～834 億円 346 億円～636 億円（IRからの年間売上金額を投資金額から土工費を除いた金額の70%）及び波及して発生する間接的な経済効果の合計 ● 県税市町村税収入：12～23 億円 ● カジノ関連納付金：15～30 億円

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-12	千葉県 カジノ・MICE 機能を含む複合施設の導入検討調査 報告書 概要版	千葉県	日本	2015/03
前提	<ul style="list-style-type: none"> ・成田空港の隣接地域の高さ制限の制約を踏まえた大規模ではないIR施設(A案)、成田空港から一定距離離れることで、高さ制限を緩和し、これにより、高層建築が可能となることによる、大規模なIR施設(B案)の2パターンに分け検討 ・それぞれの投資総額はA案2,000億円、B案3,600億円 ・入場料は一回6,000円 ・カジノ収入に係る新税は粗利の20% 			

経済効果	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>経済効果：3,717～5,404 億円(単年)、1.1～1.5 兆円（5 年間）</u> ※建設、運営、直接、間接の内訳についての記載なし ●カジノ収入に係る新税：3,310～3,520 億円 ●固定資産税/都市計画税：240～430 億円 ●法人税等：3,330～3,540 億円 ●入場料収入：100～150 億円 <p>(税込及び入場料収入は10年間計)</p>
-------------	--

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-13	横浜市 IR(統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり	横浜市 HP	日本	2015/3
前提	横浜市に投資総額 2,500 億円（各国の主要 IR 施設を参考）の IR を新設			
経済効果	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>経済効果：建設による経済効果3,922 億円、運営による経済効果4,144 億円(なお、施設規模等を変えて数パターンの見積りを行っているがここでは、基本ケースについて記載している)</u> ●建設による経済効果：3,922 億円 上記の投資金額 2,500 億円及び波及して発生する間接的な経済効果の合計 ●運営による経済効果：4,144 億円 直接効果 2,561 億円及び波及して発生する間接的な経済効果の合計。 直接効果は以下の方法により算出。 ① IR 内カジノ訪問客数（国内）・・・日本の 20 歳以上人口（103 百万人）×アンケートによる IR 利用意向 34%×IR 内カジノ利用意向 15%=5,673,240 人 ② IR 内カジノ訪問客数（海外）・・・IR を訪問する日本人客と外国人客の割合を 8：2 と想定=1,418,310 人 ③ IR 内カジノ売上・・・(①+②)×一人当たり賭け金 6 万円（VIP 売上を見込み、一般客売上の 2 倍を想定）×（1-還元率 90%）=851 億円 ④ 国内客・海外客純増分の消費・・・（47,277,000 人(横浜 IR 訪問客数)-31,340,000 人（H25 横浜市観光客実人員））×0.8×国内観光客の平均消費単価 7,270 円+（47,277,000 人-31,340,000 人）×0.2×国内観光客の平均消費単価 24,604 円×海外観光客の平均消費単価 24,604 円=1,710 億円 ⑤ IR 売上・観光消費による効果・・・③+④=2,561 億円 ●IR 売上・観光消費による税込：61 億円 ●建設投資による税込：54 億円 			

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
1-14	平成24年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書	沖縄県	日本	2013/03
前提	<p>沖縄県内で以下の4パターンのIRを新設すると仮定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICE 誘致型かつ郊外リゾート型・・・投資額 1,067 億円（宿泊施設の部屋数は2,600） ・MICE 誘致型かつ周辺施設連携型・・・投資額 971 億円（宿泊施設の部屋数は1,000） ・アミューズメント・リゾートかつ郊外リゾート型・・・投資額1,615 億円（宿泊施設の部屋数は2,000、部屋数はMICE 誘致型より少ないが必要となる敷地面積が広いため事業費が最も多額となっている） ・アミューズメント・リゾートかつ周辺施設連携型・・・投資額1,061 億円（宿泊施設の部屋数は1,000） 			
経済効果	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>経済効果：建設による経済効果 1,721～2,863 億円、運営による経済効果 1,295～2,334 億円</u>（アミューズメント・リゾートかつ郊外リゾート型からの経済効果が最も多額となっている） ● 建設による経済効果：1,721～2,863 億円 971 億円～1,615 億円（上記の投資金額）及び波及して発生する間接的な経済効果の合計 ● 運営による経済効果：1,295～2,334 億円 <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業：339～805 億円（MICE 誘致型かつ郊外リゾート型からの経済効果が最も多額となっている） ・カジノ外事業：798～1,995 億円（アミューズメント・リゾートかつ郊外リゾート型からの経済効果が最も多額となっている） ● 県税市町村税・・・15 億円～31 億円 ● カジノ関連納付金・・・20 億円～48 億円 			

図表 1-2-3 各文献における経済効果のサマリー

INDEX	文献名等	前提		建設による 経済効果	運営による 経済効果(年間)
		投資規模	建設場所		
1-2	リサーチ TODAY：カジノ開設の経済効果は3.7兆円と大きい	東京:約1兆円	東京に1か所	0.8兆円	2.9兆円
1-3	統合型リゾート(IR)開設の経済波及効果	・横浜:7,100億円 ・大阪:7,100	横浜、大阪、沖縄に3か所	5.6兆円	2.1兆円

INDEX	文献名等	前提		建設による 経済効果	運営による 経済効果(年間)
		投資規模	建設場所		
		億円 ・ 沖縄 : 6,500 億円			
1-4	日本のカジノは、最大 2.2 兆円産業になる- カジノは圧倒的な競争 力を持つギャンブル	記載なし	3～10 か所 (建設場所は 特定せず)	経済効果が建設によるものか運営によるものかの記載なし。 ・施設数 3～4 か所の場合 : 1.2 兆円 ・施設数 10 か所の場合 : 2.2 兆円	
1-5	ジャパン・カジノ・ビッグ バン	記載なし	東京、大阪、 有力観光都市（北海道 や沖縄）に 3 ～5 か所として いる。	記載なし	施設数 3 か所の 場合 : 0.9 兆円 施設数 5 か所の 場合 : 1.8 兆円
1-6	It's raining Yen! Japan could be another Macau	記載なし	東京、大阪な ど人口 500 万人以上の 都市に 12 か 所	記載なし	404 億 USD (約 4.8 兆円)
1-7	東京/大阪の大都市 IR は世界最大のカジ ノ施設へ。セガサミー /GENS/LVS/WYNN 買い	・東京 : 0.8 兆 円 ・大阪 (夢 洲):0.7 兆円 ・大阪 (此 花) :0.3 兆 円 ・沖縄 : 記載な し	東京、大阪 (夢洲、此 花)、沖縄に 4 か所	記載なし	1.5 兆円
1-8	Global Gaming Rising Sun to outshine Vegas: Japan Set to Launch Casinos	記載なし	東京、大阪、 沖縄に計 3 か 所	記載なし	134 ～ 149 億 USD (約 1.3 兆円～ 約 1.5 兆円)
1-9	新たな成長を実現する	5,576 億円	記載なし	9,300 億円	5,800 億円

INDEX	文献名等	前提		建設による 経済効果	運営による 経済効果(年間)
		投資規模	建設場所		
	大規模 MICE 施設開発に向けて ～国際競争力と情報発信力の強化、観光立国の実現のために～				
1-10	カジノ開設の経済効果	記載なし	記載なし	記載なし	6.9～11.1 兆円
1-11	北海道型 IR 検討調査報告書	北海道：521～1,042 億円	北海道に 1 か所	866～1,725 億円	398～834 億円
1-12	千葉県 カジノ・MICE 機能を含む複合施設の導入検討調査報告書 概要版	千葉：2,000～3,600 億円	千葉に 1 か所	記載なし	3,717～5,404 億円
1-13	横浜市 IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり	横浜：2,000～3,600 億円	横浜に 1 か所	3,922 億円	4,144 億円
1-14	平成 24 年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書	沖縄：971～1,615 億円	沖縄に 1 か所	1,721～2,863 億円	1,295～2,334 億円

(出典：調査対象とした文献を基にあくさ監査法人作成)

(4)海外を分析対象とした文献に関する整理

① 目的

海外を分析対象とした文献では、カジノ導入やギャンブル産業が社会に与える経済効果（プラスの影響）のみでなく、依存症や犯罪の増加が与える社会的コスト（マイナスの影響）についても定量化を行い、包括的な検討が行われているものが存在する。また、経済効果の検討においても、カニバリゼーション³⁶⁹の影響を考慮している。

海外を分析対象とした文献については、社会的コストを理論的に定量化し、他の文献においてもその考え方が度々、引用されている 2-12「GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY」、社会的コストのうち、犯罪、失業、破産など比較の実績値を集計しやすい項目について定量化を行った 2-10「Social Costs Of Gambling: A Comparative Study Of Nutmeg And Cheese State

³⁶⁹ cannibalization：ある商品が売れることによって、別の商品の売り上げが減るといふ共食い現象のこと。ここでは主に、IR/カジノ導入の影響により、導入前から存在する事業者や商品等の売上が減少してしまうことを意味する。

Gamblers」、また、経済効果及び社会的コストについて網羅的に定量化を行い、他の文献においても複数回引用されている、以下の文献について試算方法の整理を行った。

- 2-7「NEW HAMPSHIRE Gaming Study Commission Final Report」
- 2-6「Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission」
- 2-5「ギャンブルによる社会問題に関する研究結果」

② 社会的コストの内容

調査対象とした各文献において、ギャンブルを原因として発生する社会的コストはおおむね以下で整合している。また、2-5「ギャンブルによる社会問題に関する研究結果」においては依存症者がギャンブルに資金を費やすことを原因とするコスト（ギャンブル投資コスト）を社会的コストに含めていた。

- ギャンブル依存症者の破産や借金に関連する財政面の問題を原因とするコスト
- 生産性の低下や失業など労働に関する問題を原因とするコスト
- 配偶者や家族に与える家庭の問題を原因とするコスト
- ギャンブルに関連して発生する犯罪の問題を原因とするコスト
- 精神的肉体的不調が引き起こす健康の問題を原因とするコスト
- 上記の問題に対応するために国家や州が負担する社会保障や対策のためのコスト

③ 既存産業とのカニバリゼーションの考慮について

2-7「NEW HAMPSHIRE Gaming Study Commission Final Report」では、州外からの顧客や、州外で消費を行っていたニューハンプシャー州在住の顧客を獲得できない場合に発生する州内でのカニバリゼーションについて検討を行っている。このカニバリゼーションの対象は他のギャンブルのみでなく、飲食施設などにまで及ぶものと考えられている。

2-6「Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission」では、ギャンブルに消費された金額は、従来、既存の産業において消費されていた金額であるという考えに基づき、経済効果の試算においてギャンブルから派生する間接的な経済効果の影響を考慮していない。

④ 各試算結果の詳細

なお、概要に記載されている、「問題ギャンリング」、「病的ギャンリング」、「ギャンブル依存症者」の定義は文献ごとに異なっている。

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-12	GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY	National Opinion Research Center	米国	1999/01

社会的コストの試算（概要）

コスト項目	コスト負担者	問題ギャンbling		病的ギャンbling	
		生涯	年間	生涯	年間
生産性の低下	雇用者	-	200USD (約2万4千円)	-	320USD (約3万8千円)
失業保険	政府	-	65USD (約8千円)	-	85USD (約1万円)
生活保護	政府	-	90USD (約1万1千円)	-	60USD (約7千円)
破産	貸付人	1,550USD (約19万円)	-	3,300USD (約40万円)	-
逮捕	政府	960USD (約12万円)	-	1,250USD (約15万円)	-
刑罰	政府	670USD (約8万円)	-	1,700USD (約20万円)	-
離婚	ギャンブラー/ 配偶者	1,950USD (約23万円)	-	4,300USD (約52万円)	-
病気	健康保険	-	-	-	700USD (約8万4千円)
精神的な病	健康保険	-	360USD (約4万3千円)	-	330USD (約4万円)
治療	政府	-	-	-	30USD (約4千円)
社会的コスト合計		5,130USD (約62万円)	715USD (約8万6千円)	10,550USD (約130万円)	1,195USD (約14.3万円)
社会的コスト-ギャンブラーへの 価値の移転 ³⁷⁰		3,580USD (約430万円)	560USD (約6万7千円)	7,250USD (約87万円)	1,050USD (約13万円)
ギャンブラーへの価値の移転		1,550USD (約19万円)	155USD (約1万9千円)	3,300USD (約40万円)	145USD (約1万7千円)

³⁷⁰ 本来、貸付人が貸し付けた金銭を使用することで得るはずだったの価値を、ギャンブラーが借金により金銭を使用することで価値を得たことを表している。

社会的コスト 項目	社会的コスト試算方法 ³⁷¹
失業保険や生活保護などの社会保障に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失業保険(一人当たりコスト：問題ギャンbling@65USD(約 8 千円)、病的ギャンbling@85USD(約 1 万円)) <ul style="list-style-type: none"> <根拠> 記載なし ・ 生活保護:(一人当たりコスト：問題ギャンbling@90USD(約 1 万 1 千円)、病的ギャンbling@60USD(約 7 千円)) <ul style="list-style-type: none"> <根拠> 記載なし
逮捕や刑罰に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逮捕(一人当たりコスト：①問題ギャンbling@960USD(約 12 万円)、②病的ギャンbling@1,250USD(約 15 万円)) <ul style="list-style-type: none"> <根拠> ①問題ギャンbling 警察が逮捕 1 回あたりに費やすコスト 2,900USD(約 35 万円)×問題ギャンblingのうち逮捕歴のある者の平均逮捕回数 1.6 回× (問題ギャンblingのうち逮捕歴がある者の割合 36.3% (実測値) - 当該者がギャンblingの問題を抱えていなかった場合に想定される逮捕率 15.3% (期待値³⁷²)) ≒約 960USD(約 12 万円) ②病的ギャンbling 警察が逮捕 1 回あたりに費やすコスト 2,900USD(約 35 万円)×病的ギャンblingのうち逮捕歴のある者の平均逮捕回数 3.3 回× (病的ギャンblingのうち逮捕歴がある者の割合 32.3% (実測値) - 当該者がギャンblingの問題を抱えていなかった場合に想定される逮捕率 19.3% (期待値)) ≒ 約 1,250USD(約 15 万円) ・ 刑罰(一人当たりコスト：①問題ギャンbling@670USD(約 8 万円)、②病的ギャンbling@1,700USD(約 20 万円)) <ul style="list-style-type: none"> <根拠> ※病的ギャンblingの逮捕割合、生涯で逮捕が見込まれる割合、上記の逮捕で使用した逮捕回数等を使用して試算されていると思われるが、詳細な試算過程までは確認できなかった。

³⁷¹ 当該文献において全ての試算方法が明らかになっているわけではない。したがって、以下の記述の中には想定に基づいているものもある。

³⁷² 逮捕の有無を被説明変数に、ギャンbling行動、年齢、性別、民族、教育水準、子供の有無、アルコールや薬物の乱用の有無等を説明変数にしてロジスティック回帰を行い、得られたオッズ比と実測値により算出。2-12「GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY」では、被説明変数を変えて、同様に期待値を算出している。

<p>生産性の低下 や失業に係るコ スト</p>	<p>・ 生産性の低下(一人当たりコスト：①問題ギャンリング@200USD(約2万4千円)、②病的ギャンリング@320USD(約3万8千円))</p> <p><根拠></p> <p>①問題ギャンリング 年収4万USD(約480万円)×雇用主の負担分10% (※) × (問題ギャンリングの失業率10.8% (実測値) - 当該者がギャンブルの問題を抱えていなかった場合に想定される失業率5.5% (期待値)) ÷ 約200USD(約2万4千円)</p> <p>②病的ギャンリング 年収4万USD(約480万円)×雇用主の負担分10% (※) × (病的ギャンリングの失業率13.8% (実測値) - 当該者がギャンブルの問題を抱えていなかった場合に想定される失業率5.8% (期待値)) ÷ 約320USD(約3万8千円)</p> <p>(※) 雇用主は求人や研修のためのコストとして各従業員の年間給料の10%を負担している。当該10%の内訳としては、4%は従業員の研修期間であり、6%は代わりの従業員の採用活動や初期研修に費やされる時間である。</p>
<p>離婚などが引き 起こす家庭の 問題に係るコ スト</p>	<p>・ 離婚が引き起こす家庭の問題に係るコスト(一人当たりコスト：①問題ギャンリング@1,950USD(約23万円)、②病的ギャンリング@4,300USD(約52万円))</p> <p><根拠></p> <p>①問題ギャンリング (問題ギャンリングの離婚率39.5% (実測値) - 当該者がギャンブルの問題を抱えていなかった場合に想定される離婚率32.1% (期待値)) × 一回の離婚における裁判コスト20,000USD(約240万円) ÷ 約1,950USD(約23万円)</p> <p>②病的ギャンリング (問題ギャンリングの離婚率53.5% (実測値) - 当該者がギャンブルの問題を抱えていなかった場合に想定される離婚率33.5% (期待値)) × 一回の離婚における裁判コスト20,000USD(約240万円) ÷ 約4,300USD(約52万円)</p>
<p>病気などにより 身体的な健康 を害することによ るコスト</p>	<p>・ 病気(一人当たりコスト：問題ギャンリング@0USD、病的ギャンリング@700USD(約8万4千円))</p> <p><根拠></p> <p>記載なし。</p> <p>なお、ギャンブルによる問題が健康にもたらす影響については明確となっていない</p>

	<p>が、そのような影響が精神的にストレスをもたらすと考えられている。</p> <p>当該調査では、病的ギャンブルのうち 33.8%が健康的にすぎれないとしている。</p> <p>更に、病的ギャンブルに係る年間のヘルスケアに係る支出額は、年間一人当たり 3,800USD(約 46 万円)支出を見込んでおり、保険で賄われるコストは 750USD(約 9 万円)と見込んでいる。</p>
うつ病など精神的な健康を害することによるコスト	<p>・精神的な病(一人当たりコスト：①問題ギャンブル@360USD(約 4 万 3 千円)、②病的ギャンブル@330USD(約 4 万円))</p> <p><根拠></p> <p>①問題ギャンブル (問題ギャンブルのメンタルヘルスサービスの受診率 12.8% (実測値) - 当該者がギャンブルの問題を抱えていなかった場合に想定される受診率 5.6% (期待値)) × 一人当たり治療費 5,000USD(約 60 万円) (※) ÷ 360USD(約 4 万 3 千円)</p> <p>②病的ギャンブル (病的ギャンブルのメンタルヘルスサービスの受診率 13.3% (実測値) - 当該者がギャンブルの問題を抱えていなかった場合に想定される受診率 6.7% (期待値)) × 一人当たり治療費 5,000USD(約 60 万円) (※) ÷ 330USD(約 4 万円)</p> <p>(※) 1996 年に、子供専門の精神病院と居住型療養施設を除く、メンタルヘルスケアにおいて、1,000 万人の成人を治療するために約 500 億 USD(約 6 兆円)が費やされたことから一人当たりの治療費は 5,000USD(約 60 万円)</p>
治療コスト	<p>・治療に係るコスト(一人当たりコスト：①病的ギャンブル@30USD(約 4 千円))</p> <p><根拠></p> <p>①病的ギャンブル 病的ギャンブルのうち治療を受けようとしている割合 3%×ギャンブル依存症のための強制的な治療施設の運用に係る、病的ギャンブル一人当たりのコスト 1,000USD(約 12 万円) =30USD(約 4 千円)</p> <p>なお、問題ギャンブルについてはその多くが、病的ギャンブルになるまで、このような本格的な治療施設を使用しないと、コストの試算に含めていない。</p>
破産に係るコスト	<p>・破産に係るコスト(一人当たりコスト：①問題ギャンブル@1,550USD(約 19 万円)、②病的ギャンブル@3,300USD(約 40 万円))</p> <p><根拠></p> <p>①問題ギャンブル (問題ギャンブルの破産経験率 10.3% (実測値) - 当該者がギャンブル</p>

	<p>ルの問題を抱えていなかった場合に想定される破産率 6.3% (期待値)) ×個人の破産によってもたらされる債権者の損失 39,000USD(約 468 万円)≒約 1,550USD(約 19 万円)</p> <p>②病的ギャンbling (問題ギャンblingの破産経験率 19.2% (実測値) – 当該者がギャンblingの問題を抱えていなかった場合に想定される破産率 10.8% (期待値)) × 個人の破産によってもたらされる債権者の損失 39,000USD(約 468 万円)≒ 約 3,300USD(約 40 万円)</p>
--	---

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-10	Social Costs Of Gambling: A Comparative Study Of Nutmeg And Cheese State Gamblers	William N.Thompson Ricardo Gazel Dan Rickman	米国	2000/12

社会的コストの試算 (結果) ³⁷³

項目	コネチカット州	ウィスコンシン州
在職者による生産性の低下	1,770USD (約 21 万円)	1,329USD (約 16 万円)
失業保険	448USD (約 5 万 4 千円)	448USD (約 5 万 4 千円)
失業者による生産性の低下	1,666USD (約 20 万円)	1,666USD (約 20 万円)
破産	2,300USD (約 28 万円)	1,487USD (約 18 万円)
窃盗被害	7,219USD (約 87 万円)	1,733USD (約 21 万円)
民事裁判	536USD (約 6 万 4 千円)	535USD (約 6 万 4 千円)
逮捕	71USD (約 9 千円)	38USD (約 5 千円)

³⁷³ 当該表は参考文献の P14 を基に作成しているが、ウィスコンシンの合計金額欄に記載してある金額と各項目を実際に合計した金額が異なっている。

刑事裁判	458USD (約 5 万 5 千円)	179USD (約 2 万 1 千円)
保護観察	333USD (約 4 万円)	152USD (約 1 万 8 千円)
収監	556USD (約 6 万 7 千円)	534USD (約 6 万 4 千円)
food stamp ³⁷⁴	178USD (約 2 万 1 千円)	61USD (約 7 千円)
Aid to Families with Dependent Children ³⁷⁵	345USD (約 4 万 1 千円)	56USD (約 7 千円)
治療	114USD (約 1 万 4 千円)	377USD (約 4 万 5 千円)
合計	15,994USD (約 192 万円)	8,681USD (約 104 万円)

社会的コスト 項目	社会的コスト試算方法
破産に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> 破産に係るコスト(一人当たりコスト：コネチカット州@2,300USD(約 28 万円)、ウイスコンシン州@1,533USD(約 18 万円)) <p><根拠></p> <p>コネチカット州では破産を申請した人間の平均借金額 10,000USD(約 120 万円) (ウイスコンシン州は 6,666USD(約 80 万円)を使用)のうちギャンブルを原因とした破産割合 23%を乗じた金額。</p>
生産性の低下に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> 職場を離れるコスト(一人当たりコスト：コネチカット州@1,770USD(約 21 万円)、ウイスコンシン州@1,329USD(約 16 万円)) <p><根拠></p> <p>コネチカット州ではギャンブル依存症者がギャンブルを原因として職場から離れている時間を年間 118 時間 (9.8 時間/月) (ウイスコンシン州は年間 88.6 時間 (7.5 時間/月))と仮定し、ギャンブル依存症者の平均時給 15USD(約 2 千円)を乗じた金額。</p> <p>一方で、在職中に集中力の低下などから引き起こされる純粋な生産の低下による時間は見積もっていない。</p>

³⁷⁴ 政府が生活保護者に発行する食料割引券、食料配給券

³⁷⁵ 米国の生活保護制度の一つで、被扶養児童のいる家庭への扶養制度

失業に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルを原因とする失業コスト(一人当たりコスト：@488USD(約 5 万 9 千円)) <根拠> ギャンブルを原因とする、失業に係る失業保険の給付実績を社会的コストとしている。 Wisconsin州、コネチカット州ともに同額。 ・ギャンブルを原因とする失業者による生産性の低下(一人当たりコスト：@1,666USD(約 20 万円)) <根拠> ギャンブルを原因とする失業による生産性の低下をギャンブル依存症者の平均時給を元に試算。 Wisconsin州、コネチカット州ともに同額。
犯罪や訴訟に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判コスト(一人当たりコスト：コネチカット州@536USD(約 6 万 4 千円)、 Wisconsin州@535USD(約 6 万 4 千円)) <根拠> 裁判 1 件あたりのコストを 3,750USD(約 45 万円)と仮定し、調査対象に選ばれたギャンブラーズ・アノニマス³⁷⁶のメンバーが過去 3 年間にコネチカット州で起こしたギャンブル絡みの裁判数 48 件を乗じ、それを調査対象人数 112 人で按分した金額を年単位に換算 (Wisconsin州も同様の方法により試算を行っている。裁判数 42 件及び調査対象人数 98 人)。 ・逮捕に係るコスト(一人当たりコスト：コネチカット州@71USD(約 9 千円)、 Wisconsin州@38USD(約 5 千円)) <根拠> 逮捕 1 件あたりのコストを 500USD(約 6 万円)と仮定し、調査対象に選ばれたギャンブラーズ・アノニマスのメンバーが過去 3 年間にコネチカット州で起こしたギャンブル絡みの逮捕数 48 件を乗じ、それを調査対象人数 112 人で按分した金額を年単位に換算 (Wisconsin州も同様の方法により試算を行っている。逮捕数 22 件及び調査対象人数 98 人)。 ・刑事裁判コスト(一人当たりコスト：コネチカット州@458USD(約 5 万 5 千円)、 Wisconsin州@179USD(約 2 万 1 千円)) <根拠> 裁判 1 件あたりのコストを 3,750USD(約 45 万円)と仮定し、調査対象に選ばれたギャンブラーズ・アノニマスのメンバーが過去 3 年間にコネチカット州で起こしたギャンブル絡みの裁判数 41 件を乗じ、それを調査対象人数 112 人で按分した金額を年単位に換算 (Wisconsin州も同様の方法により試算を行っている。裁判数 14 件及び調査対象人数 98 人)。 ・保護観察コスト(一人当たりコスト：コネチカット州@333USD(約 4 万円)、ウイ

³⁷⁶ ギャンブルをやめたいという願いを持つ人が集う自助グループ

	<p>スコンシン州@152USD(約 1 万 8 千円))</p> <p><根拠></p> <p>保護観察 1 件あたりのコストを 5,600USD(約 67 万円)と仮定し、調査対象に選ばれたギャンブラーズ・アノニマスのメンバーが過去 3 年間にコネチカット州で起こしたギャンブル絡みの保護観察数 20 件を乗じ、それを調査対象人数 112 人で按分した金額を年単位に換算 (ウィスコンシン州も同様の方法により試算を行っている。保護観察数 8 件及び調査対象人数 98 人)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収監に係るコスト(一人当たりコスト : コネチカット州@556USD(約 6 万 7 千円)、ウィスコンシン州@534USD(約 6 万 4 千円)) <p><根拠></p> <p>収監に係るコストを 1 か月あたり 1,800USD(約 22 万円)に、ギャンブラーズ・アノニマスのメンバーが過去 3 年間にコネチカット州で収監された 1 件あたりの平均的な期間 0.93 ヶ月(ウィスコンシン州は 0.89 ヶ月)を乗じた金額を年単位に換算。</p>
窃盗などの犯罪被害の金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窃盗被害(一人当たりコスト : コネチカット州@7,219USD(約 87 万円)、ウィスコンシン州@1,733USD(約 21 万円)) <p><根拠></p> <p>ギャンブルで使用することを目的として発生した窃盗の被害金額。</p>
生活保護などの社会保障に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ food stamp に係るコスト(一人当たりコスト : コネチカット州@178USD(約 2 万 1 千円)、ウィスコンシン州@61USD(約 7 千円)) <p><根拠></p> <p>調査対象者のうち food stamp の恩恵を受けていると答えた 10 人に、彼らが恩恵を受けた金額を一人当たり 2,000USD(約 24 万円)を乗じ、調査対象者数 112 人で按分(ウィスコンシン州も同様の方法により試算を行っている。恩恵を受けている人数 3 人、調査対象者数 98 人)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Aid to Families with Dependent Children に係るコスト(一人当たりコスト : コネチカット州@345USD(約 4 万 1 千円)、ウィスコンシン州@56USD(約 7 千円)) <p><根拠></p> <p>調査対象者のうち Aid to Families with Dependent Children の恩恵を受けていると答えた 7 人に、彼らが恩恵を受けた金額として一人当たり月 460USD(約 5 万 5 千円) (年 5,520USD(約 66 万円)) を乗じ、調査対象者数 112 人で按分(ウィスコンシン州も同様の方法により試算を行っている。恩恵を受けている人数 1 人、調査対象者数 98 人)。</p> </p>
カウンセリングなどに係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療に係るコスト(一人当たりコスト : コネチカット州@114USD(約 1 万 4 千円)、ウィスコンシン州@377USD(約 4 万 5 千円))

	<p><根拠></p> <p>調査対象人数 112 人(ウイスコンシン州 98 人)のうち 73 人(ウイスコンシン州 64 人)がギャンブルを原因とする疾病を原因として治療を受けており、一人当たりの治療費は 761USD(約 9 万 1 千円) (ウイスコンシン州 875USD(約 11 万円))である。そのうち、保険でカバーされている 69%(ウイスコンシン州 66%)を社会的コストとしている。</p> <p>コネチカット州・・・73 人×761USD(約 9 万 1 千円)×69%÷112 人 =114USD(約 1 万 4 千円)</p> <p>ウイスコンシン州・・・64 人×875USD(約 11 万円)×66%÷98 人 =377USD(約 4 万 5 千円)</p>
--	--

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-7	NEW HAMPSHIRE Gaming Study Commission Final Report	NEW HAMPSHIRE GAMING STUDY COMMISSION	米国	2010/05
社会的影響 (Social Impact)に関する調査結果の概要				
<p>ニューハンプシャー州内を裕福な地域（南部エリア）や貧しい地域（北部エリア）など5つの地域に分けて、それぞれカジノを新設した場合の影響金額を算定している。また、当該影響金額の中には隣接するマサチューセッツ州でカジノを新設した場合の影響も織り込んでいます。</p> <p>経済効果・・・6.4 百万 USD(約 7.7 億円) (北部エリア)～150.1 百万 USD(約 180 億円) (南部エリア)³⁷⁷</p> <p>社会的コスト・・・9.6 百万 USD(約 11.5 億円) (北部エリア)～60.0 百万 USD(約 72 億円) (南部エリア)³⁷⁸</p> <p>経済効果から社会的コストを控除した金額・・・約▲3 百万 USD(約 3.6 億円) (北部エリア)～約 90 百万(約 108 億円)USD(南部エリア)</p>				
経済効果の考え方				
カジノの収益や周辺地価の増加からもたらされる税収				
経済効果を求める際の前提				
<p>カジノを新設した場合と現状のままの場合の税収等の差額をプラスの経済効果としている。その際、カジノを新設することにより、収益に影響を与える主な構成要素は以下の3つであると考えている。</p> <p>a. 州内に住んでいるが、州外でギャンブルを行っている人物</p> <p>b. 州内に住んでいて宝くじ以外のギャンブルを行っていない人物</p>				

³⁷⁷ 5,000 台のスロットマシンかつテーブルゲームを含む 500 百万 USD の投資を行ったケースの試算結果を使用している。

³⁷⁸ 5,000 台のスロットマシンかつテーブルゲームを含む 500 百万 USD の投資かつ社会への影響度高い場合の試算結果を使用している。

c.州外に住んでいる人物

特に、ニューハンプシャー州にとって、現時点で同州の収益となっていないa及びcのグループに属する顧客から収益がもたらされる可能性について言及している。また、これらのグループはカジノだけでなく周辺のレストランなどでも消費を行うため、既存の産業にとってもプラスとなる可能性についても言及している。

雇用創出やカジノ周辺産業から派生する付随的な影響

上記の a 及び c のグループに属する顧客の数を増加させることができれば、カジノ関連産業から発生する波及効果及び新たな雇用創出といった、プラスの影響が期待できるとしている。一方で、b のグループに属する顧客については既存産業の代わりにカジノを使用するだけであり、既存産業に対する消費の減少は、そこからの直接的な経済効果及び波及する経済効果を失わせてしまう。結果として、bのグループがカジノを利用することにより生じる、カジノ関連産業からのプラスの影響を相殺してしまうことになる。既存産業に対する消費の減少として、具体的に以下の項目について影響を検討している。

・他のギャンブル

他州におけるスロットマシン収益の増加（カジノ収益）と宝くじ収益の減少の比率をもとに、スロットマシンの収益が1USD(約120円)につき56セント(約67円)宝くじの収益が減少すると仮定し、宝くじからの税収が22百万USD(約2,640万円)減少すると試算。

・飲食施設/宿泊施設

ニューハンプシャー州への観光客は総消費額40%を飲食や宿泊に使用しているというデータから、ニューハンプシャー州の住民がカジノで消費する金額の40%が飲食施設や宿泊施設へのカニバリゼーションの金額であると試算。

・雇用

カジノが新設されることにより、従来よりも全体としての雇用総数は増加するが、北部エリアなどでは既存の雇用が最大で70%失われると試算。

社会的コストの試算（概要）

カジノ新設により増加が見込まれる社会的コストを、増加する依存症の人数に比例しない定額コスト（監視や管理のためのシステム構築に係るコスト）と増加する依存症の人数に比例して発生するコストに分類している。

また、依存症の人数に応じて発生するコストも、依存症を問題ギャンbling及び病的ギャンblingに分けて、依存症一人当たりのコスト×増加する依存症の人数、で試算している。増加する依存症の人数（問題ギャンbling又は病的ギャンbling）は、過去に行われた Shaffer H and Hall M. 「Updating and Refining Prevalence Estimates of Disordered Gambling Behaviour in the United States and Canada」³⁷⁹の調査結果をもとに、カジノの近くの居住者ほど依存症になる可能性が高くなる、生涯で10回以下の来場が見込まれる顧客は依存症になる可能性は無いと考えるなどの仮定の下以下のように試算されている³⁸⁰。

³⁷⁹ 過去にアメリカとカナダで発表された134の研究を集計し、ギャンbling依存症について深刻度に応じてその割合を発表した1999年の文献である。

³⁸⁰ 5,000台のスロットマシンかつテーブルゲームを含む500百万USDの投資を行ったケースの試算結果を使用している。

問題ギャンブリング・・・96 人(北部エリア)～8,828 人(南部エリア)

病的ギャンブリング・・・54 人(北部エリア)～5,424 人(南部エリア)

なお、問題ギャンブリング及び病的ギャンブリングは、依存度を測る際の診断基準（DSM-IV³⁸¹）の該当項目数により定義されている。

また、社会的コストの試算について合意されたモデルは無く、結果も様々であるとしている（このモデルを使用するために他のモデルも使用して影響金額を算定したが、様々なモデルの中で最も平均的な値となっている。）。そこで NORC により定義されている社会的コストを報告書作成時の貨幣価値に調整して使用することとしている。各項目に係る試算結果は以下のとおりである。

社会的コスト項目	社会的コスト試算方法 ³⁸²
州が負担する監視のためのコスト	6.5 百万 USD(約 7 億 8 千万円) ＜根拠＞ 監視のためのシステム構築、管理のためのコストはカジノ規模などに関わらず、ある程度一定であると仮定している。そのため上記の州が直接負担するコストとは分離して、州の保安部が見積もった金額を使用している。従って、カジノを新設する場所により金額は変わらないとしている。
州が負担する治療等のためのコスト	1.5～3.7 百万 USD(約 1 億 8 千万～約 4 億 4 千万円) ＜根拠＞ 米国保健福祉省が、ギャンブル依存症者に係るギャンブルを行わせないためのコスト、治療に関する広告宣伝に係るコスト、教育プログラムに係るコスト、プログラムの評価に係るコスト、管理に係るコスト、治療に係るコストとして見積もった金額を使用している。上記のコストのうち治療のためのコストの対象となるのは問題ギャンブリングと病的ギャンブリングの半分であると仮定し、州が負担するコストを試算している（病的ギャンブリングになってしまうと、治療すら要求しなくなるため）。従って、カジノを新設する場所によってギャンブル依存症者の発生人数が多く見込まれる地域ほど金額が大きくなっている。
上記以外の項目で州が直接負担しなければならない費用	0.4～12.1 百万 USD(約 4,800 万～約 1 4 億 5 千万円) ＜根拠＞ 州が負担する失業保険、生活保護、逮捕、刑罰に係る費用をそれぞれ、問題ギャンブリングの増加人数×問題ギャンブリング一人当たりのコスト+病的ギャンブリングの増加人数×病的ギャンブリング一人当たりのコストにより試算している。なお一人当たりのコストは NORC の公表している金額を一部修正したものを使用している。 それぞれの内訳は以下のとおりである ³⁸³ 。

³⁸¹ アメリカ精神医学会が定義している『精神疾患の分類と診断のマニュアルと基準』の第 4 版。

³⁸² 以下の試算結果は 5,000 台のスロットマシンかつテーブルゲームを含む 500 百万 USD の投資かつ社会への影響度高の場合を使用している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険：0.04～1.29 百万 USD(約 480 万～約 1 億 5 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンbling@81USD(約 1 万円)、病的ギャンbling@106USD(約 1 万 3 千円)) ・生活保護：0.05～1.40 百万 USD(約 600 万～約 1 億 7 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンbling@112USD(約 1 万 3 千円)、病的ギャンbling@75USD(約 9 千円)) ・逮捕：0.15～4.75 百万 USD(約 1,800 万～約 5 億 7 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンbling@299USD(約 3 万 6 千円)、病的ギャンbling@389USD(約 4 万 7 千円)) ・刑罰：0.15～4.71 百万 USD(約 1,800 万～約 5 億 7 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンbling@208USD(約 2 万 5 千円)、病的ギャンbling@529USD(約 6 万 3 千円))
<p>上記以外の項目で州以外が負担する金銭の支出以外のものを含んだ費用</p>	<p>1.2～37.7 百万 USD(約 1 億 4 千万～約 45 億 2 千万円)</p> <p><根拠></p> <p>州以外が負担する生産性の低下、離婚が引き起こす家庭の問題、病気、精神的な病、破産に係るコストをそれぞれ、問題ギャンblingの増加人数×問題ギャンbling一人当たりのコスト+病的ギャンblingの増加人数×病的ギャンbling一人当たりのコストにより試算している。なお一人当たりのコストは NORC の公表している金額を一部修正したものを使用している。それぞれの内訳は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性の低下：0.14～4.36 百万 USD(約 1,700 万～約 5 億 2 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンbling@249USD(約 3 万円)、病的ギャンbling@398USD(約 4 万 8 千円)) ・離婚が引き起こす家庭の問題：0.41～12.62 百万 USD(約 4,900 万～約 15 億 1 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンbling@607USD(約 7 万 3 千円)、病的ギャンbling@1,338USD(約 16 万円)) ・病気：0.16～4.72 百万 USD(約 1,900 万～約 5 億 7 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンbling@0USD、病的ギャンbling@871USD(約 10 万円)) ・精神的な病：0.20～6.18 百万 USD(約 2,400 万～約 7 億 4 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンbling@448USD(約 5 万 4 千円)、病的ギャンbling@411USD(約 4 万 9 千円))

³⁸³ 内訳については文献の数値を元にあずさ監査法人が試算を行った。

	千円)) ・破産に係るコスト：0.32～9.83 百万 USD(約 3,800 万～約 11 億 8 千万円) (一人当たりコスト：問題ギャンブリング @482USD(約 5 万 8 千円)、病的ギャンブリング @1,027USD(約 12 万円))
--	--

図表 1-2-4 ニューハンプシャー州の位置



(出典：調査対象とした文献を基にあずさ監査法人作成)

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-6	Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission	Australian Government Productivity Commission	豪州	2010/06
社会的影響 (Social Impact)に関する調査結果の概要				
社会的コストを大きく上回る経済効果を創出するギャンブル産業が豪州に与えている影響を記載した文献である				
<ul style="list-style-type: none"> ・経済効果 ……11,470～14,672 百万 AUD(約 1 兆～約 1.2 兆円) ・社会的コスト……6,013～9,765 百万 AUD(約 0.5 兆～約 0.8 兆円) ・経済効果から社会的コストを控除した金額……1,705～8,659 百万 AUD(約 0.1 兆～約 0.7 兆円) (最小の経済効果-最大の社会的コスト/最大の経済効果-最小の社会的コスト) 				
経済効果を求める際の前提				
当該文献は現時点でのカジノがもたらすプラスの消費者余剰 ³⁸⁴ を経済効果として試算している。 最終的に現時点での経済効果 (プラスの消費者余剰) から実績の社会的コスト (精神的な費用等の				

³⁸⁴ 一般的には、消費者がある財やサービスを購入するとき、最大限支払ってもよいと考える額と実際に支払った額との差分のことで、消費者が得る便益を指す。当該文献では、ギャンブル産業がもたらす経済効果を消費者余剰という形でギャンブルに費やした金額とギャンブルを行う回数を元に試算している。また、経済効果はギャンブラーを通常のギャンブラーと問題ギャンブラーに分類して、それぞれの消費者余剰の金額を試算している。

見積りも含む) を控除して、純額でプラスの経済効果が得られているとしている。

雇用創出やカジノ周辺産業から派生する付随的な影響

ギャンブル産業に投入した資源が他の産業に使用された場合の効果や、他のサービスからの効果の流入を考慮すると、ギャンブル産業及び関連施設が与える経済効果は相殺されると考えられており、影響を考慮していない。また、雇用創出についてもギャンブル産業での仕事は高いコミュニケーション能力等が要求され、当該業界で雇用されなくてもいずれかの形での雇用が想定される人物である。従って雇用創出のメリットを考慮していない。

社会的コストの試算（概要）

ギャンブルが引き起こす社会的コストと考えられている項目それぞれについて、ギャンブラー 1 人あたり又は 1 件あたりのコストにギャンブラーの増加人数又は増加件数を乗じて、ギャンブル依存症者を分類せず影響金額を試算している。また 1 件あたりの費用についても、治療費などは実績値を使用し、うつ病等の精神的なコストは Commission が行った調査結果を利用している。

社会的コスト項目	社会的コスト試算方法 ³⁸⁵
破産	<ul style="list-style-type: none"> ・国が負担する破産管財人のためのコスト 破産 1 件当たりの管財人に係るコスト×ギャンブルを原因とする破産件数 (破産により返済できなかった借金等については価値の移転に過ぎないため考慮していない)
生産性の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルへの依存で仕事に集中できずに低下してしまった生産性 アンケートに対してギャンブルが気になり仕事に集中できないと答えた人数×生産性低下割合×平均賃金
失業に伴うコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルへの依存から失業に至った場合には、失業期間中に失われる生産性及び失業者のための職探しのために国が負担するコスト (平均的な失業期間×平均的な週給+失業者のための職探しにより生じるコスト) ×ギャンブルにより失業した人数 ・ギャンブルによる失業を原因とした従業員の入れ替えに伴う研修コストや生産性の低下 平均収入の 10%×入れ替えが必要になる従業員数 ・失業保険 平均失業保険金額×依存症により失業した人数÷2
犯罪や訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や訴訟に係るコストは、国が刑事司法制度維持のために支出するコスト 刑事事件 1 件に係るコスト×ギャンブルがらみの事件の被害者の人数+付随する裁判に係るコスト ・裁判後に有罪判決となった場合の収監にかかるコスト

³⁸⁵ 試算は、1999 年の報告書と同様の方法により行われている。一方で、2010 年版においても試算は行われているが、項目ごとに発生金額を確認できる文献が存在しない。そのため、ここでは 1999 年に公表された同様のレポートの記載を参考に各項目について記述している。

	ギャンブルによる収監人数×平均収監期間×1人あたりに係る収監コスト
離婚	<ul style="list-style-type: none"> 離婚手続を進める際に係る金銭的なコスト ギャンブルを原因とする離婚件数×離婚手続に係るコスト 離婚の精神的なコスト 離婚により精神的な苦痛を被る人数（件数×3.3）×1人あたりの精神的なコスト
社会との関係の崩壊（離婚除く）	<ul style="list-style-type: none"> 離婚以外の家庭関係の崩壊に伴い発生する精神的なコスト 離婚以外の家庭関係の崩壊により精神的な苦痛を被る人数（件数×2）×1人あたりの精神的なコスト
暴力	<ul style="list-style-type: none"> 暴力に伴う社会的コスト ギャンブル関連の暴力事件件数×ギャンブル問題を抱えている平均件数×想定される精神的なコスト
うつ	<ul style="list-style-type: none"> うつに伴う社会的コスト うつ病に悩む人数×想定される精神的なコスト
自殺	<ul style="list-style-type: none"> 自殺に係るコスト 以下の2通りの方法により試算（下記では、自殺を「試みた」場合のコストの方が想定される精神的なコストも高額となっている）。 自殺を考えた人×想定される精神的なコスト 自殺を試みた人×想定される精神的なコスト なお試みた人については家族も心の被害を受けると考えられるため、親と家族に分けて上記と同じように試算
カウンセリングなどの医療コスト	<ul style="list-style-type: none"> 政府が提供するカウンセリングなどのケアに係るコスト 実績値を使用

INDEX	文献名等	発行元又は著者	対象国	発行年月
2-5	ギャンブルによる社会問題に関する研究結果	韓国「射幸産業統合監視委員会」	韓国	2010/12
社会的影響（Social Impact）に関する調査結果の概要				
韓国において射幸産業がもたらす社会的コストは売上金額を大きく上回るとした文献である。				
経済効果……16兆5,337億KRW(約1.65兆円)				
社会的コスト……約78兆KRW(約7.8兆円)				
経済効果から社会的コストを控除した金額……▲約60兆KRW(約6兆円)				
経済効果の考え方				
韓国国内の射幸産業全体の売上				
経済効果を求める際の前提				

当該文献は現時点での射幸産業³⁸⁶全体の売上を使用しており、特に複雑な前提等はない

雇用創出やカジノ周辺産業から派生する付随的な影響

記載なし

社会的コストの試算（概要）

ギャンブルが引き起こす社会的コストと考えられている項目それぞれについて、様々な過程をおき社会的コストを検討している。他の文献で見られるような、件数×1件あたりのコストだけでなく、国家全体でかかったコストにギャンブル依存症率やギャンブル依存症者数などの割合を乗じて試算をおこなっている。

社会的コストの試算（ギャンブラー一人当たりのコスト等）

ギャンブルが引き起こす社会的コストと考えられている項目それぞれについて、ギャンブラー1人当たり又は1件当たりのコストにギャンブラーの増加人数又は増加件数を乗じて、ギャンブル依存症者を分類せず影響金額を試算している。

社会的コスト項目	社会的コスト試算方法
ギャンブル投資コスト	4,418,700 百万 KRW（約 4,419 億円） <根拠> 射幸産業の売上金額のうち、ギャンブル依存症者からの支出によるものを社会的コストとしている。 ギャンブル業界の売上高(顧客の支出額)×75% ※75%の根拠→ギャンブル業界の売上高の75%はギャンブル依存症者から発生していると推測できるため
ギャンブルによる借金の利子コスト	17,108,444 百万 KRW（約 1.7 兆円） <根拠> ギャンブル依存症者が資金的な問題を抱え、それを返済するために発生する利息を社会的コストとしている。 負債の支払利息=総負債額（世帯当たりの平均負債額×総世帯数） ×ギャンブル依存症率×0.49（法定最高金利） ※以下の項目についても同様であるがギャンブル依存症率→国民全体に占めるギャンブル依存症者の割合であり、韓国では6.1%と試算されている。
生産性の低下に係るコスト	28,859,360 百万 KRW（約 2.9 兆円） <根拠> ギャンブルのことが気になり、仕事に集中できないことが引き起こす生産性の低下を社会的コストとしている。 ギャンブル依存症者数（総人口×ギャンブル依存症率） ×ギャンブル依存症者平均年収（1,532,288 KRW）（約 15 万円）×生産性低下率（56.1%）

³⁸⁶ 韓国における競馬、競輪、競艇、闘牛、宝くじ、体育振興投票券、カジノ

	<p>※平均年収及び生産性低下率(=一般的な労働者の業務成果に対するギャンブル依存症者の業務成果達成率)の値はアンケート結果を用いている。</p>
ギャンブルによる失業に係るコスト	<p>21,451,610 百万 KRW (約 2.1 兆円)</p> <p><根拠></p> <p>ギャンブルを原因とする失業に関するリスクを社会的コストとしている。</p> <p>失業=職場内の生産性の低下[ギャンブル依存症者数(総人口×ギャンブル依存症率)×ギャンブル依存症者の平均年収(1,532,288 KRW)(約 15 万円)]×ギャンブル依存症者の失業率 41.7%</p> <p>※41.7%の根拠→アンケート調査結果より</p>
犯罪被害コスト	<p>15,868 百万 KRW (約 16 億円)</p> <p><根拠></p> <p>窃盗や強盗などの犯罪はギャンブルにより資金繰りが困窮することも原因と考えられるため、社会的コストとしている。</p> <p>犯罪被害コスト=物的損害(窃盗、強盗、恐喝、盗品、損壊、詐欺、横領、背任)×犯罪シェア(ギャンブル犯罪発生件数/総犯罪発生件数×100)</p>
家庭内暴力関連コスト	<p>190 百万 KRW (約 1,900 万円)</p> <p><根拠></p> <p>ギャンブルと家庭内暴力などの暴力事件の間には結びつきがあると考えられており、国家が家庭内暴力から女性を守るために係るコストを社会的コストとしている。</p> <p>家庭内暴力関連コスト=家庭内暴力保護機関の運用コスト(女性緊急電話 1366 センター運営費、家庭内暴力相談所の運営費、家庭内暴力の被害者の保護施設運営費、保護施設拡張)×ギャンブル依存症率×ギャンブル依存症者の家庭内暴力の発生率(43.7%)</p> <p>※43.7%の根拠→アンケート調査結果より</p>
児童虐待関連コスト(児童虐待を解決するために執行する児童保護専門機関の運営費)	<p>208 百万 KRW(約 2,100 万円)</p> <p><根拠></p> <p>ギャンブルと児童虐待などの暴力事件の間には結びつきがあると考えられており、国家が児童虐待から児童を保護するために係るコストを社会的コストとしている。</p> <p>児童虐待関連コスト=児童保護専門機関の運営費(中央児童保護専門機関 1 つ、拠点児童保護専門機関 19 個、小規模</p>

	<p>児童保護専門機関 25 個) ×ギャンブル依存症率 ×ギャンブル依存症者による児童虐待の発生率 (31.2%)</p> <p>※31.2%の根拠→アンケート調査結果より</p>
裁判関連コスト	<p>17,732 百万 KRW(約 18 億円)</p> <p><根拠> ギャンブルを原因とした賭博に係る事件の裁判に係るコストを社会的コストとしている。 裁判関連コスト=裁判関連総コスト (全体裁判件数×国選弁護士コスト 30 万 KRW(約 3 万円)) ×犯罪シェア (ギャンブル犯罪 発生件数/総犯罪発生件数×100)</p>
警察関連コスト	<p>23,200 百万 KRW(約 23 億円)</p> <p><根拠> ギャンブルを原因とした賭博に係る事件の警察関連のコストを社会的コストとしている。 警察関連コスト=警察庁「警察」の項目の予算 (治安維持と国民生活の 安定) ×犯罪シェア (ギャンブル犯罪発生件数/総犯罪 発生件数×100)</p>
収監に係るコスト	<p>3,893 百万 KRW(約 4 億円)</p> <p><根拠> ギャンブルを原因とした賭博に係る事件の収監に係るコストを社会的コストとしている。 教導関連コスト=年間刑務所関連の総コスト×犯罪シェア (ギャンブル犯罪 発生件数/総犯罪発生件数×100)</p>
医療コスト	<p>5,144,271 百万 KRW(約 5,144 億円)</p> <p><根拠> ギャンブルを原因として発生する治療に係るコストを社会的コストとしている。 医療コスト=ギャンブル依存者 1 人当たりの医療コスト×ギャンブル依存症者 (総人口 × ギャンブル依存症率)</p>
自殺関連コスト	<p>179,754 百万 KRW(約 180 億円)</p> <p><根拠> ギャンブル依存症者は通常よりも自殺の確率が高いのでそれに関連したコストを社会的コストとしている。 自殺関連コスト=全自殺人口×ギャンブル依存症率×自殺未遂率 (37.1%) ×ギャンブル依存症者の平均年収 (1,532,288 KRW) (約 15 万円) × (平均寿命 -</p>

	平均自殺年齢)
個人的な基礎生計コスト	<p>51,002 百万 KRW(約 51 億円)</p> <p><根拠></p> <p>ギャンブルを原因として生活保護を受給することになってしまったコストを社会的コストとしている。</p> <p>個人的な基礎生計コスト=基礎生活保障受給給与執行実績×ギャンブル依存症者のうち受給者の割合 (20.1%) ×ギャンブル依存症率</p> <p>※20.1%の根拠→アンケート調査結果より</p>
家族の基礎生計コスト	<p>60,644 百万 KRW(約 61 億円)</p> <p><根拠></p> <p>ギャンブルを原因として家族が生活保護を受給することになってしまったコストを社会的コストとしている。</p> <p>家族の基礎生計コスト=基礎生活保障受給給与執行実績×ギャンブル依存症者の家族の需給者の割合 (23.9%) ×ギャンブル依存症率</p> <p>※23.9%の根拠→アンケート調査結果より</p>
失業時の再就職コスト	<p>171,052 百万 KRW(約 171 億円)</p> <p><根拠></p> <p>ギャンブルを原因とした失業による雇用保険等のコストを社会的コストとしている。</p> <p>失業時の再就職コスト=雇用保険支出額 (失業給付) +雇用者の新規採用や教育に係るコスト+ (仕事を見つけるための費用) ×ギャンブル依存症率×ギャンブル依存症者の失業率 (41.7%)</p>
ギャンブル依存症に係る治療コスト	<p>13,295 百万 KRW(約 13 億円)</p> <p><根拠></p> <p>ギャンブル依存症治療のための治療センターの運営に係るコストを社会的コストとしている。</p> <p>ギャンブル依存症の治療コスト (依存症治療センターの運営コスト)</p> <p>=ユーキャンセンター³⁸⁷運営コスト</p> <p>+韓国ギャンブル依存症予防治療センター運営コスト</p> <p>+競輪競艇依存症予防治療センター運営コスト</p> <p>+その他の依存症予防治療センター運営コスト</p>

³⁸⁷ 1998 年に運営を開始した、韓国馬事会が運営する国内最初の賭博中毒治療センター

個人のギャンブル依存症治療コスト	716,630 百万 KRW(約 717 億円) <根拠> ギャンブル依存症治療のための治療に係るコストを社会的コストとしている。 ギャンブル依存症の治療費=1 人当たり平均ギャンブル依存症の治療費× ギャンブル依存症者数×ギャンブル依存症者の 治療参加率 (10%)
------------------	---

(5)まとめ

IR/カジノ導入に係る経済効果及び社会的コストを検討した国内及び海外の文献の比較を通じて得られた考察を以下の観点から整理した。

① 経済効果の試算の前提となる投資・事業計画の合理性について

IR/カジノ導入の経済効果を試算する前提として、IR/カジノの建設投資及び運営後の事業計画が必要となる。現在、日本を分析対象とした文献で行われている経済効果の試算では、実際の IR の投資事業計画が存在していないことから、主としてシンガポール等の他国の IR/カジノ施設等を参考にした簡便的な試算が行われている。

また、正確かつ有用な経済効果の試算を行うためには、投資計画・事業計画のベースとなる需要予測が重要と考えられる。需要予測を行う上では、国外及び国内からの観光客の増加、公的ギャンブルやパチンコ需要の取り込み、カジノ参加人数と周辺人口との比率等も踏まえた検討を行うことになると想定される。

② カニバリゼーションの考慮について

カジノの社会的影響について検討した(4)海外を分析対象とした文献において、考慮されているカニバリゼーションの影響について、その対象や定量化の有無を 以下のように整理した。

図表 1-2-5 調査対象とした文献におけるカニバリゼーションの整理

文献名	カニバリゼーションの対象	カニバリゼーションの定量化
NEW HAMPSHIRE Gaming Study Commission Final Report	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじ ・飲食施設 ・宿泊施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・他のギャンブル 他州におけるスロットマシン収益の増加（カジノ収益）と宝くじ収益の減少の比率をもとに、スロットマシンの収益が1USD(約 120 円)につき 56 セント(約 67 円)宝くじの収益が減少すると仮定し、宝くじからの税収が 22 百万 USD(約 2,640 万円)減少すると試算。 ・飲食施設/宿泊施設

文献名	カニバリゼーションの対象	カニバリゼーションの定量化
		<p>ニューハンプシャー州への観光客は総消費額40%を飲食や宿泊に使用しているというデータから、ニューハンプシャー州の住民がカジノで消費する金額の40%を飲食施設や宿泊施設へのカニバリゼーションの金額として試算を行っている。</p> <p>・雇用 カジノが新設されることにより、従来よりも全体としての雇用総数は増加するが、北部エリアなどでは既存の雇用が最大で70%失われるとの試算を行っている。</p>
Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission	文献の中から具体的な対象を特定することができなかった	実質的に定量化を行っていない。 (消費者余剰の試算において、ギャンブルから派生する間接的な影響を考慮していない。)
Impacts of Wilmot Casino on Primary Impact Area - Emphasis on Socioeconomic & Public Safety	・飲食施設 ・宿泊施設	定量化を行っていない。
Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts	文献の中から具体的な対象を特定することができなかった	定量化を行っていない。

(出典：調査対象とした参考文献を基にあずさ監査法人作成)

上記のように海外を分析対象とした文献においても、カニバリゼーションの影響を定量化までした文献は2-7「NEW HAMPSHIRE Gaming Study Commission Final Report」のみであり、その範囲や定量化のモデルについて確立されているとは言い難い。また、IR/カジノ導入によるカニバリゼーションについて、必ずしも既存産業の需要を奪うものではないと考える見方も存在する。

例えば、2-2「Impacts of Wilmot Casino on Primary Impact Area - Emphasis on

Socioeconomic & Public Safety」では、カジノ新設による既存の宿泊施設や飲食産業へのカニバリゼーションの影響について、カジノホテルの部屋数を制限する事や、地元の観光資源を活用しカジノ目的の顧客の滞在期間を引き延ばすことなど、カジノ新設による経済効果をカジノ施設内だけに留めないための対策を講じることで、その影響を抑えることが可能であるとしている。また、2-9「Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts」では、カジノ新設による既存産業へのカニバリゼーションの影響を認めながらも、カジノ新設などの選択肢の増加は、消費者の消費総額を増加させる効果があるとしている。これらの文献ではいずれもカニバリゼーションの影響金額の試算方法について確立された方法がないことなどを理由に、試算を行っていない。

また、IR/カジノ導入により、周辺地域の観光客が増加し、既存の観光・飲食・宿泊施設の需要が増加することも十分考えられる。カニバリゼーションの影響を考慮するのであれば、逆に既存産業への需要増の影響も考慮する必要があると考えられる。

③ 社会的コストの範囲及び定量化の問題

社会的コストとされている項目の一部について、その範囲及び定量化のモデルについて、各文献で取扱いが異なっている。各文献の相違点をまとめると以下のとおりである。

(ギャンブル投資コストについて)

ギャンブル依存症者がギャンブルに資金を費やした額（ギャンブル投資コスト）については各国の調査により取扱いが大きく異なっており、この取扱いは最終結果の計算に重要な影響を及ぼしている。

- 2-5「ギャンブルによる社会問題に関する研究結果」: 依存症者によるギャンブル投資コスト全額について社会的コストに含めている。
- 2-6「Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission」: ギャンブル投資コストは社会的コストに含んでいない。なお、依存症者がギャンブルに費やす金額のうち、通常の範囲内と考えられる部分については消費者余剰に含めており、それを超える部分については、消費者余剰の計算から除外している。

(生産性の低下や失業など労働に関する問題を原因とするコストについて)

- 2-12「GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY」: 依存症者の失業を原因とする新規の採用費用や研修費用等の社員の入替に係るコストを生産性の低下や失業など労働に関する問題を原因とするコストとしている。
- 2-5「ギャンブルによる社会問題に関する研究結果」: 失業による生産性の低下等を労働に関する問題を原因とするコストとしている。試算方法について、依存症者の平均年収に、失業率及びアンケートにより入手した生産性の低下割合を乗じて試算を行っている。また、失業を原因とする新規の採用コストや研修コストは含まれない。
- 2-6「Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission」: 2-5「ギャンブルによる社会問題に関する研究結果」と同様、在職者及び失業者双方の生産性の

低下等を労働に関する問題を原因とするコストとしている。一方で、失業者の生産性の低下について、失業期間を考慮に入れて試算を行っている点で異なっている。また、従業員の入替に係るコストも含んでいる。

図表 1-2-6 生産性の低下や失業など労働に関する問題を原因とするコストの比較

文献名	社員の入替に係るコスト	在職者の生産性の低下	失業者の生産性の低下
National Gambling Impact Study Commission - Final Report	○	×	×
ギャンブルによる社会問題に関する研究結果	×	○	○
Gambling(2010) Australian Government Productivity Commission	○	○	○ ³⁸⁸

(出典:調査対象とした文献を基にあずさ監査法人作成)

(ギャンブル依存症者の破産や借金に関連する金銭面の問題を原因とするコスト)

2-5「ギャンブルによる社会問題に関する研究結果」(韓国)においてはギャンブルによる借金の利子費用を社会的コストに含めているが、他の海外を分析対象とした文献ではこれを社会的コストには含めていない。また、ギャンブル依存症者の破産や借金に関連する金銭面の問題を原因とするコストの試算において、各世帯の総負債額にギャンブル依存症率と法定最高金利を乗じて算定しているが、ギャンブル依存症者の負債が全てギャンブルを原因とするのか、法定最高金利で借りているのか、といった前提が十分に精査されていないことに留意しなければならない。

(社会的コストの定量化のためのデータの収集・分析について)

社会的コストの定量化に当たっては、依存者数や単位当たりのコストを算定するために多くのデータの収集・分析が必要である。さらに、配偶者や家族に与える家庭の問題、精神的肉体的な不調が引き起こす健康の問題に係るコストなどは、定量化において多くの仮定を必要とする。

以下の米国の文献に示されている社会的コストを集計すると以下のとおりであるが、各数値は乖離している。また、実績値の集計が難しい項目の試算の正確性について、事後的に検証している文献も今回の調査においては見つからなかった。

図表 1-2-7 対象者一人当たり要する年間の社会コスト (行政・民間・個人負担の合計)

³⁸⁸ 2-5「ギャンブルによる社会問題に関する研究結果」と異なり失業期間を考慮している。

コスト項目	2-12「GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY」 (対象となる地域は米国全 土)		2-10「Social Costs Of Gambling: A Comparative Study Of Nutmeg And Cheese State Gamblers」(対象となる地域は米 国 ウィスコンシン州・コネチカット州)	
	問題ギャンブリ ング	病的ギャンブリ ング	コネチカット州	ウィスコンシン州
ギャンブルに起因する破産や 借金に関連する金銭面の問 題を原因とするコスト ³⁸⁹	1,550USD (約 19 万円)	3,300USD (約 40 万円)	2,300USD (約 28 万円)	1,533USD (約 18 万円)
生産性の低下や失業など労 働に関する問題を原因とする コスト ³⁹⁰	265USD (約 3 万 2 千 円)	405USD (約 4 万 9 千 円)	3,924USD (約 47 万円)	3,483USD (約 42 万円)
ギャンブルに関連して発生する 犯罪の問題を原因とするコス ト ³⁹¹	1,630USD (約 20 万円)	2,950USD (約 35 万円)	1,954USD (約 23 万円)	1,438USD (約 17 万円)

(出典:調査対象とした文献を基にあずさ監査法人作成)

このように、社会的コストの範囲・定量化については、各文献で様々な差異があり、確立されたモデルが存在すると言い難い状況である。

以上

³⁸⁹ (4)海外を分析対象とした文献に関する整理における、破産に係るコスト

³⁹⁰ 2-12「GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY」は(4)海外を分析対象とした文献に関する整理における、生産性の低下や失業に係るコスト及び失業保険や生活保護などの社会保障に係るコストのうち失業保険の合計

2-10「Social Costs Of Gambling: A Comparative Study Of Nutmeg And Cheese State Gamblers」は(4)海外を分析対象とした文献に関する整理における、生産性の低下や失業に係るコスト

³⁹¹ 2-12「GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY」は(4)海外を分析対象とした文献に関する整理における、逮捕や刑罰に係るコスト

2-10「Social Costs Of Gambling: A Comparative Study Of Nutmeg And Cheese State Gamblers」は(4)海外を分析対象とした文献に関する整理における、犯罪や訴訟に係るコストから窃盗被害に係るコストを控除

2. 海外での IR 区域設定事例における手続き・設定基準、
並びに事業監督に関する規制当局と設置自治体の
役割・関係に係る制度

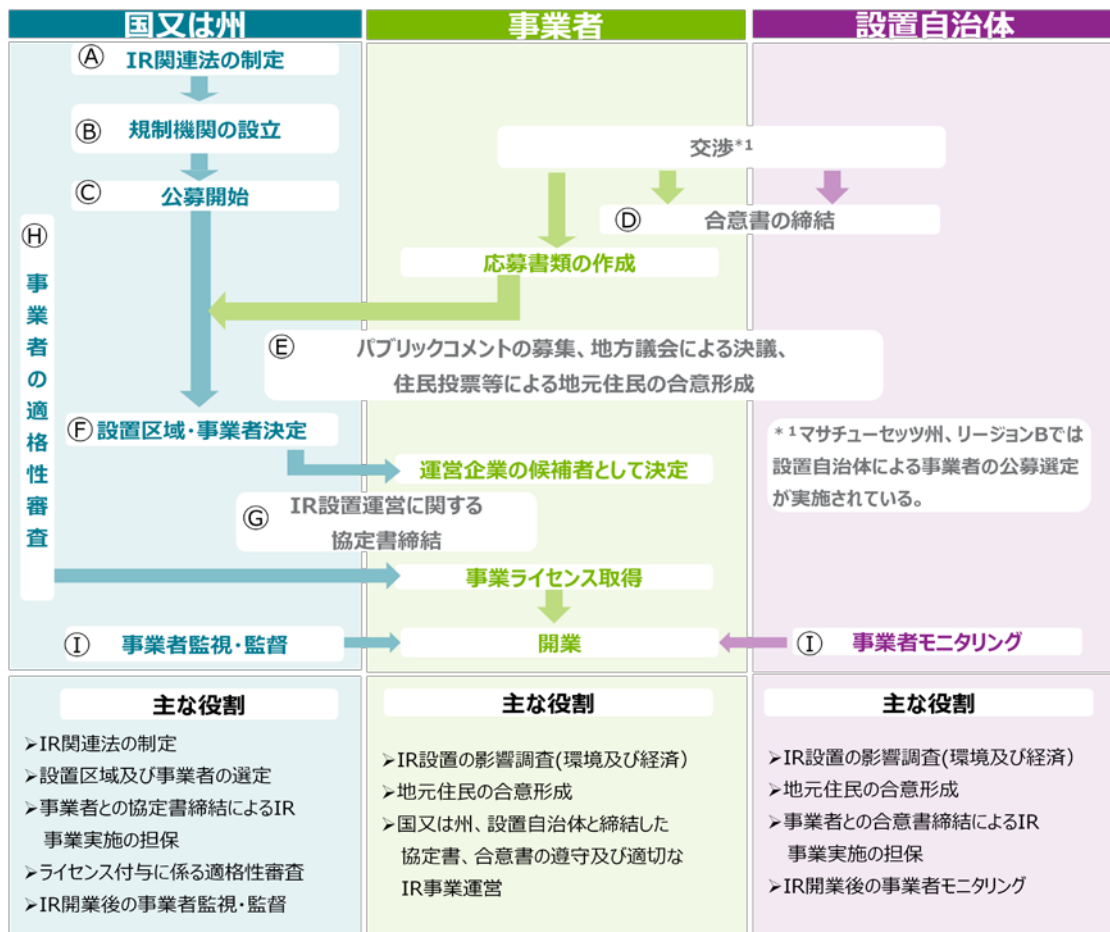
2. 海外での IR 区域設定事例における手続き・設定基準、並びに事業監督に関する規制当局と設置自治体の役割・関係に係る制度

本章では各国の IR 区域設定・事業者選定事例を中心に検討を進めるが、各国の個別事例に入る前に選定手続きの全体像を概観することとする。手続きの流れは各国で異なるため標準的な選定フローのモデルを下図に示す(下図はあくまで標準的なフローであり、特定の国・地域を指したものではない)。

なお、本調査は米国・ニューヨーク州、米国・マサチューセッツ州、豪州・ニューサウスウェールズ州、英国の4つの国・地域を対象としている。

IR 区域設定・事業者選定には、国又は州、事業者、設置自治体の3者が密接に関与することとなるが、今回の調査対象とした4つの対象国・地域では、それぞれゲーミング委員会が設置されているなど、カジノ事業を規制・監督するための行政権限や執行体制を独自に有している。

図表 2-1 IR 区域設定・事業者選定フロー及び国又は州、事業者、設置自治体の主な役割



(出典：ニューヨーク州、マサチューセッツ州、ニューサウスウェールズ州、英国の事例を基にあずさ監査法人作成)

〈左図の説明〉

④ IR 関連法の制定

IR 設置に際して、各国・地域において IR 関連法が制定されている。

⑤ 規制機関の設立

IR の事業者選定、IR 設置及び運営に必要なライセンス発行の審査及び IR 事業者の監視を行うための規制機関が設立される。既存の政府又は州の機関が規制機関の役割を担うケース(ニューサウスウェールズ州、英国)や、既存の機関とは別個に 規制機関が設立されるケース(ニューヨーク州、マサチューセッツ州) がある。

⑥ 提案募集開始

規制機関は区域選定・事業者選定に関して、設置自治体及び事業者からの提案を募集する。設置自治体をまず選定した後に事業者を選定するケース(英国)や、設置自治体と事業者を同時に選定するケース(ニューヨーク州、マサチューセッツ州、ニューサウスウェールズ州)がある。

⑦ 設置自治体と事業者間の合意書の締結

IR 設置によって最も大きく影響を受ける設置自治体は、事業者との間で、通常、IR 設置による影響を軽減するためのコスト負担や地域経済に対する貢献への取り組みといった内容に関する合意書を締結する (ニューヨーク州、マサチューセッツ州)。

⑧ 地元住民の合意形成

IR 設置に関する地元住民の意見を確認するため、パブリックコメントの募集及び地方議会決議(ニューヨーク州)や住民投票の実施(マサチューセッツ州)がなされている。

⑨ 設置区域及び事業者決定

事業者からの応募を受けて規制機関が設置区域及び事業者選定を行う。事業者選定においては事業者の提案内容の検討と⑩の適格性審査を同時に並行して実施することとなる。

⑩ IR 設置運営に関する協定書締結

規制機関と事業者との間で IR 設置による影響を軽減するためのコスト負担や総投資額、ライセンス料及び規制機関による監視の手法といった事項を規定した協定書(ニューヨーク州(未公表)、マサチューセッツ州、ニューサウスウェールズ州)を締結している。

⑪ 事業者の適格性審査

規制機関は事業者が IR 運営を行うに足る清廉性、財務健全性を有しているか確認するための適格性審査を実施する。事業者の具体的な選定に入る前に予備的な調査を実施するケース(マサチューセッツ州)や、事業者選定と同時に実施するケース(ニューヨーク州、ニューサウスウェールズ州)がみられた。

⑫ 事業者監視・監督及びモニタリング

規制機関は事業者へのライセンス付与後も、常時、事業者の監視を実施する。実施内容は IR 関連法、規制機関が定める規則又は協定書に定められている。また、設置自治体も事業者との間に締結した合意書に、モニタリングに関する定めを記載の上でモニタリングを実施することも想定される。

(1) 総論

① 調査目的

IR は通常投資額が多額にのぼり、州や都市を代表するランドマークとしての機能を果たす施設が建設されるとともに、経済的発展のエンジンとしての役割を期待されている側面がある。一方で、IR は高い集客力を有するのが通常であり、IR が建設された地域においては既存事業者や地域住民に多大な影響を及ぼす可能性が高い。

そのため、IR の設置にあたっては経済的発展のエンジンの役割を果たすという目的を最大限実現する必要があると同時に、既存事業者や地域住民に与える負の影響を慎重に検討する必要があり、IR の建設地域を検討する区域選定プロセスの占める役割が非常に重要なものとなる。

また、事業者選定に際して実施される適格性審査のタイミング(事業者選定手続との前後関係)についても各国・地域によって異なるケースが見られ、ひいては IR 開業に至るまでのスケジュールも各国によって相違があるのが現状である。

このような状況下で、各国の採用した手法やその背景を適切に理解することは意義のあることと考えられることから、こうした状況を踏まえ、本調査では海外での IR 区域設定事例における手続き・設定基準、及び事業者監視に関する規制当局と設置自治体の役割・関係に係る制度についての調査を行うこととした。

② 検討対象

2000 年以降の代表的な区域/事業者選定事例として、以下の IR/カジノ設置に係る区域選定及び事業者選定プロセスを検討の対象とした。

- 米国・ニューヨーク州で 2014 年から 2015 年にかけて行われている IR 新設手続
- 米国・マサチューセッツ州で 2012 年から 2014 年にかけて行われた IR 新設手続
- 豪州・ニューサウスウェールズ州で 2012 年から 2014 年にかけて行われた IR 新設手続
- 英国において 2005 年から 2007 年にかけて行われたリージョナル・カジノの区域選定手続

米国・ニューヨーク州、米国・マサチューセッツ州、豪州・ニューサウスウェールズ州の 3 州については、いずれも 2012 年以降の直近の事例であり、区域選定のトレンドを把握するためには、各事例について理解することが有用と考えられる。

また、英国については 2005 年から 2007 年の事例であり、10 年程度経過しているものの、国レベルで地域選定を行った事例として着目する。

以上の観点から、上記の 4 つの国、地域を検討の対象として選定している。

③ IR の設置プロセスと区域選定

IR を設置する場合には、一般的に下記の 4 つのプロセスが存在する（なお、事業者選定と事業者適格性審査は同一プロセスで並行的に行われることもあり得る。）。

- 区域選定

- 事業者選定
- 事業者適格性審査
- ライセンス交付

上記の内、区域選定及び事業者選定は必ず実施されるというわけではなく、特にIR運営に係るライセンスの発行数に上限を設けない米国・ネバダ州のような地域においては、国又は設置自治体が設置区域を選定するという手続は実施されないのが通常であり、ライセンス申請(審査・交付)から手続が開始されることとなる。

一方で、国及び州の政策として施設数を限定してIRを設置する場合には、区域選定及び事業者選定が行われるのが通常であり、本調査の対象としている米国・ニューヨーク州、米国・マサチューセッツ州、豪州・ニューサウスウェールズ州、英国の事例ではいずれも区域選定及び事業者選定が実施されている。

なお、本調査の対象外となっているが、シンガポールのIR導入事例においては国家政策としてIRが導入されているものの、あらかじめ設置場所が国により指定されており、区域選定手続は事実上実施されていない。

区域選定手続が実施される場合には、その手法は大きく以下の2つに区分される。

- 国レベルで国内の区域を選定するパターン(英国)
- 州レベルで州内の区域を選定するパターン(米国・ニューヨーク州、米国・マサチューセッツ州、豪州・ニューサウスウェールズ州)

区域選定手続の手法は主にIR導入の意思決定主体に左右されと考えられ、英国の場合には地域再生がリージョナル・カジノ導入の目的でもあり、政策目的を最も効果的に実現することができる地域(地方政府)を国が選定することが法令上規定されている。そのため、国(議会両院)が地方政府の提案に基づき、区域を選定することとなったと考えられる。

一方で米国・ニューヨーク州、米国・マサチューセッツ州の場合には意思決定主体が各州であり、州レベルで州内の区域を選定することとなったと考えられる(米国では、賭博行為を許諾するか否か、許諾する場合にはどのように規制するかは国(連邦政府)の権限ではなく、州政府の権限になる。よって、州ごとに法律が制定され、当該法律に基づき規制が行われる。)

豪州・ニューサウスウェールズ州の場合には意思決定主体が州であるものの、Unsolicited Proposals(州がユニークかつ適切な事業提案を持ってきた民間事業者のアイデアを活かし、入札等の通常の調達ルートによらず直接契約・事業実施できるように設計された制度。IR以外にも活用されている。)によりIR設置が事業者より提案されたものである。Unsolicited Proposalsの検討を行う過程で必然的にIR設置区域と事業者が同時に選定されることとなった。

区域設定手続と事業者選定手続の実施手順として以下のパターンがある。

- 区域選定と事業者選定が一体となって実施されるパターン（米国・ニューヨーク州、米国・マサチューセッツ州、豪州・ニューサウスウェールズ州）
- 事業者選定とは切り離して区域選定のみが実施されるパターン（英国）

区域選定と事業者選定が一体となって実施されるパターンは、IRを設置する地方自治体があらかじめ事業者を選定し、その上で国又は州がIR事業者を選定するという手続となる。

一方で事業者選定とは切り離して区域選定のみが実施されるパターンは、国又は州がIRを設置する地方自治体を選定するとともに、地方自治体がIR事業者を選定するという手続となる(制度上、国、地方政府、国の機関の役割が峻別されているという事情もあり、国が区域(地方政府)を指定し、地方政府が民間事業者を選定するが、別途国の機関が事業者の適格性審査を担うこととなる。)

さらに、事業者選定と適格性審査の実施時期については以下のパターンがある。

- 事業者選定と適格性審査が同時に実施されるパターン（米国・ニューヨーク州、豪州・ニューサウスウェールズ州）
- 本格的な事業者選定と適格性審査を開始する前に予備的な適格性審査を実施するパターン（米国・マサチューセッツ州）

上記のいずれにせよ、適格性審査は事業者選定と同時に実施され、事業者選定後も最終的にライセンスが交付されるまで継続されることとなる。

ただし、マサチューセッツ州では予備的な適格性審査をまず実施した上で事業者提案審査を行うことで、不適格と考えられる事業者の応募を事前に抑制している。これは、不適格な事業者の応募内容を検討するコストの削減を図ったものと考えられる。

(2)米国・ニューヨーク州

◇本項の小括

ニューヨーク州は2013年7月に北部ニューヨークゲーミング経済開発法を改正し、IRの導入を決定した。本稿では、2014年から2015年にかけて行われているIR新設に関する区域選定・事業者選定プロセスについて詳述するものとする。特に、ニューヨーク州の特徴である、地域分割の経緯、迅速な選定過程、設置自治体における協定内容について具体的な事例をもとに概説する。

① IR設置の概要

1) 総論

ニューヨーク州は、米国北東部に位置する州であり、単一市として全米一の人口を誇るニューヨーク市を擁する州である。

これまで、ニューヨーク州にはインディアンカジノ（連邦政府が認知した米国先住民がその居留地内で運営するカジノ施設。1988年に制定された連邦米国先住民ゲーミング規制法（Indian Gaming Regulatory Act）により設置が認められている。）やレーシノ（競馬場にスロットマシン等のゲーミング機器が併設された施設。ニューヨーク州では2001年にディーラーを必要としないビデオゲームの設置が認可されている。）は設置されていたものの、カジノとホテル等の付帯施設から成る大規模なIRは設置されていなかった（ニューヨーク州南部に設置されているゲンティンが運営するクイーンズリゾートワールドはあくまでレーシノに区分される施設であり、レストランやショーイベント施設を併設しているものの、宿泊施設や展示施設は併設されていない³⁹²）。

一方、ペンシルバニア州、コネチカット州及びニュージャージー州といった近隣州はIRを設置しており、マサチューセッツ州も2011年に法令を改正、2012年にIR設置に向けた事業者選定を開始している。IRによりペンシルバニア州では1,500百万USDの収益及び16,000人の雇用が、コネチカット州では300百万USDの収益及び14,000人の雇用が生み出されていると推計³⁹³されているが、ニューヨーク州にはIRが存在しないことから、ニューヨーク州の住民がこれら近隣のIRの顧客となり、ニューヨーク州の住民から得た収益により近隣州が経済的な便益を得ているのではないかと懸念が提示されるようになった。

こういった状況下において、ニューヨーク州は雇用の促進、建設投資の誘致等により北部地域の経済を活性化することを目的として、2013年7月31日に北部ニューヨークゲーミング経済開発法（The Upstate New York Gaming Economic Development Act）を改正し、北部の3地域に最大4つのIRを設置することとした³⁹⁴。

これを受け、IRの設置・運営を希望する事業者は、IRの設置・運営を行うことについて地方議会で承認を得た後、ニューヨーク州ゲーミング委員会（New York State Gaming Commission）の審査を受け、ライセンスを取得するというプロセスを経ることとなった。

実際に行われたスケジュールについて概括すると、ゲーミング委員会は、2014年3月にライセンス申請公募（RFA; Request For Application）を開始し、IRの設置・運営を希望する事業者を募った。RFAの提出に際しては、事業者は地方議会によりIRの設置・運営に関する承認を得ることを求められたため、2014年4月から6月にかけて、地方議会で上記承認にかかる決議が行われた。その後、2014年9月にゲーミング委員会はIRの立地及び事業者の提案内容に関する意見を収集する目的で住民からのパブリックコメントの募集、公聴会の開催を行った。上記の手続きを経た後、ゲーミング委員会は2014年12月に3社をIR事業者として選定した。その後、再度RFAの実施等、同様の手

³⁹² クイーンズリゾートワールドは2011年10月に設置されたレーシノであり、ゲーミング機器が5,000台程度設置されている。なお、ニューヨーク州にはクイーンズリゾートワールドの他にも、ビデオゲームを設置した施設が8施設（合計9施設）設置されている。

³⁹³ Upstate New York gaming economic development act P2より

³⁹⁴ IR導入の目的及び効果については、北部ニューヨークゲーミング開発法1300条5及び6に「4つの北部カジノ施設は経済成長を促進し、数千の優良な雇用及びさらなる収益を州にもたらすことが可能となる」旨、「州北部の観光業はニューヨーク州の経済的なインフラを構築することとなり、これら北部4地域のカジノはニューヨーク州以外及びニューヨーク州南部の住民を北部ニューヨーク州に引き付けることになる」旨記載されている。

また、IRの設置数を決定するにあたり、ゲーミング委員会はマーケットサイズや経済効果分析の内部調査を実施しているが、調査結果は公表されていない。

続きを行い、2015年10月に1社を追加でIR事業者として選定した。なお、北部ニューヨークゲーミング経済開発法において、開業はライセンス交付後24カ月以内になされることとなっている。

2) 関係機関

ニューヨーク州では2013年2月にインディアンカジノや競馬といった賭博を管理するゲーミング委員会(New York State Gaming Commission)が設置されており、IR設置にあたってゲーミング委員会が事業者選定及び事業者の監視・監督を行うこととなっている。なお、ゲーミング委員会は7名の非常勤委員で構成され、うち5名は知事により、1名は上院により、残る1名は上院と下院の双方協議により選出される。

また、具体的なIR設置地域の選定を行うための組織として賭博施設設置区域選定委員会(Gaming Facility Location Board)が設置されている。賭博施設設置区域選定委員会はゲーミング委員会が選定した5名の委員により構成される。賭博施設設置区域選定委員会のメンバーはカジノや競馬、宝くじ等の賭博に営利関係がないことが求められており、独立性が確保されている。賭博施設設置区域選定委員会が実質的な事業者選定の審査を実施し、ゲーミング委員会に報告を行う。ゲーミング委員会は賭博施設設置区域選定委員会からの報告を受けて、事業者適格性の最終判断を行っている。

IRが設置される設置自治体はIRの設置・運営を希望する事業者を承認する決議を行うこととなり、その際に合わせて事業者との間でIRの設置に伴い増加する社会的コストの負担に関する事項等について合意書(Host Community Agreement)を締結することが多い。設置自治体は当該合意に基づいて事業者の統制を行うこととなると考えられる。

また、設置自治体のほか、周辺自治体もIR設置に伴い経済的な便益を享受する一方で、社会的コストを負担することとなると考えられることから、関係機関となり得る(ただし、事業者と周辺自治体との間で締結された合意書が公表されている事実は確認できなかった)。

3) 地域分割

北部ニューヨークゲーミング経済開発法 1310条 Development Zones and Regions において、州を2つに分割(ゾーン1及びゾーン2)の上で、ゾーン1は3つのリージョンに、ゾーン2は6つのリージョンに分割するとされている。

各ゾーン及びリージョンの詳細は以下のとおりである。

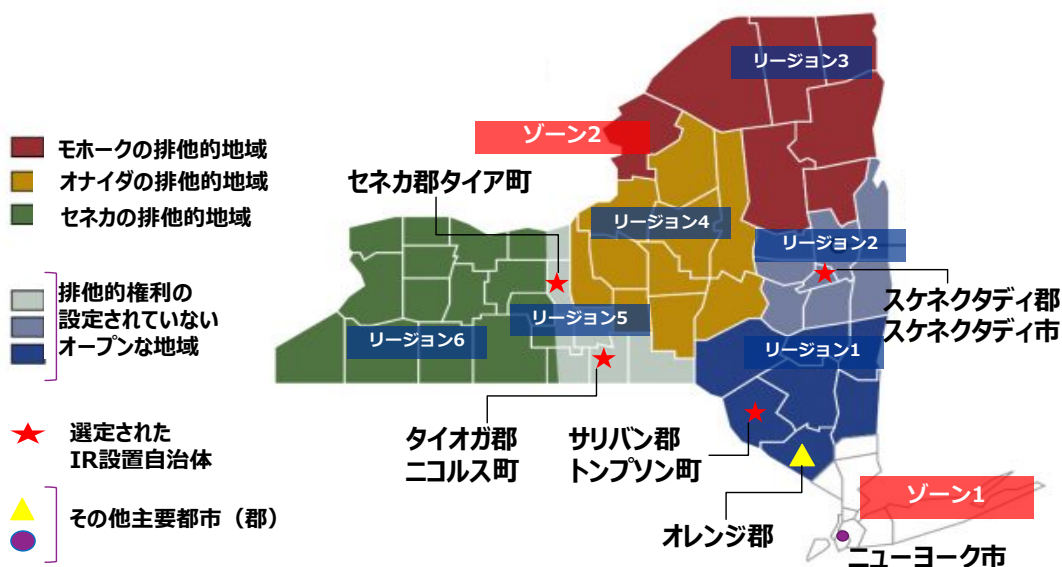
図表 2-2 各ゾーン及びリージョンの分割状況

(1) ゾーン 1
リージョン 1: パットナム, ロックランド, ウェストチェスター;
リージョン 2: ブロンクス, キングス, ニューヨーク, クイーンズ, リッチモンド;
リージョン 3: ナッソー, サフォーク;
(2) ゾーン 2
リージョン 1: コロンビア, デラウェア, ダッチェス, グリーン, オレンジ, サリバン, アルスター;
リージョン 2: オールバニ, フルトン, モンゴメリー, レンセリア, サラトガ, スケネクタディ, スカハリー, ワシントン;

- リージョン 3: クリントン, エセックス, フランクリン, ハミルトン, ジェファーソン, セントローレンス, ウォーレン;
- リージョン 4: カユガ, シェナンゴ, コートランド, ハーキマー, ルイス, マディソン, オナイダ, オンダガ, オスウェゴ, オチゴ;
- リージョン 5: ブルーム, シェマンゴ (州道 14 号以東), スカイラー (州道 14 号以東), セネカ, タイオガ, トンプキンス, ウェイン (州道 14 号以東);
- リージョン 6: アリゲイニー, カタラウガス, シャトークア, シェマンゴ (州道 14 号以西), エリー, ジェネシー, リビングストン, モンロー, ナイアガラ, オンタリオ, オーリンズ, スカイラー (州道 14 号以西), スチューベン, ウェイン(州道 14 号以西), ワイオミング, イエーツ;

(出典 : The Upstate New York Gaming Economic Development Act 1310 条を基にあずさ監査法人作成)

図表 2-3 各ゾーン及びリージョンの分割状況(図示)



(出典 : Times Union research を基にあずさ監査法人作成)

北部ニューヨークゲーミング経済開発法において図表 2-2 に記載の通り、地域分割がなされているが、その背景は以下の通りである。

ゾーン 2 における地域分割については、既存のインディアンカジノの排他的権利が認められる地域³⁹⁵としてモホーク郡(リージョン 3)、オナイダ郡(リージョン 4)、セネカ郡(リージョン 6)を設定した上で、残る地域をリージョン 1,リージョン 2,リージョン 5 の 3 つに分割した。

また、北部ニューヨークゲーミング経済開発法において、経済的に疲弊したニューヨーク州北部の地域経済活性化という法令制定の目的に照らして、北部であるゾーン 2 に IR を設置することが定められている。具体的には、ゾーン 2 の中でも、IR を設置しても既存のインディアンカジノに与える影響が比較的

³⁹⁵ モホーク郡では 1999 年に、オナイダ郡では 1993 年に、セネカ郡では 2003 年に、それぞれインディアンカジノ施設を建設した。

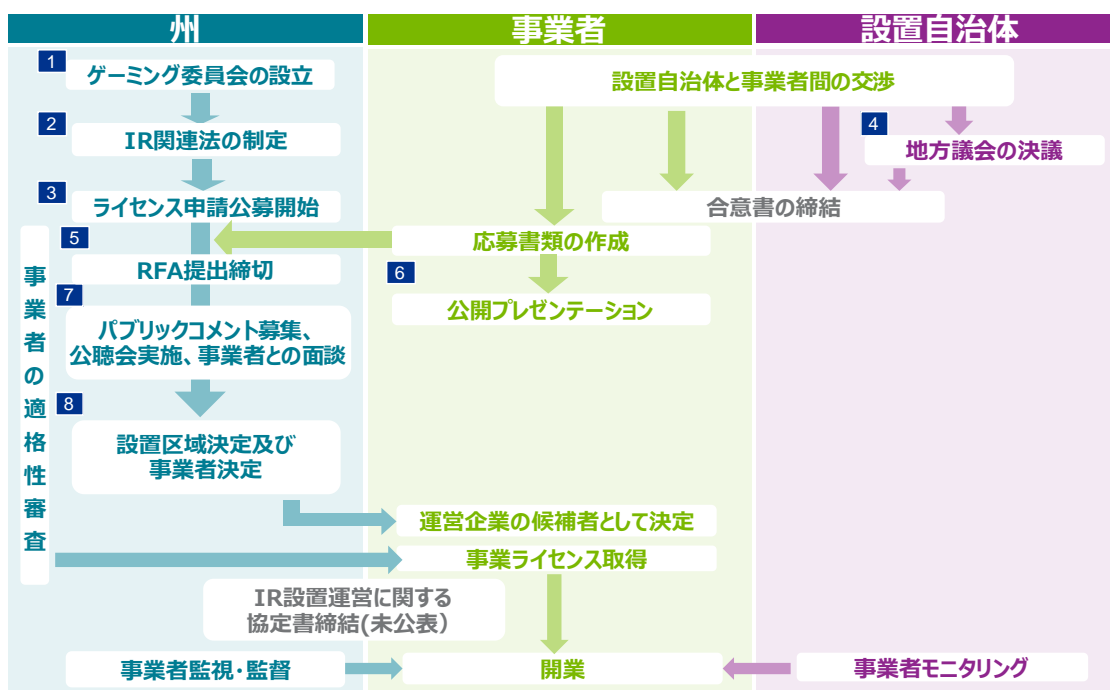
小さいと考えられるリージョン 1,リージョン 2,リージョン 5 において IR の設置・運営を認めることとされている。

なお、北部ニューヨークゲーミング経済開発法 1312 条 REQUESTS FOR APPLICATIONS によると北部地域でライセンス認可がなされた後、7 年間は南部地域において RFA を行うことができないとされている。ライセンス認可後 24 か月以内に事業者は IR を開業することとされているため、事実上北部地域は 5 年間の独占権が与えられていることとなる。

4) 選定スケジュール

ニューヨーク州における IR 開業までのプロセスは以下のとおりである。

図表 2-4 ニューヨーク州における IR 開業までのプロセス



※便宜的にプロセスの進行を示すために算用数字（プロセスの番号）を付している（番号は図表 2-5 に対応）

（出典 ゲーミング委員会 HP、その他資料を基にあずさ監査法人作成）

選定の全体スケジュールは下表のとおりである。

図表 2-5 北部ニューヨーク区域選定及び事業者選定スケジュール

プロセス の番号	事項	日付（当初選定時）	日付（追加選定時 ³⁹⁶ ）
1	ゲーミング委員会の設立	2013年2月1日	—
2	北部ニューヨークゲーミング経済開発法の改正	2013年7月31日	—
3	RFA 記載要領の公表	2014年3月31日	2015年3月23日
4	設置自治体の地方議会決議	リージョン 1 : 2014年4月1日 リージョン 2 : 2014年6月9日 リージョン 5 : 2014年6月12日	2015年4月29日
5	RFA 提出締切	2014年6月30日	2015年6月6日
6	事業者による公開プレゼンテーション	2014年9月8,9日	2015年9月10日
7	住民からのパブリックコメント募集及び公聴会 開催	2014年9月 22,23,24日	2015年9月18日
	ゲーミング委員会による事業者との面談 ³⁹⁷	2014年10月20日～ 12月9日	—
8	IR 設置区域及び事業者決定	2014年12月17日	2015年10月14日

(出典：Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board 及び Selection of the New York Gaming Facility Location Board を基にあずさ監査法人作成)

上記選定フローを経た上で、各リージョンで設置区域及び事業者が下表のとおり決定されたが、ニューヨーク州の IR には Wynn Resort や Las Vegas Sands、MGM Resorts といった、ネバダ州で大規模カジノを運営している事業者は RFA 提出を行っていない³⁹⁸。これは、ニューヨーク州のカジノ税率が米国の他の地域に比べ高く設定³⁹⁹されていることが要因の一つと考えられる。

³⁹⁶ 北部ニューヨークゲーミング経済開発法では、最大 4 つの IR ライセンスを付与することが可能であったが、2014 年 3 月に開始した RFA に基づいた審査の結果、実際にゲーミング委員会がライセンスを交付したのは 3 事業者のみであった。その後、残り 1 事業者の選定をするため、追加選定という形で、RFA 等の手続きを再度行っている。

³⁹⁷ ゲーミング委員会は事業者の財務面での計画実行可能性を協議するため、当初選定時には 4 回にわたり事業者と面談を実施している。追加選定時は面談実施の事実は確認できなかった。

³⁹⁸ Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board 及び事業者提出資料より、事業者の最終親会社を確認している。唯一大規模カジノを運営している事業者と言えるのは、マレーシア資本の Genting International がリー

図表 2-6 各リージョンの事業者、プロジェクト名称及び設置区域

ゾーン 2、リージョン 1 (キャッツキル/ハドソンバレー リージョン)		
事業者	プロジェクト名称	設置区域
Montreign Operating Company, LLC	Montreign Resort Casino	サリバン郡トンプソン町
ゾーン 2、リージョン 2 (キャピタル リージョン)		
事業者	プロジェクト名称	設置区域
Capital Region Gaming, LLC	Rivers Casino & Resort at Mohawk Harbor	スケネクタディ郡スケネクタディ市
ゾーン 2、リージョン 5 (イースタン・サザン・ティア/フィンガーレイクス リージョン)		
事業者	プロジェクト名称	設置区域
Lago Resort & Casino, LLC	Lago Resort & Casino	セネカ郡タイア町
Tioga Downs Racetrack, LLC ⁴⁰⁰	Tioga Downs Casino, Racing & Entertainment	タイオガ郡ニコルス町

(出典 : Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board を基に
あずさ監査法人作成)

北部ニューヨークゲーミング経済開発法 1311 条 License Authorization によれば、3 つの地域で最大 4 つの IR ライセンスを付与することが可能とされていたが、2014 年 12 月 17 日に選定されたのは Montreign Operating Company, LLC、Capital Region Gaming, LLC、Lago Resort & Casino, LLC の 3 事業者のみであった⁴⁰¹。

その後ゲーミング委員会は 4 番目の事業者を選定することとしたが、リージョン 5 は 2014 年 12 月に選定されたタイア町が位置する北部と、南部が異なる市場を有していることから、リージョン 5 の南部に新たな IR を設置したとしても既存の施設に大きな影響を与えることはないと判断した。

よってリージョン 5 の南部地域において新たな IR 事業者を選定することとした。図表 2-5 に記載の通り、選定手続は 2015 年 10 月 14 日に終了し、Tioga Downs Racetrack, LLC を事業者として選定している⁴⁰²。

ジョン 1 の Montreign Operating Company LLC の支配株主となっているのみである。

³⁹⁹ ニューヨーク州の税率：スロットマシンの GGR（顧客の賭け金総額から顧客への払戻金を差し引いたもの）の 39～45%、その他の収益の 10%。これに対し、マサチューセッツ州の税率は GGR の 25%、ネバダ州の税率は GGR の 3.5～6.75%となっている。

⁴⁰⁰ 2015 年 10 月 14 日に追加で選定されている。

⁴⁰¹ ゲーミング委員会は次点として 4 番目の事業者を選定したが、最終的にライセンス付与に値しないと判断したため、2014 年 12 月時点では 4 番目の事業者は選定されなかった。

⁴⁰² 選定基準等の RFA 記載要領は第 1 回選定時と同内容である。

② 設置自治体(Host Community)の地方議会による事業者の承認

1) 総論

ニューヨーク州の特徴として、ゲーミング委員会は RFA の提出に際して設置自治体の IR 設置に対する同意の地方議会決議を受けた上で、決議書の控えを提出することを事業者に求めている点あげられる。すなわち、ゲーミング委員会は区域選定と事業者選定を同時に実施する手法を採用していることになる。

なお、事業者は設置自治体の地方議会決議を得るために、実行を約束した具体的な事業計画を提案することが求められる。よって、設置自治体は相当程度に詳細な事業計画を元に議論し、区域選定を行うことが可能となり、ひいては具体的な経済的影響の把握や実行可能性の評価が可能となるというメリットを享受することが可能となる。ただし、IR の具体的な設置場所については事業者が事業計画の中で選定しており、設置自治体が主体となって選定するものではない。あくまで設置自治体は事業者が提出した事業計画を検討し、承認するに足るか計画であるかを決議しているのみである。

なお、設置自治体の地方議会決議を受けた後に、RFA 提出前に設置自治体と事業者の間で合意書を締結することは要件とはされていない。ただし、リージョン 5 のタイア町を始めとする設置自治体においては地方議会決議を行う際に合わせて合意書の内容についても決議がなされており、実際は合意書の締結を前提していると考えられる。

実際にリージョン 5 で IR 設置区域として選定されたタイア町及び事業者として選定された Lago Resort & Casino, LLC の場合には、以下のようなスケジュールで設置自治体の地方議会決議及び合意書の締結がなされた。

図表 2-7 タイア町における地方議会決議及び合意書締結スケジュール

事項	日付
RFA 記載要領の公表	2014 年 3 月 31 日
タイア町における決議	2014 年 6 月 12 日
タイア町と Lago Resort & Casino, LLC 間の合意書締結	2014 年 6 月 17 日
RFA 提出締切	2014 年 6 月 30 日

(出典 : Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board 及び Host Community Agreement among Town of Tyre, whitetail 414, LLC and Wilmorite, Inc.を基にあずさ監査法人作成)

2) 合意書の内容

合意書の締結にあたり、設置自治体と事業者は様々な交渉を重ねている。設置自治体は IR 設置によって得られる経済的便益の最大化を追求するとともに、交通渋滞の発生や治安の悪化といった社

会的影響による負の影響を排除するための施策についても合意事項に盛り込んでおり、合意事項は主に以下の項目である。

- 事業者による IR 設置に伴い増加する社会的コストの負担に関する事項
- 設置自治体による事業者のモニタリングに関する事項
- 事業者による地域経済に対する貢献への取り組みに関する事項
- 合意の有効期間、保証金の支払い等の事項

実際に締結されたタイア町及び Lago Resort & Casino, LLC 間の具体的な合意事項を要約すると以下のとおりである。

図表 2-8 タイア町及び Lago Resort & Casino, LLC 間の合意事項

合意事項	内容
事業者による IR 設置に伴い増加する社会的コストの負担に関する事項	事業者は以下の直接的影響を低減する責任がある旨定められている ⁴⁰³ 。 1)インフラ(水道施設や電話回線等)に与える影響 2)環境(農業や景観等)に与える影響 3)治安や消防、救急医療に与える影響 4)地域社会や経済(問題ギャンブルや雇用等)に与える影響 このほか、事業者は以下の間接的影響を低減するためのコスト(2015年は750千USD、2016年以降は年間2,000千USD)を支払う責任がある。 1)住民サービス負担の増加 2)交通量の増加 3)追加でのインフラ整備
設置自治体による事業者のモニタリングに関する事項	事業者は最低年1回、町議会及び担当者と面談し、IR設置に伴う社会的影響が適切に低減されているか検討しなければならない。
事業者による地域経済に対する貢献への取り組みに関する事項	事業者は施設の建設や事業の運営に係る雇用について、地元民を優先して雇用すること、雇用の状況を年次報告で毎年報告しなければならない。 また、地元業者との取引を推進することが求められており、年間50千USDの商品引換券や商品券を購入しなければならない。
合意の有効期間、保証金の支払い等の事項	事業者は合意書の遵守を担保するために保証金を最大4百万USD支払わなければならない。 合意書の有効期間は2046年12月31日までとなっている。

(出典：Host Community Agreement among Town of Tyre, whitetail 414, LLC and Wilmorite, Inc.を基にあずさ監査法人作成)

⁴⁰³ 具体的な金銭の支払額は必ずしも記載されておらず、事業者の責任でインフラの設置や環境や治安等に与える影響に対して対策を講じることを求める記載が多くなっている。

設置自治体はIRの社会的影響を直接的に受けることから、社会的コスト負担について詳細な合意を行っている。一方で、事業者のIR運営に関するモニタリングについては合意書に記載はほとんど見られなかった。これはゲーミング委員会が事業者の監視・監督を一義的に行う責任を有しているためと考えられる。

③ ゲーミング委員会 (Gaming Commission) による事業者選定

1) 総論

ニューヨーク州では従前よりレーシヨやインディアンカジノがカジノ施設として存在しており、これらを管理監督するための組織として競馬及び賭博管理委員会 (New York State Racing and Wagering Board) が設置されていた。

2012年の州法の改正⁴⁰⁴により上記の競馬及び賭博管理委員会が改組され、ゲーミング委員会 (New York State Gaming Commission) が設立された。

ゲーミング委員会の役割は競馬、インディアンカジノ、宝くじ(Lottery)等のゲーミングが適切に運営されることを担保することであり、IRの区域選定及び事業者選定についてもその職責に含まれている。

区域選定及び事業者選定のスケジュールは図表 2-9 に記載のとおり、2014年6月30日にRFA提出を締め切り、事業者からのプレゼン及び事業者との面談を踏まえて、申請のあった17事業者(うち1事業者は途中で辞退)から3つの区域(各リージョン1つずつ)及び事業者を2014年12月17日に選定した。

また、2015年6月6日に追加選定に係るRFA提出を締め切り、当初選定時と同様の選定手続きを経た上で申請のあった1事業者を2015年10月14日に選定した⁴⁰⁵。

なお、マサチューセッツ州とは異なりニューヨーク州においては、事業者は異なるライセンス及びゲーミング施設について部分的にでも所有又は持分を保有することはできないといった競業制限は課されておらず、17事業者のうち、複数の地域に応募する事業者も存在した。

ゲーミング委員会が実施した区域選定及び事業者選定のスケジュールは以下のとおりである。

図表 2-9 ゲーミング委員会による区域選定及び事業者選定スケジュール

事項	日付(当初選定時)	日付(追加選定時)
北部ニューヨークゲーミング経済開発法の改正	2013年7月31日	-
北部ニューヨークゲーミング経済開発法の施行	2014年1月1日	-
RFA記載要領の公表	2014年3月31日	2015年3月23日
RFAに関する質問の受付及び回答(各2回実施)	2014年4月~5月	2015年4月~5月

⁴⁰⁴ Chapter 60 of the Laws of 2012 as part of the 2012/2013 Enacted State Budget.により組織変更されている。

⁴⁰⁵ 追加選定時は最終的に選定された Tioga Downs Racetrack, LLC のみが RFA 提出を行っている。

事項	日付（当初選定時）	日付（追加選定時）
RFA 提出締切	2014 年 6 月 30 日	2015 年 6 月 6 日
事業者による公開プレゼン実施	2014 年 9 月 8,9 日	2015 年 9 月 10 日
パブリックコメント募集及び公聴会開催	2014 年 9 月 22,23,24 日	2015 年 9 月 18 日
事業者との面談開催 ⁴⁰⁶	2014 年 10 月 20 日～ 12 月 9 日	－
IR 設置区域及び事業者決定	2014 年 12 月 17 日	2015 年 10 月 14 日

(出典：Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board を基に
あずさ監査法人作成)

2) RFA 審査

RFA 記載要領に定められている事業者が提出を要する書類は多岐にわたるが、特筆すべき事項として以下の 2 点がある。

- RFA の提出に際して、事業者は試算財務情報（pro-forma financial information）の提出が求められる⁴⁰⁷。試算財務情報には負債資本比率が含まれており、ゲーミング委員会と事業者の間の協定書は公開されていないが、安定的な IR 運営を担保する目的で、協定書において一定の負債資本比率を維持することが事業者に求められている可能性がある。
- 独立した専門家が実施した設置自治体及び周辺自治体に与える経済的な影響調査結果の提出が求められる⁴⁰⁸。すなわち、IR から得られる税収増加額や雇用創出の便益といった正の影響や問題ギャンブルの増加に伴う社会的コストの増加といった負の影響について報告する必要がある。

また、RFA 審査を行うに際しての評価の観点及び重み付けは北部ニューヨークゲーミング経済開発法 1320 条によって図表 2-10 のとおり規定されている。

図表 2-10 RFA 評価の観点及び重み付けの内訳

項目(重み付け)	概略
経済活動及び事業の発展性の観点 (70%の重み付け)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大投資額(土地の取得対価及びインフラ改善コストを除く) ・州や周辺地域が受け取る収益の最大化 ・ゲーミング施設により提供される良質な雇用 ・ゲーミング施設及びゲーミング施設に含まれる多様な施設の建設 ・IR 設置地域における安定したゲーミング市場の提供 ・ゲーミング施設からもたらされる便益に関する分析の提供及び他の州で消費さ

⁴⁰⁶ 当初選定時は 4 回実施。追加選定時は実施の事実が確認できなかった。

⁴⁰⁷ Exhibit VIII.A.4 より

⁴⁰⁸ Exhibit VIII.B.3 より

項目(重み付け)	概略
	<ul style="list-style-type: none"> れているニューヨーク州住民のゲーミング関連消費の回復 ・ゲーミング施設の迅速な竣工 ・ゲーミング施設運営に関する財務健全性 ・ゲーミング施設運営に関する経験
地方への影響及び区域選定の観点 (20%の重み付け)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーミング施設の建設又は運営により設置自治体及び周辺自治体に発生し得る潜在的影響の軽減 ・地方議会の決議やパブリックコメントにより表現される設置自治体及び周辺自治体のサポート ・地元観光業の多様化を可能とする設置自治体の既存ホテル、レストラン、小売商店との連携した運営及び ・ライブエンターテインメント業者との公正で合理的な連携の構築
雇用促進の観点 (10%の重み付け)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の労働力を活用する雇用促進計画の実行 ・ゲーミング施設における雇用 ・従業員教育を含んだ問題ギャンプリングへの対応策の施行 ・持続可能な雇用維持計画の施行 ・スキル開発の促進や昇進の機会を与える従業員教育等の施策の構築、維持 ・可能な限りのゲーミング機器の地元業者からの購入 ・ゲーミング施設における雇用者数や雇用者の調和を保証する詳細な計画の明示

(出典：北部ニューヨークゲーミング経済開発法及びRFA記載要領を基にあずさ監査法人作成)

なお、ノンゲーミング施設に関する提案については、経済活動及び事業の発展性の観点から評価され、事業者はホテル、コンベンション施設、エンターテインメント施設及びその他のノンゲーミング施設に区分して提案を行うことが求められている(リージョン 5 において提案されたノンゲーミング施設を参考までに下記図表 2-11 に記す)。

図表 2-11 リージョン 5、タイア町において提案されたノンゲーミング施設の概要

ノンゲーミング施設	概要
ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・星 3.5 相当の設備を設置 ・部屋数 207 室(スタンダードルーム 145 室、各種スイートルーム 62 室) ・大浴場 (929 m²) ・最大 900 人利用可能なプール (3,716 m²)
コンベンション施設	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的イベントホールを設置 ・会議室として利用する場合には最大 800 人収容可能 (2,180 m²) ・イベントホールとして使用する場合には最大 1,700 人収容可能(3,598 m²)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・総敷地面積は 343,982 m² ・上記の他、ニューヨーク州の地元特産品を販売するアウトレットショップを併設

(出典：Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board を基にあずさ監査法人作成)

また、ゲーミング委員会は区域選定及び事業者選定を行うに際して、外部のアドバイザー会社を選定の上で事業者の財務計画、負債比率や事業者が利用している経済モデルの合理性といった事項を分析しているほか、ニューヨーク州の各部局が交通や環境といったカテゴリーごとに評価を実施している。

上記に加えてゲーミング委員会は候補区域の経済的指標の比較分析を実施しており、リージョン 5 の指標分析結果は下表(図表 2-12)のとおりであるが、最終的に選定されたセネカ郡の指標がニューヨーク州平均よりも低く、また、同一リージョンの他の候補地と比較しても世帯当たり収入や学士以上の学位取得率が低くなっていることが窺える。

図表 2-12 ゾーン 2、リージョン 5 における経済的困難性の比較

ゾーン 2、リージョン 5 (イースタン・サザン・ティア/フィンガーレイクス リージョン)				
経済的困難を示す指標	ニューヨーク州 平均	セネカ郡	タイオガ郡	ブルーム郡
世帯所得の中央値	\$80,249.18	\$65,752.88	\$70,272.03	\$63,013.65
学士以上の学位の取得率	33.20%	21.05%	23.70%	30.30%
住宅価格の中央値	\$232,610	\$146,590	\$107,140	\$112,570
失業率	5.7%	5.1%	5.8%	6.0%
貧困率	15.3%	12.9%	10.2%	17.3%

(出典：Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board を基に
あずさ監査法人作成)

以上の選定プロセスの結果、4 つの区域及び事業者が選定されているが、選定された区域を見ると、いずれもニューヨーク市から遠く離れた地点となっている。事業者が応募した区域にはオレンジ郡といったニューヨーク市近郊にあり、大きなマーケットを有していると思われる区域も含まれていた。実際にオレンジ郡に IR 設置を提案した事業者は 6 社あったが、いずれも選定されていない。このことから、ゲーミング委員会はマーケット規模や IR から得られるであろう税収の最大化のみを目的としているわけではなく、あくまで経済的に疲弊したニューヨーク州北部の地域経済活性化という北部ニューヨークゲーミング経済開発法の目的に従った区域選定及び事業者選定を行ったと考えることができる。

3) 住民からの意見募集

ニューヨーク州の設置自治体各候補には、提案を行う前提としての住民投票の実施は求められていなかったが、区域及び事業者を選定する段階での住民の意思を確認する手段として、ゲーミング委員会はパブリックコメントの募集及び公聴会の開催を行った。

パブリックコメント及び公聴会で寄せられたコメントはそれぞれ 12,000 件超、400 件超であるが、コメントの分析結果は以下のとおりである(網掛けされた部分は実際に選定されたプロジェクト及び設置区域である⁴⁰⁹)。

図表 2-13 パブリックコメント及び公聴会の結果

プロジェクト名称	設置区域	パブリックコメント	公聴会
ゾーン 2、リージョン 1 (キャッツキル/ハドソンバレー リージョン)			
Caesars New York	オレンジ郡 ウッドベリー町	コメント総数 1,300 件超 反対 97% 賛成 3%	コメント総数 12 件超 4 分の 3 近くは賛成
The Grand Hudson Resort and Casino	オレンジ郡 ニューウィンザー町	コメント総数 16 件 反対 2 件 賛成 14 件	コメント総数 12 件超 全て賛成
Hudson Valley Casino and Resort	オレンジ郡 ニューバーグ市	コメント総数 650 件超 大部分が州外からの意見であり、 反対、賛成についての記載なし。	コメント総数 10 件 圧倒的多数が賛成
Live! Hotel & Casino New York	オレンジ郡 ブルミンググローブ町	コメント総数 34 件 反対 4 件 賛成 30 件	コメント総数 6 件 反対 2 件 賛成 4 件
Mohegan Sun at The Concord	サリバン郡 トンプソン町	コメント総数 79 件 反対 56 件 賛成 23 件	コメント総数 3 件 全て賛成
Montreign Resort Casino	サリバン郡 トンプソン町	コメント総数 85 件 反対 57 件 賛成 28 件	特段のコメントなし
Nevele Resort, Casino & Spa	アルスター郡 ワワージング町	コメント総数 1,700 件超 1 件を除き賛成	コメント総数 12 件 全て賛成
Resorts World Hudson Valley	オレンジ郡 モントゴメリー町	コメント総数 450 件超 反対 99% 賛成 1%	コメント総数 5 件 全て賛成
Sterling Forest Resort	オレンジ郡 タキシード町	コメント総数 3,400 件超 反対 95% 賛成 5%	コメント総数 30 件超 圧倒的多数が反対
ゾーン 2、リージョン 2 (キャピタル リージョン)			
Capital View Casino and Resort	レンセリア郡イーストグ リーンバッシュ町	コメント総数 1,400 件超 反対 94% 賛成 6%	コメント総数 50 件超 5 分の 4 程度は反対
Hard Rock Hotel & Casino Rensselaer	レンセリア郡 レンセリア市	コメント総数 22 件 反対 4 件 賛成 18 件	コメント総数 12 件超 圧倒的多数が賛成
Howe Caverns Resort and Casino	スカハリー郡 コーブルスキル町	コメント総数 650 件超 反対 2% 賛成 98%	コメント総数 30 件超 全て賛成
Rivers Casino &	スケネクタディ郡	コメント総数 750 件超	コメント総数 40 件超

⁴⁰⁹ Tioga Downs Casino, Racing & Entertainment は 2015 年 10 月に追加選定されている。

プロジェクト名称	設置区域	パブリックコメント	公聴会
Resort at Mohawk Harbor	スケネクタディ市	大部分が州外からの意見であり、反対、賛成についての記載なし。	5分の4程度は賛成
ゾーン 2、リージョン 5 (イースタン・サザン・ティア/フィンガーレイクス リージョン)			
Lago Resort & Casino	セネカ郡 タイア町	コメント総数 300 件超 反対 68% 賛成 32%	コメント総数 60 件程度 反対 40% 賛成 60%
Tioga Downs Casino, Racing & Entertainment	タイオガ郡 ニコルズ町	コメント総数 395 件 1 件を除き賛成 ⁴¹⁰	コメント総数 24 件超 圧倒的多数が賛成
Traditions Resort & Casino	ブルーム郡 ユニオン町	コメント総数 1,100 件超 反対 3% 賛成 97%	コメント総数 36 件超 圧倒的多数が賛成

(出典：Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board を基に
あずさ監査法人作成)

上記のとおり、パブリックコメントにおいては最終的に選定された設置自治体においても反対意見が多数を占めていることがわかる。一方、公聴会においては賛成意見が過半数を占めている、又は特段の意見が寄せられていないとされている（ただし、一部パブリックコメントは特定事業者に反対する他州の組織が組織的に否定的意見を寄せたことが確認されており、ゲーミング委員会のレポートにおいても、大部分が州外からのコメントであった区域も存在する旨が記載されている）。

いずれにせよ、結果的に選定された区域及び事業者においても住民の圧倒的な支持を受けて IR 設置が決定しているわけではないと考えられる。

他方で、ゲーミング委員会は住民の賛成を得ることを必ずしも求めておらず、あくまで設置自治体の地方議会決議を得ることを求めているのみである。すなわち、ゲーミング委員会は住民の賛成を得ることは設置自治体と事業者の間の論点であるとして、積極的な関与は行わない方針を採用している。

4) 協定書の内容

区域及び事業者が決定した後、ゲーミング委員会と事業者の間で協定書が取り交わされることが一般的である。しかしながら、2015 年 10 月現在、ニューヨーク州においてはライセンスが未交付であるため、ゲーミング委員会と事業者の間における協定書は公開されていないが、今後公開されるものと考えられる。なお、カジノ事業者に対する規制は法令により定めることとなり、ゲーミング委員会と事業者の間で締結される協定書はあくまで法令による規制を再度確認する性質となると考えられる。

⁴¹⁰ 追加選定時の結果は、パブリックコメントのコメント総数 2,860 件、5 件を除き賛成、公聴会のコメント総数 50 件、すべて賛成である。

5) 北部ニューヨークゲーミング経済開発法の内容

4)に記載のとおりニューヨーク州においてはゲーミング委員会と事業者の間で協定書は締結されていないが、下表のとおり詳細な項目について定めがなされている。

図表 2-14 北部ニューヨークゲーミング経済開発法の内容

記載事項	内容
ゲーミング委員会への支払	
ライセンス料 及びカジノ税率	スロットマシン及びテーブルゲーム 1 台当たりにつき年間 500USD のライセンス料が課される。(1348 条) ライセンス料のほか、下記のカジノ税が課される。(1351 条) リージョン 1 : スロットマシンの GGR に対し 39%、それ以外の GGR に対し 10% リージョン 2 : スロットマシンの GGR に対し 45%、それ以外の GGR に対し 10% リージョン 5 : スロットマシンの GGR に対し 39%、それ以外の GGR に対し 10%
保証金	事業者は提案した総投資額の 10%を保証金としてゲーミング委員会に入金する必要がある。(1315 条)
監視・監督	
監視・監督の実施方法	ゲーミング委員会は最低年 1 回ライセンス保有者の業務遂行状況について監査を実施しなければならない。(1302 条) ゲーミング委員会は事業者及びゲーミング機器納入業者の文書等の記録を検査する権限を有しており、財務書類等の提出を要求する権限を有している。(1305 条) 上記の他、ジャンケット業者の登録及びジャンケット業者管理の方法を定めること(1328 条)や、機器の仕様決定及び検証(1335 条)について定められている。
投資額	
投資額	ゲーミング委員会はリージョンごとに最低投資額を設定する。(1315 条)
地域経済への貢献	
問題ギャンブル対策	ATM の引き出し制限等の規定を制定する必要がある。(1338 条) 事業者は排出プログラムの適用を受けている顧客のリスト作成が求められる。(1344 条)
その他	
ライセンスの有効期間	ライセンスの当初有効期間は 10 年間であり、更新可否はゲーミング委員会が決定する。(1311 条)
開業までの期間	ライセンス交付から 24 カ月以内の開業が求められており、開業できない場合にはライセンスを停止又は剥奪される。(1315 条)
土地の取得	ライセンス交付から 60 日以内に事業用土地を所有又は購入しなければならない。なお、ライセンス期間を上回る 60 年以上に延長できるリース契約でもよい。(1316 条)

(出典：北部ニューヨークゲーミング経済開発法を基にあずさ監査法人作成)

なお、北部ニューヨークゲーミング経済開発法に 1315 条に基づいてゲーミング委員会はリージョンごとに最低投資額を図表 2-13 のとおり決定している。ゲーミング委員会は最低投資額の決定に際してマサチューセッツ州やメリーランド州、オハイオ州といったその他の州で提案された IR の事例を参考にしたほか、インディアンカジノの事例や外部業者が実施した経済分析結果についても参考にした。

一方でゲーミング委員会は最低投資額に付随するファイナンスコストや開業費用が最低投資額の 35%程度要すると判断し、トータルでの最低投資額を決定している。

図表 2-15 ゲーミング委員会が設定したリージョンごとの最低投資額

(単位：百万 USD)

リージョン	最低投資額	想定される追加投資	総投資額
リージョン 1			
ダッチェス郡及びオレンジ郡	350	122.5	472.5
ダッチェス郡又はオレンジ郡にライセンスが付与されなかった場合のその他の郡	130	40.5	170.5
ダッチェス郡又はオレンジ郡にライセンスが付与された場合のその他の郡	100	35	135
リージョン 2	135	47.25	182.25
リージョン 5			
ブルーム郡、シエマング郡、スカイラー郡、タイオガ郡、トンピキンス郡	85	29.75	114.75
ウェイン郡、セネカ郡	135	47.25	182.25
ウェイン郡又はセネカ郡にライセンスが付与された場合のその他の郡	70	24.5	94.5

(出典：Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board を基にあずさ監査法人作成)

④ 周辺自治体との合意

ニューヨーク州においては事業者と周辺自治体の間で締結された合意書は開示されていない。

事業者選定の観点から見た場合には、ゲーミング委員会は周辺自治体の賛成を得ることを事業者に求めているが、周辺自治体の賛成を得ることは重要な観点とはなっていない。

他方で、周辺自治体の住民の賛成を得ることについては、ゲーミング委員会はあくまで事業者と周辺自治体間の問題であり、ゲーミング委員会が関与すべき問題ではないと判断している。

⑤ 適格性審査及びライセンス交付

ゲーミング委員会による事業者選定は、主に事業計画や IR 設置による設置自治体に与える影響の把握といった IR 設置の効果に着目して行われることとなる。

また、事業者選定を行う一方で、選定された事業者が IR を行うにふさわしいか否かを審査する必要がある。

すなわち IR はマネー・ローンダリングへの関与等、反社会的勢力とのつながりが生じやすい事業であるため、IR を運営する事業者のみならず、従業員やゲーミング機器の製造業者についても適格性の審査が必要となる。これら審査を一般的に適格性審査と呼んでいる。

ニューヨーク州においては事業者の適格性審査と施設設置の適切性審査(事業者選定)が並行して行われており、以下の 3 段階で実施されている。

まず、第 1 段階として RFA 提出事業者に対する簡便的な事前調査として、資金調達方法を含む財務面の調査や事業者の背面調査がニューヨーク州警察により実施されている。

ゲーミング委員会は警察により実施された調査結果を入手、検討しているが、事前調査によって排除された事業者は存在しなかった。

第 2 段階として簡便な背面調査の後に、賭博施設設置区域選定委員会が RFA を検証すると同時に事業者の適格性も詳細に審査を行っている。

最後の第 3 段階としてゲーミング委員会は事業者選定が完了した後も、事業者より申請された計画変更等について財務面、施設面等全ての観点から変更を確認し、ライセンス付与に値するかについて継続的に検討を行っている。

なお、2015 年 10 月時点でニューヨーク州の IR 事業者に対しライセンスは交付されていない。

⑥ 事業者の監視・監督

1) 総論

前項で述べたとおり、IR はマネー・ローンダリングへの関与等、反社会的勢力とのつながりが生じやすい事業であるため、事業者選定当初の適格性審査のみならず、継続的に事業者が法令及び協定書に沿って適切に IR を運営しているかについて監視・監督する必要がある。

ニューヨーク州の場合には、北部ニューヨークゲーミング経済開発法においてゲーミング委員会が監視・監督すべき事項について定められているが、協定書においてゲーミング委員会と事業者の間で一定期間ごとに報告を求める等の取り決めを交わし、当該取り決めに沿って事業者の監視・監督を実施することとなる。

設置自治体に関しても同様であり、事業者との間で取り交わす合意書の中で、事業者に対し一定の報告義務を課す場合が見られる。

2) ゲーミング委員会による監視・監督

事業者の監視・監督は一義的にはゲーミング委員会が実施しており、北部ニューヨークゲーミング経済開発法において、主に以下の事項が定められている。

- ゲーミング委員会は最低年 1 回、事業者の会計、事業活動、全てのゲーミング機器の機能、カジノ税の納付等について監視・監督を実施する必要がある。(1302 条)
- カジノ税の納付に係る監視・監督を実施するに際して、ゲーミング委員会は必要と思われる回数だけ、事業者の口座を調査する必要がある。(1302 条)
- ゲーミング委員会は監視・監督を実施する上で必要となる事項を実施する権限を有している。例えば、監視・監督に必要な文書の提出を事業者を求める権限を有する等。(1305 条)

上記法令に従いゲーミング委員会は事業者の監視・監督を実施することとなるが、事業者の監視・監督にはホテルやシアター等のノンゲーミング施設についても適切に運営されているかという観点が含まれている。そのため、実際にはゲーミング委員会は最低年 1 回の監査にとどまらず、IR に常駐することとなると考えられる。なお、詳細な監視・監督の手法については北部ニューヨークゲーミング経済法では規定されておらず、今後ゲーミング委員会が制定する規則により規定される可能性がある。

また、前述のとおりニューヨーク州においてはゲーミング委員会と事業者間の協定書は未確認であるため、詳細な監視・監督の手法については確認できていない。

3) 設置自治体によるモニタリング

北部ニューヨークゲーミング経済開発法では、設置自治体に事業者を監視・監督する責任は課していないが、設置自治体は主に事業者と締結した合意書の遵守状況を確認するために、事業者のモニタリングを実施することとなると考えられる。

リージョン 5 におけるタイア町及び Lago Resort & Casino, LLC 間で締結された合意書には、以下の事項が記載されている。

- 合意書の有効期間中は最低で年 1 回、事業者は町議会又は担当者と面談し、IR 設置に伴う影響の軽減が有効に機能しているか確認する必要がある。(Section 4.3)
- 事業者は地元住民の雇用状況を報告するために、毎年年次報告書をタイア町に提出する必要がある。(Exhibit C)

⑦ 総括

1) 区域選定と事業者選定の関係性について

ニューヨーク州は区域選定と事業者選定を区分せず同時に実施している。また、事業者は RFA を提出する際には設置自治体から IR 誘致に関する承認を得る必要がある。

これにより、ゲーミング委員会は設置自治体と事業者を一体として評価することが可能となり、区域選定及び事業者選定に要する期間が短縮されるメリットがあると考えられる。

実際、ニューヨーク州の事例では RFA の開始から事業者決定まで僅か 9 か月足らずしか要しておらず、短期間での区域及び事業者選定が可能となっている。

具体的には、設置自治体の承認をRFA提出前に得ることを条件とすることにより、事業者は設置自治体の承認を得るために、実行を約束した具体的な事業計画を提案することが求められる。よって、設置自治体は相当程度に詳細な事業計画を元に議論し、区域選定を行うことが可能となり、ひいては具体的な経済的影響の把握や実行可能性の評価が可能となるというメリットを享受することが可能となる。（ただし、IRの具体的な設置場所については事業者が事業計画の中で選定しており、設置自治体が主体となって選定するものではない）。

地方議会で議論した事業計画について、その後事業者が計画変更を行うことも想定されるが、事業計画の変更に関してはゲーミング委員会が慎重に検討を行うため、事業者が一方的に重要な計画変更を行うことはできない仕組みとなっている。

2) 事業者の適格性審査の実施時期について

ニューヨーク州ではゲーミング委員会は事業者の適格性審査と施設設置の適切性審査(事業者選定)を同時に行っており、以下の3段階で実施されている。

- RFA提出事業者に対する簡便的な事前調査としての資金調達方法を含む財務面の調査や事業者の背面調査
- 簡便な事前調査の後に実施されるRFAの検証及び事業者の適格性審査
- 事業者選定完了後、ライセンス交付までの事業計画変更等の継続的な検討

すなわち、ゲーミング委員会はRFA提出事業者に対する適格性審査をライセンス交付まで継続的に行っており、継続的な適格性審査により適切なIRの設置を担保している。

3) 区域選定の観点について

ゲーミング委員会は、4つの区域及び事業者を選定したが、いずれもニューヨーク市から遠く離れた地点となっている。事業者が応募した区域にはオレンジ郡といったニューヨーク市近郊にあり、大きなマーケットを有していると思われる区域も含まれていたが実際には選定されなかった。ゲーミング委員会はマーケット規模のみならず、候補区域の経済的指標の比較分析結果を参考に設置区域を選定している。

このことから、ゲーミング委員会はマーケット規模やIRから得られるであろう税収の最大化のみを目的としているわけではなく、あくまで経済的に疲弊したニューヨーク州北部の地域経済活性化という北部ニューヨークゲーミング経済開発法の目的に従った区域選定及び事業者選定を行ったと考えることができる。

4) 設置自治体の合意と住民の賛同について

ニューヨーク州ではRFA提出の前提として住民投票の実施は求められておらず、設置自治体の承認を得ることが求められているのみである。

実際は、住民のIR誘致に対する意見聴取はパブリックコメントの募集及び公聴会により行っている。

実際に選定された区域及び事業者に対するパブリックコメントは IR 誘致に反対している意見が多数を占めている一方で、公聴会は多くの自治体において賛成の意見が過半数を超える結果となっている。

ニューヨーク州が採用した手法は住民の意見を確認する有効な手法の一つではあるものの、パブリックコメントにおいて過半数の賛成を得ることは事業者選定の前提とされていない。

(3)米国・マサチューセッツ州

◇本項の小括

マサチューセッツ州は 2011 年 11 月に拡大ゲーミング法を制定し、州内に 3 か所のカジノ新設を認めている。本稿では、2012 年から 2014 年にかけて行われた IR 新設に関する区域選定・事業者選定プロセスについて詳述するものとする。特に、マサチューセッツ州の特徴である、①州 3 分割の背景、②事業者選定プロセスにおける背面調査と事業提案審査の分離、③設置自治体、周辺自治体との合意・協定内容、住民投票の実施とその影響を中心として、ゲーミング委員会が開示する報告書をもとに、具体的な事例を紹介しながら概説する。

また、徴収したライセンス料、カジノ税の使途や規制当局、自治体による事業者の監視・監督の内容についても紹介する。

① IR 設置の概要

1) 総論

マサチューセッツ州は、米国北東部に位置しており、中心都市はボストンである。

これまで、長年にわたりカジノの設置を認めてこなかったが、近隣州においてカジノを新設する動きが相次ぎ、州内からの経済的価値が流出する状況を踏まえ、2011 年 11 月に拡大ゲーミング法 (Expanded Casino Act) を制定し、3 地域 (リージョン A、リージョン B、リージョン C) において 3 つの IR を設置することを認めた。同法では、IR の設置・運営を希望する事業者は、IR の設置に伴う事業者側の負担等について設置自治体及び周辺自治体と合意を交わさなければならない。また、設置自治体は IR の設置の是非について住民投票を行い、過半の支持を獲得する必要がある。さらに、マサチューセッツ州ゲーミング委員会は事業者の適格性及び提案内容について審査をし、ライセンスを交付する必要がある。

実際に行われたスケジュールについて概括すると、事業者は 2013 年 4 月から 2014 年 2 月にかけて設置自治体と交渉し、IR 設置に伴う影響の軽減、最低投資額等に関する協定書を締結した。また、設置自治体は 2013 年 6 月から 2014 年 2 月にかけて IR の設置の是非について住民投票を実施した。

一方、ゲーミング委員会は、2012 年 10 月にライセンス申請公募-1(RFA-1; Request For Application-1)において IR の設置・運営を希望する事業者を募り、事業者の財務面や清廉性等の観点から適格性を審査した。その結果、適格性が認められた事業者を対象に、2013 年 6 月から 12

月にかけてライセンス申請公募-2 (RFA-2; Request For Application-2) において、事業提案を募集し、審査した。

その結果、リージョン B では2014年6月にスプリングフィールド市におけるIRを提案したBlue Tarp reDevelopment LLC⁴¹¹が、リージョン A では2014年9月にエバレット市におけるIRを提案したWynn MA LLC⁴¹²が、それぞれ選定され、ともに2014年11月にライセンスが交付された。

なお、これらの事業者によるIRは、2018年以降に開業予定である⁴¹³。

2) 関係機関

IRの設置にあたって関与する主な関係機関としては、ゲーミング委員会(Massachusetts Gaming Commission)、設置自治体(Host Community)、周辺自治体(Surrounding Community)、影響を受けるエンターテインメント施設(Impacted live entertainment venues)が挙げられる。

ゲーミング委員会

ゲーミング委員会の主な役割は、拡大ゲーミング法の施行、すなわちカジノ事業者、従業員に対するライセンス付与及び審査、モニタリング、各種情報発信であり、拡大ゲーミング法の施行に伴って2012年3月に設置された。5人のフルタイムのコミッショナーを配置しているほか、政治的な独立性、選定の公平性を確保するために財政的に州に依存しておらず⁴¹⁴比較的独立性の高い存在として位置づけられる。

5人のコミッショナーは州知事が1名を指名し、司法長官が犯罪調査、法執行の経験を有する者を1名、財務長官が企業財務の経験のある者を1名、ゲーミングに関連する法律・政策問題の経験者(1名)とゲーミング規制機関又はゲーミング産業の経営の経験者(1名)を知事、司法長官、財務長官の多数決により選定する(法3条(a))。

設置自治体

事業者は、適格性審査に関する情報(RFA-1)提出の後、ゲーミング委員会による事業提案審査(RFA-2)申請書類提出前に設置自治体と協定書を締結しなければならない旨が拡大ゲーミング法に規定されており(法15条(8))、事業者としては設置自治体との合意を取り付けることが最初の関門となる。

⁴¹¹ 大手カジノ事業者 MGM resorts の子会社(所有割合99%)である。

⁴¹² 大手カジノ事業者 Wynn Resorts の子会社(所有割合100%)である。

⁴¹³ なお、これらのスケジュールはリージョン A、リージョン B におけるものであり、リージョン C においては、現在選定作業が進行中である。

⁴¹⁴ 財源は、主としてスロットマシンに毎年課される手数料(1台あたり600USD)やライセンス保有者、応募者に課す手数料である。

その他

また、州では、設置自治体のほか周辺自治体（法 15 条(9)）や IR 設置により影響を受けるエンターテインメント施設（法 15 条(10)）とも影響度軽減に関する合意事項に関する協定書を締結することを事業者に求めており、これらも関係機関としてあげることができる。

3) 地域分割

拡大ゲーミング法 19 条において、州を A,B,C の 3 地域に区分することが示されている。

図表 2-17 カジノライセンスの地域区分

地域	エリア
リージョン A	サフォーク, ミドルセックス, エセックス, ノーフォーク, ウースター 郡 →ボストンを中心とする、州の中心的エリア
リージョン B	ハンブシャー, ハンプデン, フランクリン, パークシャー 郡 →州西部
リージョン C	ブリistol, プリマス, ナンタケット, デュクス, バーンスタブル 郡 →州南部、現在 RFA 中

(出典：拡大ゲーミング法を基にあずさ監査法人作成)

図表 2-18 カジノライセンスの地域区分（地図形式）



(出典：ゲーミング委員会 HP)

このように 3 地域に分割した理由について、現地調査で確認を行ったところ、経済的、地理的、政治的な面を考慮して決定されたとのことであった。

まず、経済的な観点については、州議会及び州政府が外部専門家を活用して経済性調査を実施しており、同調査において下記のとおり 3 件の大規模リゾートカジノが経済的にも設置可能という調査結果が出されたことを受けたものである⁴¹⁵。

⁴¹⁵ 本報告書において、3 件の大規模リゾートの経済性を試算するために図表のとおり地域分割されているが、拡大ゲーミング法で最

図表 2-16 州政府が実施した経済性調査の要約

地域	GGR ⁴¹⁶ 予測 (中位予測、百万 USD)	雇用者数 (人)	政府収入 (百万 USD)
リージョン 1 (サフォーク, ミドルセックス, エセックス郡。ボストン市を含む東部)	542.1	4,377	-
リージョン 2(ノーフォーク, プリトル, プリマス, ナンタケット, デュークス, バーンスタブル 郡。州南東部)	526.8	4,377	-
リージョン 3(ウースター, ハンプシャー, ハンプデン, フランクリン, バークシャー 郡。スプリングフィールド市を含む西部)	432.7	4,377	-
計	1,501.6	13,131	596.7

(出典：報告書「Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts」2008年8月 を基にあずさ監査法人作成)

また、地理的な観点では、東マサチューセッツ、西マサチューセッツ、南東マサチューセッツに区分することができる。この区分について、地元としては自然な区分であると認識されている。

区分けの境界については、カジノ誘致に対する自治体・住民・議員のスタンスなど、やや政治的な側面も考慮され、最終決定されたとのことである。

以上の結果、リージョンが3地域設定され、各リージョンに1ライセンスを交付することとされた。

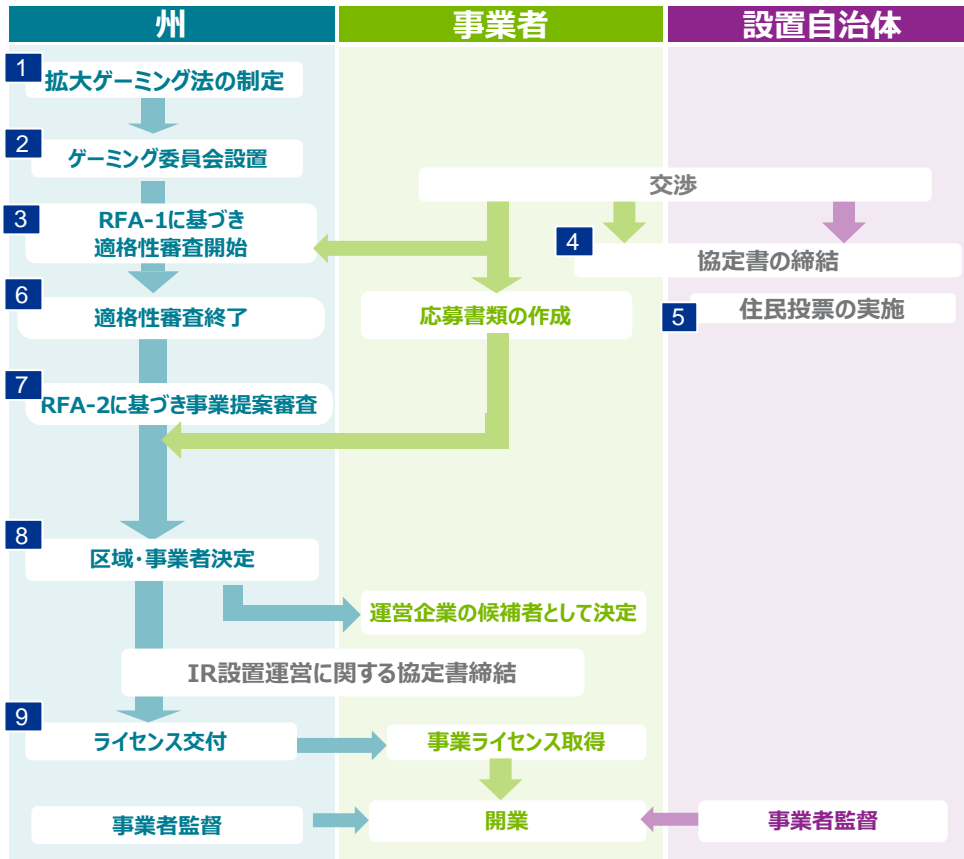
なお、現時点でもカジノライセンスは3ライセンスに限定されており、2008年頃のゲーミング法案策定当初の方針が現在も貫かれている。また、最初の有効期間である15年間は、3ライセンスのほか、追加的なライセンス交付は行われないとされている(法19条(b))。

最終的に決定された地域区分と一部異なっている(例えば拡大ゲーミング法におけるリージョンAにノーフォーク郡が含まれるが、経済性調査ではリージョン2(州南東部)に含まれている。)

⁴¹⁶ GGRはGross Gaming Revenueの略語であり、カジノ事業者の取り分(売上)を指す。

4) 選定スケジュール

図表 2-19 マサチューセッツ州における I R 開業までのプロセス



※便宜的にプロセスの進行を示すために算用数字（プロセスの番号）を付している（番号は図表 2-20 に対応）。（出典：ゲーミング委員会 HP FAQ(Frequently asked questions) 其他資料を基にあずさ監査法人作成）

州では 2011 年 11 月 22 日に拡大ゲーミング法を制定し、新たに 3 か所のカジノを新設することを可能にした。

2012 年 3 月にゲーミング委員会が設置され、事業者の選定手続きがスタートしている。事業者選定の全体スケジュールは下表のとおりである。

図表 2-20 マサチューセッツ州のリージョン A, B の選定スケジュール

プロセスの番号	事項	日付
1	拡大ゲーミング法の制定	2011 年 11 月 22 日
2	ゲーミング委員会設置	2012 年 3 月 21 日

プロセス の番号	事項	日付
	RFA-1 記載要領のリリース	2012年10月17日
3	RFA-1 に基づく適格性の審査資料提出期限	2013年1月15日
	RFA-2 記載要領のリリース	2013年6月17日
4	設置自治体との合意	2013年4月19日～12月23日
5	設置自治体における住民投票	2013年6月22日～2014年2月25日
6	RFA-1 に基づく適格性の審査結果公表	2013年10月3日～12月27日
7	RFA-2 に基づく事業提案審査資料の提出期限	2013年12月31日
8	事業者決定 (リージョン B)	2014年6月13日
	事業者決定 (リージョン A)	2014年9月17日
9	ライセンス交付	2014年11月7日

(出典：ゲーミング委員会 HP FAQ(Frequently asked questions)その他資料を基にあずさ監査法人作成)

リージョン A とリージョン B については、現時点で既に事業者が決定しており、リージョン A(東部マサチューセッツ)は Wynn MA LLC が、リージョン B (西部マサチューセッツ) は Blue Tarp reDevelopment LLC が、事業者して選定されている。リージョン C(東南部マサチューセッツ)は選定中(事業者からの RFA-2 の提出完了、審査中)である。

上表のとおり、設置自治体との合意と RFA-1 の審査結果公表は期間が重複しており、事業者によっては RFA-1 審査結果の公表が設置自治体との合意に先行したケースもあった⁴¹⁷。また、設置自治体における住民投票が RFA-2 の提出期限後に実施されたケースもあった。

RFA-1 審査結果は通常は設置自治体との合意がなされてからとなっており、設置自治体においてはゲーミング委員会の背面調査を活用できないスケジュール設定となっていた。一方、設置自治体が事業者のふるい落としを先に行っているため、ゲーミング委員会としては審査の手間は一定省力化されたといえる。

② 設置自治体(Host Community)との合意

1) 総論

マサチューセッツ州の事業者選定プロセスの特徴の一つは、事業者に対してライセンス申請の要件としてあらかじめ設置場所を特定し、当該設置自治体との合意を契約書 (Host Community Agreement、HCA)として締結することを求めている点にある。

自治体との合意を前提として、ゲーミング委員会の RFA-2 審査に入ることとしており(規制 205 CMR 119.01(4))、地元のコンセンサスが確実であることの確認が図られているといえる。この点、現地

⁴¹⁷ リージョン A に応募した Mohegan Sun Massachusetts は RFA-1 の審査結果が 2013 年 10 月 3 日に公表されたが、設置自治体であるピア市との合意は 2013 年 12 月 23 日となっている。

調査で確認したところ州と地元のカ関係（地元の意向がより強く働く）についても考慮して決定されているとのことであった。

2) スプリングフィールド市における事業者選定

リージョン B で事業者として選定された Blue Tarp reDevelopment LLC (施設名称 : MGM Springfield) の場合の HCA 締結経過は以下のとおりである。なお、HCA の締結にあたり、スプリングフィールド市が実施したような公募選定が行われたケースは稀であり、他自治体でも同様のプロセスが行われた訳ではない。また、2 段階の公募選定プロセスの構築は外部アドバイザーを利用して実施されている。

なお、スプリングフィールド市は単独でこれらのプロセスを進めているのではなく、ゲーミング委員会との密接な連絡・協議のもと進められている。

図表 2-21 スプリングフィールド市における事業者選定スケジュール

日にち	事項
2012 年 8 月 27 日	スプリングフィールド市が RFP プロセスの開始を通知
2012 年 9 月 21 日	フェーズ 1 RFP 実施要領公布
2012 年 10 月 11 日	フェーズ 1 RFP 提出期限 (Ameristar, MGM, Penn が提案提出)
2012 年 11 月 14 日	フェーズ 2 RFP 要領公布
2013 年 1 月 3 日	フェーズ 2 RFP 提出期限 (MGM, Penn が提案提出)
2013 年 2 月 1 日	Blue Tarp reDevelopment(MGM) と Penn National Gaming とともに交渉資格ありと判断、HCA に向けた交渉を行うこととした
2013 年 3 月 11 日	公開プレゼンテーション開催
2013 年 5 月 1 日	Blue Tarp reDevelopment (MGM)を選定、HCA 締結

(出典 : スプリングフィールド市 HP を基にあずさ監査法人作成)

〈フェーズ 1 審査〉

フェーズ 1 審査では 4 事業者を参加させており、参加料として 5 万ドルを徴収している。参加料は、市が雇用する法律面、地域面、財務面などのアドバイザーフィーとして支出されている。これらの専門家により、緩和 (mitigation) レポート、財務面のレポート、その他の種類のレポートが作成されている。

また、フェーズ 1 では背面調査も実施されているが、実質的な調査はゲーミング委員会が実施しているので、簡易な審査に留まっている。

フェーズ 1 では事業者に予備的な情報を提供させており、一般市民や専門家と共にレビューしている。そして 4 事業者が応募意向を表明し、実際には 3 事業者が応募している。審査の結果、全ての事業者をフェーズ 2 に進めている。

〈フェーズ 2 審査〉

フェーズ 2 では参加料として 25 万ドルを徴収している。

フェーズ 2 では、事業者はより詳細な情報を提供することが必要となる。提案に関する全ての情報を提供しなくてはならず、また、提案する区域を示す必要がある。各社が提示した IR の候補地域は各々異なっていた。

事業者選定のためのアドバイザーとして、計 10 名を選定しており、財務、経済、（地元への）影響緩和、法務、デザイン、交通、消防など各分野の専門家から助言を得ている。交通に関しては、MGM から交通量負荷に関する追加レポートの提出を行わせ、交通量負荷に関する検討を実施している⁴¹⁸。

3 事業者のうち、1 事業者(Ameristar)が参加料に納得できずに辞退したため、残りの 2 事業者をコンペにかけることとなった。両者の提案を比較するとともに、公開プレゼンテーションを交通、エンターテイメントをテーマとして実施させている。

また、最終的な事業者決定においては、税金だけではなく、外部アドバイザーが算定した直接コストや間接コストの負担額そのものが比較対象になっており、最終合意までに、双方に高い方に合わせるような働きかけ等が行われていたとのことである。（MGM が合意した内容については図表 2-22 を参照）

これらの審査の結果、最終的に市長が Blue Tarp reDevelopment を推薦することとなった。

以上のとおり、スプリングフィールド市では事業者選定に関する詳細なプロセスが設けられたが、拡大ゲーミング法においては、設置自治体における事業者選定のプロセスの公平性までは特に定められておらず、設置自治体による事業者選定は各自自治体の裁量に任されており、これは自治体側のコストを過度にかけない、又は事業者に過度な負担を課さないための配慮をしているものと考えられる。ただし、自治体が選定プロセスを簡素化し過ぎた場合には、選定過程の透明性は十分に確保されていない可能性がある。

他方、スプリングフィールド市で実施された 2 段階の事業者選定手続きについては、設置自治体での合意後、更にゲーミング委員会による事業者選定手続きが行われることや、住民投票への対応も求められることを考慮すれば、事業者にとっては相当な事務負担となっている可能性がある。

3) HCA の合意内容

HCA の締結にあたり、自治体と事業者は様々な交渉を重ね、自治体は IR 設置によって得られる設置自治体としての経済的便益の最大化を追求するとともに、交通渋滞の発生や治安の悪化といった社会的影響による負の影響を排除するための施策についても合意事項に盛り込んでいる。

⁴¹⁸ 「Traffic Impact and Access Study」: Blue Tarp reDevelopment (MGM) が 2012 年 12 月にとりまとめた調査報告より。MGM が立地を予定している地域の道路混雑状況の調査と立地後のインパクトについて、他のカジノ設置時の事例等を踏まえて考察しており、計画されている規模のカジノであれば、今後予定されている道路改善計画（インターチェンジの改修等）を合わせて考えれば、混雑状況に深刻な影響は与えない、としている。

なお、これらの直接・間接コスト⁴¹⁹はフェーズ 2 の審査手続中に事業者と交渉されている。スプリングフィールド市は、市が依頼した専門家により算定された直接・間接コストの試算額を基礎として、負の影響を緩和するために事業者がどの範囲で負担可能かどうかを交渉し、合意事項として取りまとめている。

また、固定資産税に相当する負担額についても交渉の対象とされていた点は特筆すべき点である。HCA における具体的な合意事項を要約すると以下のとおりである。

図表 2-22 設置自治体と締結した協定書の主な内容（ゲーミング委員会との合意事項を除く）
リージョン A (Wynn MA) の場合

項目	内容
自治体又は委員会への支払	
直接的・間接的影響の軽減コスト	直接的影響と間接的影響に区分はされていないが、以下の費用の支払が求められている。 (1),(2),5)は年率 2.5%で増加する 1)施設建設の影響に対する費用として年間 5 百万 USD 2)固定資産税の代わりにして年間 20 百万 USD 3)電気、ガス、上下水道を整備する費用 4)事業用地まで又は周辺の道路整備の実施、公共交通機関の改善に係る費用 5)市民ファンドへの拠出年間 0.25 百万 USD
保証金	合計 30 百万 USD を市の直接的コスト見合いの対価として支払う必要がある (5 百万 USD、12.5 百万 USD、12.5 百万 USD の 3 分割で支払)
投資額	
投資額	最低でも 10 億 USD 以上とされている。
地域経済への貢献	
雇用	事業者は施設の建設や事業の運営に係る雇用について、地元民を優先して雇用すること、住民のために 2 回説明会を開催すること等が求められている。また、建設期間中は雇用数及びそのうち地元民の数等を四半期ごとに報告する必要がある。
地元業者との取引	地元業者との取引を推進することが求められている。 また、年間 50 千 USD のバウチャーや商品券を購入する必要がある。

(出典：Host Community Agreement を基にあずさ監査法人作成)

⁴¹⁹ IR 設置にあたり生じる直接コストは例えば特定の交通インフラの整備改善に要するコストや、規制当局を新たに設置するために要するコストなどが挙げられ、定量化が比較的容易である。一方間接コストとしては、犯罪増加によるコスト、健康被害・依存症救済に関するコストなどが挙げられるが、定量化が難しく、様々な議論があるところである。(例えば「Gambling Impact Study Section B: Assessment of Potential Changes to Florida Gaming Industry and Resulting Economic Effects」Specrum Group などで詳述) そのため、結局間接コストをどの程度見積もるかはその程度により決定されることになる。本稿「1.2. IR/カジノ運営に起因する正負の影響評価」参照。

図表 2-23 設置自治体と締結した協定書の主な内容（ゲーミング委員会との合意事項を除く）
リージョン B（Blue Tarp reDevelopment (MGM)）の場合

項目	内容
自治体又は委員会への支払	
直接的・間接的影響の軽減コスト	<p>直接的影響と間接的影響に区分はされていないが、年間コストとして総額 26.19 百万 USD の費用の支払が求められている(Section5)。主な内訳は以下のとおり。</p> <p>1)固定資産税の代わり(121A Payment⁴²⁰)として年間 17.6 百万 USD</p> <p>2)住民コスト（消防、警察、学校 等)見合い 2.5 百万 USD</p> <p>3)地域開発ファンドへの拠出⁴²¹2.5 百万 USD</p> <p>4)周辺地域のコスト 0.5 百万 USD</p> <p>上記の他、開発コストや地域のエンターテインメントイベントの開催費用を事業者は負担する (Section6 a b)</p>
保証金	<p>総額 15.15 百万 USD をスプリングフィールド市に支払う必要がある(Section5)。主な内訳は以下のとおり。</p> <p>1)固定資産税見合い 10 百万 USD</p> <p>2)住民コスト（消防、警察、学校等)見合い 2.5 百万 USD</p> <p>3)周辺地域のコスト 0.5 百万 USD</p>
事業実施主体	
競争制限	事業者又は事業者の持分を 5%以上保有する者は、事前に市の同意を得ない限り、半径 50 マイル以内で同種のプロジェクに参画できない。(Section7)
地域経済への貢献	
雇用	<p>建設に係る雇用として最低 2,000 人以上の雇用を行うこと及び、マイノリティ(15.3%)、女性(6.9%)、高齢者(8%)の雇用比率を達成することが求められている (Section6 c ii)。</p> <p>運営に係る雇用として最低 3,000 人以上(そのうち 2,200 人はフルタイム雇用) が求められており、雇用の内地元民の比率は 35%以上、外部及び周辺自治体からの雇用は 10%未満にすることが定められている。(Section6 c iii)</p>
地元業者との取引	<p>事業者は最低年間 50 百万 USD 以上、地元業者が入札可能な取引を実施しなければならない。(Section6 v)</p> <p>スロットマシンは可能な限り国内で製造されたものを使用しなければならない (4.12)</p>
その他	
開業までの期間	ライセンス付与後 33 カ月以内。(Section2)

(出典：Host Community Agreement を基にあずさ監査法人作成)

⁴²⁰ 121A とはマサチューセッツ一般法 121A 章（都市再開発企業）のことを指し、自治体と再開発のみを目的に設立された企業との間で固定資産税の負担に関する特別な合意に基づく支払いのことを指す。(Host Community Agreement 3.5(Property Tax Matters)を参照。)開業から 40 年間にわたり、一定の計算式に基づく金額の支払いが求められる。(Host Community Agreement Exhibit U)

⁴²¹ 地域開発ファンドは、十分に教育された労働力を確保すること、法の趣旨に鑑み事業者が地域開発に取り組むことを目的として新たに設立されたファンドであり、1)子供の早期教育、2)高等教育、3)図書館、4)健康増進、5)市営駐車場への補助、6)プロジェクトの法令遵守、7)その他地域の改善のために使用される。(Host Community Agreement Exhibit F 参照)

なお、HCA では事業者が整備すべきノンゲーミング施設の内容についても事業者からの提案内容を基に以下のとおり規定されている。

図表 2-24 スプリングフィールド市において提案されたノンゲーミング施設の概要

ノンゲーミング施設	概要
ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・星 4 相当の設備を設置 ・部屋数 250 室 ・敷地面積 200,000 m² ・フットスパ、フィットネス施設、プール (7,000 m²)
コンベンション施設	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的イベントホールを設置 ・敷地面積 45,000 m²
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・総敷地面積は 850,000 m² ・A クラスオフィスも併設 (85,000 m²)

(出典：Host Community Agreement Exhibit G を基にあずさ監査法人作成)

4) 住民投票の実施

マサチューセッツ州では、HCA 締結後に設置自治体において IR の設置に関する住民投票を実施することを求めており、上記のスプリングフィールド市においても住民投票が実施されている。(法 15 条 (13))

〈住民投票の質問項目〉

_____市/町 (対象となる自治体) は、_____ (場所) に立地し、ゲーミング委員会によりライセンス交付されるゲーミング施設の運営を許可すべきですか? (はい/いいえ)

事業者が HCA を締結した自治体における住民投票結果は以下のとおりである。

図表 2-25 マサチューセッツ州住民投票結果

事業者	都市	住民投票日時	結果	備考
リージョン A				
Wynn MA	エバレット	2013/6/22	賛成 86.46%	
Mohegan Massachusetts	Sun リビア	2014/2/25	賛成 63.2%	
Crossroads Massachusetts	ミルフォード	2013/11/19	反対 64.64%	
Suffolk Downs	イーストボストン リビア	2013/11/5	反対 56%	
リージョン B				
MGM Springfield	スプリングフィールド	2013/7/16	賛成 57.7%	
Hard Rock	ウェスト・スプリング フィールド	2013/11/19	反対 64.64%	
Mohegan Sun MA	パルマー	2013/11/5	反対 50.9%	※

※ 2013/11/26 に票数の再カウントが実施されている。

(出典：ゲーミング委員会 HP を基にあずさ監査法人作成)

住民投票で過半数の支持を獲得できなかった自治体はゲーミング委員会が実施する事業提案審査(RFA-2)に進むことができない。

上記のとおり、住民投票で過半数の支持を獲得できなかった自治体も多く、IR 設置にあたり大きなハードルになっていたことがうかがえる。

また、住民投票への対応のため、事業者側も相応の負担を行っており、区域選定がなされる前に事業者にも過度な負担が生じている可能性がある。

③ ゲーミング委員会による事業者選定手続き

1) 総論

ゲーミング委員会では、2 段階のライセンス申請公募 (RFA-1、RFA-2) を実施している。

2) RFA-1 審査

RFA-1 審査では、応募者の財務面及び清廉性に関する適格性について判断される。

応募者は詳細な背面調査を受ける必要があり、高潔さ、正直さ、清廉性、財務的安定性に関する基準に合致することを確認しなければならない。

RFA-1 審査として背面調査を先に切り出して実施する目的は、事業者の審査フェーズを先に設けて不適格者の応募を事前に抑制すると共に、不適格な事業者を早期に締め出し、コスト削減を狙ったものと考えられる。

ゲーミング委員会の調査執行局(Investigations and Enforcement Bureau, IEB)は実態的な背面調査を行う複数のチームを組成しており、専門コンサルティング会社、州担当者、検察官、州警察など多様な経験を有するメンバーを擁している。

調査内容としては、他地域における規制遵守状況、財務的安定性、法令遵守計画、他地域での訴訟の状況等が含まれる。役員など個人に対する調査としては、入社後の職歴、犯罪歴、教育、株式保有、財務安定性が含まれる。下表は Wynn MA にかかる調査報告書の抜粋である。

図表 2-26 具体的な調査項目 (Wynn MA の事例)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・公的なデータベース記録の査閲 (会社設立資料、各種提出資料、民事訴訟情報、倒産情報、メディア情報、連邦裁判所情報等)・ゲーミングライセンスに関する現在、過去の状況・会社及び関連会社のウェブサイト情報・株券の写し、株主記録の確認 |
|---|

- ・財務的な清廉性、安定性の会計専門家による確認（財務書類、監査報告書、監査人によるマネジメントレター、内部統制報告書、納税記録、過去からの信用・借入記録、銀行口座、役員会議事録等の査閲と検討等）
- ・AML(Anti Money Laundering)ポリシーに関する法令遵守状況の確認
- ・所有自動車の登録状況、旅行状況の確認
- ・過去のビジネスの状況の確認
- ・ゲーミング規制に関する法令遵守の状況
- ・マサチューセッツにおける政治的な寄附の記録の確認
- ・犯罪歴の確認（マサチューセッツ州警察による）
- ・犯罪集団等との関与が疑われる確かな情報が入手された場合の審尋の実施
- ・対象者（個人）の教育歴、職歴、身元保証の確認 など

（出典：ゲーミング委員会 HP「Wynn MA, LLC Applicant for a Category 1 Gaming License Report of Suitability of Applicant Entities and Individual Qualifiers」を基にあずさ監査法人作成）

調査期間としては、対象人数や組織の複雑性によるが6カ月程度を要する。また、審査料として40万ドルが請求される。

なお、RFA-1 審査結果通知後もその後の事業の状況や事業参画者の継続審査など、ライセンス交付まで継続的に審査されている。

RFA-1 の審査結果

RFA-1 審査において、適格性が否定された事案は認められないが、必ずしも全ての事業者が通過できた訳ではない。例えば、リージョン A において事業者選定を目指した Sterling Suffolk Racecourse, LLC（以下、「Suffolk」とする。）の構成メンバーであった、Caesars Massachusetts Investment Company LLC は、マサチューセッツ州が外部委託して実施した背面調査報告書において適格性に関する4点の考慮事項が指摘され、その後 Suffolk の構成メンバーから脱退したという経緯がある⁴²²。本ケースにおいては適格性に関する最終的な判断が下された訳ではないが、グループ全体の適格性が否定されるリスクを考慮したものと考えられる。

なお、その後ゲーミング委員会において弁明の機会是与えられたが、当該機会には活用されなかったとのことである。

3) RFA-2 審査

RFA-2 審査は、場所を特定した上での（Site Specific）審査となる。RFA-2 審査は、RFA-1 審査で適格性が認められた提案者のみが提出できる。（規制 205 CMR 115.05(3)）

⁴²² MGC HP News「MassGaming releases background investigation report for resort casino applicant Sterling Suffolk LLC, adjudicatory hearing regarding 'suitability' scheduled for October 29th」2013年10月29日

提出様式は、州に革新的でユニークなゲーミング施設を設置することについて表現できるようにデザインされている。提案事項として掲げられている内容は以下のとおりであり、それぞれ回答様式が用意されている。

提案事項は下記のとおり5項目に分かれているが、5人のコミッショナーが各項目に1人ずつ担当付けられている。5項目の配点について固定的な重みづけはしない、としている。なお、「wow factor」と呼ばれる、特筆すべきユニークな項目があった場合には加点が別途行われている。

審査にあたっては、RFA-1 審査と同様、外部アドバイザーによる評価結果も活用されている。

図表 2-27 RFA-2 提案事項の概要

<p>・プロジェクトの全体像</p> <p>・財務 必要条件、財務・資本構造、州の収益の最大化、土地取得・インフラ投資を除く資本投資の最大化、安全かつ確固たるゲーミング市場形成のための提案</p> <p>・産業振興 必要条件、全般事項、雇用創出、外部ビジネスと仕事増加へのサポート、地域ツーリズム</p> <p>・施設デザイン 必要条件、デザインや全体構想の素晴らしさについての表現、地元施設と連携して質の高い設備を備えた上質のゲーミング施設、周辺との親和性、施設の建設及び運営にあたり持続性のある開発指針を利用すること、安全管理、許可、その他</p> <p>・（社会的影響の）軽減 前提条件、設置自治体協定書、周辺自治体協定書、影響を受けけるエンターテインメント施設との協定書、ロッタリーの保護と拡大、問題ギャンプリングに対する測定手段、交通問題、その他</p>
--

（出典：ゲーミング委員会「RFA-2 Application For a Category 1 or Category 2 Gaming License」を基にあずさ監査法人作成）

4) 協定書の内容

事業者が IR 施設を設置するにあたり合意した事項について、協定書として取りまとめられた⁴²³。マサチューセッツ州では協定書を公開しており、その詳細を把握することが可能である。

以下では、事業者がゲーミング委員会と締結した協定内容⁴²⁴について紹介する。広範な事項について協定書において合意されていることが窺える。

⁴²³ なお、これは法令等に基づいた手続きではない。

⁴²⁴ 事業者とゲーミング委員会との協定書は、正確にはリージョン A の場合、「Agreement to award the category 1 license in region A to Wynn MA, LLC」（2014 年 9 月 17 日）と表題されたゲーミング委員会からの通知文書であり、ライセンスを付与するにあたっての付記条項として合意事項が記載される形式をとっており、いわゆる私法上の契約とは異なっている点に留意する必要がある。

図表 2-28 ゲーミング委員会と締結した協定書の主な内容- リージョン A (Wynn MA) の場合

項目	法令で規定するもの	協定書で規定するもの
設置自治体又は委員会への支払		
直接的・間接的影響の軽減コスト	<p>ゲーミング委員会はライセンスフィーの最低額を定める必要がある。(10条 (d)、11(b))</p> <p>事業者は申請時に設置自治体及び周辺自治体との間で交わした合意書を提出する。(15条 (8)(9))</p> <p>また、ゲーミング施設の建設が与える影響について評価した合意書が含まれる。(15条(10))</p> <p>上記影響に対応する料金を事業者は設置自治体に支払う必要がある。(15条 (14))</p>	<p>直接的影響と間接的影響に区分はされていないが、環境対策の費用として以下の事項が求められている。</p> <p>(Section3-1~3)</p> <p>1)一時金として1百万USDの支払</p> <p>2)年間1.6百万USDの支払(CPIによる調整あり)</p> <p>上記の他、交通量の増加に対応するために費用を支払う必要がある(10年間で最大20百万USDまで)</p> <p>(Section4-2)他、年間2,5百万USD(10年間で25百万USD)を支払う必要がある。(Section4-4)</p> <p>スロット評価手数料として1,550千USD、ゲーミング委員会の年間評価手数料として4,779千USDの合計6,330千USDをゲーミング委員会に支払う必要がある。(Section2-6)</p>
保証金	<p>事業者は提案した総投資額の10%を保証金として入金する必要がある。(10条 (a))</p>	<p>RFAに記載した投資額の10%を保証金としてゲーミング委員会に入金する必要がある。</p>
モニタリング		
	<p>1)ゲーミング委員会は事業者に監査済みの財務諸表の提出を求める(5条 (a) (8))</p> <p>2)ゲーミング委員会の承認なしにライセンスを譲渡することはできない(19条 (c))</p> <p>3)事業者は年次報告書をゲーミング委員会に提出し、申請時に設定した目標や規定の達成状況を報告する必要がある。(23条 a)</p>	<p>1)ライセンス期間中は毎年監査済み財務諸表をゲーミング委員会に提出する必要がある。(Section2-22)</p> <p>2)100千USD以上の訴訟については状況をゲーミング委員会に報告する必要がある。(Section2-19)</p>

項目	法令で規定するもの	協定書で規定するもの
モニタリングの実施方法	<p>4)事前のゲーミング委員会への通知及び承諾なしに組織構成を変更することは許されない。(21条 (a) (5))</p> <p>5)事業者は無償のサービス提供の状況について四半期ごとに報告を行う必要がある。(28条 (b))</p> <p>6) ゲーミング委員会は最低年1回ライセンス保有者の業務遂行状況について監査を実施しなければならない。(65条)</p> <p>上記の他、取引業者の監視(31条 (n))、ジャンケット業者の登録(33条)、登録違反等の場合の罰金(37~43条)が定められている。</p>	<p>3)開業の90日前にThe Bank Secrecy Act of 1970に沿ったマネー・ローンダリング対策をゲーミング委員会に報告する必要がある。(Section2-23)</p> <p>4)許認可の必須条件を満たすための必要な手順について毎月進捗をゲーミング委員会に報告する必要がある(Section2-27)</p> <p>5)建設に従事する労働者の状況をゲーミング委員会の報告することが求められている。(Section2-29)</p> <p>6)50百万USD以上の新規借入を行う場合はゲーミング委員会に直ちに通知する必要がある。(Section2-21)</p>
ゲーミング委員会から州政府等への報告	<p>ゲーミング委員会は年に1回、政府、法務長官、財務長官、議会に活動報告を提出する必要がある。(70条)</p>	-
投資額		
投資額	<p>ゲーミング委員会は最低投資額を設定する必要がある。(10条 (a)、11条(a))</p> <p>純ゲーミング収益の3.5%以上を設備投資に回す必要がある(複数年の計画の中で一時的に下回るとは可)(21条 (a) (4))</p>	-
事業実施主体		
資本構成及び資金調達	-	<p>ゲーミング委員会の定める負債資本比率を遵守する必要がある。(Section2-3)</p>
競争制限	<p>事業者は異なるライセンス及びゲーミング施設について部分的にでも所有又は持分を保有することはできない。(21条 (a)(6))</p>	-
地域経済への貢献		
雇用	<p>年に1回、ゲーミング委員会に詳細な雇用の状況(数、職位、給与等)を報告する必要がある。(21条 (a) (12))</p> <p>また、ゲーミング委員会によりライセンスを付与され、登録された従業員のみを雇用する必要がある。(21条 (a) (13)、30条)</p> <p>マイノリティ、女性、高齢者の活用及び活用状況の年1回の報告が求められている。(21条 (a) (21)(22)(24))</p> <p>建設期間中は雇用数及びそのうち地元民の数等を四半期</p>	<p>マサチューセッツ労働局等と協同してマサチューセッツ州の雇用を改善する計画を作成することが求められている。(Section2-14)</p> <p>建設に係る従業員の募集に際して半年に一度の説明会を開催することが求められている (Section3-5)</p>

項目	法令で規定するもの	協定書で規定するもの
	ごとに報告する必要がある。(21条(a)(23))	
地元業者との取引	スロットマシンは可能な限り国内で製造されたものを使用しなければならない(18条(15)) ゲーミング委員会によりライセンスを付与され、登録された取引業者とのみを取引する必要がある。(21条(a)(14)) 取引業者の株式を5%以上保有する者は委員会に提出される必要がある(31条(e))	地元業者との取引を推進することが求められている。 具体的には事業者は最低年間15百万USD、地元ボストンの業者と取引することが求められる。
Problem Gambling 対策	施設内に問題ギャンブル対策のスペースを確保する必要がある。(21条(a)(14)) キャッシュレスで賭けられるシステムについては賭け金に一定の上限を設ける必要がある。(29条) 事業者は排出プログラムの適用を受けている顧客のリスト作成等が求められている(45条)	事業者は問題ギャンブルを防止するためのプログラム(自己排除等)を組み込むことが求められている。
その他		
合意書の有効期間	ライセンスの当初有効期間は15年間。 ただし、15年の間にその他にライセンスが発行されなかった場合には、更新の手続きがとられる。(19条(b))	15年間
合意の遵守義務	不明(明確な記載は見当たらないが、当然存在すると思われる。)	設置自治体や周辺自治体等との合意を遵守する必要がある旨定められている。
土地の所有	ライセンス交付から60日以内に事業用土地を所有又は購入しなければならない。なお、ライセンス期間を上回る60年以上に延長できるリース契約でもよい。(15条(3))	-

(出典：ゲーミング委員会「Agreement to award the category 1 license in region A to Wynn MA, LLC」を基にあずさ監査法人作成)

④ その他の合意

1) 周辺自治体(Surrounding Community)との合意

設置自治体との合意のほか、マサチューセッツでは周辺自治体と一定の合意を図ることを求めている(法15(9)条)。周辺自治体は、設置自治体に隣接する自治体に限らず、設置自治体に近いためIR施設の開発運営によって何らかの影響を受ける、又は受ける可能性があるとしてゲーミング委員会が決定した市町村を指す。

周辺自治体との合意がうまく図られない場合には、ゲーミング委員会が解決に関与している。ゲーミング委員会は仲裁者を選定して合意形成をサポートしており、3つの周辺地域が仲裁制度を実際に活用している。

全ての周辺自治体との合意は RFA-2 の提出要件とはされていないが（規則 205 CMR 119.01(8),(9)）、ライセンス交付までには合意書を取り交わす必要がある（法 15(9)条）。

リージョン B (Blue Tarp reDevelopment) における周辺自治体との合意

周辺 8 自治体(アガワム, チコピー, イーストロングメドール, ホリオーク, ロングメドール, ラドロー, ウェスト・スプリングフィールド, ウィルブラハム)と 2013 年 12 月～2014 年 5 月にかけて周辺自治体合意書 (Surrounding Community Agreements)を締結している。

〈具体的な合意内容〉

図表 2-29 チコピー市との合意事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ MGM は前金として 125 千 USD を支払う。（名目：IR プロジェクト評価に係るコンサルフィー、法務フィーの補填等）“Upfront Fees Payment”・ MGM は 100 千 USD を毎年支払う。（名目：社会的影響を軽減する）“Annual Mitigation Payment”・ MGM は影響調査研究コストとして開業から 13 年間で合計 750 千 USD を支払う。（名目：社会的影響調査に関連するコストの補填等）“Annual Study Cost Reimbursement”・ MGM は正味（net）の社会的影響を軽減するためのファンド（Annual Mitigation Payment が充当される）の残高が十分でない場合には補填することに同意する。なお開業 1 年目又は 5 年目に実施される社会的影響調査研究結果で正味の影響がプラスの場合には、次の調査まで（1 年目調査の場合、5 年目まで）MGM は追加的支払義務を負わない。 |
|---|

（出典 Surrounding Community Agreement を基にあずさ監査法人作成）

他の周辺自治体とも、金額は異なるものの同様の協定を締結している。

2) 影響を受けるエンターテインメント団体との合意

さらに、IR の設置によって影響を受けるエンターテインメント団体（施設）との合意を求めている。IR 内に新たなエンターテインメント施設が設置されることにより、近隣の関連施設は少なからず競合の影響を受けることになる。つまり、カジノ内のエンターテインメント施設がカジノ収益を活用して安い単価で団体を誘致するなどした場合には、既存の施設が影響を受ける可能性があり、これらの影響を緩和することを目的とするものである。

同団体との合意は、ライセンス交付時までには締結し、ゲーミング委員会に提出する必要がある（法 15 条(10)）。

リージョン A におけるエンターテインメント団体との合意

Wynn MA は MPAC(Massachusetts Performing Arts Coalition, マサチューセッツ舞台芸術連合)と協定を 2014 年 1 月 20 日に締結している。

具体的な締結内容としては、

- ・現在は一定規模を超える演劇会場を設置・運営する計画がないことの確認
 - ・両者が協力してマーケティングや広告宣伝等の取り組みを行うこと
- 等が記載されている。

⑤ ライセンスの交付

1) 総論

事業者選定後、暫く経過した後にライセンスが交付されている。マサチューセッツ州の場合には、初期のライセンス期間は開業から 15 年間とされており、15 年後のライセンス更新にあたっての手続きは将来検討するものとされている。

2) ライセンス料

マサチューセッツ州はカジノ運営ライセンス付与にあたりライセンス料を徴収している。金額はリージョン A, リージョン B のいずれも 85 百万 USD である。(法 10 条(d))

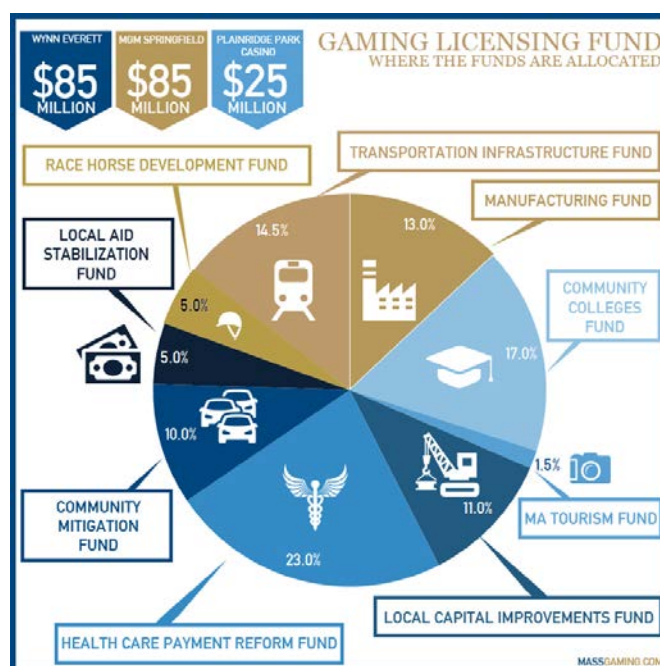
ライセンス料は、ライセンス付与後 30 日以内に払い込むこととされている。

3) ライセンス料の用途

マサチューセッツ州は、通常の IR(Category1)2 件とスロットパーラー (Category2) 1 件のライセンス交付を行っており、合わせて 195 百万 USD のライセンス料を徴収している。

ライセンス料の用途の概略は下図のとおりである。

図表 2-30 ライセンス料収入の用途

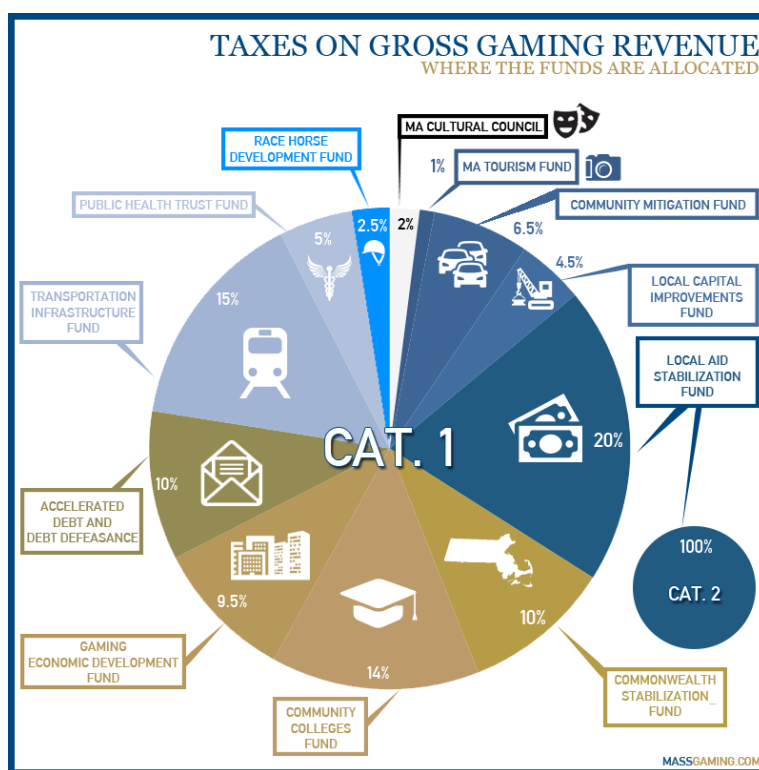


(出典：ゲーミング委員会 HP)

図表 2-30 のとおり、ライセンス料として得られた収入は一時の支出に充てるのではなく、医療費支払改善基金(23%)、地域大学基金(17%)、交通インフラ基金(14.5%)、製造業基金(13%)、地域資本改善基金(11%)、地域緩和基金(10%)等、様々な目的のための基金に充当されている(法 93 条)。

また、GGRの25%を徴収するカジノ税についても地域助成安定化基金(20%)、交通インフラ基金(15%)、地域大学基金(14%)、州助成安定化基金(10%)等、様々な目的のための基金に充当することとされており、下図表 2-31 のとおり各基金に対する充当割合についても法定されている(法 59 条)。

図表 2-31 カジノ税の使途



(出典：ゲーミング委員会 HP)

⑥ 事業者の監視・監督

1) 総論

事業者に対する監視・監督の重要性は、ニューヨーク州の項と変わらないが、ゲーミング委員会は事業者選定当初のライセンス審査のみならず、継続的に事業者が法令及び協定書に沿って適切にIRを運営しているかについて監視・監督する必要がある。

マサチューセッツ州の場合には、拡大ゲーミング法においてゲーミング委員会が行う事業者のモニタリング事項について定められているが、協定書においてゲーミング委員会と事業者の間で一定期間ごとに報告を求める等の取り決めを交わし、当該取り決めに沿って事業者の監視・監督を実施している。

また、設置自治体との協定書においても、事業者に対し独自の報告義務を課すなどモニタリングに関する規定がみられる。

2) ゲーミング委員会による監視・監督

事業者の監視・監督は一義的にはゲーミング委員会が実施しており、拡大ゲーミング法において、主に以下の事項が定められている。

- i) ゲーミング委員会は事業者に監査済みの財務諸表の提出を求める(5条 (a) (8))
- ii) ゲーミング委員会の承認なしにライセンスを譲渡することはできない(19条 (c))
- iii) 事業者は年次報告書をゲーミング委員会に提出し、申請時に設定した目標や規定の達成状況⁴²⁵を報告する必要がある(21条 (a) (21)(22)(24))
- iv) 事前のゲーミング委員会への通知及び承諾なしに組織構造を変更することは許されない(21条(a) (5))
- v) 事業者は無償のサービス提供の状況について四半期ごとに報告を行う必要がある (28条 (b))
- vi) ゲーミング委員会は最低年 1 回ライセンス保有者の業務遂行状況について監査を実施しなければならない(65条)

上記のとおり、ゲーミングに関する監視・監督事項がその中心を占めており、ノンゲーミングに関する監視・監督には重点が置かれていない。

また、上記のほか、取引業者の監視 (31条 (n))、ジャンケット業者の登録(33条)、登録違反等の場合の罰金(37~43条)等が定められている。

また、法令で定められていないが協定書において規定されている事項として、以下の項目がある。

- i) 100 千 USD 以上の訴訟については状況をゲーミング委員会に報告する必要がある。(Section2-19)
- ii) 開業の 90 日前に The Bank Secrecy Act of 1970 に沿ったマネー・ローンダリング対策をゲーミング委員会に報告する必要がある。(Section2-23)
- iii) 許認可の必須条件を満たすための必要な手順について毎月進捗をゲーミング委員会に報告する必要がある (Section2-27)
- iv) 建設に従事する労働者の状況をゲーミング委員会の報告することが求められている。(Section2-29)
- v) 50 百万 USD 以上の新規借入を行う場合にはゲーミング委員会に直ちに通知する必要がある。(Section2-21)

⁴²⁵ 例えば、女性やマイノリティ、高齢者等の労働力参加比率、建設工事の進捗状況について目標との比較で報告がなされる。

3) 設置自治体によるモニタリング

拡大ゲーミング法では、設置自治体に事業者をモニタリングする責任は課していない。そのため、設置自治体は必要に応じて自主的に事業者をモニタリングすることとなり、主に事業者と締結した協定書の遵守状況を確認するために、事業者のモニタリングを実施することとなる。

リージョン BでIRの設置地域として選定されたスプリングフィールド市では、事業者に対して協定書で約束した項目の履行状況を記したレポートを毎年提出することを求めている。(Sec 6.1 (d))

2015年4月に提出された直近のレポート⁴²⁶では、

- ・ 地元業者にビジネス機会を提供するための取り組みが紹介されるとともに、140の登録業者のうち、93業者がスプリングフィールド又はウエスト・スプリングフィールドに所在する業者であることを報告
- ・ フランコニアゴルフコースに15万ドルをかけてパビリオンを設置
- ・ 早期幼児教育、ギャング暴力防止に取り組む非営利団体に20万USDの資金援助を実施といった取り組みが報告されている。

⑦ 総括

1) 適格性審査の分割について

マサチューセッツ州は独自の取り組みとして適格性審査をRFA-1として事業者提案審査と切り離して実施している。適格性審査を分離して実施し、応募する事業者の適格性に関する審査を行うことによって、不適格な事業者を早期に締め出し、コスト削減を図ったものと考えられる。

高額な審査料も要求されおり、相当の清廉性をもった事業者が申請していると考えられるので、ゲーミング委員会の視点で捉えた場合には、RFA-1が事業者提案の濫造を排除し、委員会自体の審査負担軽減、コスト削減の一助になっていることが想定される。なお、適格性審査はRFA-1後も継続的に実施されており、ライセンス交付まで継続されている。

一方で、適格性審査の結果をもってRFA-2の申請を行うこととしているため、全体的なリードタイムはニューヨーク州等と比べて長くなってしまっている。

2) 設置自治体、周辺自治体の審査プロセスへの関与について

マサチューセッツ州の審査プロセスの第2の特徴は、設置自治体、周辺自治体との合意を法律で規定し、審査プロセスに組み込んだ点にある。

特に設置自治体との合意書(Host Community Agreement)締結が、RFA-2提出の要件とされており、設置自治体と如何に交渉して合意を得るのかについては、プロセス全体の鍵となっているように思われる。

また、周辺自治体との間でも、ライセンス交付時までには合意を締結することが求められており、立地するコミュニティにおいて、住民の納得・支持をいかに確保するかが重視されている。もっとも、これらの

⁴²⁶ 出典 MGM Springfield Additional Commitment Status Report(2015年4月発行)

合意書をきちんと取り付けることによって、事業者決定・ライセンス交付後の建設に向けた動きがスムーズになっている点は制度設計の工夫による成果と考えられる。

一方、設置自治体における 2 段階の事業者選定プロセスや、住民投票への対応など、事業者にとっては相当のコスト負担を強いられるプロセスであるともいえる。もっとも、スプリングフィールド市以外は、設置自治体により実施された事業者選定は非公開で行われており、事業者選定の透明性については十分に確保されない可能性があるというデメリットもあるが、柔軟な事業者選定を実施することが可能となり、設置自治体及び事業者双方にとってコスト負担を軽減できるというメリットもある。

3) 区域選定と事業者選定について

マサチューセッツ州は、IR の設置区域を 3 つに区分しているが、各々の区域内でどの都市に立地するのかについては、事業者側に広範な選択権が与えられている。

事業者は自らの主体的な判断で収益性が確保できる立地を選択し、設置自治体と合意書締結のために交渉し、具体的な事業提案を地方政府に提出・合意し、地元に対する直接・間接コストについても収益性との兼ね合いで支出可能な範囲で合意を行っている。

そのため、ゲーミング委員会に提出される事業提案は極めて具体性のあるものとなっており、提案内容について事業者側も十分吟味（納得）したうえで提示されているため、事業者選定後も大きな計画変更に至ることなく、建設開業に向けて着実に進捗している。

これらの点は、マサチューセッツ州の区域選定・事業者選定プロセスの特徴である。

4) 区域の地域分割とライセンス数

州内にいくつのライセンスを認めるか、どういう地域区分によりライセンスを与えるのか（地域分割）という点も、設置後の IR の収益性に大きな影響を及ぼし、事業者の参加意欲にも影響を与えるため重要である。

この点、マサチューセッツ州においては、2007 年において調査報告書「Massachusetts Gaming Market Potential and Economic Impact Assessment: The Venetian Casino Resort」を公表し、更に 2008 年において調査報告書「Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts」を公表し、3 ライセンス毎の収益性分析を実施することにより、各区域ブロックにおいて一定の収益性を確保することができることを裏付けている。また、各地域に一つというライセンス数のルールは現在も守られている。

ライセンス数の設定及び地域分割の判断如何によって、過度に事業者間の競争が激しくなるエリアとそうでないエリアが生み出され、競争環境を歪めることも想定されるため、各種の経済効果分析により慎重に検討・設定されるべきものと考えられる。

(4)豪州・ニューサウスウェールズ州

◇本項の小括

ニューサウスウェールズ州では 2012 年に公表した Unsolicited Proposals に対する民間事業者からの提案を受けて、VIP 専用カジノの新設を他の代替案とともに検討することとなった。

本稿では、2012 年から 2014 年にかけて行われた IR 新設に関する事業者選定プロセスについて詳述するものとする。特に、ニューサウスウェールズ州では、事業者選定プロセスに関する詳細な情報公開が行われており、選定過程と各候補者の提案内容の評価、事業者選定後に締結された協定書の規定内容について、具体的な事例を紹介しながら概説する。

また、規制当局の事業者に対する監視・監督の現状についても開示情報を基に紹介する。

① IR 設置の概要

1) 総論

オーストラリア・ニューサウスウェールズ州はオーストラリアの南東部に位置する州であり、州都はシドニーである。オーストラリアで最も人口が多い州である。

ニューサウスウェールズ州では 1992 年に 1992 年カジノ管理法が制定されカジノが合法化され、

Echo Entertainment 社（以下、「Echo」とする。）が運営する the Star の 1 施設のみが IR として存在してきた。

政府は 2012 年に、Unsolicited Proposals⁴²⁷を募集し、民間事業者と新たなインフラ、公共サービスを提供する開発計画についての幅広い提案を受け付けることとした。これに対して、Crown Resorts（以下、「Crown」とする。）がホテルの高層階に VIP 専用カジノを設置するホテルリゾート（6 つ星、別途レジデンスもあり）をバラナガル・サウス地域に新設すること提案し、州政府がその提案を詳細検討することとなった。

一方、the Star を運営する Echo は、Crown が VIP 専用カジノを提案していることを受け、既存の the Star を中心とする IR を拡張する提案を行った。そのため、両者の提案が比較検討されることとなった。その結果、Echo の案が敗退し、Crown の案が採用されることとなった。

その後、Crown は最終合意に向けた交渉段階を経て、2014 年 7 月に制限付きゲーミング・ライセンス⁴²⁸を取得した。

⁴²⁷ Unsolicited Proposals は直訳すると、「頼まれもせずにする提案」となる。州政府からは提案の具体的な内容を提示せず、民間事業者の自由な発想により提案を行わせ、それを一定の選定基準に則って審査し、政府が目的とする都市の再開発、インフラ機能の提供に関する新たなアイデアの創出といった事項に合致していれば、政府として規制緩和や特別法の制定、州有財産の提供等を通じて後押しするプログラムである。邦訳ではニュアンスが掴みにくいため、本稿では「Unsolicited Proposals」をそのまま原文使用するものとする。

⁴²⁸ 州としては、通常のカジノライセンスは 1 ヶ所のみという整理がされており、Crown に対して 2 つ目のカジノライセンスを与えるという選択はない。そこで、スロットマシンの設置を禁止したり、カジノ入場が許される客を限定したりするなどの制約を課す「制限付きゲーミング・ライセンス」という新たなライセンス概念を作り出し、現状のライセンスとは異なるものとして認めている。

なお、開業は 2019 年を予定している。

以下では、Crown と Echo が争った IR 事業者選定プロセスについて記載することとする。

2) 関係機関

今回の IR の新設に関係する機関としては、独立酒類ゲーミング機構（NSW Independent Liquor and Gaming Authority, ILGA）と首相・内閣局（NSW Department of Premier and Cabinet, DPC）がある。

カジノ事業者の規制監督は独立酒類ゲーミング機構が行うのに対し、Unsolicited Proposals を受けた提案内容の審査、事業者選定プロセスは首相・内閣局が担当している。

首相・内閣局は、提案審査のための運営委員会（Steering Committee）を組成しており、各審査プロセスにおける評価結果の承認を行っている⁴²⁹。運営委員会は、首相・内閣局、州財務局（NSW Treasury）、州インフラ局（Infrastructure NSW）から構成されている。

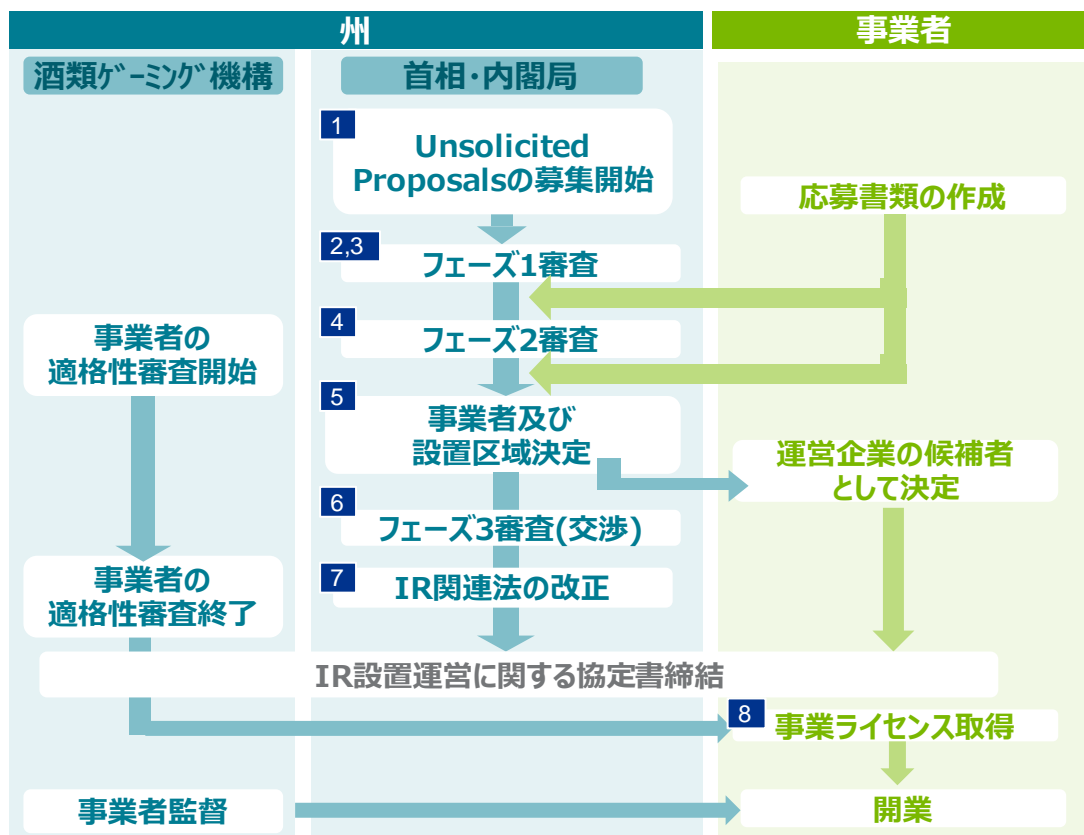
3) 提案審査、事業者選定スケジュール

州政府は 2012 年 1 月に Unsolicited Proposals を受け付ける旨を公表し、事業者から広く地域再開発・再生のための提案を募っている。

提案ごとに事業者選定スケジュールは異なっているが、IR 関連の実際の選定スケジュールを整理すると以下のとおりとなる。

⁴²⁹ 出典 Unsolicited Proposals Guideline p9

図表 2-32 ニューサウスウェールズ州 事業者選定スケジュール（フローチャート）



※便宜的にプロセスの進行を示すために算用数字（プロセスの番号）を付している（番号は図表 2-33 に対応）。（出典：州政府 HP, Unsolicited Proposals その他資料を基にあずさ監査法人作成）

図表 2-33 ニューサウスウェールズ州事業者選定スケジュール

プロセスの番号	日付	事項
1	2012年1月	Unsolicited Proposals 公表
2	2012年10月12日	フェーズ1 審査結果の公表(Crown)
3	2013年4月5日	フェーズ1 審査結果の公表(Echo)
4	2013年6月	フェーズ2 提案書（詳細提案）の提出
5	2013年7月4日	フェーズ2 に応募した Crown と Echo の2社からフェーズ3 に進出する事業者として Crown を選出
6	2013年7月19日	フェーズ3 提案書（最終合意に向けた交渉段階）を Crown が提出
7	2013年11月11日	フェーズ3 プロセス終了、州政府と Crown が基本協定書（Framework Agreement）締結。詳細な合意締結に向けた交渉手続きを開始。

プロセスの番号	日付	事項
		法律(1992年カジノ管理法)を改正
8	2014年7月8日	制限付きゲーミング・ライセンス (Restricted Gaming License) 交付決定

(出典：Unsolicited Proposals、各種情報を基にあずさ監査法人作成)

② 首相・内閣局による提案審査、事業者選定

1) 総論

既に記載したとおり、Unsolicited Proposals に基づく提案審査（事業者選定）のプロセスは4段階に分かれている。以下では各プロセスにおける選定手続きについて詳述する。

なお、フェーズ毎の審査状況は下記のとおりであり、IRに関連する提案以外にも提案を受け付け、審査が行われている。

図表 2-34 Unsolicited Proposals の審査状況（2015年10月末時点）

段階	状況
フェーズ1	100件以上受付、7件がフェーズ2に進出。
フェーズ2	7件受付、5件がフェーズ3に進出。(Echoはフェーズ2で敗退)
フェーズ3	5件受付、3件が完了
完了	3件 (Crown Sydney 他2件)

(出典：州政府 Unsolicited Proposals HP、各種情報を基にあずさ監査法人作成)

2) プレ提出

正式な事業者選定の段階であるフェーズ1の前に、事業者は任意で提案のプレ提出が可能とされており、要となるポイントや利益、潜在的な要求事項や考え方を政府機関と非公開・非公式で協議することができる。政府はこの時点で、Unsolicited Proposals ガイドに沿っているかのフィードバックを事業者に対して行うため、そもそも州がどのような事業であれば受入れ可能なのかを事業者が理解することができる。

このフィードバックに関わらず、次のフェーズに進むか否かは事業者が任意で判断することができる。

3) フェーズ1 審査

ステージ a) 提案内容の事前評価

州政府が当該提案事業を受け入れるにあたって、関連機関が当該提案事業の内容がUnsolicited Proposals ガイドの基準を満たしているか、十分に正当化する根拠があり請け負うことができるか判断するために事前評価を行う。

事業者と州政府の役割は以下のとおりである。

- ・ 事業者は政府が要求するスケジュールに従って最初の提案書を用意する。その際、提案内容のうち特徴的な要素を明らかにしなければならない。
- ・ 政府は提案書を受取り、求める内容が記載されているかの確認を行う。必要があれば事業者に更なる情報提供を求める。許可があれば運営委員会が提案マネージャー（Proposal Manager, 首相・内閣局に指名される）の推奨内容をレビューする。そして事前評価結果を事業者に知らせる。

本審査により、ステージ b)に進めるに足りる内容であるかどうか事業者に通知される。

ステージ b) 提案内容の構造的評価

提案事業を進めることによる政府にとっての潜在的な利益（州経済の活性化や税収の増加等）について更なる検討が行われる。

事業者と州政府の役割は以下のとおりである。

- ・ 事業者はより詳細な提案内容を示すことが求められる。（情報量は提案プロジェクトの大きさと複雑性に依拠する）
- ・ 政府は評価パネル（Assessment Panel）を設ける。提案内容をより明確に把握するため、評価パネルは提案者とミーティングを開催することもある。また、評価パネルは、必要に応じて、外部専門家を活用し、経済的な影響評価の妥当性について検証を行った上で、運営委員会による承認を受けるために評価レポートを作成する。フェーズ 2 に進むことが相応しい参加者に対し参加合意書(Participation Agreement)のドラフトを作成する。

事業者は評価パネルで明らかになった事項に関する情報通知を受ける。基本的に全ての提案がこのステージでホームページ上に公開される。次のフェーズに進めない場合にはそのフィードバックが書面によってなされる。

4) フェーズ 2 審査

フェーズ 2 では提案プロジェクトの詳細が事業者から示され、政府がフェーズ 3 に進むか否かを決定する。提案者は参加合意書を作成し、提案プロジェクト構築に関する会議を開き、当該プロジェクトのワークショップに参加する必要がある。政府は評価パネルの結果を作成し、運営委員会に推薦する。また、上記会議において、当初に提出された案のリスクと懸念事項についてのフィードバックを提案者に行う。

フェーズ 2 の評価においても、評価パネルは外部専門家を活用し、経済的なインパクト評価、税収見込み等の妥当性について検証を行っている。

なお、評価は以下の観点から実施されている。

図表 2-35 Unsolicited Proposals における評価項目

評価項目	内容
Uniqueness 新規性	提案内容が新規性のある便益の提供を行うこと、提案者が新規性のある能力を有することの証明。
Value to Government 政府への価値	提案内容は政府に金額に見合う価値(Value for Money)を提供するか。提案内容の純経済便益は何か。
Whole of Government Impact 政府全体への影響	政府にとっての機会費用は何か、提案は政府の計画や優先順位付けと整合的か。
Appropriateness of Return, considering risks リスクを考慮したリターン の適切性	提案者の投資により生ずる利益は提案者が負担するリスクや業界標準から適切といえるか。
Capability 実施能力	提案者には十分な経験と能力を兼ね備えているか。
Affordability 費用負担	提案によって政府の負担が生ずるか、サービスの購入を行う必要があるか。財源を要する場合にはどのような財源で負担するか。
Risk allocation リスク配分	提案によってどのようなリスクが提案者と政府に生じ、そのリスクがどのように定量化されているか。

(出典：Unsolicited Proposals P5 を基にあずさ監査法人作成)

上表からも窺えるとおり、州内総生産や税収へのインパクトなど、経済的な観点での評価が重視される。また、施設の計画やデザイン内容の評価については、経済的な評価が実施された後に別のチームが検討している。

5) フェーズ 3 審査 (交渉)

フェーズ 1、2 を踏まえ、政府が当該提案を受入れるかどうかを決定する。具体的には、協定書で規定すべき諸条件の交渉を行うほか、税金の額等についてもフェーズ 3 で交渉されている。当該提案が独自性を含め選定基準を満たしていないと判断した場合には、通常の権利として市場で取引を行う。フェーズ 3 をクリアすると、契約締結に入る。

6) Crown の提案が採用された理由

一連の提案審査プロセスのうち、フェーズ 2 審査において Crown と Echo の提案内容が比較検討された。審査の結果、Crown の提案を採用し Crown のみをフェーズ 3 に進めることとしている。

Crown 提案の採用理由として以下のとおり記載されている。

- ・ Echo の提案は (the Star による) カジノの独占性を求めているのに対し、Crown は国内の VIP ゲーミングを含むこととしており、両者の提案は相容れなかったため、一方のみを選定することとした。

- ・ 経済的便益について、Crown の提案の方が 2025 年の GSP（州内総生産）が Echo よりも 26%高く、税金・ライセンス収入の現在価値が Echo よりも 31%高かった。
- ・ シドニーがゲーミング、観光市場において国内のシェアを奪われており、シドニー同様一つのカジノしかないメルボルンよりも下回っていること、また、2 つのカジノを認め、競争環境を生み出すことが立地の優位性を高めるための更なる投資を呼び込むことになることが期待される。

（出典：Unsolicited Proposal Stage 2 Assessment of Crown and Echo Proposals p8）

③ 協定書の内容

今回の IR 設置プロジェクトに選定された事業者である Crown は、州政府及び独立酒類ゲーミング機構と各種協定を締結している。なお、地方自治体（シドニー市）との合意は存在せず、通常の事業における住民の異議申立てなどの手続き以外存在しない。これは地方自治体の役割が米国や日本と異なるためと考えられる⁴³⁰。

1) 協定書の種類

その主な内容は次のとおりである。

図表 2-36 州と事業者間の協定書一覧

協定書	日付	契約当事者 ⁴³¹	内容
協定書① (Amended and Restated) Framework Agreement	2013/11/11 2014/7/7 修正	州, Crown Resorts Ltd, Holdings Co, Gaming Co, Property Co	開業までに締結すべき Agreement とその工程、州と事業者の役割分担、ライセンス料、カジノ税等の支払い、施設の要求水準、解約権、守秘義務等、包括的な内容が規定されている。③など他の協定書と重複しているように見えるが、参照関係になっていると思われる。
協定書② Crown Common Terms Deed	2014/7/8	州, Crown Resorts Ltd, Holdings Co, Gaming Co, Property Co, ILGA	主として、関係する Agreement について共通的に適用する用語の定義を記載している。
協定書③ Restricted Gaming License	2014/7/8	Gaming Co, ILGA	ILGA - Gaming Co 間のライセンス交付にあたっての諸条件（ライセンスは 2019 年以降のみ有効であること、スロットマシン設置は認めないこと、最低賭け額、メンバーシップのルール）を規定している。

⁴³⁰ シドニー大都市圏は 38 の地方行政区（Local Government Areas）に分かれており、シドニー市もこれらの一つに過ぎず、行政上の権限は限定的であり市域も狭い。

⁴³¹ 契約当事者の正式名称は以下のとおり。

Holdings Co :Crown Sydney Holdings Pty Ltd
 Gaming Co: Crown Sydney Gaming Pty Ltd
 Property Co :Crown Sydney Property Pty Ltd
 CPH Ltd: Consolidated Press Holdings Limited

協定書	日付	契約当事者 ⁴³¹	内容
協定書④ VIP Gaming Management Agreement	2014/7/8	Crown Resorts Ltd, Hold Co, Gaming Co, Property Co, ILGA	カジノ運営に関する特定事項（事業者の誓約事項、施設への立入り調査、情報提供義務、株式譲渡に係る承認、非適格性に関する警告等）に関する規制を規定している。
協定書⑤ State Crown Financial Deed	2014/7/8	州, Crown Resorts Ltd, Holdings Co, Gaming Co, Property Co, ILGA	財務面に関する州や関係会社間の合意事項を規定している。 財務制限比率(Gaming CoとCrown全体の負債比率 60%未満を要求)、州が制限付きゲーミングライセンスを取消した場合の補償 ⁴³² についても規定されている。
協定書⑥ Financial Arrangements Agreement	2014/7/8	Minister for Hospitality, Gaming and Racing, Gaming Co, ILGA	主として、Crown が提案した納税最低額保証、納税最低額保証が履行されるまでの銀行保証、不可抗力事象について規定している。
協定書⑦ CPH Group Deed	2014/7/8	ILGA, CPH Ltd	Crown Resorts の親会社(50.1%保有)である CPH Group と ILGA の合意書。CPH による保証義務、企業買収に係る制約等について規定している。

(出典：ILGA HP を基にあずさ監査法人作成)

2) 協定書の具体的規定内容

上記に記載した協定書のうち、重要な事項を取り上げる。(協定書の種別は上表を参照)

図表 2-37 協定書の規定内容

項目	法令で規定するもの	協定書で規定するもの
自治体又は委員会への支払		
ライセンス料及びカジノ税	事業者は審査に要するコストを負担する必要がある。(16条)	ライセンス料及びカジノ税(ノンリポートプレーヤー: 17.91%、リポートプレーヤー:10%) ⁴³³ 、責任あるゲーミング税(ノンリポートのみ、2%)以外に明示的にコスト支払いが求められている事例はみられない ⁴³⁴ (協定書① Sec 6.5, 6.6)。 最低税額保証制度:下記 3)参照

⁴³² 例えば、開業2年目末から20年間の間において当局がライセンスを取消した場合、直近の12カ月のEBITDA×10.5に相当する補償が行われる、とされている。(State Crown Financial Deed Annexure1 2 B.(a))

⁴³³ リポートプレーヤーとは、一定額以上の前金の預託を行った上でカジノに興じる客のことを指す。

⁴³⁴ なお Echo のノンリポートプレーヤーに係るカジノ税は、売上に連動して変動するとされており、701.7百万AUDまでは16.41%、その後段階的に引上げられ、824.5百万AUDを超える売上については38.91%となっている。これは別に責任あるゲーミング税が求められる点はCrownと同じである。リポートプレーヤーについてはCrownと同様10%である。(出典 NSW Treasury 「Interstate Comparison of Taxes 2014-15」)

項目	法令で規定するもの	協定書で規定するもの
保証金	該当なし	銀行保証が求められている。(実際に保証金の拠出を行うのではなく、銀行と保証契約を結ぶもの) 第一銀行保証：カジノ税等の最低額保証の履行を担保するため100百万AUDを上限として保証を受けるものである。(協定書⑥ 9.1) 第二銀行保証：責任あるゲーミング税に係る支払履行を担保するため100百万AUDを上限として保証を受けるものである。(協定書⑥ 9.2) 保証を結ぶ銀行のレーティングが下がった場合などは、実際に保証金を拠出する必要がある。(協定書⑥ 9.6)
モニタリング		
モニタリングの実施方法	5年を超えない期間ごとに事業者の適格性に関する定期的な調査を行わなければならない(31条) 事業者がカジノの運営において利用する銀行口座/金融機関情報をILGAに報告しなければならない(126条) ILGAは事業者に決算日後4カ月以内に監査済みの財務諸表の提出を求める(130条) ILGAは事業者がカジノ運営に関する報告を適時に求めることができる(131条)	室内空調の状況について、事業者は四半期ごとに厚生省に対して報告する必要がある。(協定書③ Sec7.5) 負債資本比率が守られていることを確かめるため、毎月末比率の報告を要する。(協定書⑤ 7.7)
ILGAから州政府等への報告	ILGAは年に1回、政府、法務長官、財務長官、議会に年次報告書を提出する必要がある。(154条)	該当なし
事業実施主体		
資本構成及び資金調達	該当なし	Gaming Co.はILGAの定める負債純資産比率(純資産60%以上)を遵守する必要がある。(協定書⑤ 7.1)
その他		
協定書の有効期間	規定なし	最長99年間
合意の遵守義務	不明(明確な記載は見当たらないが、当然存在すると思われる。)	規定なし

項目	法令で規定するもの	協定書で規定するもの
開業までの期間	バランガルーにおけるカジノ施設は 2019 年 11 月 15 日より前には開業が認められない (Echo に与えている独占的権利が継続しているため)	規定なし
VIP ライセンスを 取消した場合の扱 い	-	州、ILGA が VIP ゲーミングライセンスを取消した場合には、取消した時期に応じて、一定の計算式に基づき、ライセンス料、土地利用の権利購入コスト、建設コスト等の補償を求めることができる。(協定書⑤ 5.2, Annexure 1)

(出典：ILGA ほか「State Crown Financial Deed、Financial Arrangements Agreement」を基にあずさ監査法人作成)

米国と異なり、カジノ税及びライセンス料、責任あるゲーミング料 (Responsible Gaming Levy) 以外に、交通インフラに与えるコストなど直接的・間接的コストを別途徴収する、という考え方は協定事項に含まれていない (BDA との協定事項には含まれている (下記 4) 参照)。カジノ税、ライセンス料によってこれらのコストも含めて徴収している、という考え方によるものである。

3) 最低税額保証制度

Crown と州政府は、スタートアップ保証 (Start Up Guarantee) とベースライン保証 (Base Line Guarantee) というライセンス料とカジノ税に関する特別な取り決めを行っている。

スタートアップ保証:

開業から 3 会計期間の間に、税率を標準化(Normalized)⁴³⁵した Crown の税額が税率を標準化した the Star の税額を下回った場合には、その差額を補償する⁴³⁶。

ベースライン保証:

開業 2 年目から 15 会計期間累計のカジノ税とライセンス料の合計が 10 億 AUD を下回った場合には、その差分の額について補償を行う⁴³⁷。

仮に、事業者が想定していた見込みとおりの集客が果たせず、売上が大幅に低迷した場合において州政府にとっては大きなリスクを伴う条項であるが、事業者側において一定の売上見込みが期待できることから設けられたものと推測される。後述するように、Crown はカジノ税、ライセンス料についてオプションを提示し、州がより受入れやすい条件を柔軟に提示していたことが明らかとなっているが、この最低税

⁴³⁵具体的には、リポートプレイヤーについては win rate を 1.35%、税率 10% で計算したもの、ノンリポートプレイヤーについては 19.91%(カジノ税 17.91%+Responsible Gaming Levy 2%) で計算されたものである。(Financial Arrangements Agreement 1 項)

⁴³⁶ Financial Arrangements Agreement 8.1 項(a)(1)

⁴³⁷ Financial Arrangements Agreement 8.1 項(a)(2)

額制度は州とCrownとの間での交渉を通じて、州が一定の税額を確実に確保するための条件交渉の結果として実現したものである。

なお、別の条項において、これら最低税額保証制度の履行を担保するための銀行保証も協定書に規定されている。(Financial Arrangements Agreement 9.1 項)

4) BDA との協定について

Crown Sydney が建設されるバランガルーサウス地区は、政府系機関であり、土地を所有しているバランガルーデリバリー公社 (Barangaroo Delivery Authority, BDA) が Lend Lease 社に再開発を委託した地区であり、Crown も Lend Lease から土地を賃借して施設の建設・運営を行うことになる。BDA は、開発全般にかかるモニタリングを実施している。

インフラ整備は一義的には Lend Lease 社が担うことになるが、BDA、Lend Lease、Crown 間で締結される開発協定において、再開発に関連して生じるコストの負担額が決定されている。

図表 2-38 開発協定における Crown の負担額⁴³⁸

項目	内容	負担額
Public Authority Levies 公的機関による賦課	Crown の立地する場所、プロジェクトに関する公的機関から課される費用や負担金などの税金全て(6.1 項)	金額未定 (確認できず)
Developer Contribution 開発企業の貢献	Barangaroo Contribution Plan が首相により承認された場合、発展への貢献として費用を負担(7.2 項)	Crown の建設コストの 1%
Public Art and Cultural Development Contribution 公共的芸術、文化発展のための貢献	公共の芸術文化への発展に貢献する取組に関する費用(8.1 項)	Crown の建設コストの 1%
Public art programs 公共の芸術に関連するプログラム	公共の芸術に関連するプログラムに要する費用(8.2 項)	Crown の建設コストの 0.5%
Public space of buildings 建物の公共スペース	建物の公共スペースに関する費用(8.3 項)	Crown の建設コストの 0.2%
External public spaces 建物外の公共空間	Crown の敷地内に屋外空間において統合的な公共芸術を開催するための費用(8.4 項)	Crown の建設コストの 0.3%

(出典：Crown 開発協定を基にあずさ監査法人作成)

⁴³⁸ 一部情報が非開示とされているため、記載しているものは開示されているもののみである。

バランガルーサウス地区の開発の核でもある Crown に対しては一定の負担が求められているといえる。なお、土地の賃借料など上記以外のコスト負担関係については公表情報からは把握できなかった。

④ 制限付きゲーミング・ライセンスの交付

1) 総論

基本協定書 (Framework Agreement) 締結後、半年程度の期間を経て制限付きゲーミング・ライセンス(Restricted Gaming License)が交付されている。ニューサウスウェールズ州では基本協定書締結後に法律の修正が行われるとともに、背面調査も引き続き実施されるため、時間を要している。

なお、ライセンス期間は 99 年間とされており、Lend Lease 社との土地のリース契約期間に整合させている。

適格性審査などのライセンス審査は、独立酒類ゲーミング機構がフェーズ 2 の時期に実質的に行っている。その後も継続的にモニタリングが実施されている。なお、審査にあたっては、他州における審査状況についても情報収集し、効率的な審査が実施されている。

2) ライセンス料

ニューサウスウェールズ州は制限付きゲーミング・ライセンス付与にあたりライセンス料を徴収している (ライセンス料は 1 億 AUD) 。ライセンス料については法律等では明記されておらず、州と事業者との交渉により決定されている。

なお、Crown はフェーズ 2 の提案の際に、ライセンス料とカジノ税について州政府の損益、ニーズを踏まえ、以下の 2 種類のオプションを提示した。

図表 2-39 Crown が提案したカジノ税、ライセンス料に関するオプション

区分	オプション A	オプション B
ライセンス料	1 億 AUD	2.5 億 AUD
地元客向けカジノ税率(ノンリベートプレイ)	27.5%	23%
外国人/州外客向けカジノ税(リベートプレイ ⁴³⁹)	10%	10%

(出典 : Unsolicited Proposal Stage 2 Assessment Report(Crown) p11 を基にあずさ監査法人作成)

このような提案を受け付けることは他国・地域の事業者選定では見られない取り組みである。

⁴³⁹ リベートプレイとは、前金の預託を行ったうえでカジノを実施することを指し、ニューサウスウェールズ州では、外国人 VIP プレーヤーには 7 万 5 千 AUD 以上、州外在住 VIP プレーヤーには 2 万 5 千 AUD 以上のフロントマネーがあればリベートプレイの税率が適用される。(出典 Unsolicited Proposal - Stage 2 Assessment Report(Crown) p6)

なお、評価パネルによる提案評価報告書によれば、オプション A の方が長期的により多くの税収が見込めるとして、オプション A を基礎としてフェーズ 3（交渉フェーズ）に進むことを提言している。

3) 制限付きゲーミング・ライセンスの内容と経緯

制限付きゲーミング・ライセンスの内容は、フェーズ 2 の段階において、ライセンス付与の条件設定について、州と Crown との間で議論したうえで決定されており、通常カジノに設置されるスロットマシンは設置できないこととされた（電子テーブルゲームは認められている）ほか、カジノに入場が許される客についても下記のとおり制限を設けている。

カジノに入場が許される客は以下の 3 者に区分される。

- ・ Crown Sydney において VIP メンバーとなった者
 - ・ フロントマネー等を拠出しており⁴⁴⁰リベートプレイが適用される外国人・州外豪州人
 - ・ メンバーシップポリシーに則りメンバーシップ登録を行った者
- ただし、州内の住民には、登録から 24 時間のクーリング（入場不可）期間が設定される。

（出典：Stage 3 Outcomes and Transaction Summary Unsolicited Proposal: Crown Sydney Hotel Resort）

メンバーシップ登録には、ゲーミングに係る条件を理解した旨を記載した書面での申込み、セキュリティチェック、入場を許可するメンバーシップカードの作成、データベースへの登録、ドレスコードの遵守、自己排除プログラム適用者でないこと等の条件がある。

このような制限付きゲーミング・ライセンスが設けられた背景であるが、2019 年まで Echo がカジノライセンスに関する独占性を有していることから、新たな（通常の）カジノライセンスの付与は直ちには認められない、ということが挙げられる。

⑤ 事業者の監視・監督

1) 総論

ニューサウスウェールズ州において、独立酒類ゲーミング機構は事業者選定当初のライセンス審査のみならず、継続的に事業者が法令及び協定書に沿って適切に IR を運営しているかについて監視・監督する必要がある。

ニューサウスウェールズ州の場合には、1992 年カジノ管理法において独立酒類ゲーミング機構が行う事業者の検査事項について定められているが、協定書においてゲーミング委員会と事業者の間で一定期間ごとに報告を求める等の取り決めを交わし、当該取り決めに沿って事業者の検査を実施している。なお、ノンゲーミングについても投資水準に係る状況などが検査の対象とされている。

⁴⁴⁰ ニューサウスウェールズ州では、外国人 VIP プレーヤーには 7 万 5 千 AUD 以上、州外在住 VIP プレーヤーには 2 万 5 千 AUD 以上のフロントマネーが必要。（出典 Unsolicited Proposal - Stage 2 Assessment Report(Crown) p6）

現状の規制では、既存カジノ1か所(Echo)を前提とした記載が多いため、Crownの新設に伴い今後法律の改正が必要になるとのことである。

2) 独立酒類ゲーミング機構による監視・監督

独立酒類ゲーミング機構では、日常的な監視と5年に一度のカジノ管理法31条に基づく調査を実施している。

日常的な監視では、検査官をカジノ施設に派遣し監視を行っているほか、月次報告資料（財務諸表、ルール違反、内部統制違反の報告等）のモニタリングや事業者データベースへのアクセスによるモニタリングを実施している。

1992年カジノ管理法31条の調査とは、カジノライセンス付与後3年以内、その後は5年を超えない期間ごとに、事業者がカジノライセンスを付与し続けるに足る適格性を備えているか、公益に適うかについて調査するものである。独立酒類ゲーミング機構は、調査結果を大臣(Minister for Tourism, Major Events, Hospitality and Racing)に報告することとされている。

既存のカジノ事業者であるEcho Entertainmentに対しては、2011年に法31条に基づく検査が実施されている。その際の主な調査事項は以下のとおりである。

図表 2-40 法31条に基づく調査の主な調査事項

- | |
|--|
| 1 カジノ事業者とその関係者の適格性（外部の評判、所有関係、財務状況等） |
| 2 カジノの基準と性質、カジノと提供又は接続された施設 |
| 3 カジノライセンス保持者としての義務を果たす上でのカジノ事業者の専門的知識 |
| 4 公益に与えるカジノの影響 |
| 5 カジノ事業者による内部管理システムの維持管理 |
| 6 カジノ内での違法或いは望ましくない活動、人物の存在と発見 |
| 7 法31条に基づき2006年に実施された調査の際の指摘事項 |
| 8 その他関連事項 |

（出典：Report of Investigation pursuant to Section 31 of the NSW Casino Control Act 1992 2011年12月を基にあずさ監査法人作成）

直近の2011年の調査報告によれば、いくつかの指摘事項⁴⁴¹は存在するが、カジノライセンスを付与し続けるに足る適格性等は満たしている、と結論づけられている。

⁴⁴¹ 指摘事項は、どちらかといえば独立酒類ゲーミング機構に対するもの（AUSTRACへの情報提供、ACC(豪州犯罪委員会)との定期会合等）が多く、事業者に対するものは1件（事業者はギャンブル依存症を示す行動を整理し研究対象とする観点から依存症兆候リストを再考すべきである）のみである。

⑥ 総括

1) カジノ設置の経緯と情報公開姿勢について

ニューサウスウェールズ州は、州として必ずしも新たなカジノを設置することを目指していたわけではなく、事業者からの提案が契機となって、新たな VIP 専用カジノを設置することとなった。

そのため、米国等他地域で見られた IR の設置に特化した公募要領等は作成されておらず、様々な提案を包括的に評価する Unsolicited Proposals の基準に則って事業者間の優劣について検討された。そのため、カジノ税の税率設定やライセンス料なども、事業者と州政府がお互い交渉しながら額を決定するなど、相対の交渉が多い点が特徴的であったといえる。また、結果としてカジノライセンスを 1 つに限定することは維持しつつ、制限付きゲーミング・ライセンスという独自の概念を持ち出すといった柔軟性のある意思決定が特徴的であった。

仮に対抗馬としての Echo が提案を行わなかった場合には、どの程度透明性をもってカジノライセンス交付の是非が検討されたのかについては若干疑問が残る。米国やシンガポールなどのように正式に IR の設置を宣言し、ライセンス交付先の選定を全世界的な企画競争により行った場合には、2 社以外の事業者が参画し、優れた提案を行った可能性も否定できない。

それを補う意図もあったのか、これらの評価・選定経緯を示す情報については極力ホームページ等で開示する姿勢がみられており、積極的な情報開示によるアカウントビリティの履行姿勢は他地域に負けず劣らず貫かれていたように思われる。カジノライセンスの交付先決定は、大きな政治的意思決定であって、事業者間のみならず地域住民も含め大きな影響を及ぼすものであることから、選定プロセス、評価基準やその結果に関する情報公開が広く行われ、透明性を確保したものと考えられる。

2) 区域選定・事業者選定について

ニューサウスウェールズ州の IR は、上記のとおり事業者側の主体的な判断で収益性が確保できる立地（区域）を選択し、Unsolicited Proposals の枠組みを用いて州政府に提案され実現したものであり、具体的な事業提案が州政府に提出され、カジノ税、ライセンス料についても収益性との兼ね合いで支出可能な範囲で合意を行っている。

そのため、州政府に提出される事業提案は極めて具体性のあるものとなっており、提案内容について事業者側も十分吟味（納得）した上で提示されているため、事業者選定後も大きな計画変更に至ることなく、建設開業に向けて着実に進捗している。

3) 適格性審査と事業者選定

前述のとおり、事業者審査は首相・内閣局が Unsolicited Proposals の枠組みに則り実施する一方、ライセンス交付にあたり必要となる適格性審査は独立酒類ゲーミング機構が事業者選定と同時並行的に実施している。審査主体を分離して同時並行的に検討を進めることによって、より効率的な検討を進めていた点についてもニューサウスウェールズ州の選定プロセスとして注目すべき点である。

(5)英国

◇本項の小括

英国は2005年にギャンブル法を制定し、国内に規模のより大きなカジノの新設を認めている。本稿では、2005年から2007年にかけて行われたIR新設に関する区域選定について詳述するものとする。特に、カジノ設置パネルが開示する報告書をもとに、英国の特徴である、①区域選定を事業者選定よりも先行してかつ両者を独立したプロセスとして行った点、また、②その際の区域選定の判断基準、を中心として具体的な事例を紹介しながら概説する。

また、区域選定後の英国の顛末についても紹介する。

① IR 設置の概要

英国は、ヨーロッパ大陸の北西岸に位置するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）の通称であり、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの国で構成されている。

法改正前の英国内のカジノの法的環境は、1960年代に成立した法律に基づいて構築されたものであり、許可は限定的なものであった。以下法改正までの、背景・経緯、法改正の主な内容、新設カジノの選定基準について考察する。

1) リージョナル・カジノ設置の背景及び経緯

英国では、1960年賭け行為、ゲーム行為及びくじ法（Betting, Gaming and Lotteries Act 1960）の成立によりカジノが設置され、1968年ギャンブル法（Gambling Act 1968）等の成立により、ゲーミングへの規制が強化された。具体的には、カジノにおけるアルコールの提供・クレジットカードの利用の禁止、広告の制限、設置地域の限定、会員登録後、24時間経過した者のみが利用可能となる入場制度等の規制が導入された。

1990年代後半に入り、カジノが経済発展と地域再生の契機となるよう、それまで法律で認められていたカジノだけでなく、より規模の大きなカジノの設置を可能とする法改正をするべきとの機運が高まった。

2) 法律の改正と新設カジノの内容

前述のように大規模なカジノ設置の機運が高まったことを受けて、Gambling Act 2005（2005年ギャンブル法）が制定され、リージョナル・カジノ（Regional Casino。図表 2-38 参照）、ラージ・カジノ（Large Casino）やスモール・カジノ（Small Casino）という規模の異なるカジノの設置が可能となった⁴⁴²。なお、同法において、リージョナル・カジノは1か所、ラージ・カジノ、スモール・カジノは

⁴⁴² なお、2005年ギャンブル法制定前の法律にてライセンスが付与されているカジノについては、継続してその運営が認められている。当該カジノはマシン設置台数が上限20台と定められているもののテーブルゲーム設置数の上限に規制はなく、大規模なものでは45台ほどのテーブルを設置しているカジノも存在する。

それぞれ 8 か所と設置数を限定している。

図表 2-41 新設される 3 つのカジノの定義

区分	要件
リージョナル・カジノ	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000 m²以上の顧客エリアがあること ・ジャックポット（大当たり）金額に上限がないスロットマシンを 1,250 台まで設置可能 ・ゲーミング施設のみならず、ホテル等の宿泊施設、会議場、レストランやバー、コンサート会場などのノンゲーミング施設も備えていること
ラージ・カジノ	<ul style="list-style-type: none"> ・1,500 m²以上の顧客エリアがあること ・ジャックポット金額が最大 4,000 ポンドのスロットマシンを 150 台まで設置可能
スモール・カジノ	<ul style="list-style-type: none"> ・750 m²以上の顧客エリアがあること ・ジャックポット金額が最大 4,000 ポンドのスロットマシンを 80 台まで設置可能

（出典：2005 年ギャンブル法・ゲーミング委員会 HP を基にあずさ監査法人作成）

3) 新設 I R・カジノの選定基準

2004 年 12 月 16 日に発表された英国の方針（Statement of National Policy）⁴⁴³によれば、設置数を制限する目的は、社会的問題の増大を防ぐこと、規模のより大きなカジノの試験的な設置としている。すなわち、リージョナル・カジノ 1 か所、ラージ及びスモール・カジノそれぞれ 8 か所については、少なくとも最初の施設設置ライセンスが付与されてから 3 年以降にカジノ設置による社会的影響を測定することが予定されており、その結果を受けてその後カジノの設置数を引き続き制限する必要があるかを判断することとしている。このため、新たに設置するカジノは、社会的影響の測定が容易であることが選定の重要な要素とされており、また、その際、あらゆる特徴（都心、海辺のリゾート地など）を有する都市を選定することで、どのような特徴を有する都市に設置することがふさわしいか判断する予定とした。

そして、社会的影響の測定に適している地域であることが最も重要な基準とした上で、（雇用状況やそれ以外の社会的な問題という観点において）地域再生の必要性が高いことや新たなカジノライセンスの取得意思が高い地域であることも判断基準として設定された。

4) I R・カジノの設置プロセス

2005 年ギャンブル法では、これらの I R・カジノの設置に際しては、国が I R・カジノを設置する地方自治体を選定した後、選定された地方自治体が事業者を選定するというプロセスを経ることとされた。

⁴⁴³ Final report of the Casino Advisory Panel, Annex C : Casinos: Statement of National Policy

・設置地方自治体（区域）の選定について

区域選定の大きな流れとしては、カジノ設置パネル（Casino Advisory Panel、CAP）が、カジノ設置にふさわしい区域を文化・メディア・スポーツ省に報告し、その報告を受けて、同省が区域を承認する。その後、承認された区域の地方議会は法令により施設設置ライセンスの付与権限を取得することとなる。

・事業者の選定について

英国において事業者は運営ライセンス（The operating licence）及び施設設置ライセンス（The premises licence）の2種類のライセンス取得が求められている。

要求ライセンス	内容	付与権限者
運営ライセンス	事業者としての適格性等についての審査を経て事業者が取得するライセンス	ギャンブリング委員会 (Gambling Commission)
施設設置ライセンス	特定の区域に施設を開設・運営等を行うためのライセンス	区域選定された地方自治体 (地方議会)

このように、区域選定は国が、事業者選定は地方自治体が選定主体となっており、区域選定後に事業者選定が行われるプロセスが採用された。

・I R・カジノの設置プロセスの顛末

2007年1月、CAPはリージョナル・カジノの設置都市としてマンチェスター市を推薦すると発表した（CAPによる選定プロセスの詳細は②カジノ設置パネル（Casino Advisory Panel、CAP）の概要参照）。その後、英国議会両院の可決で区域選定が完結し、その後事業者選定の段階へ移行する予定であった。しかし、下院で可決されたものの、上院で否決されたため、リージョナル・カジノの設置計画についてはほとんど挫折し、現在に至るまで棚上げの状態となっている。他方で、ラージ及びスモール・カジノについては引き続き設置に向けた取組みが進められ、2011年12月にロンドン市内のニューアム区、2013年9月にロンドン市から北西に約80キロのミルトン・キーンズ町、2015年10月にバーミンガム市近郊のソリフル町においてそれぞれラージ・カジノが開業している。

② カジノ設置パネル（Casino Advisory Panel、CAP）の概要

英国におけるカジノの所管は、文化・メディア・スポーツ省（Department of Culture, Media and Sports）であり、CAPは、この文化・メディア・スポーツ省から区域選定に関する検討を行う権限を付与されている。以下、CAPの役割及び文化・メディア・スポーツ省との契約内容、構成メンバー、及び文化・メディア・スポーツ省への報告方法について考察する。

1) CAPの役割及び契約関係

2005年8月に文化・メディア・スポーツ省はCAPと契約（Terms of reference）を締結し、カ

カジノ設置都市の選定に関する調査を行い推薦都市の報告を行うことを依頼している。CAP は、この契約に基づき、英国の方針に沿って調査を開始した。

また、CAP は中立的な立場での調査が求められているため、その財源は文化・メディア・スポーツ省から拠出されているが、文化・メディア・スポーツ省からの独立性を確保するための規程が定められている⁴⁴⁴。このため CAP により行われた区域選定のプロセスは政治や行政の介入なしに、後述する透明性の高い手順に基づいて実施されることとなった。

2) CAP の構成メンバー

CAP は都市計画や都市再生を専門分野とする有識者 5 名により構成され、このうち 1 名が議長 (Chairman) を務めた⁴⁴⁵。また、補助する人員として、文化・メディア・スポーツ省から秘書が配属された。選任については、大臣が議長を公募により選任し、その後残りの 4 名も同様に公募により選任された。また、CAP メンバーは中立的な立場で都市の選定を行うこととされていた。

③ CAP の区域選定

CAP による区域選定は、以下の 4 つの選定フェーズを経て行われ、その内容については最終報告レポート (Final report of the Casino Advisory Panel) に記載されている。以下でその内容を考察する。

- ・フェーズ 1 : スコーピング (文献調査、各自治体へのアンケート調査、選定基準の明確化等)、
提案書の募集開始
- ・フェーズ 2 : 提案書の受領、第一次選考の選定
- ・フェーズ 3 : 第一次選定の追加調査、現地視察等の調査
- ・フェーズ 4 : 最終決定及び報告

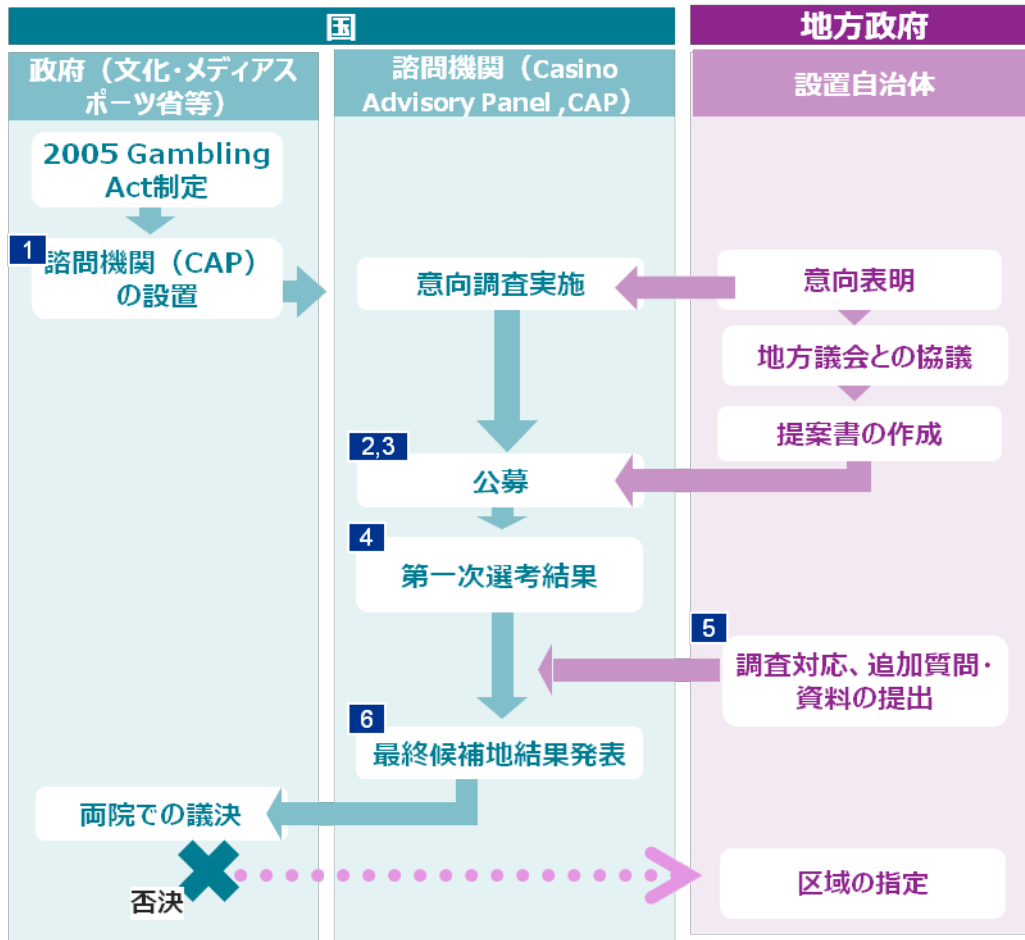
1) 区域選定スケジュール

CAP での検討事項等は、オープンにかつ透明な手順で議論されることを重視している。主な流れとしては、カジノ設置都市の評価・判断の方法を設定し、各自治体から提案書を募集し、これらを 2 段階で選定し、CAP が大臣に推薦する都市を最終選定している。以下、CAP によって行われた各フェーズにおける検討事項とその結果を記載する。

⁴⁴⁴ Final report of the Casino Advisory Panel, Annex D: Framework Document

⁴⁴⁵ CAP は調査当時、議長は法定計画の著名な専門家が務めた他、計画と地域再生のアドバイザー、公営企業のディレクター、会計を専門とした会計士、国際的な企業のマネジメント経験者によって構成された。

図表 2-42 リージョナル・カジノの区域選定のプロセス



※便宜的にプロセスの進行を示すために算用数字（プロセスの番号）を付している（番号は図表 2-43 に対応）

図表 2-43 リージョナル・カジノの区域選定スケジュール

フェーズ		時期	事項
フェーズ 1	1	2005 年 8 月	CAP の設立
	2	2006 年 1 月 31 日	提案書の募集
フェーズ 2	3	2006 年 3 月 31 日	提案書の提出期限
	4	2006 年 5 月 24 日	第一次選考の結果発表
フェーズ 3	5	2006 年 8 月 31 日 ～9 月 8 日	リージョナル・カジノの候補地へのヒアリング (Examination in Public)、現地視察
		2006 年 10 月 13 日	第一次選考追加調査後の選定結果発表
フェーズ 4	6	2007 年 1 月 30 日	最終候補地の結果発表

(出典：Final report of the Casino Advisory Panel を基にあずさ監査法人作成)

・フェーズ 1 : スコーピング・提案書の募集 (Scoping and invitation of proposals)

CAP がフェーズ 1 で実施した主な事項は文献調査、各自治体へのアンケート調査、選定基準の明確化、各自治体やスコットランド、ウェールズ政府との事前協議、提案書の募集開始である。フェーズ 1 は 2006 年 1 月まで行われた。

2005 年 11 月、各自治体へのアンケートでは、どれくらいの自治体がカジノ設置を希望しているかを事前に CAP が把握するために行われ、131 の自治体からの回答があり、75 の自治体が設置に興味を示しているという回答が得られた。

また、CAP は、英国の方針 (Statement of National Policy) や文化・メディア・スポーツ省との契約 (Terms of reference) ⁴⁴⁶に示されている選定基準 (①IR 設置の概要 3) 新設カジノの選定基準参照) を満たすため、提案書にどのような各自治体の情報記載を求めるべきか検討を行った。

当該事項は、主要な質問項目 (Key Lines of Enquiry (KLOE) headings) として 8 項目にリスト化され、提案書の募集要項に織り込まれた。なお、8 項目の内容は、後述の図表 2-45 において詳述している。

CAP は、各自治体やスコットランド、ウェールズ政府と事前協議をした際、今後 CAP が予定している選定過程について報告を行った。各自治体とは、具体的にはイングランドには 8 つのリージョン (Region) が行政上存在するが、リージョンごとに設置されている地域計画機関 (the Regional Planning Bodies, RPB) を指している。RPB は、実質的には地方議会 (Regional Assembly) が担っており、2004 年にリージョンごとに地域空間計画 (the Regional Spatial Strategy) を策定している。そのため、各自治体のカジノ建設計画は、既に計画された地域空間計画に沿った形で策定する必要があった。

そこで、地域空間計画に沿った提案がなされるよう、事業者からの提案書において当該計画への配慮に関する記載が求められた。また、地域空間計画は国の政策 (national planning policy guidance) に基づいて策定されているため、リージョナル・カジノの選定はイングランド全体としての整合性を担保することになる。

なお、スコットランド、ウェールズでは上記の地域空間計画等の対象外であるため RPB は存在しないが、区域選定の際には両政府との間で RPB と同等の協議をすることとなっている。

なお、RPB や両政府との協議は、フェーズ 1 だけでなく、フェーズ 3 でも実施されている。

2006 年 1 月 31 日、CAP は自治体に提案書の募集を行った。詳細については、2) 入札募集要項と自治体の提案書において後述することとする。

⁴⁴⁶ Final report of the Casino Advisory Panel, Annex B : Independent Casino Advisory Panel: Terms of reference

・フェーズ 2：提案書の受領、第一次選考（Submission of proposals, sifting and shortlisting）

CAP がフェーズ 2 で実施した主な事項は、各自治体からの提案書を受領し、それらを第一段階として管理可能な件数にまでの選別作業であった。募集の結果、リージョナル・カジノへ応募した自治体は 27 か所、ラージ及びスモール・カジノへの応募は 41 か所であった。選別作業は、まず CAP5 名のうち 2 名のペアにより採点が行われ、その後第 3 者的な立場からもう一名が確認する方法で行われた。各提案書の採点者である 2 名は採点対象の自治体と関連性を有していない者が選ばれ、社会的影響の測定という最も重要な選定基準を特に考慮しながら選定を行った。2006 年 5 月 24 日、第 1 次選考の結果が発表され、リージョナル・カジノの候補として 8 か所、ラージ及びスモール・カジノの候補として 31 か所にまで絞られた。フェーズ 2 で選定されなかった都市の要因が CAP から公表された。

・フェーズ 3：第一次選考結果の追加調査、現地視察等の調査（Finalisation of the shortlists, further examination and testing of proposals）

2006 年 5 月 24 日、CAP は第一次選考の結果発表と同時に、2006 年 6 月 28 日まで選定された自治体との協議期間を設ける旨を公表した。また、RPB やスコットランドやウェールズ両政府あるいは、国民・あらゆる団体の代表者からの意見も募集した。これは、立候補している地域の住民たちがカジノ設置に反対なのか、賛成なのか等の意見を聴取する目的で行われた。

その際、CAP の調査方針や調査結果に不公平な要素があるという自治体の主張を受け、CAP は当該主張が誤解であることを証明するため追加的な期間を設け、追加資料や提案書を募集し追加調査を行った。募集の結果、第 1 次選考で候補地として選定されている自治体 15 か所から追加の資料が提出されると同時に、その他の自治体 15 か所からも提案書の提出が行われ、これに対して CAP は追加の調査を実施した。

2006 年 10 月 13 日、CAP は追加調査後の選定結果を公表し、自治体（リージョナル・カジノ 1 か所、ラージ、スモール・カジノ 3 か所、合計 4 か所）から立候補辞退の要請を受けたこと、並びに、ラージ及びスモール・カジノについて候補地を 1 か所追加したことにより、それぞれの候補地はリージョナル・カジノが 7 か所、ラージ・スモールは 29 か所に絞られた。

図表 2-44 追加調査後の選定結果（Shortlist）

区分	都市
リージョナル・カジノ(7 か所)	ブラックプール, カーディフ, グラスゴー, グリニッジ, マンチェスター, ニューカッスル, シェフィールド
ラージ及びスモール・カジノ(29 か所)	バース・アンド・ノース・イースト・サマセット, ボーンマス, ブライトン, チェルムズフォード, チェスターフィールド, ダドリー, ダンフリード・アンド・ガロウェイ, イーストリンジー, グレート・ヤーマス, ヘイスティングス, キングストン・アポン・ハル, リー

区分	都市
	ズ, レスター, ルートン, マンスフィールド, ミドルズブラ, ミルトン・キーンズ, ニューアム, ノース・イースト・リンカンシャー, ピーターバラ, レストルメル, スカーブラ, セフトン, ソリフル, サウサンプトン, サウス・タインサイド, スウォンジー, トーベイ, ウルヴァーハンプトン

(出典 : Final report of the Casino Advisory Panel を基にあずさ監査法人作成)

2006年7月19日にCAPはリージョナル・カジノの候補地に対して追加の質問を行うとともに、面接の際に説明してもらうための要約文書の作成を依頼している。その後、CAPは候補地各地への視察を行い、現地の状況把握を行っている。また、ラージ及びスモール・カジノについても追加質問を行い、紙面上での返答を求めている。また、CAPメンバーのうち少なくとも1名が現地への視察を行っている。

・フェーズ4：最終決定及び報告 (Decision and reporting)

CAPは、最終選定の結果に矛盾がないか再度の検証を行っている。すなわち、これまでに収集した全ての資料⁴⁴⁷を見直し、選定基準に沿って適切に選定が行われているかを再度検証し、最終決定を下している。また、全ての検討期間における過程を最終報告のレポートとして文化・メディア・スポーツ省の大臣に提出を行っている。

2) 入札募集要項と自治体の提案書

CAPは、2006年1月31日に各自治体に対してカジノ設置のための入札募集要項 (Call for proposals 31 January 2006) を公表している。当該募集は2006年3月31日を期限とし、各自治体は20ページ以内で次表 (図表 2-45) の8つの項目 (KLOE) に沿った提案書の作成が求められている。各自治体におけるカジノ設置の是非の検討は、その自治体が真剣に検討していればいるほど、既に研究や分析が進められているはずであるというCAPの想定のもと、非常に短期間かつ多くの項目の記載が求められている。また、自治体は3つのタイプのうちのタイプのカジノの設置を希望しているか記載することとされているが、複数選択も認められていた。募集の結果、単一のタイプを希望した自治体もあれば、複数を希望した自治体もあった。

図表 2-45 において8つの項目 (KLOE) とその内容、リージョナル・カジノの設置区域として選定されたマンチェスター市の提案書について整理している。自治体に記載が求められていた内容は都市の地理的、人口統計学的、経済的な特徴、あるいは、地域コミュニティとの関連性等が中心となっている。これは英国での区域選定における申請主体は設置自治体であり、設置対象区域を政策的に決定するに当たりどのような特徴のある地域に設置することがふさわしいかを、①3)新設 I R・カジノの選定基準にて前述した社会的影響の測定、地域再生の必要性、ライセンス取得の意思という3つの判断基

⁴⁴⁷ Final report of the Casino Advisory Panel, Annex H : List of documents submitted to te Casino Advisory Panel に各自治体からの提出資料がリスト化されている。

準に照らして検討するためであった。このため、事業者によるライセンス申請公募の一環としてなされる具体的な事業・施設構想提案（施設や事業の内容）が要求されていなかった点に英国の区域選定プロセスの大きな特徴があるといえる。

むしろ、CAPのレポート上、提案書には事業者の関与は評価項目には含まれない旨が明記されており、仮に関与していた場合においても、法令により、事業者選定の際には、他の事業者と再度公平に入札募集が行われることになっていた。すなわち、事業者は自治体が提案書を提出する段階ではどのようなコミットメントも求められていなかったことになる。また、提案書上、経済効果等の詳細な試算結果等は記載項目に含まれておらず、前述のとおり提案書には枚数制限（20 ページ以内）があったことから、記載の余地もなかった。これらは全て、区域選定後の事業者選定プロセスの際の考慮事項であり、区域選定と事業者選定を明確に区分している点は、他国・地域のように提案書上に具体的な構想が記載されている選定プロセスとは特徴を異にしている。これらの背景もあり、区域選定提案書から伺える事業者及び外部アドバイザーの関与の度合いは申請自治体により様々である。例えば、マンチェスター市の提案書では年間の推定増収額はCambridge Policy Consultants社の調査結果を利用していることが確認でき、ニューキャッスル市の提案書ではPrice Waterhouse Coopers社の関与が確認できる。また、カーディフ市の提案書には事業者との関与がある旨も明記されている⁴⁴⁸。しかしながらブラックプール市など他都市の提案書にはかかる事業者の関与は特に明記されていなかった。

⁴⁴⁸ CAPのHP上に提出がなされた全ての地域の提案書が開示されている。

図表 2-45 入札募集要項における提案項目 (KLOE) / マンチェスター市の事例

	項目	具体的な内容	マンチェスター市の提案書
1	Type of area 地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・人口構成 (社会経済的特性、人種的特性、教育レベル) ・地域における観光業の現状 (最近の開発トレンド、ホテルやエンターテインメント施設など観光に影響のあるインフラの開発状況を含む、交通インフラ、どこからの観光客が多いか、観光に関する全体的なビジョン) ・観光振興やレジャー、賭博に関する地域政策・戦略 ・地域再生の必要性 ・社会的影響度を検証できる特徴 	<p>マンチェスターの人口は約 50 万人であり、多様な人種で構成されている。複合的な社会問題 (multiple deprivation) としての観点において、最も高いランキングにあり、地域再生の必要性は非常に高い。マンチェスターでは所属するリージョン (North West region) の税収の約半分である 470 億ポンド (2002 年) を生み出している。国際空港などの交通機関は発達している。毎年 20 百万人がマンチェスターを訪れ、英国の中で 2 番目に多い。</p>
2	Social impact 社会的影響	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ導入に関する社会的影響度についてどのように考えているか。 ・ネガティブな面と、ポジティブな面、についてどのように対応していくか。 ・地域の結束や持続的な発展に関してネガティブな社会的影響をもたらすと考える人々に対してどのように主張するか。その際、下記の 6 点を考慮して記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> -その地域にある既存の賭博の影響度に関する評価 -具体的にネガティブ面に対応しポジティブ面を最適化させるような既存あるいは計画段階の方針 (デベロッパーやカジノ事業者の貢献、方針・手続のための予算など) -新しいカジノ建設後の社会的影響の測定方法 -他の活動のうち比較可能な社会的影響に対する施策の実践の有無 -地域社会に貢献する雇用創出・教育訓練プログラム -社会的影響に対する施策や活動を支える公的・ボランティア施設の有無 	<p>マンチェスターは、地元警察や地域住民の団体、大学の教授、そして民間企業 (全て具体的な記載が行われている) との協議を行い、社会的に責任あるギャンブリングの構築を行っている。</p>

	項目	具体的な内容	マンチェスター市の提案書
3	Need for regeneration 地域再生の必要性	<p>カジノ建設地域やその周辺地域における再生をどのように考えているか。以下の項目に沿って記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生、雇用等に関する基礎情報 ・追加的な経済価値に関する情報（期待される総付加価値や雇用も含む） ・地域再生で特に便益が得られる地域、その理由 ・追加的な経済効果が資産の遺漏以上のメリットがあることの説明 ・カジノ開発によりもたらされること以外の再生 	<p>マンチェスターはイングランドの中で3番目の貧困地域であり、地域再生の必要性が非常に高い地域である。リージョナル・カジノの設置は旅行客の継続的に増加させる効果があるため、地域経済に重要な効果をもたらす。ケンブリッジポリシー・コンサルタンツ社によれば、年間96百万ポンドの税収効果があると試算されており、年間915百万ポンドの経済効果があると言われている。</p>
4	Willingness to license ライセンス付与の意思	<p>法166条に基づきライセンス取得の意思が強いことをどのように証明できるか。以下の項目に沿って記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会のカジノ実現推進に関する同意 ・地域住民が支持していることがわかるような意識調査、市場調査 ・地元の検討されてきた詳細事項 ・地域社会の戦略的支援 ・地方議会のコミットメントを示す観光やレジャー戦略 ・地域社会におけるカジノの賛否、関心事項 	<p>マンチェスター市は、ニューイーストマンチェスター地区（New East Manchester）と協力して、一年以上前からリージョナル・カジノ招致にむけた準備を行ってきている。また、当該計画は、市議会の機関（the City Council's Executives）やニューイーストマンチェスターの委員会（the New East Manchester Board）の承認も得ているため、ライセンス取得の意思は非常に強いことが示されている。また、過去の検討過程について具体的に記載がなされている。</p>
5	Probability of implementation 履行可能性	<p>カジノ建設の履行可能性が高いことを証明するために、以下の事項記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、観光客にとって、カジノの市場需要 ・カジノ建設にとって適切で持続可能性があることの情報 ・交通インフラ（既存、今後の計画含む） ・当該地域並びに近隣区域における賭博関連サービス提供施設の有無 ・既存のカジノやレジャー施設との程度競合するか 	<p>交通アクセスが良好であり、カジノ建設予定地までの所要時間が15分、30分、45分以内の人口を記載しており、持続可能性があることを示している。</p>

	項目	具体的な内容	マンチェスター市の提案書
		<ul style="list-style-type: none"> ・カジノとその他のレジャー活動が一体となってもたらす潜在的な認知・収益増大の（クリティカル・マス）効果 ・潜在的な投資の試算（公共、民間の投資の分析、言及できれば資金調達の方法） ・現在の投資家の興味の度合い ・カジノ建設によるギャンブル支出の想定される変化に関する評価 	
6	Regional Context 地域的コンテキスト	<p>地域空間戦略に関連する方針と、地域開発のフレームワークとの関連。</p> <p>地域全体の経済、雇用、技術、地域再生への貢献の在り方。</p> <p>イングランドについては、Regional Planning Body (Regional Assembly)の方針や評価についても記載すること。</p>	<p>経済的な優位性について記載しており、また、リージョンの空間戦略に関連する方針とも整合していることが記載されている。</p>
7	Community benefits 地域コミュニティの便益	<p>カジノ建設や都市開発計画を考える上で、どのようなコミュニティの便益を地域政府は期待しているか</p>	<p>失業者が非常に多いマンチェスターにおいて、雇用機会の創出は重要な点であるだけでなく、当該雇用が、資格や技術を必要としない雇用が多い点について言及している。</p>
8	Unique characteristics 特徴的な事象	<p>他の類似地域と差別化できるような特筆すべき事項 (他の項目の中で当該事項があれば引用することで Panel の評価に役立てる)</p>	<p>2002年に Commonwealth Games（4年ごとに開催され、イギリス連邦に所属する50以上の国・地域が参加する総合競技大会）を成功させた Sportcity によってカジノ建設を予定している。</p>

(出典：Final report of the Casino Advisory Panel、Manchester の提案書を基にあずさ監査法人作成)

3) 区域選定の結果

2007年1月、CAPはリージョナル・カジノの設置都市としてマンチェスター市を推薦すると発表した。推薦の要因として、選定の判断基準となる3つの要素、すなわち社会的影響の測定、地域再生の必要性、ライセンス取得の意思の全てについて、最も完璧にふさわしい提案が行われていた為であるとした。具体的には、地域のコミュニティーとの協議が十分に行われている点、カジノ設置による社会的影響や地域へのメリット、都市再生、カジノライセンス取得に向けた熱意などに関する選考基準を十分満たしていることを挙げている。

一方、CAPが途中段階で公表した際、リージョナル・カジノの候補地の中で最も高い評価をされていたのが、ロンドン市のグリニッジ区、グラスゴー市、ブラックプール市であり、英国の有力な世論調査会社であるPopulus社が市民に候補地のリストの中からカジノ設置都市を選定してもらうアンケートを実施したところ、ブラックプール市やロンドン市内のグリニッジ区に票が集まっていたため、CAPのマンチェスターを候補地とする最終報告は国民の想定とは大きく異なる結果であった⁴⁴⁹。

CAPによれば、ブラックプール市は社会的にも経済的にも地域再生が必要であるが、その解決策としてカジノ建設が最良の方法であるか疑問であり、むしろもう少し小規模での都市開発を行った方がうまくいくのではないかとしている。また、ロンドン市内のグリニッジ区については、地域再生に関する付加価値の記載が不確かであったと記載している。

④ 区域選定後の顛末

CAPの最終決定発表後、英国議会の可決を持って正式に区域選定が完結し、その後事業者選定のフェーズへ移行する予定であったが、リージョナル・カジノの設置について上院で否決されたことによって、英国リージョナル・カジノ構想がとん挫することとなった。以下では一連の流れについて整理を行う。

1) リージョナル・カジノの廃止

最終選定結果が2007年1月31日に発表された後、政府に対してCAPの結果について再考を依頼することに賛同した101名の下院議員による署名活動が行われた⁴⁵⁰。

その後、2007年3月末に両院によるCAPのカジノ設置推薦区域（リージョナル・カジノ1か所、ラージ・カジノ8か所、スモール・カジノ8か所）の承認に関する議会が行われた。下院議会（House of Commons）では賛成が274票、反対が250票と24票差で賛成が上回り可決されたが、その後に行われた上院議会（House of Lords）で賛成が120票、反対が123票と3票差で否決された。労働党に所属する上院議員のうち、約半分の105票の支持しか獲得することができず⁴⁵¹、与党議員でも賛否が分かれたことが窺える。

⁴⁴⁹ “Casinos and regeneration: the story so far” 英国のシンクタンク IPPR 2007年2月15日

⁴⁵⁰ 2007年3月1日 BBC ニュース

⁴⁵¹ The Guardian 紙 2007年3月29日

上院否決前後の報道では、「マンチェスター市以外の有力候補であったブラックプール市の方がよりカジノの必要性が高い」、「マンチェスター市ではギャンブル依存症などの社会的問題が増加する」という意見もあげられた。

また、英国議会は、下院の優越が認められており、連続 2 期下院で可決された法案は、上院が否決・修正しても下院で提出された法案のまま法律となるとされている。「政府（内閣）は選挙によって議員が選出される下院で法案が可決されたという点を、上院の結果よりも重視するであろう」という当時の意見もあげられた⁴⁵²。

そのため、リージョナル・カジノに関する方針がそのまま継続されていけば、翌年度において認められた可能性があったといえるが、2007 年 6 月に政権交代が起き、ブレア首相から同じく労働党のブラウン首相に交代した 2007 年 7 月に「リージョナル・カジノは経済が停滞する地域の再生のために最良の選択ではない」とし、リージョナル・カジノの見直しを表明した⁴⁵³ことにより、リージョナル・カジノは廃止に向けて舵を切ることとなった。

その後、2008 年 2 月、地域社会・地方議会省から「A review of the alternative approaches to regional casino-led regeneration」が公表された。同報告書では、「リージョナル・カジノについて地域再生への寄与を認めつつも、一方でギャンブル依存症等の社会的コストの増大などの問題もあり、カジノによらない地域再生の方法が様々考えられる中、リージョナル・カジノの優位性についてははっきりしない」とされた。

この報告書を受け、2008 年 4 月文化・メディア・スポーツ省大臣がリージョナル・カジノ構想の中止を最終決定したことにより、リージョナル・カジノ設置計画はとん挫し現在に至っている。

2) 英国のその後の動向

上記のとおりリージョナル・カジノは設置しないこととされたが、ラージ及びスモール・カジノについては引き続き設置に向けた取り組みが進められ、2011 年 12 月にロンドン市内のニューアム区、2013 年 9 月にロンドン市から北西に約 80 キロのミルトン・キーンズ町、2015 年 10 月にバーミンガム市近郊のソリフル町においてそれぞれラージ・カジノが開業している⁴⁵⁴が、残りのラージ・カジノ 5 か所、スモール・カジノ 8 か所については 2015 年 10 月末時点でまだ開業されていない。英国の場合には、区域選定では詳細な事業計画の記載が要求されていないので、区域決定後に事業者選定や事業計画などの具体的な構想を検討する必要があり、結果として他国よりも時間を要した要因の一つと考えられる。

⁴⁵² 2007 年 3 月 28 日 BBC ニュース

⁴⁵³ 2007 年 7 月 12 日テレグラフ紙

⁴⁵⁴ ロンドン市内のニューアム区、ミルトン・キーンズ町は Aspers Group、ソリフル町は Genting UK が事業者としてカジノを運営している。

3) 総括

① 区域選定プロセスの評価

2006年から2007年にかけて行われた、英国のIR設置地域に係る区域選定プロセスは、独立性のあるパネルにより選定主体が組織され、全国の自治体に対して広く区域指定の機会を与え、1年間という時間を費やし、複数段階に分けて自治体の選定を進めるという壮大なものであった。

各自治体が提案すべき事項は複数のポイントに絞られており、具体的な事業計画までは要求していなかったこともあり、ラージ・スモールを含めると70を超える自治体から提案書が提出されるという、世界にも類をみない区域選定プロセスであったといえる。

多くの自治体の参加を可能にしたという点は選定の公平性の観点に重きを置いたためと考えられるが、区域選定基準としては、①社会的影響の測定、②地域再生の必要性、③ライセンス取得の意思といったどちらかといえば政治的な配慮による項目が主であり、実際に事業が収益性をもって行われるかという視点が不足していたように思われる。各自治体が提出する提案内容にも事業者の関与があまり見られなかったため、提案書からは事業計画の具体性・実現可能性をうかがい知ることができず、実際にカジノを設置した場合に運営を続けていくことができるのかどうかまで見極めのが難しかったと思われる。

リージョナル・カジノは前述の政治的な背景で実現しなかったが、設置が認められたラージカジノ・スモールカジノについても、その後の設置・開業が順調には進んでおらず、8年以上経過した現時点においても16地域のうち、3箇所の開業にとどまっている。

(6) まとめ

これまで検討してきた各国/地域のIRに係る区域選定/事業者選定の状況をいくつかの観点からまとめることとする。

1) カジノを導入するかどうかの事前検討

区域選定・事業者選定プロセスに入る前に、そもそもIRを導入すべきか、導入するとして何か所の設置を認めるかに関する詳細な検討が複数地域でみられた（マサチューセッツ州、ニューヨーク州）。地域に与える経済効果（州内総生産の増加、雇用者数の増加、税収の増加）はもちろんのこと、交通インフラや生活環境に与える影響、依存症等セーフティネットに関する対応状況等、幅広い観点での検討が行われている。

2) 区域の地域分割とライセンス数

前述の1)とも関連するが、国内（州内）にいくつのライセンスを認めるか、どういう地域区分によりライセンスを与えるのか（地域分割）という点も、設置後のIRの収益性に大きな影響を及ぼし、事業者の参加意欲にも影響を与えるため重要な検討事項となる。

この点、マサチューセッツ州においては、2007年、2008年において政府、議会が実施した調査報告書が公表されており、3ライセンスごとの収益性分析を実施することにより、各区域ブロックにおいて一定の収益性を確保することができることを裏付けている。また、各地域に一つというライセンス数のルールは現在

も守られている。ニューヨーク州においては、内部ではあるが経済分析を行ってライセンス数を決定している。ニューサウスウェールズ州は少し事情が異なり、通常ライセンスは1ライセンスに限定しているが、VIP 制限付きライセンスという制度を柔軟に策定している。

ライセンス数の設定及び地域分割の判断如何によって、過度に事業者間の競争が激しくなるエリアとそうでないエリアが生み出され、競争環境を歪めることも想定されるため、各種の経済効果分析により慎重に検討・設定されるべきものと考えられる。

3) 区域選定と事業者選定の関係性

冒頭の総論部分でも記載したとおり、区域選定と事業者選定の関係については地域によって様々であった。

区域選定についても、英国のように国全体で実施しているケースと、米国のように州単位で実施しているケースではその位置づけが大きく異なる。

英国で実施している区域選定は、地域の再生や社会的影響の測定など、政治的な要素が色濃く反映された選定内容となっている。また、区域といっても特定の立地（Site）を指すのではなく、自治体（又は自治体内の一定の地域）が対象となっている。事業者選定との関係は希薄であり、純粋に区域を選定することに焦点が絞られている。そのため、実際にどのようなIRが実現するのかについて、施設構成や事業計画は策定されておらず、事業者によるコミットメントもなかった。

一方、米国の2つの州で実施されている区域選定は、政治的な影響を受けつつも、経済的便益の測定・評価が重視されているように見受けられる。区域選定は事業者選定との一体性が強く、事業者が自ら事業を行い得る土地を選択して事業提案が行われている。

豪州・ニューサウスウェールズ州のケースは、地域再開発の提案を幅広く募った際にVIP カジノを含むIR が提案され、そのことが契機となって事業者選定の動きに発展したものであり、英国や米国とも異なる展開をみせている。

これらの一連の動きは各国の政治制度やIR 導入の契機などにより影響を受けたものであり、一概に優劣をつけることはできないが、区域選定と事業者選定が一体で実施されている米国・豪州のケースにおいて提案内容の具体性が高く、具体性のある事業計画が選定主体等で検討・承認されていること、また、事業者決定後において大幅な事業計画の変更は行われていない点に鑑みれば、両者を一体で実施することの一定の合理性が認められる。

4) ライセンス審査の主体とタイミング

ライセンス審査の内容は各地域において異なるが、主には事業実施主体の背面調査と事業提案の審査に区分することができる。

ライセンス審査の実施主体としては、規制機関自身の他、外部アドバイザー会社や警察、司法機関など幅広く組織連携しながらチームが編成されている。

ライセンス審査のタイミングについて、マサチューセッツ州は事業提案審査とは分離して2段階の1段階目として実施した点が特徴である。背面調査を事業提案審査と分離することにより、背面調査に問題が

ある事業者を事前に排除し、事業提案審査対象を絞り込むことで、ゲーミング委員会の審査負荷を一定程度軽減することができているといえる。一方、ニューヨーク州やニューサウスウェールズ州では事業提案審査と同時並行的に背面調査を実施している。

背面調査を行う主体と事業提案内容を審査する主体は一部重複するものの、専門性を異にする部分も多分にあるため、迅速なライセンス審査という観点からは、ニューヨーク州などのように同時並行的に実施することも有意義な取り組みと考えられる。

5) 区域選定・事業者選定主体

区域選定・事業者選定に関して、どの組織が主体となってこれらの選定を実施するのかという論点がある。この機能を一般的に担っているのが規制機関であり、マサチューセッツ州やニューヨーク州では規制機関が主体となって実施されていた。

一方、ニューサウスウェールズ州では政府（首相・内閣局）が主体で事業者選定を実施している。また、英国では、特別に設置されたパネル(Casino Advisory Panel)が区域選定のみを行う目的で設置されている。

事業者選定にあたっては背面調査など、規制機関にスキルやノウハウが蓄積している領域が多いといえるが、区域選定・事業者選定は多様な利害関係を調整する必要があるため、関係する省庁の代表者や地方自治体等、多様な利害を代表する委員が時限的な組織において意思決定を行うことの合理性も理解できる。

6) 選定基準

どのような地域を選ぶのか、事業者に IR を設置させるのかを決定する選定基準について考察したい。

英国は前述のとおり、区域選定と事業者選定のプロセスを分離し、まず区域選定を実施するプロセスを採用している。この区域選定に関する主な基準は社会的影響の測定、地域再生の必要性、ライセンス取得の意思である。これらの基準はどちらかという政治的なものであり、国民全体の合意形成の観点からは理解できる基準であるが、選定にあたって施設構成や事業計画は策定されておらず、事業者のコミットメントもなく、どのような IR が実現するのか不明確な点も見受けられた。また、設置が認められたラージカジノ・スモールカジノについても事業化が遅れ気味であり、区域選定におけるコンセプトの不明確性が影響している可能性がある。

一方、米国及び豪州においては事業者選定と区域選定を同時に行っているため、事業者が提案内容についてコミットしており、また、事業者が収益性についても十分に分析したうえで自ら候補地を選定しており、具体性のある事業計画が提案されているといえる。また、具体的に提示された提案は地方議会でも十分に議論されており、そのためその後重要な計画の変更は行われていない。

計画の変更は地方自治体及びゲーミング委員会の承認事項であるということもあり、安易に変更ができないという事情もあるが、事業者が納得したうえで提出した提案が地方議会の十分な議論のもと意思決定されているプロセスが、うまく機能しているとも考えられる。

米国及び豪州における具体的な選定基準に関しては、どの地域においても選定基準が明確に示されており、地域経済への貢献や独自性・ランドマーク性、業務遂行能力等、比較的類似する選定基準が提示されていた。もっとも、重みづけについては各地域の置かれた地域課題に応じて配分が異なっており、興味深い。いずれにせよ、選定基準の設定が事業者からの提案内容に決定的な影響を与えるため、地域の置かれた実情を踏まえた選定基準の設定が重要である。

7) 区域選定・事業者選定過程の透明化・公平化

IR の設置地域、事業者選定は当事者間で激しい利害対立が生じる決定行為であり、選定結果の正当性が強く求められるものである。

そのため、今回検討の対象とした近年の IR 区域選定、事業者選定ではいずれの地域も選定過程の透明性・公平性に注力していた点が特徴として挙げられる。

選定基準の透明化、公募要領の公開、提案資料の公開、パブリックミーティングの開催、住民投票の実施、背面調査結果報告書を含む選定過程資料を全て開示するなど、高い水準の情報が公に開示されていた。

また、組織の面からも独立性が重視されているケースもある。マサチューセッツ州のゲーミング委員会などは、政治的にも財政的にも独立した機関として存在しており、多くの利害が絡む性質を考慮して独立性を特に重視したものと考えられる。

調査対象とした国・地域はいずれも先進国であり、政治的背景も影響していると思われるが、選定過程について詳細な開示を行うこと（透明性を高めること）、選定主体の独立性を高めることで選定過程を可能な限り透明化・公平化する姿勢が窺えた。

8) 地方における事業者選定プロセス

地方における事業者選定に関して、マサチューセッツ州スプリングフィールド市では設置自治体との合意書締結にあたり、2 段階の事業者選定プロセスを行い、税金や直接コスト・間接コストの負担についての条件交渉を各々実施していた。一方で、このような選定プロセスを行っていない自治体も多く、事業者選定のプロセスの公平性については特に定められていなかった。設置自治体による事業者選定は、各自治体に任されており、ニューヨーク州でも自治体による事業者選定手続きは行われていなかった。

地方自治体における事業者選定プロセスを自治体の判断に委ねている理由は、各自治体において状況は様々であり、一律に同様のプロセスを要求した場合には自治体及び事業者に過度なコストや事務負担が発生する点を考慮したものと考えられる。

一方で、一律の選定プロセスを求めなかったため、選定の透明性という観点では、一部において十分に確保されなかった可能性がある。もっとも、その後更にゲーミング委員会による事業者選定プロセスを経ることになるので、それも含めて考えれば、透明性は十分に確保されているともいえる。

基本的に、事業者選定の大きな枠組みの中で、国又は州政府に対してライセンス申請を行うのは事業者であって、事業者－規制機関 の審査・選定関係が特に重要であり、地方自治体は付随的に立地承認を行うに留まるものの、スプリングフィールド市などのように、自治体に経済的なポテンシャルがあり、

複数の事業者が立地を希望する場合には、地方自治体も事業者選定プロセスの重要な要素になっている点は注目すべきところである。

9) 地域、住民の同意

IR の設置にあたり鍵となるポイントのひとつが地域、住民の同意である。国及び州レベルでカジノ設置法案が可決されたとしても、地域によって IR に対する住民の意識は様々であり、事業者選定を行ったとしても地域住民が強い反対を示している場合には、開業までの道のりは険しいものとなる。そのため、各国・地域では地域、住民の同意を確認するための様々な取り組みを行っている。

マサチューセッツ州は州がライセンス申請公募(RFA-2)を行う前に設置自治体との合意を求め、更に住民投票も実施しているほか、周辺自治体との合意も求めている。また、ニューヨーク州でもパブリックコメントによる住民意思の確認を行っている。ニューサウスウェールズ州では地域、住民の同意プロセスが見られないが、同州には既にカジノが存在していたため、大きな住民からの反発がなかったことが理由のように思われる。

一方で、住民投票の実施や設置自治体、周辺自治体等との合意形成は事業者側の負担になっている面もあり、世論の動向、設置自治体の態度をうまく吸い上げて選定手続きに反映させつつも、事業者に過度な負担を与えないようにバランスを図ることの重要性を示している。

10) 選定業務に際しての外部リソースの活用

事業者の提案内容評価や背面調査など、IR の区域選定・事業者選定にあたっては幅広い専門知識が要求される。全てのリソースを内部人員で抱えたとすれば、巨大な組織体制となることから、各国・地域とも一時的に必要とされるリソースについては外部専門家を活用し、モニタリング業務など恒常的に必要となる業務について内部人員で業務を行っている。具体的には、事業者選定手続きに係る制度設計、事業者提案の審査、背面調査などに外部専門家が活用されている。また、組織の枠を超え、警察や司法機関と連携して対応が図られている事例もあり、柔軟な組織体制・リソース配分姿勢がみられた。

11) 優れた事業者を呼び込む仕組み

魅力的な IR を設置するうえで、多くの実績ある事業者に提案への参加を促し、提案内容を競わせることは、必須条件である。もちろん大都市であることや観光リゾートの存在など、都市自体に IR を建設するに足る魅力が必要であるが、事業者の幅広い参加を促す仕組み作りも重要となる。

事業者を呼び込む仕組みとして、州自らが経済効果分析を実施することによる、立地した場合の収益性のアピール（マサチューセッツ州）、ライセンス料・税率の柔軟な設定（ニューサウスウェールズ州）、ライセンスの数の限定による独占性の確保（ニューヨーク州、マサチューセッツ州、ニューサウスウェールズ州）、事業者による自由な用地選定（ニューヨーク州、マサチューセッツ州、ニューサウスウェールズ州）、といった取り組みがみられた。

一方で、これらの取り組みにより提案する事業者が増え過ぎた場合には、選定機関の審査負担も相当なものとなるため、審査料を徴収する、背面調査に至るまでに事業者を絞り込むなどといった取り組み

も合わせて行われており、競争性の確保と審査負荷の軽減のバランスを如何に確保するかが重要である。

12) 規制機関の監視・監督

カジノ事業の特殊性に鑑みれば、事業者選定後も継続的な監視・監督が重要となる。これらの監視活動には規制機関が実施するものと自治体を実施するものがあり、自治体は自らが事業者と締結した協定書の履行確認の意味合いも合わせ持っている。

監視・監督は大きく分けて日常的な監視活動と数年に一度実施される調査があり、これらの監理・監督活動により、事業者の財務状況、収益性、内部統制の運用状況、犯罪行為や規則違反の有無など多岐にわたる監視項目が常時監視される体制にある。一つの事業者に対してこれほどの重厚な監視体制が構築される例は稀であり、モニタリングのための人材確保などが課題となると考えられる。

3. マネー・ローndリング対策

3. マネー・ローンダリング対策 (Anti-Money Laundering :AML)

(1) 総論

調査対象国（米国、シンガポール、豪州及び英国）におけるマネー・ローンダリング対策規制について、国内外の文献、法令、指針、慣行等について調査を実施した。マネー・ローンダリング対策規制に関しては、FATF⁴⁵⁵（Financial Action Task Force on Money Laundering: マネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会）の勧告（マネー・ローンダリングに係る 40 の勧告）に準じて各国で法令、指針等が定められている。また、カジノ事業者は疑似金融機関として金融機関と同様の規制に対応することが求められていることから、FATF の勧告等を①CDD（Customer Due Diligence：顧客管理措置⁴⁵⁶）及びその他の本人確認、②記録の保存、③リスク評価、④報告、⑤①～④を的確に行うための措置、として分類し、各国の規制等との対比を行う形式で調査を実施した。さらに、各国の規制の整備状況を踏まえて、整備状況に対する FATF の評価結果を確認するため、FATF が実施した相互審査（(3)で後述）の指摘事項の状況を確認した。

また、リスク評価に基づいたマネー・ローンダリング対策の具体的な運用状況については、法令等と異なり必ずしも明文化され、公表されるものではないことから、これらの事項についてはカジノ事業者に対してヒアリングを実施し情報収集を行った。

(2) 調査対象国におけるマネー・ローンダリング対策規制

① CDD 及びその他の本人確認

1) CDD 及びその他の本人確認が必要となる場合及び実施が要求される事項

FATF 勧告

FATF 勧告⁴⁵⁷は、一般的な金融機関に対して、以下の局面の際に CDD を実施することを要求している。

- 業務関係の確立
- 一定の敷居値（15,000USD(約 180 万円)/EUR(約 195 万円)）を超える一見取引、若しくは一定の電信送金
- マネー・ローンダリング又はテロ資金供与の疑いのある一见取引
- 以前に取得した本人確認データの真正性や適切性が疑われるとき

カジノ事業者に対しては、一見客が多いという特性を踏まえ、適切な CDD を実施するために、上記よりも一段と低い 3,000USD(約 36 万円)/EUR(約 39 万円)の敷居値を設定すべきことを要求している⁴⁵⁸。

⁴⁵⁵ マネー・ローンダリング対策やテロ資金対策などにおける国際的な協調指導、協力推進などを行う政府間機関。G7 諸国を含む 36 の国・地域・機関が加盟している。

⁴⁵⁶ 取引の相手となる顧客の身元確認及び照合を実施すること

⁴⁵⁷ FATF 勧告 10 及び 22

⁴⁵⁸ FATF 勧告 22 の解釈ノート

また、CDD の手続きとして、以下の事項の実施を要求している⁴⁵⁹。

- 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いた、顧客の身元の確認及び検証
- 顧客の真の受益者の身元を確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置
- 業務関係の目的及び取引の性質に関する情報の収集及び理解
- 当該顧客、業務及びリスク特性（必要に応じて資金源も含む）に関する知識と実際取引が整合的であることを確保するための、継続的な CDD

各国法令

・米国（ネバダ州）

米国では銀行秘密法規則⁴⁶⁰において、カジノ事業者が CDD の実施を要求される取引及び CDD 実施時に入手すべき情報について規定されている。

デポジット、口座開設、与信限度額の拡張に関する取引について、名前、住所、社会保障番号といった顧客情報の記録と保存が要求され、それらを確認した際の資料についても記録が要求されている。顧客が米国以外に在住していれば、パスポート番号や顧客情報の確認を行った際に使用した文書の詳細の記録が要求される。これは FATF 勧告において、業務関係の確立で求めている CDD を踏まえた要件と位置づけられる。

2,500USD(約 30 万円)超の与信や 3,000USD(約 36 万円)超の小切手や手形を使用した取引についても名前、住所、社会保障番号といった顧客情報の記録と保存が要求される。これらの取引以外にリスクが高いと考えられる取引についても顧客情報の記録と保存が要求される。これは FATF 勧告におけるカジノ事業者に対する一見取引等に関する要件を踏まえたものと位置づけられる。さらに、CDD に関する内部の方針に、現時点の顧客情報を維持し続けることを含めることや、モニタリングの頻度等についてリスク評価に基づいて行うことが要求されている。

ただし、上記の取引において、社会保障番号が確認できない場合であっても、カジノ事業者が社会保障番号を確認するための合理的な努力を尽くし、社会保障番号が確認できなかった顧客の氏名、住所の一覧を作成・保存していれば、違反にはならないとされている⁴⁶¹。

また、後述する CTR(Currency Transaction Report:通貨取引報告書)の作成に際しても、顧客の名前、住所、社会保障番号といった顧客情報の入手、また、取引実施者が外国籍の人間であることを示唆している場合には、パスポート等により顧客情報を入手し、報告書に記録することが要求されている。さらに、本人又は代理人によって行われた取引の合計金額が一日で 10,000USD(約 120 万円)以上となる現金取引が行われていることが通常の業務の範囲内で把握された場合にも、カジノ事業者は、本人確認を行い、顧客の情報を記録し、信頼性が高く独立した情報を利用し、取引実施者の本人確認の検証を行うことが要求されている⁴⁶²。

⁴⁵⁹ FATF 勧告 10

⁴⁶⁰ Bank Secrecy Act Regulation Title31 PART 1021.410

⁴⁶¹ Bank Secrecy Act Regulation Title31 PART 1021.410(a)

⁴⁶² Bank Secrecy Act Regulation Title31 PART 1021.313

・シンガポール

シンガポールではカジノ管理法⁴⁶³及びシンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）⁴⁶⁴において、CDD 実施の際の確認事項について以下のように規定されている。

➤ 顧客が口座を開設する場合

カジノ事業者は口座開設に際して、最低でも、顧客から本人確認のための情報及び署名、最初の入金額（外貨である場合には種類と換算レートも含む）に関する情報、口座開設日を入手し、口座を開設したことを承認した従業員の署名及び名前と共に記録しなければならない。また、カジノ事業者は信頼性が高く独立した情報を利用し、口座開設者の本人確認の検証を行い、この際に入手した資料の写しは保存しなければならない。法人顧客の場合には、法人の構造を把握し、真の受益者及び法人に多大な影響力を及ぼす人物の身元確認を行わなければならないとされている。これは FATF 勧告において、業務関係の確立で求めている CDD を踏まえた要件と位置づけられる。

➤ 顧客と1度に10,000SGD(約85万円)以上の現金取引を行う場合

カジノ事業者は10,000SGD(約85万円)以上の現金取引に際して、本人確認を行い、顧客の情報を記録し、信頼性が高く独立した情報を利用し、取引実施者の本人確認の検証を行うべきであるとされている。これは FATF 勧告における一見取引に関する要件を踏まえたものと位置づけられる。また、顧客情報確認時の資料として、パスポート、免許証、住民票、永住者カードが例示されている。

➤ デPOSITとして顧客から5,000SGD(約43万円)以上を受け取った場合

カジノ事業者は5,000SGD(約43万円)以上の預入に際して、本人確認を行い、顧客の情報を記録し、信頼性が高く独立した情報を利用し、顧客の本人確認の検証を行う。さらに、預入の日付、預入総額、預入が行われた口座の番号、顧客の本人確認情報、預入が行われた証拠書類又は預入が何を用いて行われたか、もしあれば証拠書類の発行者の名称、参照番号、取引を承認した従業員の免許番号も記録として保存すべきである。これは FATF 勧告におけるカジノ事業者に対する一見取引に関する要件を踏まえたものと位置づけられる。

上記以外にも以下のような場合には CDD の実施が要求されている。

- 顧客がマネー・ローンダリング又はテロ資金供与に関与していると、合理的な疑いを抱いた場合
- 顧客について過去に得た情報の正確性が危ぶまれた場合
- 上記以外の状況において、必要と感じた場合

顧客情報確認時の資料として、パスポート、免許証、住民票、永住者カードが例示されている。

さらに、シンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）⁴⁶⁵において、取引に関する継続的なモニタリング、定期的な顧客情報の見直しについて、顧客のリスクや事業者が設定した重要性の基準値に応じて行うことが要求されている。リスクの高い顧客に対してはモニタリングの際の統制の強化及び頻度を上げることが要求されている⁴⁶⁶。

⁴⁶³ Casino Control Act (CHAPTER 33 A) Part VIII CASINO INTERNAL CONTROLS 139

⁴⁶⁴ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 8,9,10,11,12

⁴⁶⁵ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 13

⁴⁶⁶ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 14(1)1A

・豪州

豪州ではマネー・ロンダリング及びテロ資金対策法⁴⁶⁷において、一般金融機関に対して、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策遵守のためのプログラムの PART B として CDD に関する事項を含めることが規定されている。

マネー・ロンダリング及びテロ資金対策法の運用細則であるマネー・ロンダリング及びテロ資金対策法運用細則は、一般的な金融機関に対して CDD の実施を要求しているが、カジノ事業者については 10,000AUD(約 85 万円)以上のチップやトークンと資金の交換や、口座の開設、口座を使用した取引等について、CDD の実施が要求されている。ただし、EDD (Enhanced Customer Due Diligence: 厳格な顧客管理措置) が必要であると判断された場合にはこれらの規定は適用されないものとしている⁴⁶⁸。CDD の実施に際して、本人確認のために最低限、名前、生年月日、住所を入手することが要求されており⁴⁶⁹、顧客が本人であると主張する人物であることに疑いを抱けば、確認のために追加の手続きを行うことも要求されている⁴⁷⁰。

また、後述する TTR (Threshold Transaction Report : 敷居値取引報告⁴⁷¹) の作成に際しても、顧客の名前、住所などの顧客情報を入手し、報告書に記録しなければならない⁴⁷²。

さらに、マネー・ロンダリング及びテロ資金対策法⁴⁷³において、リスクの高い顧客に対しては継続的な CDD を行うことが要求されている。マネー・ロンダリング及びテロ資金対策法運用細則において継続的な CDD の目的で、どのような場合に CDD のために入手した情報の更新を行うか、決定できるようなリスク評価制度を対策プログラムに含めることが要求されている⁴⁷⁴。

・英国

英国ではマネー・ロンダリングに関する規則において、一般的な金融機関に対して、以下の場合に、CDD の実施が要求されている⁴⁷⁵。

- 取引関係が確立される場合
- 敷居値以上の一見取引(15,000EUR(約 195 万円)以上⁴⁷⁶)が行われる場合
- マネー・ロンダリングやテロ資金供与が疑われる取引が行われる場合
- 以前に本人確認や検証のために入手した情報の正確性などが疑われる場合

カジノ事業者は、CDD の実施に際し、カジノ施設の入り口において全ての顧客に対して行う方法、又は顧客が以下に記載した、規定の敷居値に達したときに行う方法のいずれかの選択が要求されて

⁴⁶⁷ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 84

⁴⁶⁸ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 10.1.4,10.1.5,10.1.6

⁴⁶⁹ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 4.2.3

⁴⁷⁰ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 6.2.3

⁴⁷¹ 敷居値を超える取引が行われた場合に提出が要求される報告書

⁴⁷² Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 19.3

⁴⁷³ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 36

⁴⁷⁴ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 15.2.

⁴⁷⁵ The Money Laundering Regulations 2007 7.(1)

⁴⁷⁶ The Money Laundering Regulations 2007 2

いる⁴⁷⁷。

- チップの購入・換金総額が 24 時間以内に 2,000EUR(約 26 万円)以上となったとき
- ゲームマシンへの投入総額が 24 時間以内に 2,000EUR(約 26 万円)以上となったとき

なお、敷居値に達したときに CDD を行う方法を採用できるのは、以下の要件を満たした場合とされている⁴⁷⁸。

- 顧客が購入、換金、支払、保有した金額が 2,000EUR(約 26 万円)以上となったことが直ちに確認可能な体制
- カジノ事業者がチップの購入/換金総額、マシンへの投入総額、支払/保有額についてモニタリングし記録する適切な手続を構築していることについての委員会の承認

また、CDD の実施に際して、信頼性が高く独立した情報を利用すること、真の受益者が存在する場合には真の受益者を理解するための手続、所有や支配の構造を理解するための手続、及び取引関係の目的や性質を理解するための手続を実施することが要求されている⁴⁷⁹。

さらに、取引が顧客のリスクや顧客の職業に関する事業者の理解と整合していること及び CDD のために入手した情報の更新を行うことが要求されている⁴⁸⁰。

行政機関による指導

・英国

ギャンブル委員会 (Gambling Commission) により公表されているカジノが適切なマネー・ローンダリング対策を行うためのマネー・ローンダリング及びテロ資金対策のためのガイダンス(Money laundering: the prevention of money laundering and combating the financing of terrorism Guidance for remote and non-remote casinos Second edition)において、CDD 実施時に顧客の住所、名前を裏付ける資料の入手が要求されている⁴⁸¹。

具体的には対象者が英国の居住者であれば、それを裏付ける資料として、以下の提出が要求されている⁴⁸²。

- 署名入りのパスポート
- 出生証明書
- 写真付きの免許証
- 住民票

⁴⁷⁷ The Money Laundering Regulations 2007 10.(1)

⁴⁷⁸ The Money Laundering Regulations 2007 10.(2)

⁴⁷⁹ The Money Laundering Regulations 2007 5

⁴⁸⁰ The Money Laundering Regulations 2007 8.(2)

⁴⁸¹ Money laundering: the prevention of money laundering and combating the financing of terrorism Guidance for remote and non-remote casinos Second edition 5.19

⁴⁸² Money laundering: the prevention of money laundering and combating the financing of terrorism Guidance for remote and non-remote casinos Second edition 5.42

- 居住証明
- 銃の携帯許可証
- 年金手帳
- 税金の請求書
- 公共料金の請求書

また、英国以外の居住者についてはパスポートの提出が要求されている。この場合には、カジノ事業者は提出されたパスポートが本物であることに不安を抱けば、大使館に連絡し顧客の住所に関する情報を入手しなければならない⁴⁸³。

自主的な取り組みによるもの

現地ヒアリングでの調査結果

- 与信に際しての CDD に関して、2,500USD(約 30 万円)超という敷居値が設けられているが、現地調査の対象としたカジノ事業者は与信に際して、原則として全ての顧客に対して対面で写真付き政府発行 ID を確認する CDD を実施している（米国）。
- カジノ事業者はメンバーシップカードの作成に際して本人確認を要求しており、このようなカードを利用して、報告や CDD が必要となる取引の追跡を行っている（米国・豪州）。
- カジノ事業者は取引の小口化により、敷居値報告を避けるような取引のモニタリングを行い、カジノ事業者によっては CDD の対象とする場合もある。なお、これらの取引はいずれも疑わしい取引の報告対象となる（米国・豪州）。
- カジノ事業者によっては、敷居値取引報告のみでなく、疑わしい取引の報告に際しても本人確認を行っているところがある（米国・豪州）。
- 顧客が本人確認を拒否した場合には、カジノ事業者はそれ以上の取引を行っていない。さらにこのような取引は疑わしい取引の報告対象としている（米国・豪州）。
- カジノ事業者によってはジャンケットのグループでカジノを利用している顧客に対して CDD を実施しているところがある（豪州）。
- カジノ事業者は 1,000AUD(約 8 万 5 千円)以上の外貨両替について、CDD を実施している（豪州）。
- カジノ事業者によっては、ID 確認時にシステムを利用し、犯罪リストなどに名前を連ねていないことなどの確認を行っているところがある（米国・豪州）。

2) EDD として追加されるもの

FATF 勧告

FATF 勧告及び解釈ノートは、リスク評価の結果により、③2)で後述する「EDD のメルクマール」に該

⁴⁸³ Money laundering: the prevention of money laundering and combating the financing of terrorism Guidance for remote and non-remote casinos Second edition 5.43

当する場合には EDD として以下の事項を要求している⁴⁸⁴。

- 顧客に関する追加情報（例：職業、資産規模、公のデータベースやインターネットから入手可能な情報など）の入手並びに、顧客及び受益者の身元情報に頻繁な変化が予想される場合には、変化に対応した業務関係の性質に関する追加情報の入手
- 顧客の資金源若しくは富の源泉に関する情報の入手
- 予定されている又は既に実行された取引の目的に関する情報の入手、業務関係の開始又は継続に当たっての上級管理者の承諾の取得
- 取引や情報を見直す頻度を増やすことによる取引関係のより厳格なモニタリング、及びより精査が必要な取引パターンの選別
- 初回の支払を同様の顧客管理水準を有する銀行にある顧客の口座から行うよう求めること
また、外国 PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位を有する者）や高リスクと評価された国内 PEPs について EDD を求めており、以下の実施を要求している⁴⁸⁵。

- 顧客又は受益者が PEPs か否かを判定するための適切なリスク管理システムの保有
- 当該顧客と業務関係を確立（又は既存顧客と既契約の業務関係を継続）する際の上級管理者の承認
- 財源及び資金源を確認するための合理的な措置
- 業務関係についてより厳格な継続的監視の実施

全ての種類の PEPs に求められる措置は、当該 PEPs の家族又は近しい間柄にある者への適用も要求している。

各国法令

・シンガポール

シンガポールではシンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）⁴⁸⁶において、リスクの高い顧客に対する CDD のプロセスとして、取引開始について職階の高い上長の承認を得ること及び、取引開始時や口座開設時に以下の事項を合理的に記録することが要求されている。

- リスクの高い顧客を認識した際の情報
- 日付や取引の金額や種類
- 取引を実行した従業員の名前、署名、免許番号
- 資金源に関する情報

・豪州

豪州ではマネー・ローンダリング及びテロ資金対策法運用細則⁴⁸⁷においてリスク評価アプローチのもとで

⁴⁸⁴ FATF 勧告 10 及び 10 の解釈ノート

⁴⁸⁵ FATF 勧告 12

⁴⁸⁶ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 14

⁴⁸⁷ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 15.10.1

リスクが高いと評価された顧客、外国 PEPs、疑わしい取引を行おうとしていると思われる顧客、リスクが高いとされた国にある機関に対して EDD の実施が要求されている。

また、EDD のプログラムとして以下の実施を含むことが要求されている。

- 既に顧客から入手した情報の更新の確認
- 既に真の受益者から入手した情報の更新の確認
- 顧客や真の受益者の財源に関する情報の確認
- 顧客の現在の取引の性質を確認する目的で行う顧客か第三者からの情報の入手
- 情報に対するより詳細な分析
- 再度顧客情報の認証
- 顧客の取引の目的、理由、性質についてさらなる詳細な分析と監視
- 取引を続けることに関する経営陣の承認
- 特定の取引について実施すべきか否かの検討

・英国

英国ではマネー・ロンダリングに関する規則⁴⁸⁸において、リスクが高いと判断された人物や PEPs が取引相手の場合には EDD として以下の実施が要求されている。

PEPs が相手の場合

- 取引関係の確立前に職階の高い上長の承認
- 取引関係や一見取引に含まれる資金源を確認するための適切な手続の実施

リスクが高いと判断された人物の場合

- 職業やその他の資金源を把握するための情報の入手

規制当局による指導

・米国（ネバダ州）

米国では、FFIEC (Federal Financial Institutions Examination Council :連邦金融機関検査協議会⁴⁸⁹)が公表しているマネー・ロンダリング対策の遵守状況を検査する検査官のためのマニュアルである銀行秘密法/マネー・ロンダリング対策検査説明書(Bank Secrecy Act/ Anti-Money Laundering Examination Manual)において、特別にリスクの高い顧客や PEPs については口座開設時や取引実施時に以下の事項を実施することが要求されている。

特別にリスクの高い顧客

- 口座開設の目的の確認

⁴⁸⁸ The Money Laundering Regulations 2007 14

⁴⁸⁹ 連邦の金融監督機関からなり、監督機関の課題について指導等を行う協議会

- 預金や利益の発生源の確認
- 口座の開設により利益を享受する対象の確認
- 口座の開設により利益を享受する対象が行う職業の確認
- 住所の確認
- 顧客に関連するビジネスが行われる国の確認
- 当該顧客との間で予想される国際送金等の取引量の確認
- 業務内容の確認
- 取引内容、予想される取引規模、当該顧客の主要な取引先の確認
- 口座の使用目的の変更に関する説明の確認

PEPs

- 口座開設に際して、当該口座から実質的な利益を享受する対象の確認
- PEPs が保有している可能性のある口座について、口座名義人から直接情報の入手
- 口座名義人の所在地及びこれらの地域に関連したマネー・ローンダリングや汚職の程度の確認
- 所属する業界の状況の理解及び当該業界の汚職の程度の認識
- 参照情報の入手及び口座名義人が PEPs であるかどうかの確認
- 預金や利益の発生源の確認
- 当該口座に対する権限がある、又は当該口座から利益を得ている近親者及び側近に関する情報の入手
- 取引金額、口座の使用目的の確認
- PEPs に関する情報を入手するための、公開されている情報源の確認

自主的な取り組みによるもの

・米国（ネバダ州）

米国では、業界団体である米国ゲーミング協会(American Gaming Association)が公表している、マネー・ローンダリング対策のためのベストプラクティス(American Gaming Association Best Practices for Anti-Money Laundering Compliance December 2014)において、取引金額の多い顧客がマネー・ローンダリングに対して高いリスクを示している場合、カジノ事業者は公式な記録等を利用して以下の事項を確認することが要求されている。

- PEPs か否か
- 疑わしい取引に関して否定的な報告書が存在するか
- 以前に犯罪行為を行っているか
- 資金源は何か

現地ヒアリングでの調査結果

- カジノ事業者は、World Check⁴⁹⁰や FATF のウェブサイト等を使用して、顧客の背面調査を行っている。カジノ事業者によっては海外の顧客情報の入手のために外部機関に情報収集の委託を行っているところがある。また、警察のデータベースなどとの直接的な連携はおこなっていないが、リスクの高い顧客に関する情報を警察から提供してもらうこと場合もある（米国・豪州）。
- カジノ施設内で警備員を見張りに就けるなどのモニタリングにより対応を行っている場合もある（米国・豪州）。
- EDD の際に必要となる情報についても、メンバーズカード等から収集を行っている（米国・豪州）。

3) まとめ

図表 3-1 調査対象国の概要

	FATF 勧告	調査対象国の概要
CDD 及びその他の本人確認が要求される場合及びCDDに際して実施すべき事項	<p>FATF 勧告は以下の場合には CDD の実施を要求している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設などの業務関係の確立 ・一定の敷居値（15,000USD(約 180 万円)/EUR(約 195 万円)) を超える一見取引、若しくは一定の電信送金（カジノについては上記よりも一段と低い 3,000USD(約 36 万円)/EUR(約 39 万円)) ・マネー・ロンダリングの疑いのある一見取引 ・以前に取得した本人確認データの真正性や適切性が疑われるとき <p>なお、CDD の実施事項として FATF 勧告が要求している事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身元の確認及び検証 ・顧客の真の受益者の身元を確認できるように、受益者の身元を照合するための 	<p>調査対象国は、法令において、CDD 及びその他の本人確認が要求される場合及び CDD に際して実施すべき事項が定められている。</p> <p>なお、FATF 勧告と調査対象国の法令を比較した際、CDD 又はその他の本人確認が要求される取引のうち、敷居値のある一見取引が、主に以下のように異なっている。</p> <p><u>米国</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,500USD(約 30 万円)超の与信 (CDD) ・3,000USD(約 39 万円)超の小切手使用 (CDD) ・10,000USD(約 120 万円)以上の現金取引 (CTR (Currency Transaction Report) のための本人確認) <p><u>シンガポール</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10,000SGD(約 85 万円)以上の現金取引 (CDD 及び CTR(Cash Transaction Report) のための本人確認) ・5,000SGD(約 43 万円)以上のデポジット (CDD) <p><u>豪州</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10,000AUD(約 85 万円)以上のチップ等と資

⁴⁹⁰ ワールド・チェック社が提供する、重要な公的地位を有する人 (PEPs)、高リスクの個人・団体に関する、経済、規制、レピュテーション・リスクに関する世界的な民間のデータベース。 <http://www.world-check.com>

FATF 勧告		調査対象国の概要
	合理的な措置 ・継続的な CDD の実施 ・より厳格な顧客管理措置に際して職業、資産規模など追加情報の入手	金の交換（CDD 及び TTR のための本人確認） <u>英国</u> ・総額が 2,000EUR(約 26 万円)以上となる 24 時間以内のチップの購入・換金又はゲームマシンへの投入（CDD。ただし、カジノ施設の入口で全ての顧客に対して CDD を行う方法を採用することも可。）

(出典：各国の法令及び FATF 勧告を基にあずさ監査法人作成)

② 記録の保存

1) 保存の対象となる情報及び保存年数

FATF 勧告

FATF 勧告⁴⁹¹は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応じることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を最低 5 年間保存することを要求している。

また、CDD を通じて取得した全ての記録（例えば、パスポート、身分証明書、運転免許証又は同様の書類等の公的な身元確認書類の写し又は記録）や取引内容の分析結果（例えば、複雑で異常に多額な取引の背景及び目的に関する照会結果）を含む口座記録及び通信文書の保管を要求している。保存期間は 業務関係又は一見取引の終了から最低 5 年間としている。

各国法令

・米国（ネバダ州）

米国では銀行秘密法規則や銀行秘密法/マネー・ローンダリング対策検査説明書において、一般金融機関に対して、以下の情報を以下の期間、保存することが要求されている。

- CDD の際に入手した資料や情報を取引終了後 5 年間
- 疑わしい取引の報告に際して特定のフォーマット等はないが、疑わしい取引の報告を記録してからコピーと補助資料を 5 年間
- CTR (Currency Transaction Report)は取引発生後電子的に保存し、保存日から 5 年間

・シンガポール

シンガポールではカジノ管理法⁴⁹²において CDD の際に入手した情報の保存が要求されている。

また、シンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）において、疑わしい取

⁴⁹¹ FATF 勧告 11

⁴⁹² Casino Control Act (CHAPTER 33 A) Part VIII CASINO INTERNAL CONTROLS 139

引について、気が付いた点や決定した事項及びそれらの理由の記録について保存を要求している⁴⁹³。それぞれの保存年数は、カジノ管理法において規定されており、CDD の際に入手した顧客情報については口座が閉鎖した時又は記録が完了した日のいずれか遅い方から 5 年間以上、その他の記録は取引の完了後 5 年間の保存を要求している⁴⁹⁴。CTR (Cash Transaction Report)についてはシンガポールカジノ諸規則 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策)においてファイル作成後 5 年間の保存が要求されている⁴⁹⁵。

・豪州

豪州ではマネー・ローンダリング及びテロ資金対策法⁴⁹⁶において、一般金融機関に対して、以下の情報の保存が要求されている。

- 報告義務のある取引の記録、記録の写し、情報が記載された記録からの抜粋を、取引の記録の作成から 7 年間
- CDD の際に入手した記録、記録の写しについて、CDD が終了し、どのようなサービスも提供しなくなってから 7 年間

・英国

英国ではマネー・ローンダリングに関する規則において、一般金融機関に対して、本人確認の検証の際に入手した資料のコピーや、CDD のために入手した一見取引や取引関係の確立に関するサポート資料 (原本又はコピー) は、一見取引の終了や取引関係の終了から 5 年間の保存が要求されている⁴⁹⁷。また、疑わしい取引の報告についても保存が要求されており⁴⁹⁸、その年数について、法令上、明文化されていないが、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のためのガイダンスにおいて報告された取引については、その記録を 5 年間保存することが要求されている⁴⁹⁹。

自主的な取組に基づくもの

・米国 (ネバダ州)

米国ではマネー・ローンダリング対策のためのベストプラクティスにおいて、CDD の対象となった顧客情報として保存すべき情報として、より具体的に以下の保存が要求されている。

- CDD の対象となった顧客のゲームパターンや資金源を分析した際の資料
- CDD を行った際に入手したあらゆる情報

⁴⁹³ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 19(7)

⁴⁹⁴ Casino Control Act (CHAPTER 33 A) Part VIII CASINO INTERNAL CONTROLS 143

⁴⁹⁵ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 3.(5)

⁴⁹⁶ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 107.113

⁴⁹⁷ The Money Laundering Regulations 2007 19

⁴⁹⁸ The Money Laundering Regulations 2007 20

⁴⁹⁹ Money laundering: the prevention of money laundering and combating the financing of terrorism Guidance for remote and non-remote casinos Second edition 6.26

- CDDを行った顧客に対して認識されたリスク
- リスクに対応するために行った対応策

2) まとめ

図表 3-2 調査対象国の概要

FATF 勧告	調査対象国の概要
FATF 勧告は取引に関する必要な記録及びCDDを通じて取得した記録を最低5年間保存することを要求している。	調査対象国においては、法令において、保存すべき記録として、CDDや各種報告に関する資料が定められている。 同様に、保存年数についても法令において定められているが、豪州のみFATF勧告と異なり、7年間の保存が要求されている。

(出典：各国の法令及びFATF勧告を基にあずさ監査法人作成)

③ リスク評価

1) リスク評価の方法

FATF 勧告

FATF 勧告⁵⁰⁰は、金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家（Designated Non-Financial Businesses and Professions：DNFBPs）に対し、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び低減するための効果的な行動をとることを要求している。

各国法令

・米国（ネバダ州）

米国では銀行秘密法規則⁵⁰¹において、カジノ事業者は合理的なマネー・ロンダリング対策を準備することを要求されている。

・シンガポール

シンガポールではシンガポールカジノ諸規則(マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策)⁵⁰²においてマネー・ロンダリングを防止し発見するための方針、手続及び統制を準備するにあたり、以下を実施することが要求されている。

- リスクを軽減するための敷居値の設定
- 取引開始前にリスクを増すような技術革新について留意すること

⁵⁰⁰ FATF 勧告 1

⁵⁰¹ Bank Secrecy Act Regulation Title31 PART 1021.210

⁵⁰² Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 17.(4)

- 取引開始前にリスクを増すような取引について留意すること
- 顧客の特性により示唆されるリスク、顧客の活動している地域により示唆されるリスク、取引の種類により示唆されるリスクの考慮

・豪州

豪州ではマネー・ローンダリング及びテロ資金対策法⁵⁰³において、一般的な金融機関に対し、プログラムの内容を事業者がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するリスクを認識し、軽減し、処理できるような内容にすることが要求されている。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策法運用細則⁵⁰⁴はリスク評価に際して考慮すべき事項として具体的に以下の事項を記載している⁵⁰⁵。

- PEPs や彼らの関係者を含んだ顧客の種類
- 提供するサービスの種類
- サービスの提供方法
- 海外の顧客や取引が行われる場所が海外である場合にはそれらの地域の特性

・英国

英国ではマネー・ローンダリングに関する規則⁵⁰⁶において、一般的な金融機関に対して経済的な合理性の無い非経常的な取引やマネー・ローンダリングに関係している人物が関与している取引を認識することを可能にするため、マネー・ローンダリング対策として、リスクに応じた適切な方針と手続を保持することが要求されている。

行政機関による指導

・英国

英国では、カジノ事業者におけるリスク評価を行う際の基礎となる事項について、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のためのガイダンス⁵⁰⁷において、以下のように規定されている。

- カジノ使用により発生するリスクは何か
- カジノ施設で行われる取引が、少額しか費やさない顧客により構成される多数の取引に該当するか
- 高額を費やす顧客により構成される少数の取引に該当するか
- カジノ施設で行われる取引が、常連の顧客と一見の顧客により構成されているか
- 顧客の取引を監視しマネー・ローンダリングの可能性を低減する手続は含まれているか
- 取引は地元の常連の顧客や一般的によく知られている顧客と行われているか

⁵⁰³ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 84.(2)

⁵⁰⁴ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 8.1.4.

⁵⁰⁵ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 8.1.4.

⁵⁰⁶ The Money Laundering Regulations 2007 20

⁵⁰⁷ Money laundering: the prevention of money laundering and combating the financing of terrorism Guidance for remote and non-remote casinos Second edition 2.6

- 外貨や海外の金融機関を使用するような海外の顧客が多数を占めているか
- 顧客は PEPs に該当するか
- 顧客は多額の現金を費やすような取引を行う人物か
- 資金源が顧客により容易に説明可能なものか
- 顧客によるチップの購入又は交換が非合理的であったりゲーミングとは結びつかずに行われたりする状況が生じ得るか
- 取引は契約に基づいて行われているか

自主的な取り組みによるもの

・米国（ネバダ州）

米国ではマネー・ローンダリング対策のためのベストプラクティスにおいて、カジノ事業者がリスクを認識する際に、以下の事項を考慮し、リスクを防止するための効果的な方法を分析することが要求されている。

- 州の規制
- ゲーミングの取引量
- 提供する財務サービスの種類
- ゲーミングのルールなどの特徴
- 顧客の出身国に基づくリスク(FATFによりマネー・ローンダリング対策に非協力的と判断された国、Transparency International⁵⁰⁸により腐敗や汚職が蔓延していると判断された国はリスクが高いとされている)
- PEPs であるか否か
- 顧客の立ち振る舞い
- 顧客の特徴（否定的な情報が公表されているか否か、法の執行機関により何らかの処分を受けているか否か）

現地ヒアリングでの調査結果

- カジノ事業者は、リスクシナリオを設定し、これらのリスクのレベルを十分に低減できるような管理手法を作成することにより、マネー・ローンダリング対策を行っている。このリスクシナリオは新しいサービスやプロセスの導入時に定期的に見直されている、また、カジノ事業者によってはリスクシナリオについて、内部の委員会で検討を行っているところがある（米国・豪州）。
- カジノ事業者はリスクシナリオの設定に際して、2006 年から 2 年間の猶予期間を定め、その間、AUSTRAC (Australian Transaction Reports & Analysis Center : 豪州金融取引報告・分析センター)の職員がカジノ事業者と共同で、リスクシナリオの作成を行っている(なお対象はカジノ事業者に限らず、マネー・ローンダリング対策が要求される全ての事業者)(豪州)。
- カジノ事業者は取引の種類ごとにリスク評価を行っており、さらに豪州のカジノ事業者は顧客ごとにリスク評価を行っている場合がある（米国・豪州）。

⁵⁰⁸ 腐敗、特に汚職に対して取り組む国際的な非政府組織

- リスク評価の結果をもとに、リスクが高いと判断した取引はカジノ事業者ごとに様々であった。カジノ口座を使用した第三者との取引については、カジノ口座からの送金のみを認めているケースや、入金及び送金のいずれも禁止しているケースもある。カジノ事業者によっては多拠点の顧客口座資金の別拠点への移動を禁止しているところがある。また、このような第三者からの入金を認めるが疑わしい取引として報告対象としているケースもある。クレジットカードやデビットカードを使用したチップ購入の禁止、預け入れられた多額の資金を、一度にチップとして引き渡すことを禁止している場合がある。また、小切手に関しても他人名義での振り出しを認めていない場合がある（米国・豪州）。
- カジノ事業者は、リスクが高い顧客との取引をカジノ自ら停止することは一般的でない。ハイリスク顧客との取引自体を警察当局に報告し、後は警察当局の判断及び捜査に委ねる。一方で、米国のカジノ事業者はリスクの高い顧客との取引を断るのが一般的である(豪州)。
- OFAC（Office of Foreign Assets Control：米国連邦政府財務省外国資産管理室）のブラックリストに載っている人物や、米国の制裁対象となっている国（北朝鮮、イラン、シリア、スーダンなど）の人物との取引を禁止しているケースもある（米国・豪州）。
- 今回、現地調査を行ったカジノ事業者において、追跡可能なチップを使用しているカジノ事業者はなかった。また、プロモーションチップ以外に異なるチップを使い分けているカジノ事業者はなかった。

2) EDD のメルクマーク

FATF 勧告

FATF 勧告及び解釈ノートは以下の場合には EDD を要求している⁵⁰⁹。

- 取引が異常な状況下で行われる場合
- 顧客が非居住者である場合
- 法人又は法的取極の形をとる個人的な資産保有形態である場合
- 名義株主又は無記名株式を有する会社である場合
- 取引が現金中心である場合
- 会社の性質を考慮し、当該会社の支配構造が異常又は過度に複雑である場合
- 相互審査又は詳細な評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書などの信頼できる情報源により、適切なマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策が取られていないとされた国の場合
- 例えば国連などで制裁、禁輸措置又は類似の措置の対象となっている国の場合

また、外国 PEPs については高リスクとして EDD を求めている。国内 PEPs については高リスクかどうかを判断し（つまり少なくとも国内 PEPs であることを特定する必要がある）、高リスクと評価された国内 PEPs に対しては EDD を求めている⁵¹⁰。

各国法令

・シンガポール

⁵⁰⁹ FATF 勧告 10 及び FATF 勧告 10 の解釈ノート

⁵¹⁰ FATF 勧告 12

シンガポールではシンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）⁵¹¹において、PEPs、マネー・ローンダリングのリスクが高いと判断された顧客や口座の真の受益者をリスクの高い顧客であるとし、このような顧客に関しては EDD の実施が要求されている。

・豪州

豪州ではマネー・ローンダリング及びテロ資金対策法運用細則⁵¹²において、一般的な金融機関に対して、マネー・ローンダリング/テロ資金供与対策プログラムに EDD に関する事項を含めることを要求しており、以下の場合には EDD の実施が要求される。

- リスク評価制度のもとでリスクが高いと判断された場合
- 顧客が実質的な受益者である場合、また、実質的な受益者が存在する場合
- 取引相手が外国 PEPs の場合
- 疑わしい取引が行われた場合
- 海外の特定の国の顧客との取引を開始した場合

PEPs に関しては、顧客又は真の受益者が PEPs か否かを判断するためのリスク評価制度をマネー・ローンダリング/テロ資金供与対策プログラムの中に含めることが要求されている⁵¹³。

国内の PEPs に対しては具体的に以下の作業を行うようなプログラムの作成が要求されている⁵¹⁴。

- PEPs が実質的な受益者であれば、真の受益者の CDD の際に要求される手続
- リスクが高い人物か否かの決定
- リスクの高い人物と判断されれば、取引開始前の経営陣の承認、資金源の確認、継続的な CDD の実施

また、プログラムはカジノに外国 PEPs に対して以下の作業を行うようなプログラムの作成が要求されている⁵¹⁵。

- PEPs が実質的な受益者であれば、実質的な受益者の CDD の際に要求される手続
- 取引開始前の経営陣の承認
- PEPs の資金源の確認
- 継続的な CDD において要求される手続の実施

・英国

英国ではマネー・ローンダリングに関する規則⁵¹⁶において、一般的な金融機関に対して以下の場合に

⁵¹¹ Casino Control(Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) 2,14(1A)

⁵¹² Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 15.8,15.9

⁵¹³ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 4.13.1

⁵¹⁴ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 4.13.2

⁵¹⁵ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 4.13.3

⁵¹⁶ The Money Laundering Regulations 2007 14.(1)

は EDD を実施することが要求されている。

- 顧客が PEPs に該当する場合や対面での顧客認証が行えない場合
- 顧客がリスクの高いことを伺わせる状況にいる場合

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、リスク評価の方針と手続に PEPs を認識するための方針と手続を含むことが要求されている⁵¹⁷。

規制当局による指導

・米国（ネバダ州）

米国では銀行秘密法/マネー・ローンダリング対策検査説明書において、リスク評価の結果、特別にリスクが高いと判断された顧客や PEPs に対しては EDD の実施が要求されている。

自主的な取り組みによるもの

・米国（ネバダ州）

米国ではマネー・ローンダリング対策のためのベストプラクティスにおいて、具体的に以下の場合には、EDD の実施が要求されている。

- 不正のリスクを生み出すような信託財産を顧客が保有する場合
- 違法な資金を生成することで知られている会社や人物と顧客が関係を有する場合
- 活動していない会社との関係を顧客が主張する場合
- 銀行秘密法やマネー・ローンダリング対策に違反する受入れがたいリスクが顧客に認められる場合

現地ヒアリングでの調査結果

- 疑わしい取引を行った場合には、追加で入手すべき情報が無いかを確認するために EDD を行う場合がある（米国・豪州）。
- カジノ事業者によっては日次で高額取引の上位 25～30 件程度をピックアップし、取引実施者の背面調査や資金源についてチェックを行っているところがある（米国）。
- 会員ポイント制度による商業施設やホテル、レストランの利用履歴などの個人情報から EDD を行うケースもある（米国・豪州）。

⁵¹⁷ The Money Laundering Regulations 2007 20.(2).c

3) まとめ

図表 3-3 調査対象国の概要

FATF 勧告	調査対象国の概要
FATF 勧告はマネー・ロンダリングのリスクを特定、評価及び低減するための効果的な行動をとることを要求している。	調査対象国においては、FATF 勧告に基づいて法令が整備されており、法令、指導又は自主的な取り組みにより、顧客に関する事項（PEPs であるか否か、出身地域等）、取引に関する事項（取引の種類、取引量等）等を考慮してマネー・ロンダリングのリスクを評価することを要求している。
FATF 勧告はリスクが高いと評価された PEPs 及び顧客への EDD の実施 を要求している。	米国を除く調査対象国は、法令において、リスクが高いと評価された PEPs 及び顧客への EDD が要求されている。 米国では法令上明文化されていないが、銀行秘密法/マネー・ロンダリング対策検査説明書においてリスク評価の結果、特別にリスクが高いと判断された顧客や PEPs への EDD が要求されている。

（出典：各国の法令及び FATF 勧告を基にあずさ監査法人作成）

④ 報告

1) 疑わしい取引の報告

FATF 勧告

FATF 勧告⁵¹⁸は、金融機関が、資金が犯罪活動の収益ではないか、又はテロ資金供与と関係しているのではないかと疑うか又は疑うに足る合理的な根拠を有する場合には、その疑いを FIU（Financial Intelligence Unit：資金情報機関）に速やかに届出るよう法律によって義務づけることを要求している。

各国法令

・米国（ネバダ州）

米国では銀行秘密法規則⁵¹⁹においてカジノ事業者に対して、5,000USD(約 60 万円)以上の以下の取引について、疑わしい取引として届出が要求されている。

- 違法行為により得た資金を含む取引
- 法律を侵害しようとする取引
- 目的が不明な取引

⁵¹⁸ FATF 勧告 20

⁵¹⁹ Bank Secrecy Act Regulation Title31 PART1021.320

・シンガポール

シンガポールではシンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）⁵²⁰において、疑わしい取引と判断した理由等を記載した疑わしい取引報告の記録後、直ちに規制当局に疑わしい取引報告の写しの提出が要求されている。

・豪州

豪州ではマネー・ローンダリング及びテロ資金対策法⁵²¹において、一般的な金融機関に対して、疑わしい取引の報告義務が発生した場合には、取引発生から 3 日以内（テロに関連する取引は 24 時間以内）に AUSTRAC に疑わしいと判断した根拠等も含めて報告することが要求されている。

・英国

英国ではマネー・ローンダリングに関する規則⁵²²において、従業員はマネー・ローンダリングやテロ資金供与に関与していると知る又は疑う合理的な根拠を得たときは、マネー・ローンダリング対策のために選ばれた職員(Nominated Officer)に報告を行う事が要求され、マネー・ローンダリング対策のために選ばれた職員は報告を受けた取引が、合理的な疑いを持たせるのに十分だと判断すれば、当該事項をすぐに NCA(National Crime Agency: 国家犯罪対策庁)に報告することが要求されている。

自主的な取り組みによるもの

・米国（ネバダ州）

米国ではマネー・ローンダリング対策のためのベストプラクティスにおいて、カジノ事業者は年に 1 度、前年度の疑わしい取引のファイルを使用して、疑わしい取引の傾向や従業員のためのガイドラインを作成する事が要求されている。

現地ヒアリングでの調査結果

- 疑わしい取引の発見については、自社でリスクの高い取引のパターンを特定して、IT により過去の履歴も含めて自動的に検出する仕組みを自社開発しているカジノ事業者と、マニュアルで取引の検出を行っているカジノ事業者がいる（米国・豪州）。
- カジノ事業者はマネー・ローンダリング対策における IT の活用は全般的に遅れている旨の指摘を FinCEN⁵²³より受けている(米国)。
- 疑わしい取引の報告は ID が特定できなければ、監視カメラの画像などを提出すればよいが、疑わしい取引について、CDD を実施するカジノ事業者もある（米国・豪州）。
- テーブルゲームで一定の取引金額以上の取引をモニタリングしているカジノ事業者もある（米国・豪

⁵²⁰ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 19

⁵²¹ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 41

⁵²² The Money Laundering Regulations 2007 20.(2)

⁵²³ Financial Crimes Enforcement Network：米国連邦政府財務省の一部局である金融犯罪取締ネットワーク

州)。

- 米国では疑わしい取引に敷居値が設けられているが、敷居値に関係なく、各従業員から職階の高い上長に疑わしい取引の報告を行わせているカジノ事業者もある(米国)。

カジノ事業者は上記のように、監視カメラ、フロア従業員、メンバーズカード、ATM、スロットマシンから得られるあらゆる情報を利用し、上述したリスク評価に基づき、マニュアル及び自動化されたシステムにおいて疑わしい取引の発見を行っている。疑わしい取引として報告が必要な取引の内容はカジノごとに異なり、外部に公表もしていない。一般的な疑わしい取引の事例は FinCEN や AUSTRAC が事例を公表しており、その内容を疑わしい取引の具体例としてまとめている。(下記 2) 参照)

2) 疑わしい取引の具体例

FinCEN や AUSTRAC などの規制当局はカジノ特有のリスクの高い取引として以下のような取引を例示している。

FinCEN

- 敷居値以下の金額でチップやスロット用のカードを購入し、ほとんどゲーミングを行わずにチップやカードを現金に交換する取引
- 少額紙幣を使用して、多額の預け金口座を開設しそれをゲーミング時にチップとして引き出すがほとんど使用せず、高額紙幣や小切手と交換する取引
- 高額紙幣をゲーミング用に少額紙幣に交換しチップを購入するがほとんど使用せず現金や小切手と交換する取引
- 敷居値以下の外貨両替を行いチップと交換するが、ほとんどゲーミングを行わずにチップを現金に交換する取引
- チップやカードの購入のために与信を使用し、ほとんどゲーミングを行わず与信は現金で返済し、チップは小切手と交換する取引
- CTR (Currency Transaction Report)の敷居値を超える取引を行った際に、CTR のために必要となる本人確認を拒否する取引
- CTR で報告されることを避けるために従業員と結託する取引
- CTR や CDD の際に要求される情報に誤りがある取引
- CTR や CDD の際に要求される情報が以前の同様のケースに提出された情報と相違がある取引
- ゲーミング中に一人又はコンビで必ず反対側にも賭けている取引⁵²⁴
- 敷居値以下の第三者への支払が可能又は受取人の指定がない小切手の発行を要求する取引
- ゲーミングにおいて敷居値を超える金額を儲けたプレイヤーが自ら現金への交換を行わず、他人に依頼する取引

⁵²⁴ 一人で反対側に賭けるとは、ルーレットなどで、常に赤と黒の双方に賭けているような取引等を指す。

AUSTRAC

- TTR を作成すべき重要な取引として認識されることを避けているかのような取引
- ゲーミングの賞金の払い戻し以外で小切手を使用する取引
- 同等の賭け金でお互いにかけているような取引
- 多額の取引を行う際の本人確認を断る取引
- 大量の少額紙幣(5AUD(約 425 円),10AUD(約 850 円),20AUD(約 1,700 円))を、高額紙幣(100AUD(約 8,500 円))へ変換する取引
- ゲーミングの賞金の小切手を異なる人物の名前での発行する取引
- 紙紙幣からポリマー紙幣への両替取引

3) 疑わしい取引の報告のまとめ

図表 3-4 調査対象国の概要

FATF 勧告	調査対象国の概要
FATF 勧告は資金が犯罪活動の収益ではないかと疑うか又は疑うに足る合理的な根拠を有する場合には、その疑いを FIU に速やかに届出るよう法律によって義務づけることを要求している。	調査対象国は、法令において疑わしい取引の報告が要求されている。 FATF 勧告と調査対象国の法令の主な相違は、米国のみ 5,000USD(約 60 万円)以上という敷居値を設けている点である。

(出典：各国の法令及び FATF 勧告を基にあずさ監査法人作成)

4) その他の報告

FATF 勧告

FATF 勧告では、既述の疑わしい取引以外の報告を事業者に義務付けることを求めている。FIU の機能について記載している同勧告 29 の解釈ノートによれば、FIU は最低限、疑わしい取引の届出を受理、分析すべきであることに加え、各国は、敷居値を超える現金取引を報告するシステムについてその実行可能性と有用性を検討すべきであり、また、現金取引報告、電信送金報告、及びその他の一定の金額を超える取引が行われた際に提出される敷居値報告が求めているのであれば、これも受理すべきと記載されている⁵²⁵。

各国法令

・米国 (ネバダ州)

米国では銀行秘密法規則において、カジノに対して 1 回の取引又は 1 日の取引合計⁵²⁶が

⁵²⁵ FATF 勧告 29 の解釈ノート

⁵²⁶ Bank Secrecy Act Regulation Title31 PART 1021.313

10,000USD(約 120 万円)以上の次のような現金取引があれば CTR の提出が要求されている⁵²⁷。

- チップの購入や払戻
- 前金や貸金庫への預入や引き出し
- あらゆる形式により行われた与信の返済及び実行
- ゲーミング
- 電子送金のための入金及び出金
- カジノ小切手の購入や払出
- 外貨を含む両替
- ゲーミングマシンへの紙幣の投入
- コンプリメンタリー (Complimentary⁵²⁸) を提供する際の支払
- 大会優勝者に対して行われる支払

また、完成した CTR (Currency Transaction Report)は、取引発生後 15 日以内に電子的に記録され提出されなければならない⁵²⁹。

・シンガポール

シンガポールではシンガポールカジノ諸規則 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策)⁵³⁰ において、10,000SGD(約 85 万円)以上の現金取引及び本人又は代理人によって行われた取引の合計金額が一日で 10,000SGD(約 85 万円) 以上となる以下のような現金取引について、正確な情報をもって取引発生後 15 日以内に CTR(Cash Transaction Reports)の作成及び規制当局への提出が要求されている。

- チップの購入や払戻
- カジノ又はカジノの支店において行われる、カジノ口座への預入やカジノ口座からの引き出し
- カジノ又はカジノの支店において行われる、与信の返済やカジノ小切手の償還
- ゲーミングマシンへの投入
- コンプリメンタリーを提供する際の支払
- あらゆる大会などの勝者に対して行われる支払

・豪州

豪州ではマネー・ローンダリング及びテロ資金対策法において、一般的な金融機関に対して、一回の取引金額及び複数回の取引であっても顧客が同じ人物であると考えられる場合の取引の合計金額が一定金額以上(AUSTRAC が公表している、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策法の遵守のためのガイドラインである AUSTRAC compliance guide Chapter7 によると 10,000AUD(約 85 万円)以

⁵²⁷ Bank Secrecy Act Regulation Title31 PART 1021.311

⁵²⁸ カジノによる対顧客マーケティング手法の一つで、顧客のカジノでの使用金額等に応じて、モノやサービス等の特典を顧客に提供して、賭け金額の一部を還元するサービス。

⁵²⁹ Bank Secrecy Act Regulation Title31 PART 1010.306

⁵³⁰ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 3.(1)

上)の現金取引（電子マネーによる場合を含む。）⁵³¹や、国際送金（敷居値なし）が発生した場合⁵³²には TTR や IFTI(International Funds Transfer Instructions:国際送金取引報告書)について取引発生から 10 日以内に AUSTRAC への提出が要求されている。

カジノ事業者は以下の取引を TTR の対象とすることが要求されている⁵³³。

- 顧客からの賭け
- 賞金の支払
- チップの購入や払戻
- 口座の開設
- 口座を使用した取引
- 外貨を含む両替

自主的な取り組みによるもの

現地ヒアリングでの調査結果

- カジノ事業者は 10,000USD(約 85 万円)未満であっても、報告対象となることを避けるために、意図的に小口化(8,000USD(約 68 万円)前後の取引を頻繁に行うなど)を行っているような取引を発見することに注力しており、そのような取引を発見すれば、疑わしい取引の報告対象として検討している(米国)。

5) その他の報告のまとめ

図表 3-5 調査対象国の概要

FATF 勧告	調査対象国の概要
FATF 勧告は上記の疑わしい取引以外の報告を事業者に義務付けることを求めてはいない。FIU は最低限、疑わしい取引の届出を受理、分析すべきであることに加え、各国で現金取引報告、電信送金報告、及びその他の敷居値報告が求められているのであれば、これも受理するものとしている。	調査対象国において疑わしい取引以外で、要求されている報告は以下のとおりである。 <u>米国</u> ・10,000USD(約 120 万円)以上の現金取引について CTR(Currency Transaction Reports)の提出 <u>シンガポール</u> ・10,000SGD(約 85 万円)以上の現金取引について CTR(Cash Transaction Reports) の提出 <u>豪州</u> ・10,000AUD(約 85 万円)以上の現金取引（電子マネーによ

⁵³¹ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 43

⁵³² Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 45

⁵³³ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 6 designated service Table3

FATF 勧告	調査対象国の概要
	る場合も含む。) について TTR の提出 ・IFTI の提出

(出典：各国の法令及び FATF 勧告を基にあずさ監査法人作成)

⑤ 上記①～④を的確に行うための措置

1) 実施すべきプログラム

FATF 勧告

FATF 勧告⁵³⁴及び解釈ノート⁵³⁵は、金融機関に以下の事項を含んだマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策プログラムの実施を求めている

- 適切な法令遵守の管理を含む、内部の方針、手続、及び管理、そして従業員の雇用に当たり高い水準を確保するための適切な審査手続の構築
- 継続的な従業員の訓練プログラム
- 当該プログラムを監視するための独立した監査機能
- 役員レベルにおける法令遵守担当役員(コンプライアンスオフィサー)の任命を含む法令遵守の管理規定
- 子会社及び支店とのリスク管理目的のための情報共有の方針及び手続

各国法令

・米国 (ネバダ州)

米国では銀行秘密法規則⁵³⁶において、カジノ事業者にマネー・ローンダリング対策として以下の事項を含んだプログラムの実施が要求されている。

- 継続的な法令遵守のための内部統制の制度
- 法令遵守の状況に対する内部や外部の評価（なお、評価の範囲や頻度はリスクに応じて決定することとされている）
- 疑わしい取引の把握に関する事項を含む、従業員に対する訓練
- 従業員一人一人の日々の業務における法令遵守
- あらゆる決定に際し、入手可能な全ての情報の使用
- 法令を遵守するために自動化されたシステムの保持

・シンガポール

シンガポールではシンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）⁵³⁷におい

⁵³⁴ FATF 勧告 18

⁵³⁵ FATF 勧告 18 の解釈ノート

⁵³⁶ Bank Secrecy Act Regulation Title31 Act Part1021.210

⁵³⁷ Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2015 17

て、マネー・ローンダリング対策のためのプログラムについて、具体的に以下の事項を含むものを作成することが要求されている。

- 取締役会の承認を得ること
- 従業員へマネー・ローンダリング対策のためのプログラムが通知されること
- 支店を含めた全てのカジノ運営に際して適用すること
- マネー・ローンダリングのリスクを認識、評価、監視、処理及び低減するための方針、コントロール、手続を含むこと
- CDD、文書の保管、プログラムの実施に対する監視、敷居値を超えるリスクの高い取引の防止、法令遵守担当役員の任命、従業員の検査、従業員の訓練に関する手続を含むこと
- 年に一度、内部統制への遵守状況を確認するために独立第三者の監査を受けること

・豪州

豪州ではマネー・ローンダリング及びテロ資金対策法⁵³⁸において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策遵守のため、一般的な事項に関する PART A 及び CDD に関する PART B から構成されるプログラムの保持が要求されている。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策法運用細則⁵³⁹ においてプログラムの具体的な内容について以下の事項が要求されている。

- 適切なリスク評価手続を決定する際に、事業者が認識すべき提供するサービスと関連したマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクに関する事項
- マネー・ローンダリング対策に関する従業員の訓練プログラム
- 従業員評価プログラム(不適切な従業員の発見)
- 経営層の承認と継続的な監督
- 法令遵守担当役員の任命
- 内部又は外部の機関により行われる継続的なレビュー
- AUSTRAC からのフィードバックへの対応
- 海外で事業を営む場合におけるマネー・ローンダリング対策プログラムの適用
- マネー・ローンダリング対策が求める報告義務を遵守するための制度と統制

・英国

英国ではマネー・ローンダリング対策に関する規則⁵⁴⁰において、一般的な金融機関に対してマネー・ローンダリング対策のために以下の業務について書面上でリスクに応じた適切なプログラムと手続を定め、保持することが要求されている。

- CDD の方法

⁵³⁸ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 84

⁵³⁹ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007
8.1.6,8.2.1,8.3.1,8.4.1,8.5.1,8.6.1,8.7.1,8.8.1,8.9.1

⁵⁴⁰ The Money Laundering Regulations 2007 20

- 継続的な監視
- 報告
- 記録の保存
- 内部統制
- リスク評価及び管理
- 法令遵守のための監視と内部におけるコミュニケーション

規制当局による指導

・英国

英国ではマネー・ローンダリング及びテロ資金対策のためのガイダンスにおいてマネー・ローンダリング対策として以下の事項の整備が要求されている。

- 事業に整合したシステムと統制
- 柔軟、効率的、費用対効果の高いリスク評価プロセスの使用
- 経営陣の十分な関与
- システムと統制の定期的な評価
- マネー・ローンダリングやテロ資金供与防止のために必要とされる顧客や取引の記録の保持
- 従業員に対する定期的な訓練
- 規制当局やマネー・ローンダリング対策のために選ばれた職員への協力
- 疑わしい取引への報告によりギャンブリングコミッションとの連携
- マネー・ローンダリング及びテロ資金対策へのフィードバックの実施や他の事業者などによるベストプラクティスの引用

自主的な取り組みによるもの

・米国（ネバダ州）

米国のカジノ事業者においては、内部監査及び外部監査の双方が行われており、外部監査は年に 1 回、内部監査は対象となるパートごとに異なるが年に複数回行われている。

・豪州

豪州のカジノ事業者においても外部監査及び内部監査が行われている。

2) 実施すべきプログラムのまとめ

図表 3-6 調査対象国の概要

FATF 勧告	調査対象国の概要
FATF 勧告は主に以下の事項を含んだマネー・ローンダリング対策プログラムの実施を要求している	調査対象国は、FATF 勧告に基づき、法令や規制当局による指導において、従業員の訓練や監査、法令

FATF 勧告	調査対象国の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の訓練 ・プログラムに対する監査 ・法令遵守担当役員の任命 	<p>遵守担当役員の任命等を含むマネー・ローンダリング対策プログラムを実施することを求めている。</p>

(出典：各国の法令及び FATF 勧告を基にあずさ監査法人作成)

3) 当局による権限

FATF 勧告

FATF 勧告⁵⁴¹は、監督機関が検査権限を含め、金融機関のマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策のための義務の遵守を監督又は監視し、確保するための適切な権限を有することを要求している。

各国法令

・米国 (ネバダ州)

米国では銀行秘密法規則⁵⁴²において、FinCEN の長官 (Director) は事業者が法令に遵守しているか否かを確認するための検査権限を有するとしている。銀行秘密法規則で要求される事項を遵守しているかを検査する権限は連邦通貨監督庁長官等の限定列挙された機関に、カジノに対する検査権限は米国歳入庁長官に付与される⁵⁴³。現地調査の対象となった事業者によると、検査は 2～3 年に 1 度の頻度で行われているとのことである。

銀行秘密法規則で要求される事項に違反した場合の、罰則規定は刑事罰と制裁金が規定されている。また、違反行為が故意か過失かにより、課される罰則の重さが異なっている⁵⁴⁴。

・シンガポール

シンガポールでは、カジノ管理法及びカジノ管理諸規則の下、カジノ規制機構(Casino Regulation Authority:CRA)がカジノに対してマネー・ローンダリング及びテロ資金規制が行われているか検査している。規制当局は必要に応じて検査官を雇い⁵⁴⁵、雇用された検査官はカジノ管理法及び関連諸規則が遵守されているかを検査する権限が与えられている⁵⁴⁶。カジノ管理法^{547,548}においては、「マネー・ローンダリングとテロ資金防止に関する規則」に規定されたマネー・ローンダリングとテロ資金の防止又は検査を行うための顧客管理基準を実施することが要求されている。これに従わない事業者に対し、カジノ規制機構は以下のような措置を取ることができるとしている。

⁵⁴¹ FATF 勧告 27

⁵⁴² Bank Secrecy Act Regulation Title31 Part1010.810(a)

⁵⁴³ Bank Secrecy Act Regulation Title31 Part1010.810(b)(8)

⁵⁴⁴ Bank Secrecy Act Regulation Title31 Part1010.820、830

⁵⁴⁵ Casino Control Act (CHAPTER 33 A) 13

⁵⁴⁶ Casino Control Act (CHAPTER 33 A) 14,15

⁵⁴⁷ Casino Control Act Part VIII CASINO INTERNAL CONTROLS

⁵⁴⁸ Casino Control Act (CHAPTER 33 A) Part III LICENCING OF CASINOS 54

- ライセンスの停止又は認可解除
- 非難文を発行する
- ライセンス期間の変更
- 違反の深刻さに応じた金銭的制裁を課す

・豪州

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策法の下で監査権限を持つ主体は、AUSTRAC の CEO によって認可を受けた職員 (authorized officer) である⁵⁴⁹。現地調査の対象となったカジノによると、AUSTRAC の監査は約 2 年に 1 度の頻度で行われているとのことである。マネー・ローンダリング及びテロ資金対策法は違反事項の規定を置いている⁵⁵⁰。ここで違反事項とされるのは以下のような行為である。

- 虚偽又は誤誘導させる情報・資料の作成
- 適切な顧客識別手続に利用する書類の偽造
- 偽の顧客名や匿名の顧客を利用して指定のサービスを提供又は受け取る行為
- この法律の下での報告書作成義務を忌避するための取引の企画

また、監査に関連した罰則規定として、以下の規定が置かれている。

- 監査権限の行使により確保した資料等を改ざん又は妨害した者は、禁錮 6 ヶ月若しくは罰金 30 ペナルティーユニット⁵⁵¹又はその両方が課される⁵⁵²。
- 認可を受けた職員からのマネー・ローンダリング及びテロ資金対策法の遵守に関する質問への回答又は報告書の作成に関して違反をした者は、禁錮 6 ヶ月若しくは罰金 30 ペナルティーユニット又はその両方が課される。ただし、質問を受けた者又は報告書の作成を求められたものには自己負罪拒否特権が与えられている⁵⁵³。

AUSTRAC の行う監査の他に、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策法⁵⁵⁴において、AUSTRAC は、事業者がマネー・ローンダリング対策に関するリスク評価を怠っているということに合理的な疑いを持てば、監査範囲等を明確にして、事業者に外部監査を受けさせることや、継続的な監視、法律への遵守に関する質問を行い、回答を文書で提出させることができるとしている。外部監査に関する規定に違反した場合には、罰金の他に制裁金が科される⁵⁵⁵。

・英国

英国では、マネー・ローンダリングに関する規則⁵⁵⁶で要求されている事項を事業者が遵守していることを

⁵⁴⁹ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 147(1)(b)

⁵⁵⁰ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 Part 12

⁵⁵¹ 罰金を科す際の単位。ユニット当たりの単価が決められている

⁵⁵² Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 149

⁵⁵³ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 150

⁵⁵⁴ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 PART 13 Division 7

⁵⁵⁵ Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 PART 15 Division 2

⁵⁵⁶ The Money Laundering Regulations 2007 24

担保するために、カジノ事業者に対する規制当局であるギャンプリング委員会は効率的に監視を行うことが義務付けられている。また、マネー・ローンダリング又はテロ資金に関わりがある人物、又はその疑いのある人物について早急に NCA に報告しなければならない。

マネー・ローンダリング及びテロ資金防止のための法執行権限を有するのは、マネー・ローンダリングに関する規則⁵⁵⁷で指定された機関の職員である⁵⁵⁸。当該規則で指定された機関は、金融行為規制機構（FSA、Financial Service Authority）、歳入関税庁長官（the Commissioner for Her Majesty’s Revenue and Customs）、公正取引庁（Office of Fair Trade）のことである。

法執行権限を有する職員が行使できる権限には、カジノ及びその関係者に対して情報提出や出頭を要請する権限、施設への立入り権限、査察権限がある⁵⁵⁹。

この規則の違反者は、禁錮刑又は罰金刑又はその両方が課されるほか、制裁金が課されることになる⁵⁶⁰。制裁金の賦課権限を有するのは、上述した金融行為規制機構、歳入関税庁長官、公正取引庁である⁵⁶¹。

4) 当局による権限のまとめ

図表 3-7 調査対象国の概要

FATF 勧告	調査対象国の概要
FATF 勧告は、監督機関が検査権限を含め、金融機関のマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策のための義務の遵守を監督又は監視し、確保するための適切な権限を有することを要求している。	調査対象国は、法令において、規制当局がマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策を遵守させるために監督権限を保持することを規定している。

（出典：各国の法令及び FATF 勧告を基に必ずさ監査法人作成）

(3) FATF 相互審査

FATF が調査対象国に対して実施した相互審査⁵⁶²の結果について以下(図表 3-8)のように整理を行った。相互審査の基準となる FATF 勧告は 2012 年に新しいものに改定されており、調査対象国のうち、豪州のみが新勧告に基づいて、他の 3 カ国は旧勧告に基づいて相互審査が実施されている。各国の実施時点が異なることから、単純に各国比較はできないが、いずれの国においても、カジノを含む金融機関以外の非特定金融業者及び職業専門家（Designated Non-Financial Business and

⁵⁵⁷ The Money Laundering Regulations 2007 36

⁵⁵⁸ ここでは、英連邦組織のみを記載した。実際に権限を有する機関には、DETI（Department of Enterprise, Trade and Investment in Northern Ireland）も含まれる。

⁵⁵⁹ The Money Laundering Regulations 2007 37-39

⁵⁶⁰ The Money Laundering Regulations 2007 42,45

⁵⁶¹ The Money Laundering Regulations 2007 Section 42(1)

⁵⁶² 各国のマネー・ローンダリング及びテロ資金対策への遵守状況を評価するために、FATF が実施する審査

Professionals; DNFBPs) に関係する勧告については評価が低いことを表す NC(ノン・コンプライアント:非遵守)や PC (パートリー・コンプライアント:部分的に遵守)が多い点が特徴としてあげられており、その概要を以下の表 3-8 にまとめた⁵⁶³。

図表 3-8 調査対象国の概要

旧勧告	12	24
新勧告	22	28
米国 (2006年)	NC リスクの高い顧客に対する EDD の実施、資金洗浄の疑いがあった際の CDD の実施及び PEPs への取扱いに関する規定の作成が法令上、明文化されていないことについて指摘を受けている。	PC 旧勧告 16 (DNFBPs のその他の措置・新勧告 23) に関して、疑わしい取引の報告に関する敷居値について指摘を受けている。
シンガポール (2008年)	相互審査時には、カジノ管理法及びシンガポールカジノ諸規則 (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策)は施行されていない。	
豪州 (2015年)	NC CDD 実施の際の敷居値が、FATF 勧告で要求されている水準を上回ることに ついて指摘を受けている。	NC カジノ事業者へのライセンスを許可している規制当局のマネー・ローンダリング対策への責任が明確になっていないことについて指摘を受けている。
英国 (2007年)	PC 3,000EUR(約39万円)以上の取引について CDD が要求されておらず、顧客と取引の紐付を適切に行っているかについても不明であることについて指摘を受けている。	PC ギャンブル委員会 のマネー・ローンダリング対策への責任が明確になっていないことについて指摘を受けている。

(出典： FATF 勧告の相互審査結果を基にあずさ監査法人作成)

このような背景には、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、まず資金の決済システムへの導入のリスクが懸念されるところ、銀行を中心とした金融機関の対応が焦点となるため、DNFBPs の対応、あるいは DNFBPs に対する規制対応は相対的に優先順位が低くならざるを得なかったことが背景にあると考えられる。

⁵⁶³ 新勧告 22 (旧 12) は DNFBPs の顧客管理措置、新勧告 28 (旧 24) は DNFBPs に対する規制・監督

しかしながら、カジノ・ビジネスは金融類似機能を提供するという認識の下、FATF 相互審査による不備の指摘を解消する方向で、各国は監督の強化を行っている模様である。今回、現地調査を行ったカジノ事業者も、数年前と比較して、規制当局による監視が厳しいものになっていると認識しているようであった。米国では、行政処分という観点でも、従来は銀行が対象となっていたが、カジノに対するケース⁵⁶⁴も目立つようになってきている。処分の理由は、ルール設計上の不備だけではなく、疑わしい取引の届出等の運用上の実効性の不備も含まれ、まさに事業者としてのマネー・ローンダリング防止体制の実効性を問うものとなっている。また、豪州においても、現状、カジノに対するマネー・ローンダリング対策違反に起因する罰則適用事例は無いが、マネー・ローンダリング対策に違反した際の罰則の適用を積極的に行うべきとの指摘を FATF から受けている。

(4)まとめ

適切なマネー・ローンダリング対策のために実施すべき事項や、規制当局がマネー・ローンダリング対策を遵守させるための権限について、調査対象国はおおむね FATF 勧告に基づいた法令整備を行っていた。また、リスク評価に基づいた CDD(カジノ事業者の場合の一見取引は一般的な金融機関よりも敷居値が低くなっている点等)及び疑わしい取引の報告の実施や、その際に入手した記録の保存が法令で要求される点についても同様であった。

一方でこのようなリスク評価に基づくマネー・ローンダリング対策の運用状況は、カジノ事業者ごとに異なっている。CDD の実施を行うケースについても、法令で要求される場合のみでなく、カジノ事業者ごとにリスク評価に応じて行っている。また、疑わしい取引の報告や各国において実施している敷居値取引報告を適切に行うための取引の把握方法も、自動化されたシステムを用いて行う方法やマニュアルにより行う方法など様々である。さらに、禁止している取引やリスクが高いとされている顧客への対応方法も事業者ごとに異なっている。

このような背景には各カジノ事業者がリスク評価の際に作成しているリスクシナリオが、各カジノ事業者がターゲットとしている顧客や各カジノ事業者の地理的な環境などにより異なっていることが考えられる。そのため、各カジノ事業者が適切なリスクシナリオを設定することは、効果的かつ効率的なマネー・ローンダリング対策を行う上で非常に重要であると考えられる。

この点について、豪州のように規制当局の担当者の指導の下でカジノ事業者がリスクシナリオを構築していくことや、他国のカジノ事業者と共同でリスクシナリオを構築する方法も有効である。また、カジノ事業者間での疑わしい取引の事例の共有なども有効であると考えられる。

FATF 勧告に基づいた適切な法令の整備だけでなく、各カジノ事業者がリスクシナリオに対応したコントロールを行うために必要となるマネー・ローンダリング対策を構築していくことが重要であると考えられる。

⁵⁶⁴ 米国 FinCEN による CaesarsPalace(http://www.fincen.gov/news_room/nr/pdf/20150908.pdf) (2015年5月)、Trump Taj Mahal Casino Resort (http://www.fincen.gov/news_room/nr/html/20150306.html) (2015年3月)への指摘事例等を参照。

付録

対訳表

和訳	原文
共通	
企業の社会的責任	Corporate Social Responsibility
金融機関及び特定非金融業者及び職業 専門家	Designated Non-Financial. Businesses and Professions
厳格な顧客管理措置	Enhanced Customer Due Diligence
顧客管理措置	Customer Due Diligence
コンプリメンタリー	Complimentary
重要な公的地位を有する者	Politically Exposed Persons
総ゲーミング収入	Gross Gaming Revenue
資金情報機関	Financial Intelligence Unit
責任あるギャンブリング	Responsible Gambling
病的ギャンブリング	Probable Pathological Gambling
マネー・ローンダリングに関する金融活動作 業部会	Financial Action Task Force on Money Laundering
問題ギャンブリング	Problem Gambling
問題ギャンブラー	Probable Problem gambler
シンガポール	
Citi-SMU 金融能力プログラム	Citi-SMU Financial Literacy Programme
カジノ管理法	Casino Control Act (Chapter 33A)
カジノ規制機構	Casino Regulation Authority
執行委員会	Executive Committee
監査委員会	Audit Committee
予算委員会	Budget Review Committee
行政処分委員会	Disciplinary Committee
人事及び報酬委員会	Human Resource and Remuneration Committee
法規則委員会	Legal and Regulatory Committee
技術委員会	Technology Advisory Committee
ゲーミング技術局	Gaming Technology Division
査察・コンプライアンス局	Inspection & Compliance Division

和訳	原文
調査局	Investigations Division
ライセンス局	Licensing Division
人事局	Human Resource Division
情報通信技術局	Infocomm Technology Division
組織開発局	Corporate Development Division
法務局	Legal Division
政策及び広報局	Policy & Communication Division
カジノのための社会的セーフガード	Casino Social Safeguards
カジノの入場制限及び回数制限に関する統計	Casino Exclusion and Visit Limit Statistics
カジノの入場制限制度の統計の更新	Update on Casino Exclusions and Visit Limit Statistics
家族への教育によるギャンブル依存症管理	Gambling Addiction Management through Education - Family
ギャンブル依存症回復プログラム	Gambling Addiction Recovery Program
教育によるギャンブル依存症管理	Gambling Addiction Management through Education
行政処分	Disciplinary Action
国家依存症管理機構	National Addictions Management Service
財務省	Ministry of Finance
査定団	Committee of Assessors
サポートグループセッション	Support Group Session
暫定的な家族の申請に基づく入場排除	Provisional Family Exclusion Order
社会開発・青年・スポーツ省	Ministry of Community Development, Youth and Sports
社会家庭振興省	Ministry of Social and Family Development
住宅開発庁	Housing Development Board
シンガポールカジノ諸規則	Regulations
シンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）	Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations
シンガポール・ギャンブラーズ・アノニマス	Singapore Gamblers Anonymous
シンガポール居住者の中でのギャンブル活動への参加に関する調査報告書	Report of Survey on participation in Gambling Activities among Singapore Residents

和訳	原文
シンガポール・クルーズ・センター	Singapore Cruise Centre
シンガポール国民のギャンブリング活動への参加に関する調査	Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residents
シンガポール・トータルイゼーター委員会	Singapore Totalisator Board
シンガポール・トータルイゼーター委員会法	Singapore Totalisator Board Act (Chapter 305A)
シンガポールマネージメント大学	Singapore Management University
青少年ギャンブル予防プログラム	Youth Gambling Prevention Programme
青少年向けギャンブル経験のワークショップ	Youth Gambling Experiential Workshop
責任あるギャンブリングに係る規範	Responsible Gambling Code for Casinos
責任あるギャンブリングに関するフォーラム	Responsible Gambling Forum
責任あるギャンブリング認識週間	Responsible Gambling Awareness Week
責任あるギャンブル・プログラム	Responsible Gambling Programme
タイ・ファン・カン・ギャンブル依存症回復センター	Thye Hua Kwan Problem Gambling Recovery Centre
タイ・ファン・カン慈善団体	Thye Hua Kwan Moral Charities
タッチ・サイバー・ウェルネス	TOUCH Cyber Wellness
通貨取引報告書	Cash Transaction Report
内務省	Ministry of Home Affairs
年次検証	Annual Review
フェイ・ユー・コミュニティ・サービス	Fei Yue Community Services
保健省	Ministry of Health
ヘルプライン	National Problem Gambling Helpline
免許所有国際マーケット・エージェント	Licensed International Market Agent
問題ギャンブル国家評議会	National Council on Problem Gambling
問題ギャンブルにおける教育と啓発を通じた家族関係の修復	Families in Recovery through Education and Empowerment on Problem Gambling
レイクサイド・ファミリー・センター	Lakeside Family Services
ワンホープセンター	One Hope Centre
米国共通	
あなたにとっての責任あるギャンブリングとは何ですか？	How Do You Say Responsible Gambling?
アメリカゲーミング協会	American Gaming Association

和訳	原文
科学的アドバイザー委員会	Scientific Advisory Board
確率とは何か？	What Are The Odds?
ギャンブル障害とは何か？	What Is A Gambling Disorder?
銀行秘密法規則	Bank Secrecy Act Regulation
国際ギャンブルカウンセラー認定委員会	International Gambling Counselor Certification Board
責任あるゲーミング全国センター	National Center for Responsible Gaming
責任あるゲーミングについての行動規範	Code of Conduct for Responsible Gaming
責任あるゲーミングの教育週間	Responsible Gaming Education Week
責任あるゲーミングの法規と規則	Responsible Gaming Statutes and Regulations
全国世論調査センター	National Opinion Research Center
全米認定ギャンブルカウンセラー	National Certified Gambling Counselor
全米問題ギャンブル協議会	National Council on Problem Gambling
通貨取引報告書	Currency Transaction Report
米国公認会計士協会	American Institute of Certified Public Accountant
米国連邦政府財務省外国資産管理室	Office of Foreign Assets Control
米国連邦政府財務省の一部局である金融犯罪取締ネットワーク	Financial Crimes Enforcement Network
マネー・ロンダリング対策の遵守状況を検査する検査官のためのマニュアルである銀行秘密法/マネー・ロンダリング対策検査説明書	Bank Secrecy Act/ Anti-Money Laundering Examination Manual
マネー・ロンダリング対策のためのベストプラクティス	American Gaming Association Best Practices for Anti-Money Laundering Compliance
問題あるギャンブリングの認識月間	Problem Gambling Awareness Month
連邦金融機関検査協議会	Federal Financial Institutions Examination Council
米国・ネバダ州	
一般財源	General Fund
行政処分	Disciplinary Action
ゲーミング・コントロール・ボード	Gaming Control Board
総務局	Administration Division

和訳	原文
監査局	Audit Division
法執行局	Enforcement Division
調査局	Investigation Division
税・ライセンス局	Tax & License Division
技術局	Technology Division
限定公開ミーティング	Modified Closed Meeting
公開ミーティング	Open Meeting
従業員登録料	Employee Registration Fees
出版物売上	Publication Sales
代表者	Chair of Board
楽しみが止まる時	When The Fun Stops
ニュー・フロンティア・トリートメント・センター	New Frontier Treatment Center
ネバダ州認定問題ギャンブルカウンセラー	Nevada Certified Problem Gambling Counselors
ネバダ州ギャンブラーズ・アノニマス	Nevada Gamblers Anonymous & Gam-anon
ネバダ州ゲーミング委員会	Nevada Gaming Commission
ネバダ州ゲーミング政策諮問委員会	Gaming Policy Committee
ネバダ州諸規則	Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board
ネバダ州におけるギャンブリングと問題あるギャンブリング	Gambling and Problem Gambling in Nevada
ネバダ州法 463 章	Nevada Revised Statutes 463 Licensing and Control of Gaming
ネバダ州問題ギャンブル協議会	Nevada Council on Problem Gambling
非公開ミーティング	Closed Meeting
保健福祉省	Nevada Department of Health and Human Service
問題ギャンブリングの影響	Impact of Problem Gambling
問題ギャンブリングの解決	Solutions to Problem Gambling
問題賭博諮問委員会	Advisory Committee on Problem Gambling
米国・ニューヨーク州	
重み付け	Value
競馬及び賭博管理委員会	New York State Racing and Wagering Board
公聴会	public comment event

和訳	原文
最低投資額	minimum capital investment
試算財務情報	pro-forma financial information
設置自治体	Host Community Host Municipality
(設置自治体との)合意書	Host Community Agreement(HCA)
周辺自治体	Nearby Municipality
地方議会	Local legislative body
賭博施設設置区域選定委員会	Gambling Facility Location Board
(ニューヨーク州)ゲーミング委員会	New York State Gaming Commission
排他的権利	exclusive right
負債資本比率	debt to equity ratio
北部ニューヨークゲーミング経済開発法	The Upstate New York Gaming Economic Development Act
ライセンス申請の公募	Request For Application(RFA)
連邦米国内先住民ゲーミング規制法	Indian Gaming Regulatory Act
米国・マサチューセッツ州	
拡大ゲーミング法	Expanded Casino Act
緩和	Mitigation
影響を受けるエンターテイメント施設	Impacted live entertainment venues
拡大ゲーミング法	Chapter 194 AN ACT ESTABLISHING EXPANDED GAMING IN THE COMMONWEALTH
換金所	Cashier Cages
経済的便益	Economic Benefit
ゲームセンス情報センター	GameSense Info Center
研究課題	Annual Research Agenda
公衆衛生基金	Public Health Trust Fund
地元業者	Local Vender
社会的影響	Social Impact
十分な情報に基づく意思決定	Informed Decision Making
周辺自治体	Surrounding Community
周辺自治体合意書	Surrounding Community Agreements
清廉性	Integrity
責任あるゲーミング情報センター	Responsible Gaming Information Centre

和訳	原文
責任あるゲーミングのフレームワーク	Responsible Gaming Framework
調査執行局	Investigations and Enforcement Bureau
PLAINRIDGE・パーク・カジノ	Plainridge Park Casino
マサチューセッツ州ギャンブラーズ・アノニマス & ギャマノン	Massachusetts Gamblers Anonymous & Gam-anon
マサチューセッツ州ゲーミング委員会	Massachusetts Gaming Commission
ライセンス部門	Division of Licensing
競馬部門	Division of Racing
調査・実行部門	Investigations and Enforcement Bureau
オンブズマン	Office of the Ombudsman
ゲーミングポリシーアドバイス部門	Gaming Policy Advisory Committee
広報	Office of Communications and Outreach
マサチューセッツ州におけるギャンブリングと問題あるギャンブリング	Gambling and Problem Gambling in Massachusetts : Results of a Baseline Population Survey
マサチューセッツ州のギャンブル行為、見解および需要の評価	Massachusetts Gambling Behaviors, Opinion and Needs Assessment
マサチューセッツ州保健省	Massachusetts Department of Public Health
マサチューセッツ州問題あるギャンブリングヘルプライン	Massachusetts Problem Gambling Helpline
マサチューセッツ州問題ギャンブリング専門家	Massachusetts Problem Gambling Specialist
マサチューセッツ舞台芸術連合	Massachusetts Performing Arts Coalition
問題ギャンブリングサービスのための基金	Problem Gambling Service Fund
背面調査	Background Investigation
ハウスクレジット	House Credit
場所を特定した	Site Specific
パリ・ミューチュアル方式	Parimutuel Betting
プレイ情報管理制度	Play Information Management System
プレイ情報ツール	Play Information Tools
プレイマネジメント制度	Play Management
プレイマネジメントツール	Play Management Tools
本人の申請に基づく入場制限用紙	Voluntary Self-Exclusion Form
メンタルヘルスの緊急性	Mental Health Triage
薬物等（物質）依存サービス局	Bureau of Substance Abuse Services

和訳	原文
ライセンス申請公募-1	RFA-1
ライセンス申請公募-2	RFA-2
リージョン	Region
豪州・共通	
オーストラリア金融取引報告・分析センター	Australian Transaction Reports & Analysis Center
カジノにおける問題あるギャンブラー指標の有効性調査	Validation Study of In-venue Problem Gambler Indicators
家族及び友人のための問題あるギャンブルング支援	Problem Gambling Help for Family and Friends
ギャンブルング・リサーチ・オーストラリア	Gambling Research Australia
ギャンブルにおけるソーシャルメディアの利用	The use of social media in gambling
ギャンブラーの自己支援戦略	Gambler Self-Help Strategies
国際送金取引報告書	International Funds Transfer Instructions
敷居値取引報告	Threshold Transaction Report
社会サービス省	Department of Social Services
生産性委員会	Productivity Commission
双方向ギャンブル	Interactive Gambling
マネー・ローンダリング及びテロ資金対策法	Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act
マネー・ローンダリング及びテロ資金対策法運用細則	Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument
問題ギャンブルング	Problem Gamble
豪州・ニューサウスウェールズ州	
開発企業の貢献	Developer Contribution
開発協定	Development Agreement
カジノ管理法	Casino Control Act
基本協定書	Framework Agreement
金額に見合う価値	Value for Money
公共的芸術、文化発展のための貢献	Public Art and Cultural Development Contribution

和訳	原文
公共の芸術に関連するプログラム	Public art programs
公的機関による賦課	Public Authority Levies
最低税額保証	Tax Guarantees
参加合意書	Participation Agreement
事業者選定のための運営委員会	Steering Committee
実施能力	Capability
新規性	Uniqueness
スタートアップ保証	Start Up Guarantee
制限付きゲーミング・ライセンス	Restricted Gaming License
政府全体への影響	Whole of Government Impact
政府への価値	Value to Government
責任あるゲーミング税	Responsible Gaming Levy
建物外の公共空間	External public spaces
建物の公共スペース	Public space of buildings
提案マネジャー	Proposal Manager
独立酒類ゲーミング機構	NSW Independent Liquor and Gaming Authority
(ニューサウスウェールズ州) インフラ局	Infrastructure NSW
(ニューサウスウェールズ州) 財政局	NSW Treasury
(ニューサウスウェールズ州) 首相・内閣局	NSW Department of Premier and Cabinet
バラंगルーデリバリー公社	Barangaroo Delivery Authority
評価パネル	Assessment Panel
標準化した	Normalized
ベースライン保証	Base Line Guarantee
リスク配分	Risk allocation
リスクを考慮したリターンの適切性	Appropriateness of Return, considering risks
リベートプレイヤー	Rebate Player
豪州・ビクトリア州	
あなたの為に闘う	Fight for You
一般的カウンセリング	General Counselling
オンラインによるヘルプライン	Gambling Help Online
回復プログラム	Recovery Program
賭けて後悔	Bet Regret

和訳	原文
学校における消費者教育	Consumer Education in School
カジノ管理法	Casino Control Act 1991
カジノ（管理規約）法	Casino（Management Agreement） Act 1993
ギャンブル・アルコール規制委員会	Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation
ギャンブル依存症者支援サービス	Gambler's Help Service
ギャンブルはゲームではない	Gambling's Not a Game
ギャンブリング規制法	Gambling Regulation Act 2003
救世軍	Salvation Army
クラウン・メルボルン	Crown Melbourne
警察長官	Chief Commissioner of Police
豪州・カジノ及びリゾート協会	Casinos and Resorts Australian
豪州・ホテル協会	Australian Hotels Association(Victoria)
豪州・ホテル協会の本人の申請に基づく入場排除	Self Excluded Gambler on Line
国際連合薬物犯罪事務所	United Nations Office of Drugs & Crime
国際薬物治療及びリハビリセンター	International Network of Drug Treatment and Rehabilitation Centres
国際危害削減協会	International Harm Reduction Association
子供の賭け	Kid Bet
コミュニティー支援ファンド	Community Support Fund
生産性委員会調査レポート	Productivity Commission Inquiry Report
責任あるギャンブリングに関する経済的なカウンセリング	Financial Counselling (general and Problem Gambling)
責任あるギャンブリング認識週間	Responsible Gambling Awareness Week
責任あるギャンブリングの行動規範	Responsible Gambling Code of Conduct
責任あるゲーミング支援センター	Responsible Gaming Support Centre
責任あるゲーミング・リエゾン事務局	Responsible Gaming Liaison Officers
全豪広告協会	Australian Association of National Advertisers
ターニングポイント	Turning Point Alcohol and Drug Centre
対策担当者	Commercial Raffle Organiser
大臣指示	Ministerial Direction - Responsible Gambling Codes of Conduct
多種の支援策	Many Ways to Get Help

和訳	原文
電子ゲーミング機器	Electronic Gaming Machine
電話によるヘルプライン	Gambler's Helpline
入場制限合意書	Deed of Self-Exclusion
ビクトリア州ギャンブラーズ・アノニマス	Gamblers Anonymous
ビクトリア州責任あるギャンリング財団	Victorian Responsible Gambling Foundation
専門家開発センター	Professional Development Centre
ギャンブル情報局	Gambling Information Resource Office
プレイ・セーフ・リミット	Play Safe Limits
プレコミットメントシステム	Pre-commitment System
法務省	Department of Justice and Regulation
アルコール・ギャンブル局	Office of Liquor, Gambling and Racing
ビクトリア消費関連部署	Consumer Affairs Victoria
ユニティープログラム	Unity Program
英国	
1960 年 賭け行為、ゲーム行為及びくじ法	Betting, Gaming and Lotteries Act 1960
1968 年 ギャンリング法	Gambling Act 1968
2005 年 ギャンリング法	Gambling Act 2005
2006 年 1 月 31 日 各自治体に対するカジノ設置のための入札募集要項	Call for proposals 31 January 2006
運営ライセンス	The operating licence
英国の方針	Statement of National Policy
カジノ設置パネル	Casino Advisory Panel、CAP
金融行為規制機構	Financial Service Authority
ギャンブル委員会	Gambling Commission
国の政策	national planning policy guidance
契約	Terms of reference
ゲーミング委員会	Gambling Commission
公正取引庁	Office of Fair Trade
歳入関税庁長官	the Commissioner for Her Majesty's Revenue and Customs
施設設置ライセンス	The premises licence
市場調査グループ	Market Force

和訳	原文
主要な質問項目	Key Lines of Enquiry(KLOE)headings
シンク 21 ポリシー	Think 21 policy
スモール・カジノ	Small Casino
ソフトウェア・フォー・データ・アナリシス	Software for Data Analysis
大臣指示	Ministerial Direction
地域空間計画	the Regional Spatial Strategy
地域計画機関	the Regional Planning Bodies、RPB
地域コミュニティの便益	Community benefits
地域再生の必要性	Need for regeneration
地域的コンテキスト	Regional Context
地域特性	Type of area
地方議会	Regional Assembly
ナショナル・カジノ・フォーラム	National Casino Forum
特徴的な事象	Unique characteristics
複合的な社会問題	multiple deprivation
複数事業者自己排除スキーム	Multi-Operator Self-Exclusion Scheme
プレイング・セーフ	Playing Safe
文化・メディア・スポーツ省	Department of Culture, Media and Sports
米国連邦政府財務省の一部局である金融 犯罪取締ネットワーク	Financial Crimes Enforcement Network
本人の申請に基づく入場排除スキーム	Voluntary Self-Exclusion Scheme
マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のた めのガイダンス	Money laundering: the prevention of money laundering and combating the financing of terrorism Guidance for remote and non-remote casinos Second edition
マネー・ローンダリング対策のために選ばれた 職員	Nominated Officer
マネー・ローンダリングに関する規則	The Money Laundering Regulations
ミステリー・ショッパー	Mystery Shopper
ライセンス条件及び行動規範	License Conditions and Codes of Practice
ライセンス付与の意思	Willingness to license
ラージ・カジノ	Large Casino
リージョナル・カジノ	Regional Casino
リージョン	Region

和訳	原文
履行可能性	Probability of implementation
韓国	
カンウォン道	Gangwon-Do Provincial Office
カンウォン道開発公社	Gangwon-Do Development Corporation
カンウォンランド依存症ケアセンター	Kangwon Land Addiction Care Center
カンウォンランドカジノ	Kangwon Land Casino
韓国ギャンブラーズ・アノニマス	Korea Gamblers Anonymous
韓国鉱害管理公団	Korea Mine Reclamation Corporation
韓国賭博問題管理センター	Korean Center on Gambling Problem
産業通商資源部	Ministry of trade, Industry and Energy
射幸産業統合監督委員会	National Gambling Control Commission
三陟市	City of Samcheock (Local Government)
旌善郡	Jeongseon-Gun (Local Government)
総粗収益	Gross Gaming Yield
太白市	City of Taebaek (Local Government)
第2次国家総合計画	2nd National Master Plan
文化体育観光部	Ministry of Culture, Sports and Tourism
寧越郡	Yeongwoi-Gun (Local Government)
カナダ・オンタリオ州	
AGCOの自己排除プログラムに係るコンサルへの対応	CAMH Response to AGCO Consultation on Self-Exclusion
アルコール及びゲーミングの規制と市民保護の法律	Alcohol and Gaming Regulation and Public Protection Act, 1996
依存症および精神保健センター	Centre for Addiction and Mental Health
依存症研究基金	Addiction Research Foundation
依存症セラピスト	Addiction Therapist
インナーシティヘルス研究センター	Centre for Research on Inner City Health
オープンアクセスファンド	Open Access Fund
覚書	Memorandum of Understanding
オンタリオ州アルコール及びギャンブル委員会	Alcohol and Gaming Commission of Ontario
オンタリオ州カジノ及び宝くじ公社	Ontario Lottery and Gaming Corporation
マーケティング、コミュニケーション及び利害	Division of Marketing, Communications and

和訳	原文
関係者に関する部署	Stakeholder Relations
研究部	Corporate Research Department
オンタリオ 211	Ontario 211
オンタリオ州子供と若者に対するメンタルヘルスセンター	Ontario Centre of Excellence for Child and Youth Mental Health
オンタリオ州責任あるギャンブリング協議会	Ontario Responsible Gambling Council
オンタリオ州責任あるギャンブリング研究センター	Ontario Problem Gambling Research Centre
オンタリオ州ギャンブリング研究交流局	Gambling Research Exchange Ontario
オンタリオ州研修及び大学等に関する省	Ontario Ministry of Training, Colleges and Universities
オンタリオ州における成人のギャンブリングと問題あるギャンブリング	Gambling and Problem Gambling among Older Adults in Ontario
オンタリオ州のギャンブル依存症問題ヘルプライン	Ontario Problem Gambling Helpline
オンタリオ州問題ギャンブリング研究所	Problem Gambling Institute of Ontario
キッズヘルプ電話	Kids Help Phone
カナダのギャンブリング概説報告書	Canadian Gambling Digest 2012-2013
危機対応番号	Crisis Lines
業界誌「ギャンブリング問題」	Journal of Gambling Issues
ギャンブリング政策フレームワーク	Gambling Policy Framework
ギャンブル依存症：家族のためのガイド	Problem Gambling: A Guide for Families
ギャンブル依存症に係る概括的治療、防止及び研究	Comprehensive Strategy for Treatment, Prevention and Research
クイーンストリートメンタルヘルス施設	Queen Street Mental Health Centre
グッドシェパードセンター	Good Shepherd Centre
クラーク心理学協会	Clarke Institute of Psychiatry
ゲーミング規制法	Gaming Control Act, 1992
ゲーミングのための登録者基準	Registrar's Standards for Gaming
保健及び介護省	Ministry of Health and Long-Term Care
コネックスオンタリオ・ヘルスサービス情報	Connex Ontario Health Services Information
実施から支援：本人の申請に基づく入場制限の進化するベストプラクティス	From Enforcement to Assistance: Evolving Best Practices in Self-Exclusion
自分より年上のギャンブラーの家族をもつ人	The Effects of Treatment Support for Family

和訳	原文
に対する治療支援の効果	Members on Older Adult Gamblers: A Rapid Evidence Assessment for Peel Addiction Assessment and Referral Centre
司法長官	Ministry of Attorney General
情報交換プログラム	Evidence Exchange Program
責任あるギャンリング議会	Responsible Gambling Council
責任あるギャンリングにおける、顧客のインセンティブのベストプラクティス	Insight 2013-Responsible Gambling Best Practices for Player Incentives: Land-based Venues
責任あるギャンリングに関するカナダパートナーシップ	Canadian Partnership for Responsible Gambling
知識共有組織	Knowledge Translation and Exchange
ドンウッド研究所	Donwood Institute
灰色文献	Grey Literature
ハンドブック「ギャンブル依存症：問題とオプション」	Problem Gambling: The Issues, the Options
ピール依存症評価及び参照センター	Peel Addiction Assessment and Referral Centre
本人の申請に基づく入場排除	Self-Exclusion
ミステリーショップ・プログラム	Mystery Shop Program
レーシング委員会に係る法律	Racing Commission Act, 2000
ワールドカフェ	World Café
欧州	
ECA メンバーのための行動規範	Code of Conduct of ECA Members
公衆衛生の専門家	Public Health Professional
世界宝くじ協会	World Lottery Association
責任あるギャンリングの提案ガイド	Responsible Gambling Framework Submission Guide
責任あるギャンブル原則	Responsible Gaming Principles
ゲーム	Games of Chances
証明書	Certification
独立した評価パネル	Independent Assessment Panel
ヨーロッパカジノ協会	European Casino Association
ヨーロッパカジノフォーラム	European Casino Forum

和訳	原文
オランダ	
オランダ・カジノ	Holland Casino
共通の防止的政策	Prevention Policy
責任あるギャンブル政策	Responsible Gambling Policy
中央登録管理制度	Centraal Register Uitsluiting Kansspelen
本人の申請に基づく入場回数制限	Visit Restrictions
本人の申請に基づく入場排除	Admission Bans
ルウェー	
宝くじ	Lotteries
ゲーミング委員会	Gaming Board
ケンコー	Kenko
スポーツ・ベッティング	Sports Betting
双方向映像端末	Interactive Video Terminal
ノルスク・ティッピング	Norsk Tipping
ノルスク・リクスト	Norsk Rikstoto
バーチャル・プライベート・ネットワーク	Virtual Private Network
文化関連省	Ministry of Culture and Church Affairs
ベラゴ	Belago
マルチックス	Multix
フランス	
内務省	Ministry of Interior
ギャンブル施設	Gaming Hall
責任あるギャンブルの奨励プロトコール	Protocole Sur La Promotion Du Jeu Responsible
スイス	
カジノ法	Casino Act

目録（引用した文献、法令等）

（１）シンガポール

Casino Control Act

(<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%22a8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb%22%20Status%3Ainforce%20D epth%3A0;rec=0>)

Casino Control Regulation

(<http://statutes.agc.gov.sg/aol/browse/relatedSLResults.w3p;letter=C;pNum=1;parent=a8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb;resUrl=http%3A%2F%2Fstatute s.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FtitleResults.w3p%3Bletter%3DC%3Btype%3D actsAll;type=actsAll>)

Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 2013

(<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId %3Ab1d5a05e-5a7a-4958-9261-0579b598bc38;rec=0>)

National Council of Social Service “List of Helplines”

(<https://www.ncss.gov.sg/documents/LIST%20OF%20HELPLINES%20200513.p df>)

National Council on Problem Gambling “Annual Report 2013/2014”

(https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/NCPG%20Annual%20report_Final_HRa.pdf)

National Council on Problem Gambling “Survey on participation in Gambling Activities among Singapore Residents 2014”

(http://www.ncpg.org.sg/en/pdf/2014%20NCPG%20Gambling%20Participation %20Survey_FINAL.pdf)

National Council on Problem Gambling “Casino Exclusion and Visit Limit Statistics”

([http://www.ncpg.org.sg/en/pdf/Exclusion%20and%20Visit%20Limit%20Statisti cs%20for%20Media%20Release%20\(as%20at%2030%20Sep%202015\).pdf](http://www.ncpg.org.sg/en/pdf/Exclusion%20and%20Visit%20Limit%20Statisti cs%20for%20Media%20Release%20(as%20at%2030%20Sep%202015).pdf))

The social, economic, and environmental impacts of casino gambling on the

residents of Macau and Singapore

(<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0261517714002441>)

(2) 米国

American Gaming Association “Code of Conduct for Responsible Gaming”

(2015年10月時点でインターネット上削除されており、リンク先なし)

American Gaming Association “Responsible Gaming Statutes and Regulations”

(https://www.americangaming.org/sites/default/files/research_files/statutes_and_regs_final_091709.pdf)

National Center for Responsible Gaming “2014 Annual Report”

(http://issuu.com/ncrg/docs/2014ncrg_annual_report_final)

National Council on Problem Gambling “2013 National Survey of Problem Gambling Services”

(<http://www.ncpgambling.org/wp-content/uploads/2014/08/2013NationalSurveyofProblemGamblingServices-FINAL.pdf>)

Impacts of Wilmot Casino on Primary Impact Area - Emphasis on Socioeconomic & Public Safety

(<https://gaming.ny.gov/pdf/Redacted%20RFA%20Applications/Lago%20Resort%20&%20Casino/Revised%20Redacted%20102014/Lago%20Resort%20&%20Casino%20SubBinder%201%20REDACTED%2010.23.14.PDF>)

Why Casinos Matter - Thirty-One Evidence-Based Propositions from the Health and Social Sciences

(<http://www.americanvalues.org/gambling/>)

GAMBLING IMPACT STUDY

(http://www.leg.state.fl.us/GamingStudy/docs/FGIS_Spectrum_28Oct2013.pdf

)

NEW HAMPSHIRE Gaming Study Commission Final Report

[\(http://www.nh.gov/gsc/\)](http://www.nh.gov/gsc/)

Gambling in America: Costs and Benefits

(書籍のためリンク先なし)

Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on
Commonwealth of Massachusetts

<http://www.mass.gov/hed/docs/eohed/ma-gaming-analysis-final.pdf>

Social Costs Of Gambling: A Comparative Study Of Nutmeg And Cheese State
Gamblers

<http://digitalscholarship.unlv.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1209&context=grnj>

National Gambling Impact Study Commission - Final Report

<http://govinfo.library.unt.edu/ngisc/reports/finrpt.html>

GAMBLING IMPACT AND BEHAVIOR STUDY

<http://www.norc.org/PDFs/publications/GIBSFinalReportApril1999.pdf>

(3) 米国・マサチューセッツ州

AN ACT ESTABLISHING EXPANDED GAMING IN THE COMMONWEALTH

<https://malegislature.gov/Laws/SessionLaws/Acts/2011/Chapter194>

Massachusetts Gaming Commission “Responsible Gaming Framework”

<http://massgaming.com/wp-content/uploads/Responsible-Gaming-Framework-v1-10-31-14.pdf>)

Massachusetts Council on Compulsive Gambling “Massachusetts Gambling
Behaviors, Opinion and Needs Assessment”

<http://50.87.144.117/~mccg/wp-content/uploads/2014/01/Massachusetts-Gambling-Behaviors-Opinions-and-Needs-Assessment-FINAL.pdf>

SEIGMA “Gambling and Problem Gambling in Massachusetts : Results of a Baseline

Population Survey"

(http://www.umass.edu/seigma/sites/default/files/SEIGMA%20Baseline%20Survey%20Report_Final.pdf)

Everett-Wynn "City of Everett – Wynn Host Community Agreement"

(<http://massgaming.com/wp-content/uploads/Host-Agreement-between-Everett-and-Wynn.pdf>)

Springfield-MGM "City of Springfield - MGM Host Community Agreement"

(<http://massgaming.com/wp-content/uploads/Springfield-Host-Community-Agreement.pdf>)

Massachusetts Gaming Commission - Wynn "Agreement to Award the Category1 License in Region A to Wynn MA, LLC"

(<http://massgaming.com/wp-content/uploads/Springfield-Host-Community-Agreement.pdf>)

Massachusetts Gaming Commission - Blue Tarp redevelopment

"Agreement to Award a Category1 License to Blue Tarp Redevelopment, LLC"

(<http://massgaming.com/wp-content/uploads/Springfield-Host-Community-Agreement.pdf>)

Massachusetts Gaming Commission "RFA-2 Application For a Category1 or Category2 Gaming License"

(<http://massgaming.com/wp-content/uploads/RFA-2-Application.pdf>)

MGM Springfield "MGM Additional Commitment Status Report"

(http://www.springfield-ma.gov/planning/fileadmin/Planning_files/Addition%20Commitment%20Status%20Report%20WITH%20EXHIBITS%20-%20FINAL.pdf)

MGM - City of Chicopee "Surrounding Community Agreement"

(<http://massgaming.com/wp-content/uploads/Chicopee-Surrounding-Community-Agreement.pdf>)

Commonwealth of Massachusetts "Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts"

(<http://www.mass.gov/hed/docs/eohed/ma-gaming-analysis-final.pdf>)

Blue Tarp reDevelopment (MGM) "Traffic Impact and Access Study"

(https://www.springfield-ma.gov/planning/fileadmin/Planning_files/casino/proposals/mgm/4-Appendix_3_Traffic_Study.pdf)

State of Florida Legislature "Gambling Impact Study Section B: Assessment of Potential Changes to Florida Gaming Industry and Resulting Economic Effects"

(http://www.leg.state.fl.us/GamingStudy/docs/SpectrumGamingGroup_FGS_3rd DRAFT.pdf)

Massachusetts Gaming Commission "Wynn MA, LLC Applicant for a Category 1 Gaming License Report of Suitability of Applicant Entities and Individual Qualifiers"

(<http://massgaming.com/wp-content/uploads/Wynn-MA-LLC-Suitability.pdf>)

(4) 米国・ネバダ州

Nevada Revised Statutes 463 Licensing and Control of Gaming

(<https://leg.state.nv.us/nrs/NRS-463.html>)

Regulations of the Nevada Gaming Commission and Nevada Gaming Control Board

(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=51>)

Nevada Department of Human Resources "Gambling and Problem Gambling in Nevada"

(<http://www.nevadacouncil.org/wp-content/uploads/2014/08/NV-Prevalence-Study-Adults-2002.pdf>)

(5) 米国・ニューヨーク州

New York State Government "The Upstate New York Gaming Economic Development Act"

(<https://legiscan.com/NY/text/A08101/id/865810>)

United States Congress "Indian Gaming Regulatory Act"

(<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/25/chapter-29>)

New York State Government "Chapter 60 of the Laws of 2012 as part of the 2012/2013 Enacted State Budget"

(<http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:BJSWRFx-adgJ:https://nysosc9.osc.state.ny.us/product/mbrdoc.nsf/6339293dcb6fa2de8525689e005203d7/a9a60eb610037325852579db005d7d6c/%24FILE/LAWS%2520OF%2520THE%2520STATE%2520OF%2520NEW%2520YORK%2520-%2520CHAPTER%252060%2520OF%25202012.docx+%&cd=1&hl=ja&ct=clnk&gl=jp>)

New York Gaming Facility Location Board "REQUEST FOR APPLICATIONS TO DEVELOP AND OPERATE A GAMING FACILITY IN NEW YORK STATE" (1 回目の選定)

(<https://gaming.ny.gov/pdf/RFA%203.31.14.pdf>)

New York Gaming Facility Location Board "REQUEST FOR APPLICATIONS TO DEVELOP AND OPERATE A GAMING FACILITY IN NEW YORK STATE" (2 回目の選定)

(<https://gaming.ny.gov/pdf/03.23.15.RFA.PDF>)

New York Gaming Facility Location Board "Report and Findings of the New York Gaming Facility Location Board" (1 回目の選定)

(<https://www.gaming.ny.gov/pdf/02.27.15.GFLBFinalAppendicesWebSmall.pdf>)

New York Gaming Facility Location Board "SELECTION OF THE NEW YORK GAMING FACILITY LOCATION BOARD" (2 回目の選定)

(<https://www.gaming.ny.gov/pdf/10.14.15.GFLBSelection.pdf>)

Orange County Government "Upstate New York gaming economic development act"

(http://www.orangecountygov.com/filestorage/124/1362/16386/Upstate_NY_Gaming_Development_Act_Info.Present.pdf)

Town of Tyre "Host Community Agreement"

(http://www.tyreny.com/pdfs/forms/casino_related/Host_Community_Agreement.pdf)

Town of Tyre "RESOLUTION OF THE TOWN BOARD"

(http://www.tyreny.com/pdfs/forms/casino_resolutions/1_SEQRA_Resolution.pdf)

Lago Resort & Casino / Wilmot Casino & Resort by Wilmorite, Inc. "Lago Resort & Casino Application"

(<https://gaming.ny.gov/gaming/lago.php>)

Times union "Time Union Research"

(<http://www.timesunion.com/local/article/Game-of-casinos-includes-Saratoga-4540715.php>)

(6) 豪州・ニューサウスウェールズ州

Casino Control Act 1992

(<http://www.legislation.nsw.gov.au/maintop/view/inforce/act+15+1992+cd+0+N>)

Casino Control Regulation 2009

(<http://www.legislation.nsw.gov.au/maintop/view/inforce/subordleg+425+2009+cd+0+N>)

NEW SOUTH WALES Independent Liquor & Gaming Authority HP

(<http://www.ilga.nsw.gov.au/casino>)

NEW SOUTH WALES Government "Unsolicited Proposals - Guideline for Submission and Assessment"

(<http://www.nsw.gov.au/sites/default/files/miscellaneous/Updated-Unsolicited-Proposals-Guide-February-2014.pdf>)

NSW Unsolicited Proposals Steering Committee "Assessment of Crown and Echo Proposals Summary of Findings"

(http://www.nsw.gov.au/sites/default/files/steering-committee-report_0.pdf)

Independent Liquor & Gaming Authority, Crown Resorts(Group) "(Amended and Restated) Framework Agreement"

https://www.nsw.gov.au/sites/default/files/framework-agreement-amended-re-stated_0814.pdf

NEW SOUTH WALES Government "Stage 3 Outcomes and Transaction Summary Unsolicited Proposal: Crown Sydney Hotel Resort"

https://www.nsw.gov.au/sites/default/files/crownstage_3outcomesandtransactionsummary.pdf

NEW SOUTH WALES Government "Stage 3 Outcomes and Transaction Summary Unsolicited Proposal: Crown Sydney Hotel Resort"

https://www.nsw.gov.au/sites/default/files/crownstage_3outcomesandtransactionsummary.pdf

Independent Liquor & Gaming Authority "Report of Investigation pursuant to Section 31 of the NSW Casino Control Act 1992"

http://www.ilga.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/42788/2003-Section-31-Investigation-Final-Report-December-2003.pdf

(7) 豪州・ビクトリア州

Gambling Regulation Act 2003

http://www5.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/gra2003190/

Casino Control Act 1991

http://www.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/cca1991166/

Casino (Management Agreement) Act 1993

http://www5.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/caa1993238/

Ministerial Direction – Responsible Gambling Codes of Conduct

http://assets.justice.vic.gov.au/vcglr/resources/198fb5bc-7192-4e8d-9ae4-6d670321918f/ministerial_direction_respgamblingcodeconduct.pdf

Ministerial Direction – Self-exclusion Program

<https://assets.justice.vic.gov.au/vcglr/resources/7139924b-34e4-4a7c-a43d-bc>

32357b1696/ministerial_direction_self_exclusionprogram.pdf)

Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation "Fifth Review of the Casino Operator and Licence "

(http://assets.justice.vic.gov.au/vcglr/resources/4c34823f-c998-40a3-99c6-f49bdabb22cf/report_fifth+casinoreview_finalreport_lo-res-version.pdf)

Victorian Responsible Gambling Foundation "Annual Report 2013-2014"

(http://www.responsiblegambling.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0017/11663/Victorian-Responsible-Gambling-Foundation-2013-2014-Annual-Report.pdf)

Productivity Commission "Productivity Commission Inquiry Report"

(http://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0003/137280/infrastructure-volume1.pdf)

(8) 英国

Gambling Act 2005 CHAPTER19

(http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2005/19/pdfs/ukpga_20050019_en.pdf)

Casino Advisory Panel "Final report of the Casino Advisory Panel"

(http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20090213101914/http://culture.gov.uk/cap/publications/finalreportcap_300107.pdf)

Manchester City Council "A Proposal to License a Regional Casino at Sportcity, East Manchester"

(<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20080727112802/http://www.culture.gov.uk/cap/proposals/Manchester.pdf>)

Communities and Local government UK "A review of the alternative approaches to regional casino-led regeneration"

(<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20121103114546/http://www.communities.gov.uk/documents/regeneration/pdf/703867.pdf>)

Gambling Commission "Licence Conditions and Codes of Practice"

(<http://www.gamblingcommission.gov.uk/pdf/Latest-LCCP-and-Extracts/Licence->

[conditions-and-codes-of-practice.pdf](#))

National Casino Forum “Playing Safe One Year On”

(<http://www.nationalcasinoforum.co.uk/wp-content/uploads/2015/03/ps1y.pdf>)

(9) カナダ・オンタリオ州

Ontario Lottery and Gaming Corporation “Annual Report 2013-2014”

(http://www.olg.ca/assets/documents/annual_report/annual_report_13-14.pdf

)

Ontario Lottery and Gaming Corporation “Business Plan 2014-2015”

(http://www.olg.ca/assets/documents/business_plan/biz_plan_14-15.pdf)

Ontario Lottery and Gaming Corporation “Responsible Gaming- Policies and Programs”

(http://www.olg.ca/assets/documents/responsible_gaming/policies_and_programs.pdf)

Responsible Gambling Council Canadian Centre on Substance Abuse “Gambling and Problem Gambling among Older Adults in Ontario”

(<http://www.responsiblegambling.org/docs/research-reports/gambling-and-problem-gambling-among-older-adults-in-ontario.pdf?sfvrsn=10.Last>)

(1 0) 韓国

一般財団法人自治体国際化協会 “韓国の射幸産業について”

(<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/407.pdf>)

ギャンブルによる社会問題に関する研究結果

(<http://www.ngcc.go.kr/NGCC.do>)

(1 1) 欧州

European Casino Association “Code of Conduct of ECA Members”

(http://www.europeancasinoassociation.org/fileadmin/user_upload/pdf/ECA_code_of_conduct_lowres_FINAL.pdf)

European Casino Association “ECA’s European Casino Industry Report 2014”

(http://www.europeancasinoassociation.org/fileadmin/user_upload/Home_About_ECA/ECA_2014_European_Casino_Report.pdf)

World Lottery Association “Responsible Gambling Framework Submission Guide”

(http://www.world-lotteries.org/cms/images/pdf_member/rfg-14/submission-guide/WLA-Submission-Guide_En.pdf)

Gerhard Meyer, Tobias Hayer, Mark Giffiths “Problem Gambling in Europe”

(書籍のためリンク先なし)

(12) オランダ

Jellinek “Ten years of Responsible Gambling Policy at Holland Casino-RGP Preventive & protective measures”

([http://greo.ca/sites/default/files/documents/Bes%20\(2002\)Ten%20years%20of%20responsible%20gambling%20policy.pdf](http://greo.ca/sites/default/files/documents/Bes%20(2002)Ten%20years%20of%20responsible%20gambling%20policy.pdf))

Holland Casino “Towards a level playing field in responsible gambling”

(http://www.easg.org/media/file/helsinki2014/presentations/05_thursday_parallel/03/isabel_van_enckevort.pdf)

(13) ノルウェー

Norsk Tipping “The Norwegian story- with a happy ending?”

(<http://www.responsiblegambling.org/docs/discovery-2012/the-norwegian-story---with-a-happy-ending-.pdf?sfvrsn=12>)

Norwegian Ministry of Culture and Church Affairs “Action plan to prevent problem gaming and problem gambling (2009-2011)”

(<https://lottstift.no/lotteritilsynet/files/2011/08/Action-plan-2009-2011.pdf>)

(14) スイス

Jörg Häfeli “The current state of Gambling in Switzerland”

(http://www.easg.org/media/file/conferences/novagorica2008/thursday/1610-ses4/heafeli_jorg.pdf)

(15) 日本

カジノ解禁はいつか…巨大プロジェクト「IR」始動、経済効果は計り知れず

(<http://www.sankei.com/premium/news/150101/prm1501010002-n1.html>)

リサーチ TODAY : カジノ開設の経済効果は 3.7 兆円と大きい

(<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/today/rt141014.pdf>)

統合型リゾート (IR) 開設の経済波及効果

(http://www.dir.co.jp/consulting/theme_rpt/public_rpt/local-rev/20141003_009009.pdf)

日本のカジノは、最大 2.2 兆円産業になる-カジノは圧倒的な競争力を持つギャンブル

(<http://toyokeizai.net/articles/-/45779>)

ジャパン・カジノ・ビッグバン

(2015 年 10 月時点でインターネット上削除されており、リンク先なし)

It's raining Yen! Japan could be another Macau

([https://www.clsa.com/assets/files/reports/Its-Raining-Yen!-\(Japan-could-be-another-Macau\)-20140224.pdf](https://www.clsa.com/assets/files/reports/Its-Raining-Yen!-(Japan-could-be-another-Macau)-20140224.pdf))

東京/大阪の大都市 IR は世界最大のカジノ施設へ。セガサミー/GENS/LVS/WYNN 買い

(2015 年 10 月時点でインターネット上削除されており、リンク先なし)

Global Gaming Rising Sun to outshine Vegas: Japan Set to Launch Casinos

(<https://ir.citi.com/nH%2bjeOG8eAc2LiE1I7z0x4gdRvtn7w%2bHOTY2c6mXV3FZoe26r3kOI3DPvcPmf0%2bWckNUh2%2fvTc8%3d>)

新たな成長を実現する大規模 MICE 施設開発に向けて
～国際競争力と情報発信力の強化、観光立国の実現のために～
(http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/060_honbun.html)

カジノ開設の経済効果
(http://ouc.daishodai.ac.jp/profile/outline/shokei/past_review.html)

北海道型 IR 検討調査報告書
(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/IR_report_abstract2.pdf)

千葉県 カジノ・MICE 機能を含む複合施設の導入検討調査 報告書 概要版
(http://www.pref.chiba.lg.jp/kuushin/ir/documents/ir_chousa_gaiyou.pdf)

横浜市 IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり
(<http://www.city.yokohama.lg.日本/seisaku/seisaku/irhoukoku.pdf>)

沖縄県 平成 24 年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書
(<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/kikaku/report/casino/documents/chapter1-1.pdf>)